

原子力災害対策指針の改正案（屋内退避の運用、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度）に対する意見公募の結果及び改正案の決定

令和 7 年 9 月 10 日

原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

本議題は、原子力災害対策指針（以下「指針」という。）の改正案に関する意見等に対する考え方につき了承を得ることについて諮り、指針の改正案の決定について付議するものである。

2. 経緯

令和 7 年度第 15 回原子力規制委員会（令和 7 年 6 月 18 日）において、指針及び原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件（以下「指定要件」という。）の改正案が了承されるとともに、指針の改正案に対する意見公募を実施することが了承された。これを踏まえ、指針の改正案について行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募を実施した。その結果は以下のとおり。

3. 意見公募の実施結果等

- （1）実施期間：令和 7 年 6 月 19 日から同年 7 月 18 日まで
- （2）実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送
- （3）指針の改正案に関する意見（以下「提出意見」という。）：103 件¹

4. 提出意見等に対する考え方（委員会了承事項）

提出意見に対する考え方について、別紙 1 のとおり了承いただきたい。

また、原子力災害対策に関連する意見に対する考え方について、別紙 2 のとおり了承いただきたい。

5. 指針の改正（委員会決定事項）

提出意見及び原子力規制庁内における確認結果を踏まえて記載内容の適正化を行った指針の改正案について、別紙 3 のとおり決定いただきたい。

なお、改正後の指針は、公表の日から適用することとする²。また、改正後の指定要件は、改正後の指針の公表の日から施行することとする。

¹ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の行政手続法に基づく意見公募において、提出意見には該当しないが原子力災害対策に関連する意見は 41 件（同算出方法に基づく。）であった。

² 従来、改正した指針は委員会決定日を適用日とすることを基本としてきたが、今後、指針の改正に当たっては、公表の日以降に適用することとする。

6. 今後の予定

指針の改正については、原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 6 条の 2 第 3 項の規定に基づき、官報への掲載等を行う方法により、公表する(意見公募の結果については、電子政府の総合窓口 (e-Gov) にて公示する。)

また、指定要件の改正については、原子力規制委員会ウェブサイトへの掲載を行う方法により公表するとともに、関係地方自治体への情報共有も行う。

7. その他

今後、令和 7 年度第 1 回原子力規制委員会(令和 7 年 4 月 2 日)において報告を行った「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書」の内容を踏まえて、屋内退避の具体的な運用の考え方を記載した関連資料案を作成し、原子力規制委員会に諮る予定である。

<資料一覧>

別紙 1 原子力災害対策指針の改正案についての提出意見及び考え方(案)

別紙 2 原子力災害対策に関連する意見及び考え方(案)

別紙 3 原子力災害対策指針の改正案

参考 1 原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件の改正案

参考 2 令和 7 年度第 15 回原子力規制委員会 資料 2(抄)

原子力災害対策指針の改正案についての提出意見及び考え方（案）

年 月 日

<目次>

1-1. 屋内退避の考え方に関する提出意見	4
1-2. 原子力災害拠点病院等の要件確認頻度の見直しに関する提出意見	60
1-3. PAZ の屋内退避に関する提出意見	66
1-4. 屋内退避の継続に関する提出意見	74
1-5. 屋内退避から避難への切替えに関する提出意見	80
1-6. 屋内退避中の情報提供に関する提出意見	84
1-7. 屋内退避中の一時的な外出に関する提出意見	85
1-8. 複合災害時における屋内退避に関する提出意見	92
1-9. その他の提出意見	119

1-1. 屋内退避の考え方に関する提出意見		
整理番号	提出意見	考え方
		1-1 の提出意見に対する共通の考え方 原子力災害対策指針は、被ばく線量をゼロにすることを目指すのではなく合理的に達成できる限り低くすると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑えることが必要であるとの考え方に立っており、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓も踏まえて、例えば、発電用原子炉施設からおおむね 5km 以上の距離のある UPZ では、被ばくのリスクを低減し、避難行動による危険を避けるためにもまずは屋内退避をすることを基本としています。
1-1-1	(1) 屋内退避の運用を改正する目的（資料 2 の P1 の下から 6 行目） 「屋内退避を実施することが主要な防護措置であることを明確にする」ことが改正の目的であるとしているが、屋内退避とはすなわち被災者を避難させずに汚染地区に放置して被ばくをさせることである。防護措置と言いながら、具体的な措置は何もせず、あたかも適切な措置をしているかのように見せかけて、国の不作為を正当化するような改正は、実は改悪であり認められない。	(1-1-1 の提出意見に対する追加的な考え方) - PAZ の屋内退避の考え方については、1-3 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 - なお、今回の改正は、屋内退避の運用に関する検討結果を原子力災害対策指針に反映させるとともに、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度を見直した

屋内に退避しても汚染物からの放射線を全て遮蔽することは不可能であるから、建物によっていくらか線量は下がるかもしれないが、被災者が被ばくすることは避けられない。屋内退避しても被ばくは避けられないのであり、被災者の被ばくを避けるには、汚染地区から被災者を避難させるしかないのである。 (2) 屋内退避を実施する理由（改正案 P17 の 13 行目） 「自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施する」としているが、福島の実験の経験を踏まえれば、避難計画を立てる上で自然災害や健康状態を考慮するのは当然である。福島の実験では自然災害や健康状態を考慮した避難計画がなかったから、悲惨な被害の拡大を招いた。その反省を踏まえ、自然災害や健康状態を考慮した避難計画を立てるのが国と自治体の責務である。 自然災害や健康状態を考慮した避難計画が立てられないからといって、被災者を汚染地区に放置して被ばくをさせる屋内退避のような措置を持ち出すのは避難計画とは言えず、国と自治体の責任の放棄にほかならない。 屋内退避を防護措置と称して持ち出したのは、避難計画の作成のハードルを下げて、原発の運転差し止め訴訟（例えば、広域避難計画の不備を理由に原発の運転を差し止めた 2021 年 3 月の水戸地裁判決）に対処する意向と推測されるが、そのために被災者を汚染地区に放置して被ばくをさせてよいはずはない。 なお、この文の後半の「屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施する」は、同じことを繰り返している（いわゆるトートロジー）だけで、論理的な文章ではない。 (3) 屋内退避時の OIL に基づく防護措置（改正案 P13 の 17 行目、P32 の表 3） 全面緊急事態では、「緊急時モニタリングの結果等を踏まえて、OIL に照らして必要な場合には、UPZ 又は UPZ 外においても、OIL に基づく防護措置として、避難や一時移転、飲食物摂取制限等の防護措置を行う」としているが、これ以降の記述において、OIL1 と OIL2 に基づく措置の記述はあるものの、OIL4 に基づく措置の記述がない。 表 3 において、OIL4 も緊急防護措置として定められているのであるから、OIL4 に基づいて、屋内退避中の被災者全員に対し、皮膚の汚染の測定を所定の検出器（GM サーベイ	めに所要の改正を行うものであり、他の御意見は原子力災害対策全般に関連する御意見として、今後の参考にさせていただきます。
--	--

メーター）を用いて行うべきであり、屋内退避を解除する場合も同様に被災者全員に対して汚染の測定を行うべきである。

なお、現行の OIL4 の検査方法（指針本文の P28）では、車両、代表者、全員、の順に検査すると定められているが、プルームに汚染した個人の全身被ばくを、プルーム通過後にチャーターした車両の外面で代表できるわけではなく、全く不合理で非科学的な検査方法であるから、この指針本文についても修正が必要である。

また、測定記録はその場で被災者に渡すべきである。

表 3 に規定されている OIL4 の初期設定値 13,000cpm は、甲状腺被ばく量 100mSv に相当する値であり、個々の被災者が甲状腺被ばく量を的確に把握できるように、測定記録はその場で被災者に渡さなければならない。

令和 4 年度第 41 回委員会（2022.9.28）において「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」の制定が議論されたとき、測定の記録について、次のようなやり取りが交わされている。

・山中伸介委員長：（線量測定の結果を）お知らせするということは、迅速性・確実性の観点からしないという方向で進められると思うのですが、記録は残るのか、あるいは記録まで残らないのか、その辺りはいかがですか。

・高橋裕輔内閣府政策統括官（原子力防災担当）：今回の避難退域時検査の方は、基準値を上回るか、以下か以上かというような、そういった点検をするものでございますので、そういった通行証として検査しましたよということはお渡しするのですが、そこまでという形になっております。実施主体の側で保存するということにはなってございません。

この委員会は山中伸介にとって委員長に着任後の最初の回であり、線量測定記録を残すのが当然という一般社会人としての常識を持って臨んでいたことが映像からも窺えるが、高橋裕輔は線量測定の記録を通行証の発行とすり替えて、線量測定記録は残さないと断言しており、山中伸介もそれで引き下がっている。

福島事故の時も線量測定の記録が意図的に隠されているが、内閣府はさらに、今後は線量測定の記録自体をとらないように策略していることがわかる。

このような姿勢の内閣府に対し、原子力規制委員会は、事故の歴史的な検証が可能となるように、0IL4に基づく検出器による線量測定を屋内退避の前後において被災者全員に対して確実に行之、その記録を残すように、毅然とした対応をしていただきたい。

このままでいくと、内閣府は表 3 から 0IL4 に関する記述を削除するのではないかとと思われる。

(4) 指針の間違いと被ばくの隠蔽工作（改正案 P32 の表 3 など）

表 3 の 0IL4 の初期設定値 13,000cpm は除染の指標ではなく、甲状腺被ばくの指標であることは、これまでのパブコメの度に何度も指摘してきたが、いつも規制委は、「今回の改正箇所に対するコメントではない」として、「御意見は、原子力災害対策全般に関連する御意見として、今後の参考にさせていただきます」と言い訳して、回答を逃がっている。

直近では、令和 6 年度第 31 回（2024.9.11）の資料 2「原子力災害対策指針等の改正案（原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設）に対する意見公募の結果及び改正案の決定」の 6 ページの整理番号 3 に、私のパブコメと規制委の言い訳け〔注：原文ママ〕が示されている。

一部の改正箇所に関わるコメントよりも、指針全体に対するコメントの方が重要であることは言うまでもなく、しかも、個人的な意見ではなく、誰にでもわかる技術的な間違いの指摘であるから、まず最初に回答するのが当然である。

今回も、この間違いの指摘に対し、「提出意見に該当しない」として、回答しないのであろうか。このような状況が続くと、規制委員会もそのうち 0IL4 を削除するのではないかとと思われる。

私が指摘してきた指針のまちがいと被ばくの隠蔽工作については、上記（令和 6 年度第 31 回の資料 2）で詳しく指摘した。

資料 2 では、私だけでなく多くの人が同様な指摘をしているが、要約すると、指針の間違いは、（1）13,000cpm は原子力安全研究協会の「緊急被ばく医療の知識」に基づき、甲状腺被ばくの指標として定められた値であり、皮膚の被ばくに対する除染の指標ではない、（2）13,000cpm は、安定ヨウ素剤の投与の指標を 100mSv として求められた値であるが、100mSv は大人の副作用のデータを用いて算定した値であり、18 歳以下の子ど

	ものデータを正しく用いれば投与の指標は10mSv 以下になるので13,000cpm は1,300cpm としなければならない、の2 か所である。 また、被ばくを隠蔽する工作は、(1) 個人の汚染測定を車の外面の測定で代用している、(2) 測定結果を被災者に知らせない、(3) 有意な測定ができない甲状腺モニタリングを行うことにしている、(4) 甲状腺モニタリング対象者を少数に制限している、(5) GM サーベイメータによる汚染の確認はしない、(6) 可搬型甲状腺モニタは整備されず、詳細測定は強化されていない、の6 か所である。 規制委員会には適切な回答をお願いしたい。 (5) 指針全体について(指針本文 P1 の下から1 行目) 指針の前文において、「本指針は、前記の旧指針及び「中間とりまとめ」の内容を精査し、(中略) 定めたものである」としているが、ここで引用されている原子力安全委員会の「中間とりまとめ」には、「個人の被ばく線量評価を実施し、大勢の避難住民を漏れなく適切にスクリーニングする方策を整備すべきである」と提言されている。 多くの批判のある原子力安全委員会であるが、真摯な反省をこめた最後の提言は尊重されるべきであり、今の原子力規制委員会は、この提言と全く正反対に、被災者の被ばくの隠蔽に加担していることを深く恥じなければならない。	
1-1-2	「屋内退避」と言えば聞こえはいいですが、台風とかゲリラ豪雨ならまだしも、原発事故では、対策になっていない、本質的におかしいと思います。原発事故が起これば一刻も早く放射能の届かないところへ避難しなければなりません。それが鉄則です。「屋内退避」というのは、結局地元の方たちを置き去りにして犠牲にしてもかまわない、という発想です。根本的な見直しがぜひとも必要です。	
1-1-3	●避難指示のタイミングと範囲について、異議があります。 ・3 から4 頁の「施設敷地緊急事態」の中に、次のように書かれています。 「主にPAZ において、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置を実施しなければならない。」	

・4 から 5 頁の「全面緊急事態」の中に、次のように書かれています。「PAZ において、基本的に全ての住民等を対象に避難等の予防的防護措置を講じなければならない。また、UPZ（中略）においては、屋内退避を実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ と同様、避難等の予防的防護措置を講ずることが必要となる場合がある。」

最初から避難するのが、どうして PAZ 限定なのですか。放射性物質が敷地外に漏洩する可能性が有るのなら、避難したいのは誰しも同じでしょう。UPZ も最初から「避難等の予防的防護措置」の対象にすべきです。

UPZ 外についても、「事態の推移に応じて」「モニタリングの値を踏まえて」などと言いつけずに、「希望する者は避難できる」ようにすべきです。

地震・津波や台風・豪雨等が重なる複合災害が発生すれば、「火災での建物の消失や破損（気密性の喪失）」「屋内退避している間に道路や橋梁が破損して移動が困難となる」等の状況も考えられます。

又、フクイチ事故では建屋の水素爆発が連続して発生しました。サイトの事態が鎮圧の方向に向かっていているように見えたとしても、突然の爆発で建屋が吹き飛び、大量の放射性プルームが即座に放出され、モニタリングや避難指示が間に合わないような可能性も考えられます。

避難して、何もなければ、戻ってこられます。避難せずにいたり、避難での移動距離が短すぎることで住民や関係者が被曝したら、どうするのですか。被曝の影響は取り消せません。

施設敷地緊急事態となった際は、「UPZ 圏内は避難。医療・介護の必要がなく希望する者に限り屋内退避」「UPZ 圏外は希望する者は避難」に改めるべきです。

「全面緊急事態に移行してから、改めて判断する」のも止めるべきです。「事前の避難」を原則として全面的に書き替えて下さい。繰り返しですが、避難して何もなければ、戻ってこられます。

今の原子力災害対策指針は「避難を極力抑制する指針」に読めます。

●掲載されている「表 1?1」〔注：原文ママ〕「表 3」が小さく、パソコンで拡大しても文字が潰れてしまったように見えて読めません。国民が意見を書くのですから、見易い形式でアップすべきです。

	この意見は私個人のものであり、他の如何なる個人・組織とも関係のないこととお断りしておきます。	
1-1-4	乳幼児、子ども、妊婦をいかに被ばくから守るのか、具体案が示されていません。 屋内退避と、言われたときに、避難をしようとする人たちに対する精神的なものも含め、攻撃、非難、妨害がおきりこと〔注：原文ママ〕を危惧します。 バスが足りないことは、明らかになりました。運転手も足りないことは明らかになりました。避難できずに被ばくし、物資も届かないまま、見捨てられるということでしょうか？ 介護施設、保育所、では今でも人手不足です。正職でなく、パート職臨時職で現場は回ってます。最低賃金です。原子力災害時には、屋内退避と言われたときそこで働く人は、どんな選択を強いられるのか？採用時に、原子力災害時には屋内退避をしますと告知されたら、今でさえ働き手がいない職場に応募してくる人は皆無になってしまうと思います。 なぜ、原子力災害時に 100 ミリシーベルトの被ばくを許容しなくてはいけないのか、根拠がありません。人権侵害です。 原子力災害は起きないと言って始めた原子力発電ですが、地震も起きるし、事故も起きます。テロの標的にもなります。現実に起こったことです。核のゴミの処分もいつか発明されると言っていましたが、発明などされていません。前提が崩れているのですから、政策は方向転換すべきです。 誰が、事故や核のゴミの責任をとるのですか？とれるのですか？	(1-1-4 の提出意見に対する追加的な考え方) ・原子力災害対策指針では、発電用原子炉施設に近い PAZ 内の住民のうち、妊婦や乳幼児、要配慮者等は、「施設敷地緊急事態要避難者」として、PAZ 内の住民が避難する前の時点で避難することが定められています。 ・なお、原子力規制委員会においては、原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやす（「事前対策めやす線量」）として実効線量で 100mSv を設定しており、一般公衆の被ばくがその水準以下に納まるように防護措置の計画を立てるべきという考え方を示しています。
1-1-5	今回の改正案は、「UPZ においては、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施することが主要な防護措置であることを明確にする。」とされています。屋内退避では被ばくは防げません。被ばく量が多少減るから、屋内退避をしておけというのは、UPZ の住	(1-1-5 の提出意見に対する追加的な考え方) ・原子力災害対策指針では、UPZ の防護措置として、屋内退避だけではなく、原子力施設の状態に応じた予防的避難や緊急時モニタリングの結果に基づく避難

	民を放射能の中に放置することになります。UPZ は原発から 5km 以遠です。UPZ は東電福島第一原発事故で未だに避難解除されていない地域にあたります。 0IL1 や 0IL2 で避難行動に移りますが、モニタリングポストで 0IL2 (20 μ Sv/h) が計測された場合、全住民に即座に伝わるのか、モニタリングポストがすべて機能するのか、逃げ遅れることはないのか、屋内退避を主要な防護措置とする改正案は、屋内退避を避難前の一時的措置としている現行の指針以上に混乱を招くのではないのでしょうか。 改正案では、「屋内退避から避難への切替えにより避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避を継続することを基本とし(18 頁)」となっています。避難の困難さには配慮していますが、目に見えない放射性物質による被ばくの恐怖の中で屋内退避をする肉体的・精神的影響は考慮していません。避難の困難さはあっても、まずは放射性物質の影響から逃れることが原子力防災の基本です。避難の困難さを克服して避難対象者全員を避難させる対策、被ばく者を出さない対策指針にしなければなりません。それができないなら、原発を止めるのが原子力規制委員会の仕事です。	や一時移転等が用意されており、原子力災害時には状況に応じて必要な防護措置を国から指示します。 なお、その前提として、災害時にも必要な情報収集・提供が行われるよう、引き続き緊急時モニタリング体制の強化や多様な情報伝達手段の活用等に取り組んでまいります。 ・なお、屋内退避中の肉体的・精神的影響も、避難への切替えを判断するに当たって考慮することが考えられますが、屋内退避中又は避難に伴う肉体的・精神的影響を定量的に把握し、比較することは困難であることから、「地方公共団体と緊密な連携」を行うことで、必要な場合にはそれらの要素を考慮することを想定しています。
1-1-6	指針の改正案は UPZ 圏内の住民に対しては屋内退避を基本とする改正案となっており、避難等の予防的防護措置を講ずることに対して、非常に消極的な内容になっている。このような改正は福島第一原発事故で住民が被った放射性物質による被ばくを過小評価するものであり、被ばく環境に若年層も含めて住民を放置しても大した被害はないと考えていることの証左であり、住民の健康、さらには命を軽視しているものである。 また、福島第一原発事故は太平洋側に放射性物質の多くが流れており、国土に降ったものは放出されたもののうちごくわずかであったことを忘れている。次もそうであるとは限らない。 福島第一原発事故当時、多くの人が自主的に避難したが、自主避難者は、故郷を失い、家を失い、職を失い、ときには家族がバラバラになりながらも、ほとんど何の保障も得られず風評被害を煽るものとさえいわれて今に至っている。改正案は、5 キロ圏外の住民が避難した場合、それを「勝手に避難した者」として扱うものであり、事故時の電力会社の責任をより軽くするものである。 同じ村、町に住みながら、5 キロ以内の一部は逃げ、5 キロの外は留まれといわれる。改正前もそういう側面はあったが、まず 5 キロ以内を逃がして、それがおわたたら 5 キロ圏外というイメージがあった。しかし、改正案は、そうっていない。	(1-1-6 の提出意見に対する追加的な考え方) ・今回の改正は、屋内退避が UPZ における主要な防護措置であることを明確にするとともに、UPZ において屋内退避を実施するための運用の方針を原子力災害対策指針に反映するものです。 ・なお、同指針においては、UPZ の防護措置として屋内退避だけではなく、原子力施設の状態に応じた予防的避難や緊急時モニタリングの結果に基づく避難や一時移転等が用意されており、原子力災害時には状況に応じて必要な防護措置を国から指示します。

たしかに、屋内退避を基本としてしまえば、バスは来るのか、とか、避難所に本当に入れるのか、とかの対応はだいぶ楽になる。避難者でゴった返して道路が渋滞するという
ことも、机上で考えるぶんには解消されることになるかもしれない。しかしどの家に誰
が屋内退避しているという把握はどうするのか。お店も開けていいから自分でお買い物
に行き、食料や物資を調達しなさいということのようだが、実際に災害が起きれば、ス
ーパーの棚からも、コンビニの棚からも、あつという間に食べ物も物資もなくなる。ガ
ソリンもなくなる。それは災害の多い日本では、多くの人が実際に経験して知っている
ことである。つまり改正案は「自助努力でなんとかしろ、飢えようが、寒さに震えよう
が、日ごろから準備をしていなかったあなたの責任です」ということだ。規制委が避難
によるストレス等を重く見て、それよりはあえて被ばくを受容したほうがいいと考えて
いるのであれば、無事に避難し、なるべくストレスを受けずに避難生活を送れるように
改善していくべきであることを表明し、指針にも何らかの形で盛り込むのが筋ではだい
だろう。能登の事例を挙げるまでもなく、日本における避難所での生活は悲惨なまま
に据え置かれている。先進といわれる諸外国では、大規模災害時において、はるかにま
しな避難生活を送れるように平常時から備えがされていることが、報道などにより伝え
られている。

以上の点が改正案のどこに該当するのかを述べると、

例えば、第 2 原子力災害事前対策 2 緊急事態における防護措置実施の基本的考
え方 全面緊急事態 5 ページ 旧指針においては「UPZ 内においては、屋内退避を実施
するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて PAZ 内と同様、避難等の予防的措置
を講ずることも必要である」となっているのに対し、改正前指針では「UPZ においては、
屋内退避を実施する。なお事態の規模、時間的な推移に応じて PAZ と同様、避難等の予
防的措置を講ずることが必要になる場合もある」となっており、屋内退避とともに避難
も必要、という内容が、避難する「場合もある」となっており、全面緊急事態において
も避難が「例外」であるかのような記述にあえて変えられている。また、第 2 原子力災
害事前対策 2 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 運用上の介入レベル 0IL
イ 基本的な考え方 5 ページでは、改正前指針では「国、地方公共団体及び原子力事業
者は、緊急時 モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に
照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる」とある箇所が
「国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定
結果を防護措置の実施を判断する基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実

施することが必要となる」とされている。モニタリングの結果、基準に照らして避難を実施するのではなく、避難を実施するかどうか判断するとしており。測定結果がある基準に達したら避難をさせるのではなく、ある基準に達したら避難させるかどうか、そこで考えることになる。

1. 第2 原子力災害事前対策 7 原子力災害時における医療体制等の整備 3 安定ヨウ素剤の配布及び服用の体制 事前配布以外の配布方法 11 ページ

改正前「UPZ 内においては、全面緊急事態に至った場合、プラント状況や空間放射線量率等に応じて、避難等の防護措置を講ずることとなる」改正後「UPZ においては、全面緊急事態に至った場合、屋内退避を実施するが、プラント状況や空間放射線量率等に応じて、避難等の防護措置を講ずる場合がある」

改正前は全面緊急事態に至った場合、5 キロ圏外の UPZ においても状況に応じて避難が行われることになっていたが、改正後は、屋内退避を実施し、状況に応じて避難を行う場合もあるとされ、極力避難をさせないようにしている。

4 第3 緊急事態応急対策 2 異常事態の把握及び緊急事態応急対策 12 ページ

改正前「原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、全面緊急事態に備えた防護措置の準備や住民等への情報提供等を開始する

改正後「原子力事業者から警戒事態に至った旨の通報を受けた場合には、住民等への情報提供等を行うとともに、PAZ において施設敷地緊急事態に備えた防護措置の準備を行う。

原子力事業者から施設敷地緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、全面緊急事態に備えた防護措置の準備を行うとともに、PAZ において施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置を実施する」となっている。

改正前は警戒事態に至った場合、5 キロ圏外の UPZ においても避難の準備を行う内容となっていたが、改正後には、施設敷地緊急事態になってはじめて全面緊急事態に備えた防護措置の準備を行うことになっている。さらに改正後には全面緊急事態の防護措置として、屋内退避を実施し、状況に応じて避難を行う場合もあるとされ、極力避難をさせないようにしているため、施設敷地緊急事態に至った場合においてさえ、全面緊急事態に備えて UPZ 圏内で避難の準備が行われる可能性は低いのではないかとと思われる。

5 第3 緊急事態応急対策 5 防護措置及びその他の必要な措置 避難及び一時移転 15 ページ

	改正前 UPZ においては、原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を行うことも必要である。また、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途に OIL1 を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1 日以内を目途に OIL2 を超える区域を特定し一時移転を実施しなければならない。 UPZ 外においては、放射性物質の放出後については UPZ における対応と同様、OIL1 及び OIL2 を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施しなければならない 改正後 UPZ においては、原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を行うことも必要である。また、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途に OIL1 を超える地域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1 日以内を目途に OIL2 を超える地域を特定し一時移転を実施する。UPZ 外においては、放射性物質の放出後については UPZ における対応と同様、OIL1 又は OIL2 を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施するとなっている。 直前に記述されている PAZ に関する文は改正前 後ともに「なければならない」で終わっている。 実施しなければならない を 実施する と変更することにより、必ず一時移転を実施するという意味を弱めている。 6 第3 緊急事態応急対策 5 防護措置及びその他の必要な措置 屋内退避 17 ページ 改正前「屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方 公共団体の指示により行うものである」 改正後「屋内退避は、UPZ において、全面緊急事態に至った時点で、放射線被ばくのリスクを低減するために実施するものである。また、PAZ や UPZ の一部の区域において、避難又は一時移転の実施が困難な場合の措置として行われることもある」となっている。 改正前は屋内退避は避難の指示が出るまで被ばくのリスクを減らして待機するという意味合いが強かったが、改正後には、全面緊急事態に至った場合の主な措置とされている。	
1-1-7	原発事故時に避難ではなく屋内退避を原則化する改正案に反対 (指針改正案 17 頁)	

	現行の指針では、屋内退避は、避難を前提とした一時的な措置として位置づけられている。改正案では避難を前提から外し、原則、住民を屋内に留め続けるものになっている。これは被ばくを強要するものであり、撤回すべきである。 屋内退避による放射線の低減効果は、コンクリート家屋で 50%、木造家屋では 25%にすぎない。室内の線量は徐々に上がっていき、住民は被ばくし続ける。屋内退避を原則にすべきではない。	
1-1-8	原子力災害が起きた場合、PAZ 区域や UPZ 区域であろうと、どの地域に住んでいようが住民が避難行動をすることに行政が制約を設けることには人格権上の問題がある。放射線からの防護手段として、屋内退避を他の避難行動と比較してどうしてもやむを得ないものとするならば、次のことを法律や災害対策指針に明記すべきである。それまでは、屋内退避を指針に組み入れることに反対する。 1. 住民自身では移動手段がないとか、家族等で身体的に移動に堪えない者がいる場合など、自助で避難することが出来ない場合に、公助として誰が責任主体となって住民の安全を保証しながら避難させるのか明記せよ。 2. 屋内退避をするしかない気象条件や道路条件などの場合、及び、行政が屋内退避を呼びかけた場合において、自宅などの退避場所に、住民の健康被害を防ぐためのマスクや防護服が自治体から即時に配布されるよう明記せよ。 3. 屋内退避をするしないに関わらず、住民が避難して安全と思われる場所まで到着した時に、それから時間を置かず放射線による身体外部及び身体内部の被ばく量の検査を実施し、それを個別に記録し住民の健康観察を継続的に実施するなどについて、その責任主体を明記すること。	(1-1-8 の提出意見に対する追加的な考え方) ・原子力災害対策指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるものです。 ・また、避難行動要支援者の避難等については、原子力災害対策特別措置法により読み替えられた災害対策基本法において定められており、緊急事態応急対策や原子力災害事後対策の実施責任については、原子力災害対策特別措置法において定められているとおりです。 ・なお、避難や一時移転等の防護措置の具体的な実施体制については、地方公共団体が策定する地域防災計画等において明確化されているものと承知していますが、更なる具体化・充実化に向けて引き続き取り組む必要があると考えています。
1-1-9	指針改正案 17 ページ <改正前> ・UPZ においては、段階的な避難や OIL に基づく防護措置を実施するまでは 屋内退避を原則実施しなければならない。 <改正案> ・UPZ においては、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施する。 指針改正案 18・19 ページ	

	<改正案> ・プルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流れにより 被ばく低減効果が失われた懸念がある場合には…避難への切り替えを判断し、指示することになる。 ・生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避 中にも実施できるものとする。 ・原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する 可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば…屋内退避の解除を行う。 以上の点については〔注：原文ママ〕、住民の安全をまったく軽視しています。避難ではなく屋内退避を徹底するということは、被ばくさせてよいということです。測定も安定ヨウ素剤の配布もなく、放射性物質が大量に放出されている土地にとどまらせる、外出もしてもよいなど、ありません。	
1-1-10	今回の原子力災害対策指針の改定は、屋内退避を付け加えたことに尽きる。 「第3 緊急事態応急対策」の初めの方にこう書いてある。 「全面緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、原則として、PAZ においては住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を、UPZ においては住民等を対象とした屋内退避等の防護措置を実施する」 このなかで「屋内退避は、…長期にわたって継続することは難しい」から「屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後3 日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする」とあるが、福島事故の経験からいって、3 日で放射能の危険がなくなるはずがない。そもそも福島事故で放射線量もわからずに外をうろつくことは危険だということがわかったのではなかったのか？それなのに退避中一時的な外出はかまわないという。だったら何のための屋内退避なのか？ そのうえ「屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的と」してるから「プルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の必要がなく」なるというのはひどい理屈である。福島事故の時、プルームが通った地域は、放射線量が高くなったから	(1-1-10 の提出意見に対する追加的な考え方) ・今回の改正は、屋内退避がUPZ における主要な防護措置であることを明確にするとともに、UPZ において屋内退避を実施するための運用の方針を原子力災害対策指針に反映するものです。 ・また、屋内退避実施後3 日で屋内退避を解除するわけではなく、屋内退避実施後3 日目を目安として屋内退避の継続可否を判断することとしたものであり、屋内退避中の一時的な外出については主に放射性物質の放出前を想定しています。 ・なお、屋内退避は、主にプルームが通過する際の被ばくを低減するための防護措置であり、地表面等からの放射線等による被ばくを低減するためには、OIL に基づく避難や一時移転等の別の防護措置が用意されています。

	避難したのではなかったのか？しかもそういう地域は今なお居住が制限されているではないか。 誰もが福島事故で大人数が避難することが大変なことを知った。だったらその対策は避難計画を拡大するのが当たり前のことだ。しかし今回の改定は、避難民を PAZ に限定して UPZ の住民を見捨てようようという、政府・行政に都合のいいものの変えようというものである。これはもはや棄民政策と言わねばならない。 避難計画さえまともにつukれないのなら、原発は止める以外の結論は出てこない。政府・行政は、避難計画がつukれないことを素直に認め、原発をやめる決断をしないければならない。	
1-1-11	1. UPZ 圏内（5 キロ圏外 30 キロまでの地域）の住民に対しては屋内退避を基本とする改正案となっており、避難等の予防的防護措置を講ずることに対して、非常に消極的である。 放射能被曝危険地帯からの避難を優先すべきである。 2. プラント状況や空間放射線量率等に応じて、避難等の防護措置を講ずる場合がある。が、プラントの状況を逐次計測し、住民に情報提供できるのか。東電福島原発事故時は放射能拡散シミュレーションのスピーディーの情報が隠蔽され、住民が無駄な被曝を強いられた。 3. 住民への情報提供は、緊急時にすぐに対応できるものでは無い。平時からプラントの放射能放出量を情報提供すべきである。 4. 放射性放出状況を平時から観測し、面的に表示し住民に分かりやすい情報を提供すべきである。 5. 緊急防護施設の容量は限られており、できるだけ早く放射能被曝の圏外に避難させるべきである。 6. 原子力災害指定医療機関が指定要件に合致しているかどうかの確認が 3 年ごとから 5 年ごととされ、後退している	(1-1-11 の提出意見に対する追加的な考え方) ・ プルームの動向や空間放射線量率等の情報については、国や地方公共団体等で行う緊急時モニタリングで把握します。その情報については、原子力災害時に発足する政府本部や原子力規制委員会から発信を行うとともに、報道機関や自治体等を通じて情報伝達を行うことを想定しています。なお、空間放射線量率の状況については、「放射線モニタリング情報共有・公表システム (https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/)」において、平時からリアルタイムの数値を把握することが可能です。 ・ 原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度の見直しについては、1-2 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・ 原子力災害対策指針においては、UPZ 外においても必要な場合には防護措置を実施する旨が定められています。 ・ 屋内退避継続の考え方については、1-4 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・ 複合災害に対する考え方については、1-8 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。

7. プルームからの被ばくの低減というが、プルームを的確に観測するシステムは完備しているのか。プルームの状況を住民に的確に情報伝達できるのか。
8. UPZ 外（およそ 50 キロより外）での屋内退避についての記述が後退
放射能汚染は同心円状に広がるものではなく、風向きに大きく影響されることが東電福島原発事故で明らかになった。
原発事故後も無人機を飛ばして、空間線量分布を計測し、避難の情報を提供すべきである。
9. 「屋内退避」を住民に求めるのであれば、救援物資の支給をそれぞれ個別の居住地に届ける必要があるが、誰が、どうやって、それを可能にするのか。
10. 原子力規制委員会中山委員長は、2024/1/10「原子力災害対策指針の抜本的な見直しが必要ではないか」という質問に対し、「木造家屋が多いようなところで屋内退避ができないような状況というのが発生したというのは事実でございます」と述べ、2024/1 月 17 日の定例会合で石渡明委員は、自然災害によって避難に支障が出る事態について「現在の指針は少し足りない」と述べている。それなのに、抜本的に見直した改正案にはなっていない。
11. 2024/3 月 19 日、同委員長は「指針を見直すことは考えていない」と述べ、「自然災害で生じる状況に対し、住民の避難場所や避難経路の確保のため、どう備えて対応するかは、自治体が策定する地域防災計画の中で各地域の実情に応じ、具体化される」と言って、再び地域防災計画を自治体に丸投げした。
12. 検討チームの中では、東日本大震災や福島第一原発事故を経験した自治体や研究者からは「複合災害」に関する色々な質問や意見が出たようであるが、結果として改正案には「避難が不可能な事態」に触れるところは全くない。
13. 改正案は相変わらず実効性に乏しく、かつ矛盾に満ちている。

	14. 「食料や飲料水等の物資の供給状況や人的支援の実施状況」「ライフライン（電気・ガス・上下水道・通信等）の被害状況」をみて「避難への切り替え」というが、奥能登では集落が孤立し避難所そのものが設置されなかった。 15. 「屋内退避中の暖房器具使用時や感染症流行下での換気」については適宜換気が必要である、と無茶苦茶である。外気遮断のための屋内退避と換気はそもそも両立しない。 16. 福島第一原発事故のために高線量に覆われて全村避難地区となった飯舘村はその殆んどが UPZ 外である。 また、原子力委員会委員長（当時）近藤駿介氏は福島第一原発の『最悪のシナリオ』に、「強制移転区域は半径 170 キロ以上、希望者の移転を認める区域が東京都を含む半径 250 キロ に及ぶ可能性」を指摘している。 17. 提示された改正案は非科学的で欺瞞と矛盾に満ちて実効性がなく、いわば机上の空論である。「さらにブラッシュアップして」（規制委員会伴信彦委員）など当に噴飯ものである。則ち、「原子力災害対策指針を抜本的に見直すこと」は不可能であり、それに基づいた実効性ある避難計画策定など到底不可能である。従って、もし住民の命と暮らしを守ることを第一に優先するならば、総ての原発は直ちに廃炉にすることが必要である。	
1-1-12	20 ページで以下のように屋内退避をするように定められています。 屋内退避の実施 ・ PAZ においては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施する。 ・ UPZ においては、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施する。 ・ UPZ 外においては、事態の進展等に応じて、UPZ と同様に、屋内退避を行う場合がある。 ついで 21 ページで次の記載があります。	（1-1-12 の提出意見に対する追加的な考え方） ・ 原子力災害対策指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるものであり、個別の情報伝達手段等を記載する必要はないと考えています。なお、避難すべき区域で屋内退避を実施している住民については、避難準備が整い、避難できる状況であれば順次避難を行うことが基本となりますが、避難すべき区域で屋内退避が継続されている場合には、例えば、放射線防護対策施設の稼働や安全に避難するための

屋内退避実施後の運用 前記の屋内退避は、物的な面や人的支援の面での生活の維持や、屋内にとどまること等による肉体的・精神的影響の観点から、長期にわたって継続することは難しいと考えられ、屋内退避の実施状況を踏まえて、その継続の可否を判断することが必要となる。 また 22 ページでは 屋内退避を実施している住民等に対しては、原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず積極的に提供するものとする。 とありますが どのような形で情報提供されるのか手段が不明です。 続いて 避難すべき区域でやむを得ず屋内退避を実施している住民等の放射線防護について留意する必要がある。 とありますが 留意という表現にとどまり被ばく線量の測定など何がどのようになされるべきなのか具体的な記載がありません。気にしてさえ置けば何もしなくてもよいということではないはずです。 次いで 生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものである。 との記載がありますが 民間事業者等の活動は「屋内退避中にも実施できるものである。」とされ その活動がなければ屋内退避の継続は困難であろうのに〔注：原文ママ〕個人線量計やその他の防護策について何の言及もありません。屋内退避支援活動を行わせるならばきちんとした防護の手段を講ずるべきではないですか。 21 ページに、 物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、ブルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われた懸念がある場	準備、屋内退避を継続するための物資供給等について留意する必要があると考えています。 ・屋内退避中の一時的な外出等の考え方については、1-7 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・屋内退避から避難への切替えの考え方については、1-5 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。
---	---

	合等には、国が地方公共団体と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示することになる。 とあるように生活の維持の困難や被爆低減効果が失われることが想定される方法を主たる避難計画としなければならないことは大きな問題ではないでしょうか。 そもそも避難計画が必要になる施設の設置は認めるべきではないのではないですか。 現在電力の使用制限は呼びかけられておらずこれ以上の原発再稼働は不要です。AI 需要に対しては省エネの呼びかけで対応し 現行の電源の再生可能エネルギーへの転換にこそ資力と知力を集めていくべきだと考えます。 失われた 30 年とよく言われますが 逆向きの 10 年にしてしまっは将来世代に申し開きが出来ません。ご賢察をお願いいたします。	
1-1-13	UPZ 住民の屋内退避について 避難と切り離された屋内退避の実施方法に反対します 現在の指針では「UPZ においては、段階的な避難や OIL に基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。」となっており、避難等を実施するまでが屋内退避となっています。 しかし今回の指針の案 17 頁では、UPZ 住民について「全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施する。」とだけ書かれています。 このように、今回の案は、避難等と切り離した屋内退避の位置づけになっています。屋内退避が主要な唯一と言っても過言ではない防護措置に位置付けられています。 屋内退避でも被ばくは避けられない為、住民に被ばくを強要し続けることになります。17 頁の案は撤回すべきです。	(1-1-13 の提出意見に対する追加的な考え方) ・原子力災害対策指針では、UPZ の防護措置として、屋内退避だけではなく、原子力施設の状態に応じた予防的避難や緊急時モニタリングの結果に基づく避難や一時移転等が用意されており、原子力災害時には状況に応じて必要な防護措置を国から指示します。
1-1-14	原子力災害対策指針の改正案は、UPZ において避難を行わず、屋内退避を強要するものです。撤回すべきです。 「改正案」の 12 頁では、「屋内退避の実施」について、「UPZ においては、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施する」と記載されています。これは、現行指針で「段階的な避難や OIL に基づく防護措置を実施するまで」の処置とされていた屋内退避を、唯一の防護措置と規定するものです。事実上、避難の実施を行わないとするものです。	(1-1-14 の提出意見に対する追加的な考え方) ・原子力災害対策指針では、UPZ の防護措置として、屋内退避だけではなく、原子力施設の状態に応じた予防的避難や緊急時モニタリングの結果に基づく避難や一時移転等が用意されており、原子力災害時には状況に応じて必要な防護措置を国から指示します。

	避難のために必要なあらゆる処置は行わなくても良い、避難の実施のための準備も不要ということになります。 屋内避難では被ばくを回避することはできません。どのようにして、被ばくを最小限にしながら避難をスムーズに実施するのが重要であるのに、被ばくを強要するような指針は本末転倒であり、認められません。指針の改正案は撤回すべきです。	
1-1-15	原子力規制委員会 宛て 原子力災害対策指針の改正案 屋内退避の運用、原子力災害拠点病院等の要件 確認の頻度に対する意見提出用紙 意見の対象となる案件 原子力災害対策指針の改正について 意見 理由 ＜該当箇所＞ 頁 行目 1 別紙 1 5 頁左欄 7 行目 2 別紙 1 11 頁左欄 2 行目 3 別紙 1 13 頁左欄 6 行目 ＜内容＞ 1、避難等の予防的防護措置を講ずることが必要となる場合がある。 2、UPZ においては、全面緊急事態に至った場合、屋内退避を実施するが、プラント状況や空間放射線量率等に応じて、避難等の防護措置を講ずる場合がある。 3、原子力事業者から全面緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、原則として、PAZ においては住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を、UPZ においては住民等を対象とした屋内退避等の防護措置を実施する。なお、プラントの状況に応じて UPZ の一部の範囲において、住民等を対象に避難等の予防的防護措置を講ずることが必要となる場合がある。 ＜1 から 3 の意見・理由＞ UPZ の避難計画が、全面緊急事態における一時的移転（これも曖昧で意味がないが）から屋内退避が基本と切り縮められている。予防的防護措置としての基本は、被ばくの回避・低減であると考えれば、発生源からいくらでも離れることが基本でなければならない。屋内退避は、講ずる対策が無くなった時の暫定的措置としてあるべきで、避難時における混乱、交通渋滞などを想定し「避難させない」ための指針になっている。避難を第一に考える指針にすべきだ。	(1-1-15 の提出意見に対する追加的な考え方) ・ PAZ の屋内退避の考え方については、1-3 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。

	<該当箇所> 別紙1 17 頁左欄3 行目 <内容> 屋内退避は、UPZ において、全面緊急事態に至った時点で、放射線被ばくのリスクを低減するために実施するものである。また、PAZ や UPZ の一部の区域において、避難又は一時移転の実施が困難な場合の措置として行われることもある。 <意見/理由> これまでの指針は、PAZ は即時避難、UPZ も段階的避難も含め「避難すること」が基本であった。それが、屋内退避が基本にした指針の改定になっている。 屋内退避について、家屋倒壊が多く発生した能登半島地震が本当に教訓化されたのか、甚だ疑問である。自然災害及び健康状態により避難ができない場合は屋内退避として、放射線防護対策施設以外への屋内退避も容認しているが、屋内退避で外部より被ばくが半減する程度でしかなく、時間的経過で屋内の線量が高くなるのは明らかである。 また、複合災害時における行動として自然災害から命を守ることを優先させてから「原子力災害」に対応するとしているが、被ばく低減対策に逆行する指針であり、かつ自然災害と原子力災害が重複した場合の対策が講じられていない。「自然災害及び健康状態により避難ができない場合は屋内退避」というならば、それぞれの地域に避難できるコンクリート建物確保や放射線防護対策施設が作るような対策を立ててからの話しではないのか。 繰り返しになるが、現行は、屋内退避は避難するための一時的なものという位置づけであるが、 改正案は、避難ではなく屋内退避が基本となっている。「逃げさせない」原子力災害対策指針になっている。被ばく前提の指針の改正案に反対する。	
1-1-16	私は UPZ 内に暮らしている高齢者です。 今回の改正案では、避難ではなく屋内退避を実施するということで、被爆が大変心配です。現在の指針から改悪をしようとしていることに反対します。 異常気象の猛暑でエアコン等の換気もせずには過ごせません。夏でなくても、閉じこもっていることは心身ともに大きな負担です。 しかし、屋内退避中の生活の維持に必要なならば一時外出も認める。また、住民を支援する民間事業者等の活動も容認する。国や自治体や民間事業者が屋内退避地域への人的支援、ライフラインの管理、物資の運搬等の活動や、住民が緊急性の高い医療を受けたり、	(1-1-16 の提出意見に対する追加的な考え方) ・例えば猛暑下において、電気等のライフラインが途絶し、回復の見込みがないような状況であれば、屋内退避から避難への切替えを国として判断することが考えられます。 ・屋内退避中の一時的な外出等の考え方については、1-7 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。

	物資を得たりは屋内退避の指示に反しない。ということには大きな矛盾を感じています。 屋内退避地区の住民として、自分の被ばくも嫌ですが、支援活動してくださる方にも被ばくはしてほしくないのです。一時外出の住民や、支援の方々に対しての防護服やマスクは準備されていますか？ 安定ヨウ素剤は手元にあってこそ間に合います。事故がおきて放射能が飛んでいるときに受け取りに行くのですか？届けてくれるのですか？いずれにしても被ばくすることは明らかです。福島事故当時 18 歳以下の若者が約 400 人も甲状腺がんを苦しんでいます。安定ヨウ素剤があれば、飲んでいればならなかったがんを苦しんでいます。 安定ヨウ素剤の配布をぜひお願いします。PAZ でも問題があると思います。 PAZ 内の避難が困難な方には屋内退避とすることには反対です。即時避難できなければ被ばくにつながります。汚染地域で屋内退避は危険です。健康的な問題で避難ができなくて、屋内退避をすれば介護者も当然避難できません。即時避難をし、住民の被ばくを少なくすることが賢明な方法と考えます。 複合災害（自然災害と原発事故の同時発災）については、能登地震を教訓にすべきです。能登地震は甚大な被害をもたらしています。道路は陥没や亀裂で通行できない。壊れた家や山からの大量の土砂が流れだして道路をふさいでいる。液状化で浸水等避難道路は通行不可能の状態でした。避難できないからと言っても屋内退避もむごい状態です。半壊の家やビニールハウスでの屋内退避では外気を遮断することは不可能です。 自然災害だけなら、まだ救援も来られるかと思いますが、原発事故の場合救援活動に参加する人は限りがあります。誰にでも被ばくの危険を押し付けられません。 能登地震の時に志賀原発が動いていなかったことは、不幸中の幸いです。 地震の復興が遅すぎと言われているが、放射能が降っている状態なら、まだまだ復興が進まないことだったことはあきらかです。 地震だけではなく、自然災害は頻繁に起きています。災害国日本で原発を動かしていることに国民は不安しかありません。 複合災害も前提にしていない今回の指針改正(改悪)に異を唱えます。複合災害を想定し、指針にその対策を示せないならば、原発を止めてください。	・ PAZ の屋内退避の考え方については、1-3 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・ 複合災害に対する考え方については、1-8 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。
1-1-17	2011 福島原発事故が起きた時、如何に壊滅的な被害を周辺地域に及ぼすのかを私たちは目の当たりにしました。原発から大量の放射能が大気中に放出され、PAZ のみならず UPZ、	(1-1-17 の提出意見に対する追加的な考え方)

	風向きにより更に遠い地域まで汚染され多くの住民が避難することを選択しました。また、情報が速やかに届かなかったため多くの人が避難できず放射能汚染されてしまいました。 この度の原災対策指針は屋内退避に重点を置っていますが、まず第一に取るべきは「避難する」ことと思います。コンクリートで出来た堅固な建物でない限り一般家庭の木造建築には放射能防御能力はないと思います。 どうしても避難できない場合、やむを得ず屋内退避を選択せざるを得ないが、その際の放射能防護について一留意する必要がある一だけでなく留意すべき放射線防護措置を具体的に明示して欲しいと思います。(改定案 19 頁) また改定案 8 頁に 指定された協力機関が指定要件に合致しているか否かを確認するのは 5 年ごとでは余りにも長すぎます。医療現場も社会の中で変化していくことを考慮すれば、もっと短いスパンで、できれば毎年確認していく必要があると考えます。	・原子力災害対策指針では、UPZ の防護措置として、屋内退避だけではなく、原子力施設の状態に応じた予防的避難や緊急時モニタリングの結果に基づく避難や一時移転等が用意されており、原子力災害時には状況に応じて必要な防護措置を国から指示します。 ・原子力災害対策指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるものです。なお、避難すべき区域で屋内退避を実施している住民については、避難準備が整い、避難できる状況であれば順次避難を行うことが基本となりますが、避難すべき区域で屋内退避が継続されている場合には、例えば、放射線防護対策施設の稼働や安全に避難するための準備、屋内退避を継続するための物資供給等について留意する必要があると考えています。 ・原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度の見直しについては、1-2 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。
1-1-18	該当箇所： 17 ページ「UPZ においては、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施する。」 意見： 改正前は、「UPZ においては、段階的な避難や OIL に基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない」と記述されており、屋内退避は、段階的な避難や防護措置を実施するまでの一時的な措置とされていた。しかし、改正案では、屋内退避の実施が絶対的なものとされており、避難が後回しになっている。また、UPZ では安定ヨウ素剤の事前配布が原則とされていないにもかかわらず、住民を屋内退避させておくのは、適切なタイミングでの服用が保証できず、効果的な放射線防護ができない。	(1-1-18 の提出意見に対する追加的な考え方) ・今回の改正は、屋内退避の運用に関する検討結果を原子力災害対策指針に反映させるとともに、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度を見直すために所要の改正を行うものであり、安定ヨウ素剤に関する御意見は、原子力災害対策全般に関連する御意見として、今後の参考にさせていただきます。

	規制当局が安定ヨウ素剤の配布や避難の確保の体制を責任をもって実現する必要がある、屋内退避を絶対的なものとするべきではない。	
1-1-19	被ばくを前提とする原発の運用を見直すべきです。事故が起こることを前提とした再稼働であれば、再稼働をやめ、使用済み核燃料の安全な保管のみに注力すべきです。特に、今回の改悪案では、PAZ（5キロ圏）の住民に対しては、完全避難による被ばく防護をせず、屋内退避による被ばくの放置となっています。近ければ近いほど、被ばくの被害は重大です。 しかも屋内退避時の屋内の線量測定もせず、住民の被ばく管理もせず、防護服の配布も安定ヨウ素剤の配布もしないというのは、棄民策としか言えません。IAEAの基準すら守ろうとしない日本政府のあり方、即時避難の方策を計画の時点ですら立てようとしない無策さが、原発運用の最低最悪な姿勢を物語っています。地震大国であるが故の避難の困難さから導かれるのは、避難困難な場合は、再稼働を認めないという判断です。	
1-1-20	原子力規制委員会は、2024年1月1日に発生した能登半島地震の後、屋内退避の運用について検討を行い、今年3月「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書」を取りまとめ、この結果を原子力災害対策指針に反映した改正案が今回のパブリックコメントにかけられているのだが、従来からの「屋内退避」頼みがより顕著になっている。屋内退避が住民を被ばくから守ることになるとはとても思えず、「事故発生時には被ばくやむなし」という本音が透けて見える。 その「被ばくやむなし」という本音の根拠となる点を以下2つ指摘する。「原子力災害対策指針」の改正案のP19において、 【屋内退避を実施している住民等に対しては、原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず積極的に提供するものとする。また、避難すべき区域でやむを得ず屋内退避を実施している住民等の放射線防護について留意する必要がある】とある。 「放射線防護について留意する必要がある」とはなんて軽い表現なのだろうか。「原子力災害対策指針」にこのような何ら具体性がない表現がされていることは許しがたい。また、今回の改正項目ではないが、改正案のP4、 【全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である】とある。 「重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため」、なぜこんな言い訳がましい、達成	(1-1-20の提出意見に対する追加的な考え方) 原子力災害対策指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるものであり、個別の情報伝達手段等を記載する必要はないと考えています。なお、避難すべき区域で屋内退避を実施している住民については、避難準備が整い、避難できる状況であれば順次避難を行うことが基本となりますが、避難すべき区域で屋内退避が継続されている場合には、例えば放射線防護対策施設の稼働や安全に避難するための準備、屋内退避を継続するための物資供給等について留意する必要があると考えています。

	を最初から諦めているようなやる気のない、「努力目標」のような文言が使われているのか。「確定的影響を回避するため」で十分である。 「事故発生時には被ばくやむなし」という本音の更にその奥に、「事故は起きない」という別の本音の存在が見える。これは杜撰なのではない。これは、「再稼働のため、インチキを通せば通せる」という計画的な詐欺的行為である。	
1-1-21	<該当箇所> 5 頁 3 行目 UPZ においては、屋内退避を実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ と同様、避難等の予防的防護措置を講ずることが必要となる場合がある。 <意見> 改正前の指針では、「屋内退避」と「避難等の予防的防護措置」がセットになっていた。実際の避難訓練でも「屋内退避」と「一時集合場所への移動」「安定ヨウ素剤の配布と服用」とセットで実施されてきた。改正案では、「屋内退避」で十分という考えがあるように感じる。住民をできる限り被ばくから守るという基本姿勢を大切にしてほしい。能登半島地震の実態から、避難は不可能だから「屋内退避で十分」との考えならば、規制委員会としては失格と言わざるをえません。再考を求めます。	(1-1-21 の提出意見に対する追加的な考え方) ・原子力災害対策指針は、UPZ の防護措置として、屋内退避だけではなく、原子力施設の状態に応じた予防的避難や緊急時モニタリングの結果に基づく避難や一時移転等が用意されており、原子力災害時には状況に応じて必要な防護措置を国から指示します。
1-1-22	(全体として) 屋内退避を基本としているが、自然災害による家屋倒壊について記述されていない。自然災害の条項に応じたきめ細かい具体的指針を示すべきである。 (19 頁の記述について) 屋内退避では、住民は屋内に閉じ込められる状態になる。これで被ばくが避けられるのか疑問である。 時間が経つと屋内に放射能が流入し屋外よりも放射線量が大きくなる、ということは、福島でも起きたことである。 退避から避難への切り替えを誰が判断するのかが不明確である。「指針」では、プルームが過ぎたら退避解除とあるが、あまりにも抽象的。屋内の住民の状態、被ばく状況を把握するための具体的方策が書かれていない。 「一時的な外出」は、実施できる。また、民間事業者等の活動は実施できるというが、その場合の被ばく対応を明記すべきである。	(1-1-22 の提出意見に対する追加的な考え方) ・原子力災害対策指針では、UPZ の防護措置として、屋内退避だけではなく、原子力施設の状態に応じた予防的避難や緊急時モニタリングの結果に基づく避難や一時移転等が用意されており、原子力災害時には状況に応じて必要な防護措置を国から指示します。 ・複合災害に対する考え方については、1-8 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・屋内退避から避難への切替えの考え方については、1-5 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・屋内退避中の一時的な外出等の考え方については、1-7 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。

	(全体として) 現実的に、原子力災害が起こった場合、地方の自治体には、対応するスキルはなく、住民を守る力は脆弱である。また、原子力事業者も住民を守る十分な方策を有していない。国の政策として、原子力発電事業を進めるのであれば、国の責任として、住民に被ばく被害を受けさせないように、直接的にあらゆる手立てを取らねばならない。それができないのであれば、原子力発電は休止、廃止への道筋を作るべきである。	
1-1-23	〈該当箇所〉P16-17 意見/理由 従来の指針では、避難の指示等が国等から行われるまでの放射線被ばくのリスク低減しながら待機する場合や避難又は一時移転の実施すべき場合であるが、困難な場合等に、国等から指示により行うものとして、原子力災害の事故の進展によって避難行動の移行が想定される中での、位置付けであったが、今回の改訂案では、UPZ において、全面緊急事態に至った時点で、放射線被ばくのリスクを低減するために実施するものとして位置付けられ、避難と切り離されたように感じられる。 従来の指針通りの方が、まだ防護指針としては適切だと思う。 特に全面緊急事態に至った UPZ は、屋内退避が強調され、避難を想定するような放射性物質の拡散を想定することの必要性を軽視していると勘違いされる可能性がある。地震大国日本で、40 年超えの原発が稼働している中、原子力災害の進展は、想定以上に速い場合がある。屋内退避は、あくまでも避難の一部という位置付けは、重要と思われる。 PAZ において、緊急事態に至っても、自然災害等により避難対象の住民等が避難の困難な場合や、健康状態等の都合で、屋内退避の実施が明記されている。PAZ の緊急事態の場合、確定的影響を回避するためには、放射線防護施設への退避が必要であるが、改正案では、ただ単に屋内退避と書かれているだけで、放射線防護施設での屋内退避とされていない。これでは、被ばく防護はできない。また、現在の放射線防護施設では、対象者を全員受け入れるだけの収容人数は確保できない。 能登半島地震による被害では、放射線防護施設自体も、地震による被害を受けて適切に陽圧機能が稼働できなかったと予想されるケースが認められた。収容人数の確保や、防護機能が確実に確保できなければ、とりわけ PAZ の屋内退避は許されない。 そもそも原発の立地地域の一般家屋のほとんどが木造家屋で、屋内退避したとしても、屋外に比べて放射線低減効果は 25%低減するに過ぎない(屋内退避の運用に関する検討チーム第 2 回会合資料「屋内退避について」より)、その上、能登半島地震等の被害状	(1-1-23 の提出意見に対する追加的な考え方) ・原子力災害対策指針では、UPZ の防護措置として、屋内退避だけではなく、原子力施設の状態に応じた予防的避難や緊急時モニタリングの結果に基づく避難や一時移転等が用意されており、原子力災害時には状況に応じて必要な防護措置を国から指示します。 ・PAZ の屋内退避の考え方については、1-3 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。

	況からも推測されるように、地震による家屋の倒壊や一部損壊により、屋内退避が難しく、近隣の指定避難所等でも、同様の危険性や、収容人数の確保の問題等が生じる可能性が高い。福島第1原発事故を経験し、能登半島地震による被害を垣間見た自治体からも、複合災害の場合の屋内退避について多くの不安の声が挙げられていると報じられている。これらの声に具体的な対策が考えられないのであれば、原発の再稼働の是非を論ずることはできないのではないか。	
1-1-24	〈該当箇所〉P16-17 意見/理由 ・従来の指針では、避難の指示等が国等から行われるまでの放射線被ばくのリスク低減しながら待機する場合や避難又は一時移転の実施すべき場合であるが、困難な場合等に、国等から指示により行うものとして、原子力災害の事故の進展によって避難行動の移行が想定される中での、位置付けであったが、今回の改訂案では、UPZ において、全面緊急事態に至った時点で、放射線被曝のリスクを低減するために実施するものとして位置付けられ、避難と切り離されたように感じられる。 従来の指針通りの方が、まだ防護指針としては適切だと思う。 特に全面緊急事態に至った UPZ は、屋内退避が強調され、避難を想定するような放射性物質の拡散を想定することの必要性を軽視していると勘違いされる可能性がある。地震大国日本で、40 年超えの原発が稼働している中、原子力災害の進展速度は、想定以上に速い場合がある。屋内退避は、あくまでも避難の一部という位置付けは、重要と思われる。 ・PAZ において、緊急事態に至っても、自然災害等により避難対象の住民等が避難の困難な場合や、健康状態等の都合で、屋内退避の実施が明記されている。PAZ の緊急事態の場合、確定的影響を回避するためには、放射線防護施設への退避が必要であるが、改正案では、ただ単に屋内退避と書かれているだけで、放射線防護施設での屋内退避とされていない。これでは、被ばく防護はできない。また、現在の放射線防護施設では、対象者を全員受け入れるだけの収容人数は、到底確保できない。 能登半島地震による被害では、放射線防護施設自体も、地震による被害を受けて適切に陽圧機能が稼働できなかったと予想されるケースが認められた。収容人数の確保や、防護機能が確実に確保できなければ、とりわけ PAZ の屋内退避は許されない。 ・そもそも原発の立地地域の一般家屋のほとんどが木造家屋で、屋内退避したとしても、屋外に比べて放射線低減効果は 25%低減するに過ぎない(屋内退避の運用に関する検討	(1-1-24 の提出意見に対する追加的な考え方) ・原子力災害対策指針では、UPZ の防護措置として、屋内退避だけではなく、原子力施設の状態に応じた予防的避難や緊急時モニタリングの結果に基づく避難や一時移転等が用意されており、原子力災害時には状況に応じて必要な防護措置を国から指示します。 ・PAZ の屋内退避の考え方については、1-3 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。

	チーム第2回会合資料「屋内退避について」より）、その上、能登半島地震等の被害状況からも推測されるように、地震による家屋の倒壊や一部損壊により、屋内退避が難しく、近隣の指定避難所等でも、同様の危険性や、収容人数の確保の問題等が生じる可能性が高い。福島第1原発事故を経験し、能登半島地震による被害を垣間見た自治体からも、複合災害の場合の屋内退避について多くの不安な声が挙げられていると報じられている。これらの声に具体的な対策が考えられないのであれば、原発の再稼働の是非を論ずることはできないのではないか。	
1-1-25	〈該当箇所〉P18 意見/理由 「屋内退避の継続の判断は・・・物質の不足等により生活の維持の困難を伴う場合や、プルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく定善効果が失われた懸念がある場合等には、・・・避難への切り替えを判断し、指示する事になる。」としているが、 ・プルームが長時間又は断続的に到来する可能性の中での屋内退避を強いるのであれば、内部被曝の可能性を考慮して、最低でもUPZ住民への安定ヨウ素剤の事前配布をPAZと同様に行う必要がある。 また、屋内退避時の一時的な外出を可能とするのであれば、放射線防護の観点から、高機能マスクや防護服等の配布を通常からしておき、外出時の着用を呼びかけて、外出者の被ばくや同室の退避者への被ばく拡散の軽減を図るような必要がある。 フィルターベント等が実行された場合、希ガス、放射性ヨウ素が放出される可能性が高い、いつ指示が出されても服用が可能のように、PAZと同様に安定ヨウ素剤は事前配布が必要である。また、家屋の中に一旦取り込まれた希ガスは、換気を積極的にしない限り家屋の中の方が高くなるという内閣府の評価もある。屋内退避時であっても、高機能のマスクの着用は必要である。	(1-1-25の提出意見に対する追加的な考え方) ・屋内退避中の一時的な外出等の考え方については、1-7の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・今回の改正は、屋内退避の運用に関する検討結果を原子力災害対策指針に反映させるとともに、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度を見直すために所要の改正を行うものであり、安定ヨウ素剤等に関する御意見は、原子力災害対策全般に関連する御意見として、今後の参考にさせていただきます。
1-1-26	屋内退避の運用に関する検討チーム第2回会合資料「屋内退避について」で、屋内退避による放射線低減効果は、木造で25パーセント、コンクリートでも50パーセントしかないと規制委自身が評価しており、また内閣府も、時間が経つと放射能が屋内に流入して屋外よりも被ばくが増えるとの評価です。 現実に福島原発事故後に、いったん放射性プルームが屋内に入り込んでしまうと、ダストとして長期間屋内で滞留し続けることもわかっています。	(1-1-26の提出意見に対する追加的な考え方) ・原子力災害対策指針では、UPZの防護措置として、屋内退避だけではなく、原子力施設の状態に応じた予防的避難や緊急時モニタリングの結果に基づく避難や一時移転等が用意されており、原子力災害時には状況に応じて必要な防護措置を国から指示します。

	事故由来の放射線防護を、ひたすら住民の屋内退避に頼る原子力災害対策指針改正案は、非現実的で、住民の放射線被ばく受忍を前提にするもので、容認できません。 もう一度、IAEAの多重防護の原則に沿うよう、原子力災害対策指針自体を抜本的に改正してください。	
1-1-27	志賀原発のある能登半島地震の経験を経て、屋内退避のほうがマシのケースもあるということで検討されたのですが、原発立地の地方にはコンクリートの建物が少なく、被ばくの強要の視点からつくられた案に見えます。 内容も後退しており、例えば p5 予防的防護措置を講ずること「も必要である」⇒「が必要となる場合がある」 p8?9 [注：原文ママ]「5」年ごとに確認⇒「3」年ごとに p15 避難や一時移転を実施「しなければならない」⇒実施「する」 p18 「取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない」⇒言及なし 等々 結局、核発電の存在自体、被ばくは避けがたいという前提でつくられています。 住民からすると「避難」「屋内退避」という言葉になりますが、行政からすると「見捨てる」「見殺し」をせざるを得ないものなのだと吐露しています。 災害大国における核発電の存在は住民を危険にさらすものなのだから、真に責任感のある方なら、核発電を認めないという立場に立つしかありません。	(1-1-27の提出意見に対する追加的な考え方) ・原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度の見直しについては、1-2の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。
1-1-28	○「屋内退避」を免罪符としてはならない 対象箇所：全般 屋内退避では十分な被ばく防護とはならないことが多いのにもかかわらず、そのことにはふれずに、屋内退避に偏重した指針改正案となっている。たとえば、従来、全面緊急事態においては即時避難としていたPAZ(5km圏)においても、自然災害により避難ができない場合には屋内退避でもよいとしている。これでは屋内退避が免罪符となっており、住民を十分に被ばくから守ることはできない。 屋内退避は、内閣府の試算でも木造家屋の場合、被ばく防護効果は5割程度にとどまる。また、福島第一原発事故時に生じたように、建物に放射性物質が付着する場合など、被ばく防護効果が低減するどころか、屋内の方が線量が高くなることもある。	(1-1-28の提出意見に対する追加的な考え方) ・複合災害に対する考え方については、1-8の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・PAZの屋内退避の考え方については、1-3の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・屋内退避中の一時的な外出等の考え方については、1-7の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・今回の改正は、屋内退避の運用に関する検討結果を原子力災害対策指針に反映させるとともに、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度を見直すために所要の

○屋内退避による被ばく防護の限界について明記すべきである 対象箇所：全般 たとえば、木造家屋では被ばく防護効果が低いこと、また時間の経過とともに効果がなくなること、家屋に放射性物質が付着することにより、屋内の方が野外よりも線量が高くなることなどについて明記すべきである。 ○被ばく防護を軽視すべきではない 対象箇所：全般 規制委・規制庁は、「人命最優先の観点から自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対応する」としているが、自然災害と原子力災害を分けて、その対応の優先順位を論じることが不適切である。確かに目前に迫った地震・津波等への対応を優先しなければならない局面は当然にして起こりうるが、被ばくによる人の命や健康への影響を軽視してよいことにはならない。 ○複合災害時を想定した徹底した検討が欠けている 対象箇所：全般 指針には「複合災害」という記述は一度も出てこない。議論のプロセスにおいても、自治体からの意見にもあったように、複合災害時におけるさまざまな状況を前提とした検討が欠けている。屋内退避も避難もできない場合がありうることを前提に議論すべきである。 ○屋内退避と併用できる被ばく防護対策について記述すべき 対象箇所：全般 窓のめばり、マスク着用など、屋内退避と併用すべき被ばく防護対策について記述すべきである。 ○安定ヨウ素剤を UPZ の住民にも事前配布すべき 該当箇所：p. 11、p. 21 安定ヨウ素剤は PAZ では事前配布、UPZ では「避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができる体制を整備」ということになっている。 しかし、UPZ において屋内退避中にプルーフが到達する可能性もある。安定ヨウ素剤を被ばく前に服用するためには、UPZ の住民にも事前配布を行っておく必要がある。	改正を行うものであり、安定ヨウ素剤等に関する御意見は、原子力災害対策全般に関連する御意見として、今後の参考にさせていただきます。
---	---

○PAZ の屋内退避は、住民を高線量の被ばくにさらすことになる 該当箇所：p. 17 など 全面緊急事態の際、PAZ においては原則、即時避難であった。今回の改定では、屋内退避も可能と明記されている。しかし、原子力規制庁のシミュレーションにおいても、PAZ において、福島第一原発の 100 分の 1 程度の放射性物質放出量という前提でも、1 週間の実効線量が数百 mSv にも達する（原子力規制庁「緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について」平成 26 年 5 月 28 日）。これは、確定的影響の回避・最小化のために必要とされている IAEA の判断基準ですら満たせないこととなる。 とりわけ、一般の日本家屋は、鉄筋コンクリートでもなく、陽圧化もされておらず、被ばく防護効果は低い。PAZ における屋内退避は、健康上の理由で避難が困難であるなど、きわめて例外的な場合の、やむをえない場合の手段であることを明記すべきである。 ○UPZ における避難を明記すべき 該当箇所：p. 17 現行の「UPZ においては、段階的な避難や OIL に基づく防護措置を実施するまでは屋内退避」が改定案では削除され、屋内退避のみになっている。避難もありうることにしても明記すべきである。 ○屋内退避から避難への切り替え判断について 該当箇所：p. 18 屋内退避から避難への切り替え判断の例示に、以下を加えるべきである。 ・即時避難、一時移転をすべきと判断された時 ・家屋に放射性物質が固着し、屋内退避の効果がなくなると判断された時 ・プラントの状況により、屋内退避では防護できないほどの放射性物質が放出されることが予想される時 ○屋内退避中の一時外出における被ばく防護について明記すべき 該当箇所：p. 19 屋内退避が長引く場合に一時外出もやむをえないが、同時に被ばく防護対策も軽視してはならない。一次外出について書くのであれば、外出中の被ばく防護対策の必要性についても明記すべきである。	
---	--

	なお、「国は、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行う」としており、これが外出の際の被ばく防護が必要ないとする根拠かもしれないが、当該注意喚起が間に合って住民に届くかどうかは定かではないことに留意すべきである。 ○民間事業者の活動についても必要な被ばく防護対策について明記すべき 該当箇所：p. 19 住民の生活を支える民間事業者の活動について、「屋内退避中に実施できる」とのみ記されているが、必要な被ばく防護対策について明記すべきである。 ○住民が自らの被ばく線量を知ることができるようにすべき 該当箇所：全般 自治体や消防などのスタッフは、組織として線量管理が行われているが、現在の状況では、事故の際も住民は線量管理が行えておらず、自らの被ばく状況を確認することができない。万が一健康に異変が生じた場合でも、記録がない状況となっている。住民の被ばく管理のあり方に関して、線量計の配布も含め、検討すべきである。	
1-1-29	原子力災害対策指針の改正について ●【全体を通しての意見】 原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針（以下、指針）は、あくまで「指針」であって、法的な拘束力がない上に、具体的ではない。 ところが、自治体は指針に基づいて、緊急時対応のための具体的な地域防災計画・避難計画を策定することを求められる。自治体において、それが決定すると、原発立地周辺住民は、それに異議を申し立てたり、差し止めや取り消しを求めて訴訟を起こしたりすることは困難だ。もとより、策定プロセスにおいて参加する権利も持っていない。 原子力規制委員会が指針で自治体に対して実行困難な内容を突きつけ、自治体が不完全な地域防災計画・避難計画を策定したとしても、原子力規制委員会はその結果に責任をもたない立場にある。地域住民に対してフェアな制度ではない。 原子力規制委員会は国会に対して、最低でも「指針」策定プロセスおよびに地域防災計画・避難計画を策定における住民の参加権の確保の義務づけを要請すべきである。	(1-1-29 の提出意見に対する追加的な考え方) ・原子力災害対策指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるものであり、何らかの義務等を課すものではありません。 ・屋内退避継続の考え方については、1-4 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。

	【理由】生命・財産、生活環境に影響を及ぼしうる行政計画に対して住民が決定プロセスで参加権を持つことは、民主主義国家として当然だからである。 ●P16 「2 屋内退避」「（略）「屋内退避は UPZ において、全面緊急事態に至った時点で、放射線被ばくのリスクを低減するために実施するものである。また、PAZ や UPZ の一部の区域において、避難又は一時移転の実施が困難な場合の措置として行われることもある」について。 【意見】屋内退避については、福島第一原発で避難を経験した住民から意見を聞きなおして、抜本的な修正を行うべきである。 【理由】PAZ や UPZ で屋内退避をしても、被ばくを避けられない状況がありうることは福島第一原発でも能登半島地震でも明らかになったにもかかわらず、原子力規制委員会は、そのことに耳を塞ぎ、目を閉じているからである。 ●P18「屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後 3 日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする」について。 【意見】避難弱者も情報弱者も全員で健康を損なわずに避難ができるのであれば、それが最良の策である。それが困難だからといって屋内退避をさせ、屋内退避をいつ解除できるかもわからないのかかわらず、その目安として 3 日と書き込むことはやめるべきだ。福島第一原発で避難を経験した住民から意見を聞きなおして、抜本的な修正を行うべきである。 【理由】屋内退避は 100%の被ばくをシャットアウトする策ではない。みんなで一斉に被ばくを受忍させることは、原発政策温存のための棄民政策にすぎないからである。	
1-1-30	2025 年 7 月 18 日 原子力災害対策指針等の改正案（屋内退避の運用、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度）へのパブリックコメント ・全体として 1. 複合災害時の想定を行うべきである	（1-1-30 の提出意見に対する追加的な考え方） ・複合災害に対する考え方については、1-8 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・原子力災害対策指針では、UPZ の防護措置として、屋内退避だけではなく、原子力施設の状態に応じた予防的避難や緊急時モニタリングの結果に基づく避難や一時移転等が用意されており、原子力災害時には状況に応じて必要な防護措置を国から指示します。

2. 現状の災害対策指針策定時より、より進んだ災害対策が取り組まれていく前提で、より住民の放射線被曝量が低減されるような修正案となっておらず、改悪案であり、到底認められない。

3. 実効性ある災害対策指針を策定するとともに避難計画の策定を原発稼働の法的要件とするべきである。

原子力規制委員会による新規制基準は不十分であり、原子力発電所の過酷事故を完全に防ぐことはできない。このことは、原子力規制委員会も認めている。また、万が一の過酷事故発生の際の避難計画の策定は、新規制基準の対象とはなっていない。原子力発電所を運転するには、少なくとも、過酷事故が発生することを前提に、周辺住民を確実に、安全に避難させるための「実効性のある避難計画」策定は必須である。

「原子力災害対策指針改正案」では、原発5キロから30キロ圏内の区域（UPZ）においては屋内退避を原則実施しなければならないと定めるが、複合災害時の想定が全く記載されていない。福島第一原発事故で示されたように、原子力災害の起きるきっかけは、大規模自然災害であり、地震や津波により、自宅の倒壊や道路の寸断、護岸の崩壊など、地域全域にわたって被害が発生する。能登半島地震を見れば、原子力災害を起こすほどの大規模災害が起こった場合、倒壊により自宅での屋内退避が困難になることや屋内待機所への移動・退避が困難となることも屋内退避所自体が倒壊・破損することも容易に想定されるし、陸路、海路、空路とも遮断され、10日間以上孤立することも考えなければならない。

また、フィルターを設置したコンクリート構造物での屋内では、放射線被曝量が10%程度に抑えられるが、一般木造家屋での屋内退避では50%程度である。コンクリート構造物の屋内退避施設で該当住民人数に対して収容人数がしっかりと対応・確保されているところは数少ない。備蓄食料などについても同様である。放射能汚染が長期にわたり継続する可能性が十分に考えられる中で、3日間程度の屋内退避で回避できる放射線被曝量の想定で安全性・健康が保たれるのかも、はなはだ疑問である。

『原子力災害時の屋内退避の運用に関するQアンドA』には「指定避難所等の倒壊、道路の寸断など何らかの理由で近隣の指定避難所等で屋内退避を行うことが難しい場合には、自家用車や国・地方自治体が用意するバス、必要に応じて実動機関（自衛隊、消防等）の協力も得ながらUPZ

外の避難先に避難する」とあるが、そもそも多くの原発について、周辺住民が確実に避難できる実効性のある計画が立てられていないことが指摘されている。国においては、

	各地域毎に被害想定を行うこと、および『確定的影響』は当然のこと、『確率的影響』の完全排除を目的とした被曝防護を前提とした避難計画の指針を示すことが求められる。 ・UPZで屋内退避を原則とすることについて（第2 原子力災害事前対策(2)21）(イ)3、(7)13） 今回の改定により、UPZは「屋内退避を実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZと同様、避難等の予防的防護措置を講ずることが必要となる場合がある。」とされ、「屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講ずることも必要である」から変更となり、屋内退避を原則とする記述が強まっている。 しかし、災害規模や風向き等によってUPZ内でも避難等が必要となる場合は十分に想定されるし、放射能汚染の拡大が明確になってからの避難では、『確率的影響』が出る可能性が高く、高齢者や障害者や小さな子どもがいる家庭などでは避難困難や避難に時間がかかり、実効性のある所要時間内に避難を完了することが困難であることも想定され、UPZ内での避難についても屋内退避が原則ではなく、放射能汚染の実態が明らかになる前に、PAZ内に引き続き可及的速やかに行われるべきである。また、こうした避難の際に屋外での待機などが発生することは、到底許されない。改められるべきである。 今回、改定されていないが、PAZ内の避難は、放射能漏れが確実になってからではなく、放射能漏れが発生する可能性が少しでもあるような事象が発生した時点から開始するよう改定されるべきである。 以上	
1-1-31	・全体として 1. 複合災害時の想定を行うべきである 2. 現状の災害対策指針策定時より、より進んだ災害対策が取り組まれていく前提で、より住民の放射線被曝量が低減されるような修正案となっておらず、改悪案であり、到底認められない。 3. 実効性ある災害対策指針を策定するとともに避難計画の策定を原発稼働の法的要件とするべきである。 原子力規制委員会による新規制基準は不十分であり、原子力発電所の過酷事故を完全に防ぐことはできない。このことは、原子力規制委員会も認めている。また、万が一の過	(1-1-31の提出意見に対する追加的な考え方) ・複合災害に対する考え方については、1-8の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度の見直しについては、1-2の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・原子力災害対策指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判

酷事故発生の際の避難計画の策定は、新規制基準の対象とはなっていない。原子力発電所を運転するには、少なくとも、過酷事故が発生することを前提に、周辺住民を確実に、安全に避難させるための「実効性のある避難計画」策定は必須である。 「原子力災害対策指針改正案」では、原発5?30キロ圏内〔注：原文ママ〕の区域（UPZ）においては屋内退避を原則実施しなければならないと定めるが、複合災害時の想定が全く記載されていない。福島第一原発事故で示されたように、原子力災害の起きるきっかけは、大規模自然災害であり、地震や津波により、自宅の倒壊や道路の寸断、護岸の崩壊など、地域全域にわたって被害が発生する。能登半島地震を見れば、原子力災害を起こすほどの大規模災害が起こった場合、倒壊により自宅での屋内退避が困難になることや屋内待機所への移動・退避が困難となることも屋内退避所自体が倒壊・破損することも容易に想定されるし、陸路、海路、空路とも遮断され、10日間以上孤立することも考えなければならない。 また、フィルターを設置したコンクリート構造物での屋内では、放射線被曝量が10%程度に抑えられるが、一般木造家屋での屋内退避では50%程度である。コンクリート構造物の屋内退避施設で該当住民人数に対して収容人数がしっかりと対応・確保されているところは数少ない。備蓄食料などについても同様である。放射能汚染が長期にわたり継続する可能性が十分に考えられる中で、3日間程度の屋内退避で回避できる放射線被曝量の想定で安全性・健康が保たれるのかも、はなはだ疑問である。 『原子力災害時の屋内退避の運用に関するQ&A』には「指定避難所等の倒壊、道路の寸断など何らかの理由で近隣の指定避難所等で屋内退避を行うことが難しい場合には、自家用車や国・地方自治体が用意するバス、必要に応じて実動機関（自衛隊、消防等）の協力も得ながらUPZ 外の避難先に避難する」とあるが、そもそも多くの原発について、周辺住民が確実に避難できる実効性のある計画が立てられていないことが指摘されている。国においては、各地域毎に被害想定を行うこと、および『確定的影響』は当然のこと、『確率的影響』の完全排除を目的とした被曝防護を前提とした避難計画の指針を示すことが求められる。 ・UPZで屋内退避を原則とすることについて（第2 原子力災害事前対策(2)2(1)(イ)(3)、(7)1(3)）	断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるものです。 ・屋内退避は、主にブルームが通過する際の被ばくを低減するための防護措置であり、地表面等からの放射線等による被ばくを低減するためには、OILに基づく避難や一時移転等の別の防護措置が用意されています。 ・「南海トラフ地震臨時情報」については、「原子力規制庁初動対応マニュアル～情報収集事態及び警戒事態に至らない大規模自然災害等における原子力規制庁の対応～」(令和7年5月2日改定)等において記載しているため、原案のとおりとします。
---	--

今回の改定により、UPZ は「屋内退避を実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ と同様、避難等の予防的防護措置を講ずることが必要となる場合がある。」とされ、「屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ 内と同様、避難等の予防的防護措置を講ずることも必要である」から変更となり、屋内退避を原則とする記述が強まっている。

しかし、災害規模や風向き等によって UPZ 内でも避難等が必要となる場合は十分に想定されるし、放射能汚染の拡大が明確になってからの避難では、『確率的影響』が出る可能性が強く、高齢者や障害者や小さな子どもがいる家庭などでは避難困難や避難に時間がかかり、実効性のある所要時間内に避難を完了することが困難であることも想定され、UPZ 内での避難についても屋内退避が原則ではなく、放射能汚染の実態が明らかになる前に、PAZ 内に引き続き可及的速やかに行われるべきでもある。また、こうした避難の際に屋外での待機などが発生することは、到底許されない。改められるべきである。

今回、改定されていないが、PAZ 内の避難は、放射能漏れが確実にってからではなく、放射能漏れが発生する可能性が少しでもあるような事象が発生した時点から被曝防護服着用の上、開始するよう改定されるべきである。

・医療体制の整備について（第 2 原子力災害事前対策(7)原子力災害時における医療体制等の整備 1(2)立地道府県等）

国、立地道府県等が、拠点病院や協力機関が指定要件に合致していることを確認する期間が「3 年」から「5 年」に緩和されているが、科学技術の進展や放射線被曝の影響の解明の進捗を踏まえつつ、原子力事故時の対応を継承するためにも 3 年のままにすべきである。

・医療体制の整備について（第 2 原子力災害事前対策(7)原子力災害時における医療体制等の整備 3(3)事前配布以外の配布方法）

UPZ 内においても屋内退避ではなく、避難を想定し、また、木造家屋における放射線被曝抑制効果が 50%と程度と極めて低いことに鑑み、平時から PAZ 同様に安定ヨウ素製剤の配布を行っておくべきである。

・緊急事態応急策について（第 3 緊急事態応急対策(2)異常事態の把握及び緊急事態応急対策）

福島原発事故でも事態の把握、連絡、対応などの初動に問題があり、適切な情報発信ができなかった事実があり、これらの改善には限界があり、改正案のように修正してしまえば、避難などの適切な対応に至るまでに相当量の時間をロスし、住民の被曝量が増大することは明らかである。速やかで安全な避難に後ろ向きで、福島原発事故発生当時と同じ状況を想定し、避難に伴う混乱をただただ回避しようとするだけの現状肯定の修正であり、福島以降の放射線防護や避難体制の拡充を充分に行っていないことについて何ら反省もない。しかも、OIL を持ち出し、放射線による環境汚染が明らかになってからでの対応でも科学的に許容できるかのような情報操作を行い、現在よりもより大量被曝を容認するような改悪修正案はまったく受け入れられず、修正されることは許されない。

・屋内退避について（第3 緊急事態応急対策(5)防護措置及びその他の必要な措置2 屋内退避）

修正案では、「主にプルームからの」と放射線被曝をプルームにほぼ限定しており、その他の放射線被曝を軽視しており、容認できない。また、「UPZ において、全面緊急事態に至った時点で放射線被ばくのリスクを低減するために実施するものである。また、PAZ や UPZ の一部の区域において、避難又は一時移転の実施が困難な場合の措置として行われることもある。」と放射能汚染が明瞭となる全面緊急事態に至った時点で、ほぼ屋内退避に限定した対策を指示しているが、ほとんどの住民が行うであろう木造家屋への退避では、50%程度の被曝抑制効果しかなく住民にこれまでより、より大量の放射線被曝を容認させる可能性のあるものであって、全く容認することができない。

・屋内退避の実施について（第3 緊急事態応急対策(5)防護措置及びその他の必要な措置2 屋内退避(1)屋内退避の実施）

「・PAZ においては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施する。」とあるが、PAZ 内であれば、先に述べたように放射の汚染の可能性が少しでもあるような事象が発生した場合には、緊急事態の区分に応じてではなく、即刻避難を開始すべきであり、屋内退避は、生活圏内のフィルター付きコンクリート造りの放射線防護施設に特別の事情がある住民に限るべきであり、福島原発事故以降避難計画遂行に必要な整備を行ってきた現状肯定型の修正案には、応じられない。また、UPZ、UPZ 外においても全面緊急事態に至る前に屋内退避に限

定することなく速やかに避難を実施するべきで、指針の修正ではなく、そのための施設整備を早急に行うべきである。

・屋内退避実施後の運用について（第３ 緊急事態応急対策(5)防護措置及びその他の必要な措置 2 屋内退避(2)屋内退避実施後の運用）

修正案では、「なお、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成に当たっては、気密性等の条件を満たす建屋の準備、避難に切り替わった際の避難先及び経路の確保等について検討し、平時において住民等へ情報提供しておく必要がある。」の部分が完全に削除されており、不十分な屋内退避がより、不十分なものになることを容認し、より住民に放射線被曝させるものであり、こうした気密性確保等に関する国の責任を放棄するものであり、断固容認できない。むしろ、積極的に気密性確保などの施設改良に国が助成・補助するなどの文言を書き加えるべきである。

修正前においては、「特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。」とあるが、放射線防護についての「留意」事項や情報提供の義務文面が削除されており、住民の判断による行動権利が保障されていない。また、「屋内退避の継続のためには、医療品等も含めた支援物資の供給及び医療等の人的支援の提供が重要となることに留意する必要がある。」とあるが、その「人的支援」について、従来と同じで何ら具体的事項が記載されておらず、その体制が保障されておらず、問題である。

・屋内退避の解除について（第３ 緊急事態応急対策(5)防護措置及びその他の必要な措置 2 屋内退避(3)屋内退避の解除）

「屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置である。」と修正案では記載し、屋内退避の不十分さに加え、放射線被曝因子をプルームに限定し、自ら放射線防御の範囲・レベルを落としていることを明記しているにもかかわらず、その点に対する理由や影響について一切の説明がなされていない。UPZ 内の避難を頭から否定し、プルームからの被曝回避のみを持って、屋内退避解除基準にすることには放射線被曝回避の観点から大いにもって疑問がある。それを「緊急時モニタリングの結果に応じて、OIL1 又は OIL2 を超える地域があれば、避難や一時移転等の防護措置を講ずる

	こととなる。」と被曝が明らかに状況になるまで解除して放置するような修正案には応じられない。 ・警戒事態を判断する EAL について（表 2 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて 警戒自体を判断する EAL） 東海地震予知情報・東海地震注意情報の廃止に伴い、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に関する記載が全面的に削除されているが、「南海トラフ地震臨時情報」に書き換えるなど、南海トラフ巨大地震に対応する基準は残すべきである。	
1-1-32	＜対象＞第 3 緊急事態応急対策（P12?22）〔注：原文ママ〕、 図 1 防護措置等の実施フローの例（P24）、 表 3 OIL と防護措置について（P32） 2. 屋内退避（P16~18）（以下『』内） 『 屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽することにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。具体的な屋内退避の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、次のとおり講ずるべきである。 ・ PAZ においては、原則として、施設敷地緊急事態に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者に対して、また、全面緊急事態に至った時点で全ての住民等に対して、避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。 ・ UPZ においては、段階的な避難や OIL に基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。 ・ UPZ 外においては、UPZ 内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。 前記の屋内退避の実施に当たっては、ブルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気	（1-1-32 の提出意見に対する追加的な考え方） ・ 原子力災害対策指針では、UPZ の防護措置として、屋内退避だけではなく、原子力施設の状態に応じた予防的避難や緊急時モニタリングの結果に基づく避難や一時移転等が用意されており、原子力災害時には状況に応じて必要な防護措置を国から指示します。 ・ 複合災害に対する考え方については、1-8 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。

の流入により被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。

なお、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成に当たっては、気密性等の条件を満たす建屋の準備、避難に切り替わった際の避難先及び経路の確保等について検討し、平時において住民等へ情報提供しておく必要がある。』

＜意見＞ 緊急防護措置の原則は「避難」であるが、やむを得ないと判断される場合は「屋内退避」と規定されている。

しかしながら、「屋内退避について（参考資料 1-3） 原子力規制庁 2024. 4. 22」に依ると、『屋内退避により、屋外で活動するより、全身の被ばく線量（実効線量 2）について、木造家屋で概ね 25%の被ばく低減効果、コンクリート建屋で概ね 50%の被ばく低減効果があることが示された。』とあり、当然ながら屋内退避効果は 100%ではなく、毎時 500 マイクロシーベルトでは、わずか 2 時間程で一般人の年間許容被爆線量 1 ミリシーベルトに達してしまうが、例えば屋内退避しても、4？8 時間程〔注：原文ママ〕で達してしまう。これでは防護の実効性は無いに等しい。

依って、PAZ も UPZ も屋内退避でなく、せめて避難措置にて少しでも時間稼ぎを図らなければならない。或いは、被ばく低減効果 500%以上の核シェルターを地域住民（勤務者・観光者等含む）数収容分用意すれば、一時的屋内退避の選択もあるかも知れないが、極めて非現実的ではある。

＜理由＞

一般的に、過酷事故後 20 分で炉心溶融（メルトダウン）、90 分でメルトスルーの可能性がある。このような短時間の間に避難出来る人は殆どいない。一例では、30km 圏外に出るのに最短でも 15 時間、最長で 29 時間となっている。依って、避難は被爆を前提としてせざるを得ない。

しかも、現状の防護措置基準では、5 キロ以遠では屋内退避を原則としており、毎時 500 マイクロシーベルトという高レベルの放射能が観測されてはじめて避難を開始するというものである。わずか 2 時間で一般人の年間許容被爆線量 1 ミリシーベルトに達してしまう。つまり、2 時間以内に安全な場所まで避難しなければならない。こんなことは全く不可能である。

	毎時 500 マイクロシーベルトという数値は、単純に乗ずれば 1 年間では 4 シーベルトという（経過時の減衰勘案でも年 2 シーベルト位か）東海村 JCO 臨界事故が起きた時、生死を分けた数値であり、こんな空恐ろしい超高数値を住民避難の基準にすると、将に「人格権の侵害」である。ちなみに、福島原発が爆発した時、保安院の職員が慌てて郡山に逃げ出したのは、室内が毎時 12 マイクロシーベルトに上昇した時であった。国際放射線防護委員会(ICRP)の設定している一般人の許容被爆線量は年 1 ミリシーベルト（毎時 0.23 マイクロシーベルト）であり、日本も適用しているのは周知の通りである。依って、改正案の「緊急防護措置」は被爆を前提に作成されているものであり、又、最近の熊本地震や能登地震の経験でも屋内退避など非現実的なことは明らかである。このような実効性のない非人道的な「緊急防護措置」（＝原発再稼働）は許されない。	
1-1-33	原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針（以下、指針）は、あくまで「指針」であって、法的な拘束力がない上に、具体的ではない。 ところが、自治体は指針に基づいて、緊急時対応のための具体的な地域防災計画・避難計画を策定することを求められる。自治体において、それが決定すると、原発立地周辺住民は、それに異議を申し立てたり、差し止めや取り消しを求めて訴訟を起こしたりすることは困難だ。もとより、策定プロセスにおいて参加する権利も持っていない。 原子力規制委員会が指針で自治体に対して実行困難な内容を突きつけ、自治体が不完全な地域防災計画・避難計画を策定したとしても、原子力規制委員会はその結果に責任をもたない立場にある。地域住民に対して、公正な制度ではない。 原子力規制委員会は国会に対して、最低でも「指針」策定プロセスおよびに地域防災計画・避難計画を策定における住民の参加権の確保の義務づけを要請すべきである。 【理由】生命・財産、生活環境に影響を及ぼしうる行政計画に対して住民が決定プロセスで参加権を持つことは、民主主義国家として当然だから。 ●P16 「2 屋内退避」「（略）「屋内退避は UPZ において、全面緊急事態に至った時点で、放射線被ばくのリスクを低減するために実施するものである。また、PAZ や UPZ の一部の区域において、避難又は一時移転の実施が困難な場合の措置として行われることもある」という点について。 【意見】屋内退避については、福島第一原発で避難を経験した住民から意見を聞きなおして、抜本的な修正を行うべきである。	(1-1-33 の提出意見に対する追加的な考え方) ・原子力災害対策指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるものであり、何らかの義務等を課すものではありません。 ・屋内退避継続の考え方については、1-4 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。

	【理由】PAZ や UPZ で屋内退避をしても、被ばくを避けられない状況がありうることは福島第一原発でも能登半島地震でも明らかになったにもかかわらず、原子力規制委員会は、そのことに耳を塞ぎ、目を閉じているからである。 ●P18「屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後 3 日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする」について。 【意見】避難弱者も情報弱者も全員で健康を損なわずに避難ができるのであれば、それが最良の策である。それが困難だからといって屋内退避をさせ、屋内退避をいつ解除できるかもわからないのにもかかわらず、その目安として 3 日と書き込むことはやめるべきだ。福島第一原発で避難を経験した住民から意見を聞きなおして、抜本的な修正を行うべきである。 【理由】屋内退避は 100%の被ばくをシャットアウトする策ではない。みんなで一斉に被ばくを受忍させることは、原発政策温存のための棄民政策にすぎないからである。	
1-1-34	当指針の改定は、本来、避難すべき住民を「屋内退避」と称して、国の安全保障の義務を放棄し、かつ、住民の被ばく量管理を放棄する様な改悪である。また、情報・通信手段の断絶、ライフラインの破壊などの事態を想定しておらず、住民を見殺しにするような指針である。全面的に改正すべきである。 、〔注：原文ママ〕	(1-1-34 の提出意見に対する追加的な考え方) ・改正案では、屋内退避から避難への切替えという考え方を示しており、ライフラインが被害を受け、回復の見込みがないような状況であれば、避難への切替えを判断することが考えられます。
1-1-35	指針改正案 17 ページ ＜改正前＞ ・UPZ においては、段階的な避難や OIL に基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。 ＜改正案＞ ・UPZ においては、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施する。 意見 福島原発事故の時、東海村のあるコミュニティセンターの建物の内外で線量を測った方〔注：原文ママ〕の話によると、屋内でも屋外と変わらない線量だったと言います。避難させずに屋内退避にすることは、被ばく量が増えることになります。自然界から受ける以外の被ばくは、1 ミリシーベルトだって受けたくありません。なるべく遠い所へ	

	避難したいです。ですから、UPZ においては、原則避難です。これを譲ることはできません。	
1-1-36	避難させない、屋内の放射線量の測定をしない、住民の被ばく管理をしない、マスクや防護服の配布、安定ヨウ素剤の配布・服用などの防護措置もない、住民に被ばくを強いる原災指針改定案に反対します。 計画の段階で、放射線防護対策施設ではない自宅等での屋内退避を容認し、被ばく防護の放棄を正当化するような改定はすべきではない。 能登半島地震では、孤立集落が生じ、家屋が倒壊するおそれがあり、避難も屋内退避も困難な状況が生じた。指針はこうした場合でも十分な被ばく防護措置がとれる計画を要求すべき。 改正前は、屋内退避は、避難を前提とした一時的な措置として位置づけられていた。改正案では避難を前提から外し、住民を屋内に留めるものになっている。 避難をさせず、無用な被ばくを強いるものであり、撤回すべきである。 屋内退避に関する検討チームに提出された「屋内退避について」の原子力規制庁による資料によっても、屋内退避による放射線の低減効果は、コンクリート家屋で 50%低減、木造家屋では 25%低減にすぎない。しかも、室内の線量は徐々に上がり、そのうち屋外よりも高くなることが知られている。このことから、屋内退避を原則にすべきではない。	(1-1-36 の提出意見に対する追加的な考え方) ・ 複合災害に対する考え方については、1-8 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・ 原子力災害対策指針では、UPZ の防護措置として、屋内退避だけではなく、原子力施設の状態に応じた予防的避難や緊急時モニタリングの結果に基づく避難や一時移転等が用意されており、原子力災害時には状況に応じて必要な防護措置を国から指示します。
1-1-37	ポイントその 1 : 屋内退避が中心になっていますが、屋内退避をした場合、とくに古い家、木造などだと、被ばくを結構します。これについてどうしたら良いかが明記されていません。これでは「被ばくしてもしかたがない」という感じにしか捉えられません。 以上を国が国民に強要するのは問題だと思います。 ポイントその 2 :	(1-1-37 の提出意見に対する追加的な考え方) ・ 原子力災害対策指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるものです。

	とくにお年よりとか自費避難できない人（障害者など）は、行政が実行できる避難計画を持っていなければ、つまりそのままただ屋内退避をさせるのなら、逃げられる人〔健常者、車を持っている人など）とくらべ差別されます。この改正案は以上のような障害を持っている人に対する差別だと思います。差別する改正はするべきでないです。 そうでなく、避難計画をきちんと持ち、要援護者が守られる改正案を策定すべきです。〔注：原文ママ〕改正案が提出された経緯について	
1-1-38	原子力災害対策指針等の改正案（屋内退避の運用、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度）について反対意見を述べる。 P. 17 から P. 19 実例） 完全密閉できない木造宿は、屋内避難の用をなさない。屋内線量が高かった。 一方、東横インの客室内は全く汚染されていなかった。密閉状態が確保できる建物は限られる。 屋内退避=安全 は神話です。屋内避難用シェルターを、火山噴火避難小屋みたいに造らなければ。 2011 年 3 月、安定ヨウ素剤を配布したのは福島県田村市だけ。自治体首長の考え方が有事の対応の差につながる。 福島県浪江町赤宇木でも事故当時、$200\mu\text{Sv}/\text{H}$ とか $170\mu\text{Sv}/\text{H}$ あったと聞くと、民生用の普通の計器では、測定上限は $10\mu\text{Sv}/\text{H}$ や $30\mu\text{Sv}/\text{H}$ まで。 シンチレータ式の検出器だけでなく、霧箱式計測器などを備えないと、事故直後の状況は測りきれない。 以上	
1-1-39	以下 1 から 2 の理由で、本案をそのまま策定することに反対します。	(1-1-39 の提出意見に対する追加的な考え方) ・原子力災害対策指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判

	1 このたびの指針改定案に、原発事故時に避難対象をなる可能性のある原発立地地域住民の意見をとりいれているとの記述がない。対象の住民の意見は十分にとりいれ、それらが本改定案にどのように反映しているか、記述すべきである。 該当箇所 全体 2 原発事故がおき放射線が原発施設外へと放出された場合、それを特別な放射線防御のない日本の住居、建物での屋内避難で、放射線被曝をどれほど防止できるかは書いていない。 福島原発事故時の各地での放射線放出量などを参考に、外部のどれぐらいの線量で屋内避難すべきか、その場合、日本の家屋、病院などの建物での避難で、どれぐらい放射線防御ができるのか、その目安を書くべきだ。 該当箇所 全体 3 屋内避難をしても放射線影響はあるので、屋内避難は非常に例外的措置であることを明記すべきである。 該当箇所 全体 4 屋内退避する建物の立地、建物内の場所によって、近い場所や同一建物内でも被曝線量がことなることが考えられる。避難者が自分のいる場所の放射線状況がわかるように、すべての屋内退避対象者には線量計を配布し、屋内退避している場合の記録をとることを推奨すべきだ。 該当箇所 全体 5 「UPZ においては、段階的な避難や OIL に基づく防護措置を実施するまでは屋内退避」が改定案では削除され屋内退避のみになっている。避難もありうることを書くべきだ。	断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるものです。 ・改正案では、屋内退避の解除の考え方を示していますが、御意見を踏まえ、その考え方については、追って作成する原子力災害対策指針の関連資料に記載する予定です。 ・屋内退避中の一時的な外出等の考え方については、1-7 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・今回の改正は、屋内退避の運用に関する検討結果を原子力災害対策指針に反映させるとともに、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度を見直すために所要の改正を行うものであり、安定ヨウ素剤等に関する御意見は、原子力災害対策全般に関連する御意見として、今後の参考にさせていただきます。
--	--	---

	該当箇所 17 ページ 6 屋内避難解除は、屋外と屋内のどのくらいの放射線量でおこなうのか、目安となる量を示すべきである。 該当箇所 19 ページ 7 屋内避難の事態では放射線被曝の危険が高いのであるから、UPZ を含む避難対象者すべてに安定ヨウ素剤を事前給付すべきである。改定案では PAZ のみになっている。 該当箇所 11、 21 ページ 8 屋内退避中も放射線は室内に入るおそれがある。それについてどのように被曝防御すべきか明記すべきである。 該当箇所 17 ページなど 9 屋内避難中に、避難場所からやむをえず外出する場合や支援民間業者の放射線被曝の危険と、その場合の放射線防御について具体的に明記すべきである。 該当箇所 19 ページ 10 本改定案は、屋内退避で放射線被曝が防げるかのような記述になっており、対象住民の不安、意見、意向を十分に考慮したものとは思えない。また、上記 1 から 9 の理由からもやり直すべきである。 本改訂案に対しての対象地域自治体と住民の意見を公開し、住民とマスコミの参加する公聴会を各地域で多数回、数ヶ月にわたって開催し、新たな策提案の策定プロセスを公開にすべきである。 該当箇所 全体〔注：原文ママ〕	
1-1-40	1 屋内退避の正当性	(1-1-40 の提出意見に対する追加的な考え方)

原子力規制委員会は、UPZ（概ね 5？30km 圏）〔注：原文ママ〕における住民には、事故発生時に即座に避難するのではなく「屋内退避」を基本とする方針を採っている。その理由としては、次のようなリスク回避を挙げている。 1. 避難途中でのプルーム（放射性物質雲）との遭遇による被ばくを防ぐ 2. 高齢者や要介護者等の避難中の死亡や健康悪化（福島事故時に実際に発生）を防ぐ 3. 道路渋滞や避難混乱による二次被害を防ぐ これに対し、UPZ での予防的避難は「確率的影響（主にがんリスク）を避けるための措置」であり、放射線防護上の利益が避難リスクを上回らない限りは、屋内退避が合理的であるとの判断を示している。 2 屋内退避に関する科学的、倫理的問題点 1. 科学的側面 個人ごとの健康状況、環境でリスク評価は変動することを無視している。 2. 被ばくによる健康リスク（特にがんリスク）は、年齢が若いほど大きく、子ども、胎児では特に顕著であることを無視している。 3. 一方で、避難による健康被害（脱水、低体温、持病の悪化）は、高齢者や要介護者に多い。 よって、リスクとベネフィットは世帯や個人単位で大きく異なるにもかかわらず、「UPZ では一律に屋内退避」とするのは、科学的な合理性を欠く画一的措置であり容認できない。 3 自己決定権の欠如と「被ばくの強制」の倫理的問題 現行指針では、UPZ 住民が自主的に避難することを「否定」はしていないものの、実際には制度的に選択肢が用意されていないことが問題である。 行政も自治体も、「避難所」「移動手段」「避難後の生活支援」を UPZ 住民全体には原則用意していないため、住民が自力で避難しなければならない状況が想定されている。 これは事実上、被ばくリスクを受け入れるよう強いる圧力であり、住民の自由意志を著しく制限する政策に他ならない。 4 福島第一原発事故の教訓に反する判断構造を有している	・原子力災害対策指針では、UPZ の防護措置として、屋内退避だけではなく、原子力施設の状態に応じた予防的避難や緊急時モニタリングの結果に基づく避難や一時移転等が用意されており、原子力災害時には状況に応じて必要な防護措置を国から指示します。 ・また、同指針では、発電用原子炉施設に近い PAZ 内の住民のうち、妊婦や乳幼児、要配慮者等は、「施設敷地緊急事態要避難者」として、PAZ 内の住民が避難する前の時点で避難することが定められています。
---	---

	福島事故では、以下の重大な教訓が得られている。 1. 30km 圏外でも高濃度の放射性プルームが到達し、多数の住民が被ばくしていることが確認されている。（例：飯舘村等） 2. 屋内退避が長期化し、避難の機会を逃した住民が後に高線量にさらされた事実がある。 3. 放射性物質の分布は地形や風向の影響を強く受け、同心円モデルでは予測が困難であったことが認識されていない。 それにもかかわらず、現行指針は「PAZ は避難」「UPZ は屋内退避」と範囲を画一的に区切っている点において、実質的に福島教訓を捨てているといわざるを得ない。 5 法的及び社会的正当性の欠如 1. 「説明なく同意なし」は人権侵害に等しいこと UPZ 住民の多くは、原発の建設、再稼働にあたり、地元同意の対象地域とされていない。 にもかかわらず、事故時には屋内退避を強いられ、被ばくリスクを「受忍させられる」立場にある。 これは、本人の自由意思に基づくリスクの受容を欠いた強制的被ばく政策であり、法的にも倫理的にも許容することはできない。 6 住民の選択権と避難支援体制の整備を行う体制を作る 1. 「希望する住民には予防的避難を支援する制度」を導入すること 特に小児、妊婦、若年世帯など、被ばくを極力避けたいと希望する者には、避難支援を事前に準備すべきである。 避難者の選択肢を確保することで、住民の不信感、反発、パニックを抑制する効果も期待できすのである。 2. 自治体への裁量の拡大として地域裁量権を導入すること 国が一律に屋内退避を命ずるのではなく、自治体が独自に地域特性に応じて避難判断を下せる仕組みが必要だ。 住民の分布、道路事情、地形条件、社会的脆弱性（要支援者数）を加味した地域密着型防災計画を整備するべきだ。 7 予防的避難を選ぶ自由の明文化	
--	--	--

	原子力災害指針に、「UPZ 住民も放射線防護の観点から希望すれば予防的避難を選択可能である」ことを明文化すべきである。 そのうえで、国、電力事業者、自治体による避難計画の策定支援、資金提供が不可欠である。 8 住民に避難の自由を認めない政策は非倫理的かつ非科学的 「屋内退避が避難より安全である」という命題は、特定のモデルの住民にとって成立するにすぎず、実際の住民は多様であることを無視した政策設計である。 放射線被ばくという不可逆的リスクに対して、「選べない」「逃げられない」状況を行政が作ることは、人権の侵害に等しい行為と言わざるを得ない。 住民が予防的避難を自己決定できる体制こそが、真に住民本位の原子力防災体制であり、ALARA 原則に則った放射線防護のあるべき姿である。その制度的整備なしに原子力災害対策指針を公表することは、福島第一原発事故の最も重要な教訓を無視する行為であると強く指摘しなければならない。	
1-1-41	意見 原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針（以下、指針）は、あくまで「指針」であり、法的な拘束力がない上に、具体的ではない。 ところが、自治体は指針に基づいて、緊急時対応のための具体的な地域防災計画・避難計画を策定することを求められる。自治体において、それが決定すると、原発立地周辺住民は、それに異議を申し立てたり、差し止めや取り消しを求めて訴訟を起こしたりすることは困難だ。もとより、策定プロセスにおいて参加する権利も持っていない。 原子力規制委員会が指針で自治体に対して実行困難な内容を突きつけ、自治体が不完全な地域防災計画・避難計画を策定したとしても、原子力規制委員会はその結果に責任をもたない立場にある。地域住民に対してフェアな制度ではない。 原子力規制委員会は国会に対して、最低でも「指針」策定プロセスおよびに地域防災計画・避難計画を策定における住民の参加権の確保の義務づけを要請すべきである。 理由 生命・財産、生活環境に影響を及ぼしうる行政計画に対して住民が決定プロセスで参加権を持つことは、民主主義国家として当然だからである。	(1-1-41 の提出意見に対する追加的な考え方) ・原子力災害対策指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるものであり、何らかの義務等を課すものではありません。 ・屋内退避継続の考え方については、1-4 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。

	P16 「2 屋内退避」「(略)「屋内退避は UPZ において、全面緊急事態に至った時点で、放射線被ばくのリスクを低減するために実施するものである。また、PAZ や UPZ の一部の区域において、避難又は一時移転の実施が困難な場合の措置として行われることもある」について。 意見 屋内退避については、福島第一原発で避難を経験した住民から意見を聞きなおして、抜本的な修正を行うべきである。 理由 PAZ や UPZ で屋内退避をしても、被ばくを避けられない状況がありうることは福島第一原発でも能登半島地震でも明らかになったにもかかわらず、原子力規制委員会は、そのことを無視している。 P18「屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後 3 日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする」について。 意見 避難弱者も情報弱者も全員で健康を損なわずに避難ができるのであれば、それが最良の策である。それが困難だからといって屋内退避をさせ、屋内退避をいつ解除できるかもわからないのかかわらず、その目安として 3 日と書き込むことはやめるべきだ。福島第一原発で避難を経験した住民から意見を聞きなおして、抜本的な修正を行うべきである。 理由 屋内退避は 100%の被ばくをシャットアウトする策ではない。みんなで一斉に被ばくを受忍させることは、原発政策温存のための棄民政策にすぎないからである。	
1-1-42	改正案を見ると、屋内退避を強要するものになっているが、それはなぜか？ 無用な被曝を強いるのは避けるべきというよりも、やめるべきではないか。	
1-1-43	〔意見〕 p17, 18 の屋内退避について、UPZ の住民も PAZ の住民と同じく被ばくしない状況で避難するようにしてください。 〔理由〕 p17 の UPZ の避難の実施において、改正前は、「UPZ においては、段階的な避難や OIL に基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない」が、改正	(1-1-43 の提出意見に対する追加的な考え方) ・原子力災害対策指針では、UPZ の防護措置として、屋内退避だけではなく、原子力施設の状態に応じた予防的避難や緊急時モニタリングの結果に基づく避難や一時移転等が用意されており、原子力災害時には状況に応じて必要な防護措置を国から指示します。

	後は「UPZ においては、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施する」となっている。UPZ の屋内退避の固定化をすることになり、避難の待機から意味合いが大きく変わった。 PAZ の住民が被ばくしない段階で避難することは正しいと思うので、UPZ の住民も屋内退避はやめて早期の段階で避難させるべきである。避難が第一です。	
1-1-44	(1) 原発事故と自然災害の複合災害における対応について 該当箇所：全体 屋内退避の検討は、能登半島地震により家屋の倒壊、避難道路の不通や放射線モニタリングデータの欠損が発生し、原発事故と自然災害が同時に起これば、住民は被ばくを避けられないのではないかと不安の声が上がったことを受けて始まった。『「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」における検討結果及び今後の対策方針』（令和 7 年 4 月 2 日、原子力規制庁。以下、検討結果）に記載の結論は、「原災指針は複合災害にも対応できる基本的な考え方を示しており、複合災害への対応に関して原災指針の考え方を変更する必要はない」というものだ。その解説として、「原子力災害時には自然災害に対する安全の確保を優先するという基本的な考え方の下で、自宅での屋内退避ができない場合は近隣の指定避難所等での屋内退避を行い、地震による倒壊等の理由で指定避難所等の屋内退避も難しい場合には、UPZ 外への避難をすることとなる」と記載された。よって、原災指針において複合災害に対応するための根本的な変更は行われなかった。 しかし、住民は複合災害時において人命が被ばく防護かの 2 択を迫られることになる。当然、人命が優先されるが、それを選択すると被ばく防護をあきらめなければならない状況となる。こういった状況は、望まない 2 択を迫る暴力的な構造であり、健康で安全に安心して暮らす住民の権利を奪っている。 また、地震などで家屋に被害を受けた場合、自宅で屋内退避可能かの判断は難しい。自宅の損傷によって屋内退避における被ばく防護効果がどのくらい損なわれたか、一般市民に判断はできない。例えば、自宅の被ばく防護効果が失われていることを認識せず、指定避難場所では迷惑をかけるからと遠慮し、自宅で小さな子どもと屋内退避をすることもあり得る。後に、受けた被ばく量が予想以上に深刻な値だった場合には、自分の判断を悔やみきれないかもしれない。そういった状況避けなければならない。 一方、それを回避するため、災害時に専門家が個別に家屋を評価することは不可能である。倒壊した自宅から指定避難場所までの道路が不通となることも起こり得る。不通	(1-1-44 の提出意見に対する追加的な考え方) ・原子力災害対策指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるものです。なお、同指針は、格納容器が破損し、大量の放射性物質が放出される事態、すなわち重大事故等対策が奏功しない事態にも対応できる防護措置の考え方を示しています。 ・屋内退避から避難への切替えの考え方については、1-5 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・屋内退避継続の考え方については、1-4 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・屋内退避中の一時的な外出等の考え方については、1-7 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・なお、今回の改正は、屋内退避の運用に関する検討結果を原子力災害対策指針に反映させるとともに、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度を見直すために所要の改正を行うものであり、安定ヨウ素剤等に関する御意見は、原子力災害対策全般に関連する御意見として、今後の参考にさせていただきます。

でなくとも避難に想定以上の時間がかかることもあり得る。『原子力災害時の屋内退避の運用に関する Q&A』（令和 7 年 4 月 2 日、原子力規制庁。以下、Q&A）の 1－6 には「指定避難場所等の倒壊、道路の寸断など何らかの理由で近隣の指定避難所等で屋内退避を行うことが難しい場合には、自家用車や国・地方自治体が用意するバス、必要に応じて実動機関（自衛隊、消防等）の協力も得ながら UPZ 外の避難先に避難する」とあるが、例えば交通網に関してどの程度の被害までなら実現できるのかを、実現可能性を含めて説明して欲しい。

(2) 原発事故の規模の想定について

該当箇所：全体

『検討結果』では、「極端な場合を想定することは、放射線対策に偏重した緊急時計面の策定につながり、避難行動等、防護対策の弊害を拡大する可能性がある」とし、重大事故対策が奏功した場合の放射性物質放出量をもとに、住民の被ばくのシュミレーションをおこなった。大規模放出の場合は、原災指針において既に防護措置が示されているとして評価されていないが、これは今回の原災指針の改定ではどのような位置づけになっているかはっきりしない。

新規制基準に適合した原発においては、事故時に重大事故対策が奏功するという前提で被ばく評価を行ったが、原発事故は自然災害と同時、またはそれをきっかけとして起こる可能性が高く、これまでに経験したことのない規模/頻度の自然災害が発生している近年、必ず重大事故対策が奏功すると過信して避難の議論を行うことは、東電福島原発事故の教訓をかなぐり捨てた行為である。また、深層防護の第 5 層である避難をしなければならない状況になったときには、それ以前の 4 層目までの対策は失効していることを前提に、後段の層ほど幅広く対策をしなければならない。

(3) 避難および屋内退避期間中の経済活動停止における損害保証について

該当箇所：全体

自然災害では被害があった地域の経済活動が停止するのに対し、原発においては全面緊急事態になると予防的に UPZ の広い範囲における経済活動が停止する。これについて、その損害補償については不明確だ。経済的損害のみならず、子どもの学習・体験の機会喪失も発生しうる。住民のみならず民間事業者が期待通りの被ばく防護をおこなえるよう、屋内退避実施時の損害の補償についてあらかじめ明確にするべきである。

(4) 屋内退避の範囲について

該当箇所：原子力災害対策指針 (5) 防護措置及びその他の必要な措置 ② 屋内退避

原子炉施設からおおむね半径 5～30km 圏内の UPZ が屋内退避を実施することになっている。福島原発事故時の放射性物質の広がりをみても、同心円状に放射性物質が拡散されないことが明らかであり、30km 圏外に計画的避難区域を設定しなければならないほどの高濃度の放射性物質のプルームが到来したことは無視できない事実である。また地形によっては風下の盆地ではプルームが滞留しやすくなり、より被ばくしやすくなる。プラント内の事故状況によって 30km 以遠の被ばく防護等を実施するとあるが、状況が分かってからでは後手に回る可能性があるため、各発電所の地理条件等の実情に応じて 30km 圏を越えて予め防災計画を検討することも必要ではないか。

(5) 避難による被ばくリスク低減と避難行動による健康リスク増加の比較について

該当箇所：原子力災害対策指針 (5) 防護措置及びその他の必要な措置 ② 屋内退避

『検討結果』では、「確率的影響のリスクがあるにとどまる UPZ では、避難行動に伴う健康リスクの増大を踏まえ、避難により被ばく線量の低減のみを目指すのではなく、確率的影響のリスクの低減のため、外部被ばくと内部被ばくに対して一定の低減効果を有する防護措置としての屋内退避を行う」と記載された。これは、福島原発事故の教訓を反映してのことだが、避難行動による、健康リスク増加と被ばくリスク低下のどちらが大きいかは、健康状態や年齢等、個人の状態や環境で異なるため一律に判断することはできない。

またどちらのリスクを選択するかは個人の意思にゆだねられるべきである。

『Q&A』1-3 の「UPZ は PAZ と異なり、避難ではなく屋内退避を行うこととしている理由は何ですか。避難実施してはいけないのですか」という質問に対する回答に、「原子力災害時に急いで避難することには、様々な危険が伴います。避難には危険が伴う一方で、UPZ は PAZ に比べて比較的小さな被ばくにとどまるため、避難ではなく屋内退避による被ばくを小さくする方針です。また、原子力災害時に急いで避難すると、多くの避難者による渋滞に巻き込まれて、渋滞中にプルームが到来して被ばくしたり、体調が悪

化したりするなど、様々な危険が伴います」と回答がある。このような UPZ から避難してはならないというメッセージが、自由な意思決定を妨げる圧力となる。

UPZ の住民は、原発稼働前の地元同意の対象にされていないにもかかわらず、事故が起こった場合には予防的避難を妨げられ、被ばくリスクを受け入れさせられることの説明も意見聴取もされていない。放射線被ばくが将来のガン死の確率を増加させることを踏まえれば、PAZ の住民の 30km 圏外への予防的避難を優先し、UPZ の住民を閉じ込めることは、人命に差をつける行為なのではないか。特に小さな子どもとその家族など被ばくをできるだけ避けたいと判断する住民には、UPZ 内においても希望に応じて予防的避難を選べるようにするべきだ。

(6) 屋内退避の解除又は避難への切り替え判断について

該当箇所：原子力災害対策指針（5）同措置及びその他の必要な措置 ② 屋内退避
（ii）屋内退避実施後の運用

屋内退避の解除または切替えの判断として、プルームの到来に対する防護措置が必要かどうか、生活の維持が困難かどうかを検討する方針が示された。原子炉の状態が把握できれば、原子炉からプルームが放出されるかどうかの評価は可能かもしれない。一方、一度放出されたプルームが大気中のどこにあるかの評価について、能登半島地震でモニタリングポストのデータが欠損した事実を踏まえ、実現するための具体的な計画を示すべきだ。『検討結果』に「緊急時モニタリングの方法のうち、空間放射線量率及び大気中の放射性物質の濃度から判断する」との記述があるが、福島原発事故の経験から、その範囲は UPZ 圏内のみでは不十分だと考えられる。

また屋内退避実施中、大気の放射性物質濃度と室内の放射性物質濃度のどちらが低いかを評価できるだろうか。室内の濃度のほうが高くなる可能性があるとき、どのような対応ができるのか示してほしい。政府は、屋内退避を「原子力災害時に住民等が比較的容易に被ばくの低減を図ることができる対策」としているが、屋内退避の限界についても住民に広く説明する必要がある。

また『検討結果』では、「原災指針において「緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方」が検討課題」とある。福島原発事故から 14 年が経過した現在において、現存被ばく状況と計画的被ばく状況の区別があいまいなままの状態が継続している。一度、現存被ばく状況とされた地域では、長期間が経過しても計画被ばく状況における線量限度を超える被ばくを受けるリスクを、多くの市民が負

い続けている。住民の被ばくが線量限度以下に守られるよう、市民の声を聞きながら早急に検討開始してほしい。

屋内退避を継続できるかを判断するタイミングについては、開始から3日後が判断する最初のタイミングの一つとされた。一方、地震等の自然災害が発生してから原子力災害が発生するまで数日の遅れが発生する可能性が考えられ、屋内退避の継続の判断が自然災害発生から4日以上経過している場合もありうる。その場合は、それ以前に食料品等の備蓄が底をついてしまう。『検討結果』では、防災基本計画において「国・地方自治体等は最低3日間、推奨1週間分の食料や飲料水、生活必需品等の備蓄について普及啓発を図るものとされている」ことを根拠に3日の基準を導いているが、内閣府の防災に関する世論調査(令和4年9月)によれば「食料・飲料水、日用品、医療品などを準備している」のは全体の40.8%であり十分な啓発がされていないのが実情である。屋内退避3日目より早く日常生活を継続できなくなっている人が多数発生する可能性が現状では高く、UPZの住民にその他の地域よりも十分な備蓄を期待するならば、そのための支援が必要だと思われる。

(7) 屋内退避実施中の生活を支える民間事業者の活動について

該当箇所：原子力災害対策指針 (5) 防護措置及びその他の必要な措置 ② 屋内退避 (ii) 屋内退避実施後の運用

『検討結果』では「少なくとも、物質輸送、避難経路等の啓開および復旧、ライフラインの復旧、医療・介護のうち緊急性の高いものは、、、〔注：原文ママ〕外出を伴うものであっても屋内退避中にも継続されることが必要」と書き込まれた。指定公的機関、指定地方公共機関等が行うものや緊急事態応急対策に従事する者は放射線防護対策を行うことになっているが、民間事業者に関して、『Q&A』7-3に「外出の際の防護装備の携行・装着や被ばく線量の管理をすることはしていません」とある。福島原発事故においてUPZ外において重大な環境放射能汚染及び住民の被ばくが発生したことを鑑みると、屋内退避が求められるような被ばくの危険性がせまる状況下で、被ばく防護や記録をせずに屋外作業をさせるのは問題である。命令でなく協力を依頼するという形でも、被ばくのリスク説明と同意、そして被ばく防護は必要である。

また、コロナ禍での外出自粛の教訓の一つだが、ライフラインを支える民間事業者が業務を遂行させるにあたり、養育する子どもを保育園や学童保育に預けるなどが必要と

なる。保育士や学童保育指導員に屋内退避実施中の業務を求めることができるのかなど、課題が多く残っている。

民間事業者の外出を伴う活動なしに屋内退避継続を実現できないならば、民間に任せるのでなく国や電気事業者等が責任を持ってその業務を代行するといったスキームが必要である。民間事業者に被ばくリスクをどこまで受け入れさせることが可能なのか。政府が一方的に決めて良い内容ではなく、課題は多く残されている。

(8) 屋内退避場の外出について

該当箇所：原子力災害対策指針（5）防護措置及びその他の必要な措置 ② 屋内退避（ii）国内対比実施後の運用

屋内退避中は自らの生活を維持するための外出が可能とされ、その例があげられた。原子力規制委員会の議論において、黒川長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課課長は、一時外出は基本的には放出前の話と認識している旨の発言をおこなった（令和7年度原子力規制委員会第15回会議議事録）。しかし、それに関しては原災指針には書かれていないため、住民はプルームが到来した後の一時外出の健康リスクを低くとらえる可能性がある。プルーム到来前後で一時外出可能な条件は変わるのか、被ばくリスクと比較し、どこまでが許容範囲内かを明確にする必要がある。

(9) UPZにおける安定ヨウ素の服用について

該当箇所：第2 原子力災害事前対策（7）原子力災害時における医療体制等の整備
③ 安定ヨウ素剤の配布および服用の体制

PAZでは全面緊急事態で避難をする際に予防的に安定ヨウ素剤を服用することとされているが、UPZでは「プラント状況や空間放射線量等に応じて、、、〔注：原文ママ〕避難等と合わせて安定ヨウ素剤の服用を行うことができる体制を構築する必要がある」と『検討結果』に記載されている。しかし、屋内退避指示中に周辺のプルーム到来状況を把握し、屋内退避している住民に有効なタイミングを逃さずに、安定ヨウ素剤を配布し服用させることは困難だと考えられる。よって、甲状腺被ばくを避けるために、例えば被ばくリスクの高い子どもには事前配布する、30km圏外への避難を優先する等も対応を検討していただきたい。

1-2. 原子力災害拠点病院等の要件確認頻度の見直しに関する提出意見		
整理番号	提出意見	考え方
		1-2 の提出意見に対する共通の考え方 原子力災害拠点病院等の指定要件については、平成 27 年の策定以降、実務も定着してきています。要件確認については、5 機関に対し、3 年おきに 3 回行われ、平素の指導監督業務を通じて運営状況を十分に把握した上での確認にとどまる現状となっています。これらを踏まえ、現在の頻度で見直す必要性は低くなっているため、指定要件に合致しているかどうかの確認頻度を 3 年ごとから 5 年ごとに改正するものです。
1-2-1	原子力災害指定医療機関が指定要件に合致しているかどうかの確認が 3 年ごとから 5 年ごととされ、後退している 原子力災害事前対策 (7) 原子力災害時における医療体制等の整備 1 原子力災害医療の実施体制 国 (8 ページ) ・第 2 原子力災害事前対策 (7) 原子力災害時における医療体制等の整備 1 原子力災害医療の実施体制 立地道府県当 (9 ページ) 屋内退避を「主にプルームからの」被ばくの低減を図る防護措置と位置付けている。福島第一原発事故事故〔注：原文ママ〕では、プルームが通り過ぎたあと、環境が放射性物質に汚染され、地面などの環境からの被ばく、土ぼこりなどによる体内汚染などの心配があった。「主にプルームからの」被ばくと新たに述べることにより、あたかもプルームだけが危険で、それが過ぎ去れば通常的环境に戻るかのような記述は、放射性物質による健康被害を小さく見積もり、住民に対し、多少の被ばくは耐えて生きろということである。 該当箇所 第 3 緊急事態応急対策 防護措置及びその他の必要な措置 2 屋内退避 (17 ページ) 第 3 緊急事態応急対策 防護措置及びその他の必要な措置 2 屋内退避 屋内退避実施後の運用 屋内退避の解除 (19 ページ)	(1-2-1 の提出意見に対する追加的な考え方) - 屋内退避は、主にプルームが通過する際の被ばくを低減するための防護措置であり、地表面等からの放射線等による被ばくを低減するためには、OIL に基づく避難や一時移転等の別の防護措置が用意されています。 - 複合災害に対する考え方については、1-8 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 - UPZ 外の防護措置については、必ず屋内退避を実施する必要はないことから、「必要がある」を「場合がある」に改正しましたが、改正箇所の意味を変えるものではありません。 - 屋内退避継続の考え方については、1-4 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。なお、各地域の地域防災計画等においては、原子力災害対策として、国や地方公共団体による物資の供給や備蓄、民間企業との協定に基づく物資の供給等の体制が構築されていると承知しており、3 日間を超える屋内退避の

自然災害時は避難よりも屋内退避が優先されるとしているが、原発事故が起きる可能性のある災害は、日本においては地震と津波の可能性がもっとも高い。原発での過酷事故を起こすほどの地震・津波災害が起これば、あたりまえのことだが、家屋も人が住める状態ではなくなる可能性が高い。地震と津波は広範囲に被害が及ぶので、地域の避難所も住民を収容しきれなくなる可能性が高い。自然災害時は屋内退避とだけ言うだけで、屋内退避を可能にする具体的施策を打たないのならば、ただ単に「原発の過酷事故と自然災害が同時に起きたらお手上げです。勝手に身を守ってください」と言っているにすぎない。規制委は自然災害時に屋内退避が可能になるような施策を考えて提唱するか、それができないなら住民に被害が及ぶ可能性があるようなところに作られた原発の稼働をとめるべきである。

関連箇所 第3 緊急事態応急対策 防護措置及びその他の必要な措置 屋内退避（17 ページ）

UPZ 外（およそ 50 キロより外）での屋内退避についての記述が後退
該当箇所 第3 緊急事態応急対策 防護措置及びその他の必要な措置 屋内退避（17 ページ）

改正前「・UPZ 外においては、UPZ 内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある」改正後「・UPZ 外においては、事態の進展等に応じて、UPZ と同様に、屋内退避を行う場合がある。」

「屋内退避実施後の運用」が大きく変わっている。1 改正前では「プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には」「避難への切替えを行う」とされており、屋内退避が長期化することが予想される場合、予め避難への切り替えを行うと読めるが、改正後の指針は、屋内退避が始まって3日後から判断を始めることになっている。これでは判断が一日一日と伸びていく可能性がある。そのうえ、「屋内退避を継続することを基本とし、避難への切替えを判断するに当たっては、生活の維持が困難であること等の判断は慎重に行う」とされており、とにかく「屋内退避」を国民に求める内容となっている。「屋内退避」を住民に求めるのであれば、救援物資の支給をそれぞれ個別の居住地に届ける必要があるが、それに関する記述がない。物資は自分でお店に買

継続に必要な追加的な物資の供給体制は用意されていると承知していますが、民間事業者の協力も含め、更なる具体化・充実化に向けて引き続き取り組む必要があると考えています。

・改正案においては、生活の維持に困難を伴う場合等には、屋内退避から避難への切替えを判断することを示しており、例えば厳冬期の寒冷地において、ライフラインが復旧する見込みがないような状況であれば、屋内退避から避難への切替えを国として判断することが考えられます。なお、屋内退避中にガスや灯油を燃料とする暖房器具を使用する場合には、一酸化炭素中毒等の危険性があることから適度な換気が必要になりますが、放射性物質が放出されるおそれがある旨の注意喚起がされた場合には、換気を控えていただくことが適切と考えています。

	いに行く。お店屋さんは、緊急事態でも商売を続ける。だから大丈夫ということのようだ。これを棄民といわずになんというのだろうか。 該当箇所：第 3 緊急事態応急対策 防護措置及びその他の必要な措置 2 屋内退避 屋内退避実施後の運用（18 ページ） 特に UPZ 圏内に対しては屋内退避を金科玉条のように繰り返しているが、もしも北海道・東北のような寒冷地で冬季に事故が起きたら暖房はどうするのか。屋内退避では、換気扇をとめることになっている。しかし、ガス・灯油・薪など、燃焼による暖房器具は酸素を取り込み排気する。その点についての記述がないのはなぜか。一度東北・北海道で暖房無しで三日を耐えてみてほしい。原発を動かすために、これほどに私たちの健康と命が等閑視されるのはなぜか。規制委はなぜ、どういう経緯で生まれたのか、もう一度振り返ってほしい。このような改正案を考え付く規制委に悲しみと失望を感じている。	
1-2-2	1)p7「重篤な確定的影響を回避しまたは最小化するため」を「影響を回避するため」に変更してください。 2)p11,p12 「5 年ごとに」を「3 年ごとに」に変更してください。 3) p18 「数時間以内をめぐり」を「2 時間以内をめぐり」 4)被爆から身を護る方法や安定ヨウ素剤事前配布など具体的な知識の「見える化」や周知徹底を国の責任で行うと指針に明記してください。 5)ひとりひとりの被爆線量管理について具体的に指針に明記してください。 6) 住民置き去りの避難計画の不備、電力業界の情報秘匿体質、複合災害が起きたらお手上げです。	(1-2-2 の提出意見に対する追加的な考え方) ・今回の改正は、屋内退避の運用に関する検討結果を原子力災害対策指針に反映させるとともに、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度を見直すために所要の改正を行うものであり、他の御意見は原子力災害対策全般に関連する御意見として、今後の参考にさせていただきます。
1-2-3	立地道府県等・立地道府県等は、拠点病院及び協力機関について、国が示す指定要件に基づき整備し、あらかじめ指定又は登録を行っておくこと。また、おおむね 5 年ごとに、拠点病院及び協力機関が指定要件に合致していることを確認す〔注：原文ママ〕 3 年から 5 年に変更したのはマンパワー不足ゆえなのか。 屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後 3 日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする。 3 日で放射性物質影響が減衰することはあり得ないが一般市民にそのように受け止められかねない。	(1-2-3 の提出意見に対する追加的な考え方) ・これまで、屋内退避という防護措置がいつまで続くのかが明確でなかったため、改正案では屋内退避の実施後 3 日目を目安として、屋内退避を継続するかを判断することを示しています。なお、3 日という日数は、発電用原子炉施設の状態や物資の要素から設定したのですが、その考え方については追って作成する原子力災害対策指針の関連資料に記載する予定です。

	押し並べて実態に合わない緩和化に読み取れるのでこの改正には反対です。	
1-2-4	8 ページ 9 ページ 3 年ごとを 5 年ごとに改正するのは不適切だ。医療の進歩及び医療機関の再編成は著しいため。 15 ページでは区域を地域に改正しているが、17 ページ改正案では区域という単語が使われている。どういう使い分けがあるのかわからない。 19 ページ スピーデイなしで緊急時モニタリングだけで適切な避難の指示ができるのか？ 一時的な外出や活動を控える注意喚起は、複合災害で停電してる時などに、どういう情報伝達手段で行うのか？ 20 ページ 気密性等の条件を満たす建屋の準備は誰がいつするのか？ 必要住民収容数あるのか？	(1-2-4 の提出意見に対する追加的な考え方) ・新旧対照表 p. 16 において、改正前には同じ意味で、OIL を超える「区域」と OIL を超える「地域」という記載が混在していたため、今回の改正で OIL を超える「地域」と記載を統一しました。 ・原子力災害対策指針においては、原子力災害時には緊急時モニタリングを行い、OIL の基準を超えた場合には避難や一時移転を指示することとしています。なお、原子力施設立地道府県及び UPZ を有する 24 道府県においては、平常時からモニタリングポストを用いて、原子力施設の周辺の環境放射線モニタリングを実施するとともに、緊急時モニタリング計画をあらかじめ策定しています。 ・なお、原子力災害発生時において、シミュレーション等を用いてプルームの放出時期を事前に予測することは不可能であり、事前に推定した放出源情報による場合であれ、単位量放出を仮定した場合であれ、そこから得られた拡散計算の結果に信頼性はなく、原子力災害時に予測に基づいて特定のプルームの方向を示すことは、かえって避難行動を混乱させ、被ばくの危険性を増大させることとなるため、放射性物質の放出前の避難については、同心円的に事前に決められた方法で計画を立てるべきと考えています。（「原子力災害発生時の防護措置の考え方」（平成 28 年 3 月 16 日原子力規制委員会）） ・また、各地域の地域防災計画等において、災害時にも必要な情報提供が行われるよう、地方公共団体等により防災行政無線、広報車、ラジオ、緊急速報メールサービス、インターネット等の多様な伝達手段を活用し

		て住民への情報伝達を実施することとしているものと承知しています。 ・なお、「気密性等の条件を満たす建屋」については、指定避難所に加え、原子力災害事前対策として各地域の実情に応じて、例えば病院等においては、健康状態により避難よりも屋内退避が優先される者が屋内退避を実施するための放射線防護対策の整備が各地域において進められており、国においてその財政支援をしています。
1-2-5	1 改定案 4P 「重篤な」確定的影響を回避「し、または最小化」するため、とあるが、表記の「 」部分は、被曝線量を際限なく引き上げることに繋がるため、削除する。 2 改定案 8P おおむね「5 年」ごとに、指定された協力機関と有るが、社会の変化は加速度的に早くなっている。これまで通り「3 年」あるいは、さらに早める必要がある。 3 改定案 17P PAZ においては、屋内退避を実施する。 とあるが、5 月 16 日新潟県が公表した「被曝線量シュミレーション」の結果に基づいて、全面緊急事態における屋内退避の放射線防護対策を示すこと。 また、自然災害により避難が困難であり、地震による家屋の損壊や津波により、屋内退避もできない場合の放射線防護対策を示すこと。 4 改定案 18P 国が避難への切替えを判断し、指示することになる とあるが、道路寸断や大雪などで避難が不可能な場合も考慮して防護措置を示すべきである。 5 改定案 19P	(1-2-5 の提出意見に対する追加的な考え方) ・PAZ の屋内退避の考え方については、1-3 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・避難へ切り替える場合も含め、複合災害に対する考え方については、1-8 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・原子力災害対策指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるものです。なお、避難すべき区域で屋内退避を実施している住民については、避難準備が整い、避難できる状況であれば順次避難を行うことが基本となりますが、避難すべき区域で屋内退避が継続されている場合には、例えば放射線防護対策施設の稼働や安全に避難するための準備、屋内退避を継続するための物資供給等について留意する必要があると考えています。

	また、避難すべき区域でやむを得ず屋内退避を実施している住民の放射線防護について留意する必要がある。 とあるが、具体的にどう防護するのか明示しなければ原子力災害対策指針とは言えない。 6 改定案 19P 一時的な外出・・・実施できるものである。 とあるが、屋根の雪下ろしをする場合の、積雪による屋根のモニタリング方法を示すこと。 速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行なうこととする と、あるが屋内退避できない状況や、注意喚起を聞き損ねる場合もある。一時的な外出時の被曝対応を明示すること。 7 改定案 19P PAZ において 全面緊急事態に至った時点で、避難できず屋内退避をせざるを得ない場合、屋内退避もできない場合の安定ヨウ素剤服用に関する対応を明記すること。 PAZ 以外 全面緊急事態に至った後に、国は原子力の状態施設の状態などに応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合に、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行なうと同時に、安定ヨウ素剤服用を指示することとする。	・雪下ろしも含め、屋内退避中の一時的な外出等の考え方については、1-7 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・なお、今回の改正は、屋内退避の運用に関する検討結果を原子力災害対策指針に反映させるとともに、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度を見直すために所要の改正を行うものであり、他の御意見は原子力災害対策全般に関連する御意見として、今後の参考にさせていただきます。
1-2-6	本件意見募集の資料 2 の p. 47「【高度被ばく医療支援センター】3 指定・登録の取消し」について、おおむね 3 年ごとに要件を満たしているか確認することとしていたのを、なぜ 5 年ごとに改正するのか？医療機関の人手不足や財政難は深刻となっており、高度被ばく医療センターに指定されるような医療機関においても困難な事態が生じるおそれを踏まえ、おおむね 1 年ごとに指定要件を満たしているかどうか確認するよう強く求める。	

1-3. PAZ の屋内退避に関する提出意見		
整理番号	提出意見	考え方
		1-3 の提出意見に対する共通の考え方 原子力災害対策指針では、PAZ 内の住民の防護措置として、全面緊急事態時点で避難をすることを基本としており、この方針が各種計画の基本となります。一方、大雪や台風時など、外に出ることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難をするのではなく、天候が回復するなど、安全に避難できることが確認されるまで屋内退避を優先することが重要であり、これは、被ばく線量を合理的に達成できる限り低くすると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響を抑えることを目的する原子力災害対策指針における防護措置の基本的な考え方に基づくものです。
1-3-1	緊急時対応は柏崎市と刈羽村のみならず柏崎刈羽原発から 30km 圏内（UPZ）の実態を踏まえていない机上の空論です。とりわけ、降雪・積雪時の複合災害において PAZ 圏住民は、全面緊急事態において避難が可能になるまで屋内退避をする対応が示されていますが、新潟県が実施した被ばく線量シミュレーションでは、24 時間後フィルタベント使用の場合、柏崎刈羽原発直近の住民は気象条件によっては 100mSv／週を大きく超え、重篤な確定的影響を免れない被ばくをする結果が出ています。	
1-3-2	「改正案」には、「屋内退避の実施」について、「PAZ においては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施する」と書かれている。 しかし、屋内退避では重篤な確定的影響を回避することができないことから、PAZ では、即時避難が原則である。自然災害等により避難が困難になるような場合の十分な防護措置をとらずに、屋内退避で済ませるような指針を示すべきではない。屋内退避は、予め十分な避難のための措置をとったうえで、不測の事態に対応するための、緊急措置に留めなければならない。予め屋内退避を想定するような指針は、被ばく防護のための指針とは言えない。	（1-3-2 の提出意見に対する追加的な考え方） 原子力災害対策指針では、PAZ において安定ヨウ素剤を事前配布する方法が示されており、各地域の地域防災計画等においては安定ヨウ素剤の備蓄状況や放射線防護対策施設の整備状況等が整理されているものと承知しています。

	また、不測の事態への対処として屋内退避を行う場合でも、被ばくを極力低減するための備えとして、防護機能を装備した避難所を準備することや、安定ヨウ素剤の事前配布を行うことなどを要求しなければならない。 十分な被ばく防護対応もなしに、屋内退避の実施を求める「改正案」は認められない。	
1-3-3	意見その１： 前回の計画は住民が避難した時、どのぐらい被ばくしたか、測っていてもその数値を本人に記録として残せる方法で知らせていませんでした。今回の改正案も同じです。住民は原発事故が起こったとき時、どのぐらい被ばくしたか知らされるべきです。それに向けてできるだけ情報を網羅するたもの〔注：原文ママ〕対策がきちんと確定されていない改正案は認められません。この改正案をやり直すべきです。 意見その２： また、この改正案では５キロ圏内に住む人たちはあまりにも被ばくします。現行の計画の方がましです。今回の改正案は改悪になっています。つまり、今までよりもっと５キロ圏内の人を守れない案になっています。この案はやり直すべきです。今のままでは賛成できません。〔注：原文ママ〕 意見その３： UPZ 内の人たちに安定ヨウ素剤を事前配布するべきです。内閣府はこれを OK していました。なぜこの改正案でそれを実行しないのでしょうか。改正案はこれを実行できる改正案にするべきです。実行する計画を含む改正案にするようやり直すべきだと思います。今のままでは賛成できません。 意見その４： 福島では土壌の汚染から来る被ばくもありました。今でもありません。この改正案は分かる限り土壌の汚染を考慮していません。もしそうならば、土壌の汚染を考慮して計画に作り直すべきです。もし土壌の汚染を考慮していない改正案であれば、考慮して改正案に書き直しすべきです。〔注：原文ママ〕もし考慮していなければ、この改正案には賛成できません。 意見その５：	(1-3-3 の提出意見に対する追加的な考え方) ・ 今回の改正は、屋内退避の運用に関する検討結果を原子力災害対策指針に反映させるとともに、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度を見直すために所要の改正を行うものであり、安定ヨウ素剤等に関する御意見は、原子力災害対策全般に関連する御意見として、今後の参考にさせていただきます。 ・ なお、原子力災害対策指針では、地表面からの放射線等による被ばくを低減するために、OIL に基づく避難や一時移転等の防護措置が用意されています。

	屋内退避を強制することから、PAZ を直ぐに逃がさないことから、など、この案は今までに計画より後退しています。「改正」をするのなら、後退させず、より良い案を策定すべきです。かえって悪くなる案には賛成できません。 意見その6： 以前のパブリックコメントでも書いていますが、この段階でコメントイを求めても「既に審議している」という理由で意見が取り入れられないので、パブリックコメントはもっと早い段階でまず実施すべきです。それを受けて案を作成し、案作成後にもう1度パブリックコメントに掛けるべきです。	
1-3-4	原子力災害対策指針の改正案について 原発事故が発生した際に、UPZ の住民に対して、避難ではなく屋内退避を徹底する内容となっています。 複合災害でも、事前避難が必要な5キロ圏の住民に対しても、避難が困難な場合は屋内退避だとしています。結果として、住民に100ミリシーベルトを超える被ばくを強いることを容認しています。 島根原発から11km 弱の場所に暮らす住民として、避難もさせない、屋内退避の間も何もなかったかの如く屋外活動を認め、屋内の放射線量の測定をせず、被ばく管理もしない。安定ヨウ素剤の配布・服用も行わず、被ばくを強いる内容となっていることは、とても容認することはできません。 住民の命や健康を守ることを徹底する内容に変更されるよう強く求めます。	(1-3-4 の提出意見に対する追加的な考え方) ・屋内退避中の一時的な外出等の考え方については、1-7 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。
1-3-5	複合災害時に自然災害対応を理由に PAZ (5 キロ圏) の被ばく防護を放棄する改定案に反対 (指針改定案 17 頁) PAZ (5 キロ圏) は、屋内退避では、重篤な確定的影響を回避することができないことから、即時避難が原則であるのに、放射線防護対策施設ではない自宅等での屋内退避を容認している。これは被ばく防護の放棄を正当化するものであり、容認できない。撤回すべきである。 被ばく防護と被ばく以外の健康影響を抑えることの両方を求めなければならない。それができないのなら、原発は運転すべきではない。	

1-3-6	改正案 4 頁下から 11 行目 重篤な確定的影響を回避しまたは最小化するため は防護対策の目的としている 100 ミリシーベルト以内の被ばく線量を超える被ばくを防護対策の目的とする民ゴン〔注：原文ママ〕であるため 重篤な と 最少化 を削除すべきである。 改正案 8 頁最終行の おおむね 5 年ごとの は社会の変化を考慮していないため おおむね 3 年ごとの と現行通りとすべきである。 改正案 17 頁の下から 6 行目 複合災害における PAZ 住民の屋内退避は 新潟県が実施した被ばく線量シミュレーションの結果から気象条件によって実効線量で 200 ミリシーベルトを超える被ばくをする結果がしめされているため 防護措置として成立しているとは言い難いため再考を求める。 改正案 19 頁 4 行目の放射線防護について留意する必要があるを〔注：原文ママ〕具体的に記述すべきである	(1-3-6 の提出意見に対する追加的な考え方) ・原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度の見直しについては、1-2 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・原子力災害対策指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるものです。なお、避難すべき区域で屋内退避を実施している住民については、避難準備が整い、避難できる状況であれば順次避難を行うことが基本となりますが、避難すべき区域で屋内退避が継続されている場合には、例えば放射線防護対策施設の稼働や安全に避難するための準備、屋内退避を継続するための物資供給等について留意する必要があると考えています。
1-3-7	屋内退避の被ばく低減効果は、規制庁の資料(R6. 4. 22「屋内退避について」12 頁)によると「屋内退避により、実効線量は木造家屋で概ね 25%の被ばく低減効果、コンクリート建屋で概ね 50%の被ばく低減効果があることが示された」とあります。木造家屋では屋内退避しても屋外の 75%もの被ばく量です。 改正案(17 頁)には「PAZ においては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施する。」とあります。PAZ で屋外の 75%に当たる被ばくをすれば、放射線による確定的影響が出ます。健康状態等により避難できない場合は、避難できるはずの介護者・看護人も避難できなくなります。安易な屋内退避は被を広げるだけです。 また、改正案 19 頁には「屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものである。」とあります。	(1-3-7 の提出意見に対する追加的な考え方) ・PAZ の基本的な防護措置は避難であることから、一時的に屋内退避を実施した場合にも、避難準備が整い、避難できる状況であれば順次避難を行うことが基本となります。 ・屋内退避中の一時的な外出等の考え方については、1-7 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。

	プルーム通過時は屋外作業はしないということですが、沈着した放射性物質の測定の記載はありません。プルーム通過後放射性物質を含んだ雪の除雪を屋内退避中の住民がしても良いとされています。一時外出も含め、屋内退避は被ばくの強要です。避難するしか被ばく防護の方法はありません。避難ができる方法を追求すべきです。それができなければ〔注：原文ママ〕原発を動かしてはいけません。	
1-3-8	指針改定案 17 ページ 改正案「PAZ においては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施する。」について ○PAZ は、指針により「重篤な確定的影響を回避又は最小化する」ための防護措置を要求する区域になっていると思います。無条件に屋内退避とした場合、重篤な確定的影響を回避又は最小化ができない恐れがあり、計画の段階でこれを許容すべきではありません。文末に、「その際、屋内退避の実施場所として、陽圧化を施したコンクリート造の放射性防護対策施設にするなど、重篤な確定的影響を回避又は最小化するための防護措置を十分に実施できるようにする」といった文言を入れる必要があると思います。 ○放射線防護は人命に関わる。自然災害対応を口実に放射線防護を怠ることは許されない。被ばく防護と被ばく以外の健康影響を抑えることの両方を求める指針の基本的な考え方にも反すると考えます ○能登半島地震では、孤立集落が生じ、家屋が倒壊するおそれがあり、避難も屋内退避も困難な状況が生じた。指針はこうした場合でも十分な被ばく防護措置がとれる計画を要求すべきです。 指針改正案 17 ページ 改正前「UPZ においては、段階的な避難や OIL に基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。」 改正案「UPZ においては、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施する。」 ○改正前は、屋内退避は、避難を前提とした一時的な措置として位置づけられていました。改正案では避難を前提から外し、住民を屋内に留めるものになっています。避難をさせず、無用な被ばくを強いるものであり、撤回すべきです。 ○屋内退避に関する検討チームに提出された「屋内退避について」の原子力規制庁による資料によっても、屋内退避による放射線の低減効果は、コンクリート家屋で 50%低減、	(1-3-8 の提出意見に対する追加的な考え方) ・ 複合災害に対する考え方については、1-8 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・ 避難と屋内退避の考え方については、1-1 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・ 屋内退避から避難への切替えの考え方については、1-5 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・ 屋内退避中の一時的な外出等の考え方については、1-7 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。

	木造家屋では 25%低減にすぎない。しかも、室内の線量は徐々に上がり、そのうち屋外よりも高くなることが知られています。このことから、屋内退避を原則にすべきではありません。改定前に戻してください。 指針改正案 18・19 ページ 改正案「プルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われた懸念がある場合には…避難への切り替えを判断し、指示することになる」「生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものとする。」「原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば…屋内退避の解除を行う。」 ○屋内退避の被ばく低減効果が失われたことを誰がどうやって把握するのでしょうか。雪や雨で屋根に積もった放射能の影響、室内に入ったほこりの影響など、主に空間線量を測る緊急時モニタリングでは、屋内の状況や住民の被ばくを把握することはできないと思います。屋内の放射線量、住民の被ばく管理について記載がない以上、屋内退避を徹底するような指針は認められません。 ○外出そのものが防護措置のほうはありません。少なくとも住民の個々人の被ばく管理、〔注：原文ママ〕マスクや防護服の配布、安定ヨウ素剤の配布・服用などの防護措置をとってください。そうしたものもなしで屋内退避を強要すべきではない。	
1-3-9	<該当箇所>4 頁：13 行目 <内容> 「重篤な確定的影響を回避または最小化する」 「原子力災害対策指針」では PAZ は急速に進展する事故に於いて、放射線被ばくによる「重篤な確定的影響を回避または最小化するため、即時避難を実施する地域」としています。この「 」内の文について、2 点異議があります。 「重篤な」を省いてください。放射線被ばくはいろいろある。「重篤な確定的影響」でなく PAZ 住民はすべての放射線または放射性物質の影響を受けたくありません。	(1-3-9 の提出意見に対する追加的な考え方) ・原子力災害対策指針では、PAZ 内の住民の防護措置として、全面緊急事態、すなわち放射性物質の放出前、放出のおそれが高まった時点で避難をすることを基本としています。

	「最小化するため」を省いてください。PAZ の住民は「影響の最小化」でなく影響は受けたくないのです。 放射線被ばくによる「確定的影響を回避するため、即時避難を実施する地域」だと思います。 ＜該当箇所＞17 頁 12 行目～15 行目 ＜内容＞(i) 屋内退避の実施 私は PAZ の住民です。能登半島地震の家屋崩壊、道路寸断の様子。豪雪で国道の長時間渋滞を知りました。自然災害と原子力災害の複合災害の発生で「PAZ においては、…避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合……屋内退避を実施する。」としています。私達の家屋での屋内退避では放射性物質を防護することは不可能です。家屋が崩壊し近くの木造の災害避難所に退避してもそこでも放射性物質の防護措置はありません。道路の崩壊や豪雪で道路の除雪がされなければ、救援のバスもきてくれません。私たちは被ばくを免れない。PAZ は放射性物質放出前に避難すべき地域と「指針」にあります。「……屋内退避を実施する」ことが出来る防護施設、措置を明確に「地域の避難計画」に取り入れる事をこの「原子力災害対策指針」に明記してほしい。住民の側に立って欲しい。このような矛盾している状態では再稼働をすべきでない。	
1-3-10	指針改定案 17 ページ PAZ (5 キロ圏内) は危険地域そのものです。それを自宅待機 (屋内避難) を容認するのは被害者を「見捨てる」ことにほかなりません。だれが、いつ、どのように救出するのか明確にしなければ、原発近隣住民にとって容認できるものではありません。それが嫌なら、自己責任でさっさと転居しろというのが日本政府の方針なのでしょうか。	
1-3-11	＜該当箇所＞17 ページ 11 行目 (i) 屋内退避の実施 ・PAZ においては、・・・、自然災害等により避難が困難な場合又は・・・屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施する。に関して規制委員会が作成した「原子力災害対策指針」では PAZ は「急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し・・・即時避難を実施する等、通常	

の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。」と説明されている。 指針において、PAZ をそのように説明しながら、何ら防護措置のある場を用意することもなく（仮に防護措置として陽圧設備を有する施設が用意されたとしても希ガスを防ぐことはできないので）「PAZ において、屋内退避を実施する」ということは①自ら策定した「原子力災害対策指針」に反することを決定するという規制委員会としてあるまじき決定である。 加えて、PAZ に屋内退避の実施を求めることは②規制委員会が発足時に示した安全の基本理念「深層防護の考え方」の第 5 層の破綻を意味するので「深層防護の考え方」が成り立たないことを意味する。すなわち“原発の安全”は保てないことが示されたことになる。 その上、どのような状況があろうと PAZ に「屋内退避を実施する」とする事は③PAZ 住民の大いなる被ばくを許すという甚だしい人権無視でもあり、「原子力に対する確かな規則を通じて、人と環境を守る」としている「規制委員会の使命」に反することである。 以上①②③の理由で「PAZ に屋内退避を実施する」とすることは間違いであり、「PAZ に屋内退避を実施する」ことはできない。	
---	--

1-4. 屋内退避の継続に関する提出意見		
整理番号	提出意見	考え方
		1-4 の提出意見に対する共通の考え方 ・避難行動それ自体には様々な負担が伴うことから、原子力災害対策指針においては、発電用原子炉施設から比較的距離があり被ばくが小さくなる UPZ では、避難行動による健康等への影響を抑えるために、屋内退避を基本とすることとしています。 ・改正案においては、屋内退避を長期にわたって継続することは困難であると考えられることを踏まえて、生活の維持に困難を伴う場合等には、屋内退避から避難への切替えを判断することを示しており、また、屋内退避の解除要件を示しています。
1-4-1	意見の対象となる案件：原子力災害対策指針の改正について 意見/理由 <該当箇所> A. 全般 B. 【18 頁 9 行目】 屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後 3 日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、プルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国が地方公共団体と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示することになる。なお、屋内退避から避難への切替えにより避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避を継続することを基本とし、避難への切替えを判断するに当たっては、生活の維持が困難であること等の判断は慎重に行うこととする。また、屋内退避の継続のためには、医療品等も含めた支援物資の供給及び医療等の人的支援の提供が重要となることに留意する必要がある。 屋内退避を実施している住民等に対しては、原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず積極的に提供するものとする。	(1-4-1 の提出意見に対する追加的な考え方) ・屋内退避指示中に一定数の自主避難者が生じることもやむを得ないと考えていますが、原子力災害対策指針は、国としての原子力災害対応の基本的な考え方を示すものであり、国として指示する防護措置を記載しています。 ・なお、OIL2 の基準を超える場合には、屋内退避ではなく、一時移転を実施することになります。

<意見>

全般的に UPZ の屋内退避に係わる内容が、放射線防護の 3 原則（行為の正当化、防護の最適化、及び個人の線量限度）のうち、行為の正当化、防護の最適化を満足していないと考えます。特に、上記 B 項の記載が、屋内退避の継続に伴う肉体的・精神的影響についての配慮が「情報を絶えず積極的に提供する」だけでは充分ではないと感じますので、自主避難に対して寛容的な表現とすべきと考えます。

<理由>

1. 今回の改訂は、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ」行われるものと理解していますが、教訓の元になった事象は避難および避難生活での関連死が非常に多かったことだと思います。しかし、関連死の内訳（復興庁_東日本大震災における震災関連死に関する報告：https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww.reconstruction.go.jp%2Ftopics%2F20120821_shinsaikanrenshihoukoku.pdf&data=05%7C02%7Choushasenbougokikaku_ka_dwc%40nra.go.jp%7Ca58ceded760d4a5e9adc08ddc282b5c7%7Cfac539a40f8741298afa3c8d9dd5d641%7C0%7C0%7C638880589263896539%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJFbXB0eU1hcGkiOnRydWUsIlYiOiIwLjAuMDAwMCIsIlIAiOiJXaW4zMlIsIkFOIjoiTWFpbCIiIldUIjoyfQ%3D%3D%7C0%7C%7C%7C&sdata=GiMAPhHGyrIYVAAesjtV4vPI%2FNZKN6F7Tl0c8%2Fkhsc%3D&reserved=0)

によれば、福島県の関連死 761 人（震災後 1 年以内）の 9 割以上は 66 歳以上です。約 16 万人の方が避難され、避難生活では色々な問題があったにせよ、66 歳未満のほとんどの方は避難と避難生活を乗り越えたのです。私は、「避難」に問題があったのではなく、「無理な避難」に問題があったのだと理解しています。一方で、何万人にもおよぶ人が、0.1L2（20 μ Sv/h）の環境下で屋内退避を無事継続できたという成功事例は、私が知る限りありません。単純に計算すると 0.1L2（20 μ Sv/h）は年間 105mSv/h（3.8 μ Sv/h：20 μ Sv/h=20mSv/y：105mSv/y）となりますし、改定案では必要かつ可能であれば屋内避難はいつまでも継続されることとなります。このように考えると、健康な方の「屋内退避の継続」は「防護の最適化」を満足できているのか疑問に感じます。

2. 特に、若い女性や妊産婦が屋内退避を続けることにより受ける精神的なストレスはどこまで考慮されているのでしょうか？

若い女性や妊産婦が放射線を忌避することは、震災の教訓ではないでしょうか。その教訓が生かされていないと思います。まずは、屋内退避でプルーフを避けることには賛成

	しますが、状況が確認されてからの対応については個人の事情に応じて対応できるようにすべきではないでしょうか。その観点で、改定案は「行為の正当化」が実現できていないのではないかと思います。 3. また、震災の教訓の中には、「日本国民は、科学的合理性以上に放射線を恐れている」こともあったと考えています。対策には、国民の放射線リテラシーの向上もありますが、震災から 15 年経過しても福島県産品の価格差が未だに残っている現状において、国民の放射線リテラシーが十分に向上したとは言えません。また、勝間氏によれば、人間はシステム 1 で判断「これまで、見てきて、聞いてきて、体験してきたことの範囲でしか、理解もできないし、行動もできない」と紹介しています（日本原子力学会誌, Vol. 55, No. 6 (2013) 頁 1）。これらのことを考え合わせれば、早く逃げたいと思う住民は少なからず存在すると思います。屋内退避する人（指針に従い正しい判断をした人）と自主避難する人（逃げた人）に別れることが想定され、住民の間に分断が生じる可能性があります。改定案全般の記載について、「屋内退避が正しく、避難が悪だと誤解される可能性がある」と危惧しています。全員の方が一緒に行動できれば分断は生じませんが、そのことを強要することはできません。その観点で、改定案には自主避難者に対する記載がなく「行為の正当化」が実現できているとは言えないと思います。 以上	
1-4-2	以下の 6 つの意見をまとめて提出する。意見 1 <該当箇所>13 頁左列 8-9 行目、17 頁左列 3-17 行目、18 頁左列 3 行目-19 頁左列 5 行目 従来は避難等の実施までの「つなぎ」であった「屋内退避」を、UPZ における主要な防護措置とする今回の改正は、結果的に一般公衆に一定の被ばくを受忍させることになるものであることから、根本的に誤っており、受け入れられない。 一般的な建物における屋内退避での被ばく量の低減効果はせいぜい半分から数分の一に留まるため、周囲の線量率が高い場合は許容レベルまで被ばく量が低減されないおそれが充分ある。「屋内退避実施後 3 日目を目安として」継続の判断をするということは、その環境に 3 日間は留め置かれ、被ばくさせられることになる。3 日後に屋内退避の継続が困難と判断され、かつその時点でプルームの到来が収まっていないなど周囲の線量率が高い場合は「本降りになって出て行く雨宿り」になりかねない。	(1-4-2 の提出意見に対する追加的な考え方) ・避難と屋内退避の考え方については、1-1 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・なお、原子力災害対策指針では、UPZ の防護措置として、屋内退避だけではなく、原子力施設の状態に応じた予防的避難や緊急時モニタリングの結果に基づく避難や一時移転等が用意されており、原子力災害時には状況に応じて必要な防護措置を国から指示します。 ・改正案においては、物資の供給や人的な支援等の必要な支援がない状態で、長期的に屋内退避を継続することは困難であることから、屋内退避の継続可否を判断する目安を設けて、必要な場合には避難に切り替えるものの、避難行動には肉体的・精神的影響が生じるこ

18 頁左列 4-6 行目で屋内退避を「長期にわたって継続することは難しい」としつつも 17-18 行目では「屋内退避を継続することを基本」としているのは矛盾である。18-20 行目の「避難への切替えを判断するに当たっては、生活の維持が困難であること等の判断は慎重に行うこととする」との記述は、避難のハードルを不当に上げるものであり、防護の原則に逆行するものである。20-22 行目では「屋内退避の継続のためには・・・支援物資の供給及び医療等の人的支援の提供が重要」としているが、物資の供給や人的支援は当然屋外活動（移動を含む）を要するものであることから、これらサービスの提供者を被ばくリスクにさらすことが内包された記述となっている。22 行目の「留意する必要がある」という記述は意味不明であり、これらサービス提供者の被ばく低減手段について具体的に記述すべきである。

また「屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われた懸念がある場合」は屋内退避を継続する意味はなくなることから、被ばく低減効果が失われたかどうかを確認することと、そのための具体的な手段について、記載すべきである。

17 頁左列 12-15 行目では、全住民が即時避難すべき PAZ においても屋内退避を実施する場合があると記述されているが、屋内退避者（その世話をする家族や医療従事者等を含む）の放射線防護については 19 頁の 3-5 行目に「留意する必要がある」と記載されているのみであり、「留意」の内容が不明である。具体的にどのような手段で放射線防護を担保するのか記述すべきである。

そもそも、自然災害等との複合災害により、家屋や道路が損壊して、自宅や避難所等での屋内退避そのものが不可能になる可能性が充分ある。これは能登地震の被害を見れば明らかであるほか、東日本大震災においても随所に見られた状況である。その場合にどうするのか一切記述されていないのは防護措置の放棄であり、著しい欠陥であると言わざるを得ない。

意見 2

＜該当箇所＞19 頁 6-14 行目

屋内退避を放射線防護の主要な措置としつつ外出を認めるのは、被ばくを容認するものであり、放射線防護の精神に反する。「住民等の生活を支える民間事業者等の活動」は「一時的」なものに留まるとは限らない。特に、屋内退避中はウーバーイーツ等の外食デリバリーの需要が増加する可能性があるが、本指針が屋内退避中の外出や民間事業者等の活動を容認する以上、配達員は依頼を拒否しにくくなり、放射線防護されないこ

とから、基本は屋内退避を継続することを示しています。また、各地域の地域防災計画等においては、原子力災害対策として、国や地方公共団体による物資の供給や備蓄、民間企業との協定に基づく物資の供給等の体制が構築されていると承知しており、3 日間を超える屋内退避の継続に必要な追加的な物資の供給体制は用意されていると承知していますが、民間事業者の協力も含め、更なる具体化・充実化に向けて引き続き取り組む必要があると考えています。

- ・原子力災害対策指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際に行う科学的・客観的な判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるものです。なお、避難すべき区域で屋内退避を実施している住民については、避難準備が整い、避難できる状況であれば順次避難を行うことが基本となりますが、避難すべき区域で屋内退避が継続されている場合には、例えば放射線防護対策施設の稼働や安全に避難するための準備、屋内退避を継続するための物資供給等について留意する必要があると考えています。
- ・複合災害に対する考え方については、1-8 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。
- ・屋内退避中の一時的な外出等の考え方については、1-7 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。
- ・なお、上記のとおり、各地域の地域防災計画等においては、原子力災害対策として、国や地方公共団体による物資の供給や備蓄、民間企業との協定に基づく物資の供給等の体制が構築されていると承知しており、3 日間を超える屋内退避の継続に必要な追加的な物資の供給体制は用意されていると承知していますが、民

となる。業務により被ばく低減できなかった者について、民間の非原子力事業者（ウーバーイーツ配達員等の個人事業主を含む）は被ばく管理の力量や手段を持っていない。民間事業従事者の被ばく管理について、事業者へ丸投げ・放置することは許されない。国は屋内退避中に屋外で活動する事業従事者について具体的な被ばく管理手段を提供すべきであり、そのことを指針に記述すべきである。

19 頁の 11-14 行目では「放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行う」としているが、この周知が短期間に徹底し、屋外活動者が屋内に戻って被ばくを避けられるかどうかは大いに疑問がある。

さらに 19 頁の 15-21 行目によれば、屋内退避は「新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認でき」るまで行うことになっており、18 頁左列では避難への切替えよりも「屋内退避を継続することを基本」としていることから、放射性物質の放出後にも「住民等の生活を支える民間事業者等の活動」を行わざるを得ず、「活動を控えて屋内退避を徹底する」ことができないのは明らかである。本指針には矛盾することが平気で書かれており、実効性がないと言わざるを得ない。

意見 3

＜該当箇所＞4 頁左列 12-13 行目

「重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため」との記述を「確定的影響を回避するため」に改めるべきである。

確定的影響は避けることが可能であることから、これの発生を回避することは放射性防護の大原則である。「重篤でない確定的影響」や「最小限の確定的影響」の発生を容認するかのような記述は極めて不適切であり、今回の指針改正において改めるべきである。

意見 4 ＜該当箇所＞5 頁左列 17-20 行目、13 頁左列 17-20 行目、15 頁左列 9-12 行目、同 18-19 行目

防護措置の判断を緊急時モニタリングの測定結果のみに基づいて行うのでは、わざわざ線量率が上昇してから判断することになるため、対策が後手に回る可能性が高く、緊急時の対応として不適切である。自然災害等によりモニタリングのデータを迅速に収集

間事業者の協力も含め、更なる具体化・充実化に向けて引き続き取り組む必要があると考えています。

- ・ 今回の改正は、屋内退避の運用に関する検討結果を原子力災害対策指針に反映させるとともに、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度を見直すために所要の改正を行うものであり、他の御意見は原子力災害対策全般に関連する御意見として、今後の参考にさせていただきます。

- ・ 原子力災害発生時において、シミュレーション等を用いてプルームの放出時期を事前に予測することは不可能であり、事前に推定した放出源情報による場合であれ、単位量放出を仮定した場合であれ、そこから得られた拡散計算の結果に信頼性はなく、原子力災害時に予測に基づいて特定のプルームの方向を示すことは、かえって避難行動を混乱させ、被ばくの危険性を増大させることとなるため、放射性物質の放出前の避難については、同心円的に事前に決められた方法で計画を立てるべきと考えています。（「原子力災害発生時の防護措置の考え方」（平成 28 年 3 月 16 日原子力規制委員会））

できなくなる可能性もある。SPEEDI などのシミュレーション技術を活用すれば、精緻な予測はできなかったとしても、風向きなどから、大まかに今後線量率が上昇するおそれのある地域や、避難先として望ましくない方向など、有用な情報を提供できる可能性が充分ある。防護措置の判断においてはシミュレーション技術も活用することを本指針に明記すべきである。

意見 5

＜該当箇所＞19 頁左列 22 行目-20 頁左列 2 行目、32 頁左列表 3、33 頁左列 1-2 行目

屋内退避解除後、OIL1 又は OIL2 を越える地域について避難や一時移転等の防護措置を講ずるとしていることから、空間線量率が OIL2 以下の地域では屋内退避の解除をもって防護措置が終了すると読める。しかし 32 頁左列の表 3 によれば OIL2 は毎時 20 マイクロシーベルトであり、50 時間で一般公衆の年間被ばく限度である 1 ミリシーベルトに達してしまうことから、そのような汚染が残存する地域に住民が留まって日常生活を継続することがあってはならない。33 頁左列 1-2 行目に「地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される」と記述されているが、「改定」の具体的な方向性が不明であり、災害対策指針として実効性がない。

OIL1、OIL2 の他に、屋内退避解除後に一時移転の基準となる汚染の程度（空間線量率）を設定し、その基準を超える地域では一時移転することを本指針に明記すべきである。同時にその基準は一般公衆の年間被ばく限度 1 ミリシーベルトを超えないことを担保するように設定すべきである。たとえ原子力事故が発生しようが、それを理由に一般公衆に年間 1 ミリシーベルトを超える被ばくを受忍させて良い根拠はない。

意見 6

＜該当箇所＞15 頁左列 8-16 行目、32 頁左列表 3

PAZ 以外の地域での避難の基準 OIL1 は毎時 500 マイクロシーベルトであり、わずか 2 時間で一般公衆の年間被ばく限度である 1 ミリシーベルトに達してしまう値である。わずかでも毎時 500 マイクロシーベルトを下回る地域は「1 日以内を目途」とした一時移転の対象となってしまう。これでは一般公衆に年間被ばく限度を超える被ばくを受忍させることを前提としていてと考えざるを得ず、到底受け入れられない。OIL1 の値は現行の数分の一から数十分の一に設定し直すべきである。

1-5. 屋内退避から避難への切替えに関する提出意見		
整理番号	提出意見	考え方
		1-5 の提出意見に対する共通の考え方 ・改正案においては、生活の維持に困難を伴う場合等には、屋内退避から避難への切替えを国が判断することを示しています。 ・なお、屋内退避場所への放射性物質を含む屋外大気の流れ状況については、緊急時モニタリングの結果から、プルームが繰り返し又は断続的に到来したかの状況を確認することで把握することを想定しており、その考え方については追って作成する原子力災害対策指針の関連資料に記載する予定です。
1-5-1	屋内の放射線量測定はなく、被ばく線量不明な状態のまま屋内退避を継続する改正案に反対 （指針改正案 18、19 頁） 屋内退避の被ばく低減効果が失われたことを誰がどうやって把握するのか不明確である。主に空間線量を測る緊急時モニタリングでは、雪や雨で屋根に積もった放射能の影響や、室内に入った放射性物質の影響など、屋内の住民の被ばくを把握することはできない。これでは、屋内退避の継続により被ばく線量不明のまま被ばくされ続けることになる。これは容認することはできない。このような改正案は撤回すべきである。 屋内退避の継続のために、外出を認めるとしているが、マスクや防護服の配布もない。安定ヨウ素剤の配布・服用などの防護措置もない。これでは住民は無防備なまま放射線被ばくの危険にさらされる。被ばく線量も把握されない。このような屋内退避を強要すべきではない。改正案は撤回すべきである。	（1-5-1 の提出意見に対する追加的な考え方） ・屋内退避中の一時的な外出等の考え方については、1-7 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。
1-5-2	屋内退避を解除する基準と避難への切替判断基準 1 現行指針の内容とその問題点 屋内退避実施後、次の要件を満たすかどうかをもって、避難への切替を判断している。 1. プルーム（放射性雲）の防護措置の必要性	（1-5-2 の提出意見に対する追加的な考え方） ・各地域の地域防災計画等においては、原子力災害対策として、国や地方公共団体による物資の供給や備蓄、民間企業との協定に基づく物資の供給等の体制が構

2. 生活の維持が困難か否か また、屋内退避の「継続可能性」については3日程度を目安とし、それ以降の状況次第で判断することとされている。 2 モニタリング不備による判断不能リスク 能登半島地震の事例では、複数のモニタリングポストが被災・機能停止した結果、リアルタイムの空間線量把握ができなかったことが明らかになっている。 このような現場状況下で、「プルームの位置や濃度」「外気と室内の比較」などの科学的判断が不可能になることは容易に予測される。 例えば、モバイル型、ドローン型、衛星連動型の緊急時モニタリング体制の整備が必須であり、UPZ 圏外を含む広域の線量評価ネットワークの整備が必要であり、自治体の通信断絶、孤立を想定したローカル判断マニュアルの整備が必要。 3 屋内環境の「悪化リスク」への対応欠如 プルーム到来後、建物の構造によっては内部に放射性粒子が滞留し、外部よりも空間線量が高くなる可能性が存在する（実際、福島事故では木造家屋の内部空間線量が周囲の空間線量よりも高かった例も報告されている）。 しかし、屋内退避後の室内線量測定、換気のタイミング、浄化手段については、具体的な指針も支援制度も一切存在しない。 4 「3日間」備蓄想定为非現実性 指針では、「3日分（推奨1週間）」の備蓄が前提とされているが、内閣府の令和4年度調査によると、「食料、飲料水、医薬品などの準備ができている」と答えた世帯は全体のわずか40.8%にすぎない。 つまり、現実には屋内退避開始から2日も経たずして生活維持が困難となる世帯が多数に及ぶ可能性が極めて高い。 にもかかわらず、生活困窮を理由とした避難切替えの判断基準は不明確で、自治体任せとなっている。 5 緊急事態における「判断責任の空白」	築されていると承知しており、3日間を超える屋内退避の継続に必要な追加的な物資の供給体制は用意されていると承知していますが、民間事業者の協力も含め、更なる具体化・充実化に向けて取り組む必要があると考えており、引き続き国においても、災害に備えた備蓄について普及啓発に取り組んでまいります。 ・避難への切替えについては、物資の不足等の要素を踏まえて生活の維持が困難と判断される場合には、国が避難への切替えを判断することを改正案において示していますが、その考え方については追って作成する原子力災害対策指針の関連資料に記載する予定です。 ・避難と屋内退避の考え方については1-1の提出意見に対する共通の考え方を、複合災害に対する考え方については1-8の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・今回の改正は、屋内退避の運用に関する検討結果を原子力災害対策指針に反映させるとともに、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度を見直すために所要の改正を行うものであり、他の御意見は原子力災害対策全般に関連する御意見として、今後の参考にさせていただきます。
---	--

「避難への切替え」判断を、誰が、どの条件で、どのタイミングで行うのかが極めて曖昧であり、結果として、住民の自主判断に委ねられ、責任が曖昧化される危険が高い。

特に、要支援者（高齢者、障害者、妊産婦等）については、判断と行動が一致しないまま取り残される危険性がある。

6 ALARA 原則との矛盾

「住民が放射性プルームに被ばくするリスクがあっても、備蓄切れなどによる退避を禁じる明確な基準が存在しない」状態は、明らかに ALARA 原則（合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低くする）に反している。

7 直ちに対策すべき事項

1. 緊急時モニタリング体制の強化 モニタリングポストの多重化や冗長化、衛星観測、ドローン観測、民間センサーとの連携

2. 屋内退避の「限界状況」の明示 屋内退避がもはや安全を確保できない状況を明文化する必要があり、室内線量測定ツールの家庭向け提供や指針整備が必要である。

3. 生活困窮時の退避判断基準の策定

「水、食料の枯渇」「衛生状態悪化」「医療アクセス断絶」などを理由とした退避のガイドラインを明示し、特に UPZ 住民に対し、備蓄に関する実質的支援（配布、補助）を制度化する。

4. 緊急事態後の被ばく区分の見直し

福島事故後に問題化した「現存被ばく状況」「計画的被ばく状況」の区分の曖昧性を解消し、高線量地域に対して、復興政策ではなく放射線防護政策としての再評価を行うこと。

5. 情報公開と住民への説明責任の履行 屋内退避が「完全な安全策ではない」ことを、行政、電力会社が住民に明示的に説明する責任を持つべきである。

屋内退避はあくまで緊急時の「一時的防護措置」に過ぎず、万能ではない。にもかかわらず、現行指針はその限界を住民に説明せず、判断基準も極めて曖昧なままだ。

とりわけ自然災害との複合災害時には、情報の欠如、備蓄不足、交通遮断が連鎖し、屋内退避が事実上「閉じ込め政策」となるリスクが顕在化している。

	真に人命を守るためには、屋内退避を避難へと切り替えるための柔軟かつ現場主導型の意思決定体制が不可欠であり、そのためには、科学的根拠と社会的正義を両立させた新たな防災体制の再構築が求められる。これは、福島第一原発事故の最大の教訓の一つである。	
--	--	--

1-6. 屋内退避中の情報提供に関する提出意見		
整理番号	提出意見	考え方
1-6-1	* 屋内待避について 屋内待避をするのか、避難をするのか「国が地方公共団体と緊密な連携を行いながら避難への切替えを判断し、指示することになる」とあるが、避難したい人は避難できる「避難の権利」を認めるべき。 この場合重要なのは非常モニタリング調査の結果や原子炉の状況など正しい情報を速やかに公開して、自分たちで判断ができるようにすること。このことが担保できない避難計画は役に立たない。	・避難には様々な負担が伴うことから、発電用原子炉施設から距離のあるUPZでは屋内退避を行うことで被ばくを小さくするという方針を採っています。引き続き国としても屋内退避の効果や目的について普及啓発を行い、その考え方を御理解いただけるよう努めてまいります。 ・実際の緊急事態においては、原子力災害時に発足する政府本部や原子力規制委員会から緊急時モニタリングの結果や原子力施設の状況について適時適切に情報発信を行います。

1-7. 屋内退避中の一時的な外出に関する提出意見		
整理番号	提出意見	考え方
		1-7 の提出意見に対する共通の考え方 ・屋内退避中は無用な被ばくを避けるために屋内にとどまることが原則ですが、原子力災害対策指針は、被ばく線量を合理的に達成できる限り低くすると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑えることが必要であるとしていることを踏まえ、改正案においては、屋内退避中にも必要な場合に限って外出や活動が可能であることを示しています。 ・屋内退避中の住民等の一時的な外出や民間事業者の活動（法令等に基づき災害対応を実施する責務がある者の活動を除く）については、主に放射性物質の放出前を想定していることから、特別な防護装備が必要なものとは考えていません。 ・なお、屋内退避中の一時的な外出等に関する具体的な考え方については、追って作成する原子力災害対策指針の関連資料に記載する予定です。
1-7-1	19 ページ「なお、屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものである。国は、原子力施設の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うこととする。」とありますが、 住民の被ばくが避けられない状態を想定しているのであれば、住民全員に安定ヨウ素剤や防護服また線量計の配布、また福島県で配られていたような個人累積線量計測器（ガラスバッチ）の配布が必須ではないでしょうか？	
1-7-2	屋内退避でも、一時的な外出・屋外での活動を許可することになっています。 これは住民の被ばくを容認することになります	

	指針の案 19 頁では、屋内退避の指示に反しない一時的な外出を認めています。例として、物資の調達、除雪等が念頭に置かれているようです。しかし、そうした屋外活動時に被ばくを避けるための服装や行動について準備や説明はありません。屋根の雪降ろし等のために、住民に防護服とマスクを配布するのでしょうか？それらについては今回の案は何も書かれていません。被災住民、コンビニ従業員や自治体職員に被ばくを強要するものです。そのため、指針の案は撤回すべきです。	
1-7-3	〈該当箇所〉 P19 意見/理由 「屋内退避中は、被ばくを軽減するために・・・原則であるが、住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、・・・屋内退避時にも実施できるものである。」 ・民間事業者に対しても、普段から、緊急事態の応急対策に従事する者が行うような放射性に対する防護対策に準じた対策を周知させる必要がある。そうでなければ民間事業者に被曝を強要することになる。一時外出やそれを支える民間事業者の被ばくをあまりに軽く考えた指針である。 ・屋内退避の解除 屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的にしている防護措置であるので、新たなプルームが到来する可能性や、プルームの滞留していないことが確認できれば解除となっている。これは空間線量の評価だけであって、土壤汚染の評価が抜けている。土壤が高濃度に汚染されていた場合、住民は、その中で暮らすことを強いられる。このような指針では、住民を守ることはできない。	(1-7-3 の提出意見に対する追加的な考え方) ・屋内退避は、主にプルームが通過する際の被ばくを低減するための防護措置であり、地表面からの放射線等による被ばくを低減するためには、OIL に基づく避難や一時移転等の別の防護措置が用意されています。
1-7-4	屋内退避の間の屋外活動を認めることに反対します。また、屋内の放射線量の測定をしないことにも反対です。住民の被ばく管理をしないことにも異議ありです。安定ヨウ素剤の配布・服用を実施して下さい。	(1-7-4 の提出意見に対する追加的な考え方) ・屋内退避場所への放射性物質を含む屋外大気の流入状況については、緊急時モニタリングの結果から、プルームが繰り返し又は断続的に到来したかの状況を確認することで把握することを想定しており、その考え方については追って作成する原子力災害対策指針の関連資料に記載する予定です。 ・今回の改正は、屋内退避の運用に関する検討結果を原子力災害対策指針に反映させるとともに、原子力災害

		拠点病院等の要件確認の頻度を見直すために所要の改正を行うものであり、安定ヨウ素剤等に関する御意見は、原子力災害対策全般に関連する御意見として、今後の参考にさせていただきます。
1-7-5	p19, 2 段落目 「民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり」とあるが、当民間事業者の従業員も UPZ 内の住民であることが考えられる。そうすると、全面緊急事態での屋内退避指示下では、そもそも民間事業は活動ができないのではないか。また、UPZ 外に住む従業員であっても、勤務のために全面緊急事態中の地域に出勤することは期待できないのではないか。緊急時における民間事業者の活動を保証するには、国または地方公共団体と当該事業者との間で協定を結ぶ等の準備が必要と考えるが、そのような対応を行う考えはあるのか。	(1-7-5 の提出意見に対する追加的な考え方) ・屋内退避中の生活の維持のための活動、例えば物資供給については、各地域の地域防災計画等において、原子力災害対策として、国や地方公共団体による物資の供給や備蓄、民間企業との協定に基づく物資の供給等の体制が構築されていると承知していますが、必要に応じた追加的な協定の締結等による民間事業者の協力も含め、更なる具体化・充実化に向けて引き続き取り組む必要があると考えており、事業者の活動継続のためにどのような国や地方公共団体の取組が考えられるかについては、今後も検討していきます。
1-7-6	1 民間事業者との連携について P19 中「生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものである。」について、つぎのとおり意見します。 (意見) 「生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出」とは、食料品等の購入および医療機関の受診ならびにそれらのための移動を指すと考えます。また、「住民等の生活を支える民間事業者等の活動」とは、物資の輸送、通信およびインフラならびに公共交通機関における民間事業者等の活動」を指すと考えます。 しかし、屋内退避指示が出されている地域での労務は、一般に危険な労務と認識され、法人の利用者が被用者にサービスを命じることをためらうことが容易に想像されます。 ついては、屋内退避指示中に業務継続を期待する業界団体を念頭に、特に指定公共機関および指定地方公共機関に対しては、災害対策基本法第 71 条等に基づき、知事から応急措置の実施のための従事命令や被災者の運送の要請等を受けることがあることを	(1-7-6 の提出意見に対する追加的な考え方) ・屋内退避中に実施される事業者の活動については、指定公共機関や指定地方公共機関が行う活動に限られないことから、指針の表現は原案のとおりとしていますが、御意見を踏まえ、追って作成する原子力災害対策指針の関連資料における表現を検討します。 ・「気密性等の条件を満たす建屋」については、自宅等での屋内退避が困難な場合に、その建屋に移動して屋内退避を継続できるよう、当該建物の気密性、健全性が保たれ、物資の備蓄等が準備されていることを想定しています。 ・原子力災害対策指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判

踏まえ、民間事業者が自治体等と連携することや、民間事業者等の活動継続が不可欠である旨の、より強い表現を求めます。 2 屋内退避のための建物の気密性等の条件について (1) 意見 P20 中「気密性等の条件を満たす建屋の準備」について、気密性等の条件とはどのようなものか明示されたい。 (2) 理由 原子力規制庁「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」がまとめた報告書の概要によると、屋内退避の効果として「100 平米程度の一般的な家屋では、建物の気密性と遮へい効果により、内部被ばくと外部被ばくを合計した被ばく線量は半分程度に低減される」と記載されている。しかし、「一般的な家屋」と「気密性等の条件を満たす建屋」との関係が分かりづらいため、「気密性等の条件」を明示することが必要である。 3 国による屋内退避のための建物等支援について (1) 意見 P20 第3 (5) 2 (5) の次に、以下のとおり追記されたい。 (6) 防災基本計画の作成時の考慮事項 防災基本計画の作成にあたっては、地域の実情に応じた屋内退避のための建屋の準備を支援することが必要である。 (2) 理由 屋内退避に係る課題として、山間部では数世帯規模の孤立地域発生のおそれがあり、その各地域に避難所等公的な耐震化施設を整備することは、地方財政の視点からは困難。 一方、私財による全ての個人宅の耐震化は困難と認識しており、地方公共団体は、一般的に、より個人負担が小さい耐震ベッド導入等を推進している。そのような中、複合災害を想定した上で屋内退避を求めるのであれば、国の負担で、個人宅で屋内退避できるよう、家屋の耐震化を実施するとともに、指定避難所に限定されている備蓄物資支援制度を個人宅での備蓄まで拡大されるべきであると考えます。	断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるものであるため、「地域防災計画（原子力災害対策編）の作成時の考慮事項」については、原案のとおりとします。
---	--

1-7-7	第3 緊急事態応急対策 (5)防護措置及びその他の必要な措置 2 屋内退避 2 屋内退避実施後の運用 1. 常に介護が必要な在宅生活者への視点が欠けている 排せつや食事など日常生活全般に介助が必要な人は介護者が一緒に住んでいる場合が多いが、夫や妻を介護している老々介護や、年老いた親が障害のある子供を介護している場合には買い物や調理、排せつの介助を訪問型・通所型の介護サービスに頼っている場合がある。中には生活全般に介助が必要な状態で単身生活をしている人もいて、この場合ヘルパーやデイサービス、訪問看護などをつないで家で暮らしている。身よりがない人が施設に入るためには、成年後見制度や身元保証制度を利用しなければならないため、要介護度、障害程度区分が高くなってきても自宅で暮らさざるを得ないという事情が影響している。 実際に、日中だけ利用者を預かるデイサービスや作業所などの通所施設では「一刻も早く利用者を自宅や避難所に引き渡して自分たちも退勤する。」「職員に「自分の子供を迎えに行かずに仕事を続けて」とはとても言えない。」との声がある。 原子力災害時に身寄りのない人の通所施設への迎えを成年後見人やケアマネジャーに強いれば、なり手がなくなる。また、原子力災害時には家族が迎えに行くことを事業所と利用者との契約の条件に入れてしまえば、家族が遠方の場合も通所施設の利用は困難となり、デイサービスや作業所に通えなくなってしまう利用者がかなりの数に上る。作業所やデイサービスが避難経路所や屋内退避の避難所に送り届けたとしても、そこではだれが介護するのか。UPZ の屋内退避のための福祉避難所へ送り届けるとすれば、かなりの規模の福祉避難所（つまり人手も）が必要になる。 さらに、バスで避難経路所まで行くことになった場合、自家用車避難が基本となっている原子力災害では、バスの中に人の世話まで手が回る人が多いとは考えられない。 訪問介護を行うヘルパー事業所はさらに深刻である。その日ヘルパーがいかなければ食事や排せつなどができない利用者もいるため業務を継続せざるを得ないと思われるが、介護報酬の引き下げと人手不足で経営の危機に陥っているヘルパー事業所にとって、原子力災害時避難計画はさらなる脅威でしかない。利用者の家を回り介護を行うヘルパーは、屋外に出て移動する時間が長い仕事であり、施設内で働く職員に比べ被ばく量は多くなる。	(1-7-7 の提出意見に対する追加的な考え方) ・改正案においては、屋内退避中にも住民等の生活を支える民間事業者等の活動は可能であることを示していますが、在宅の要支援者に対しても人的な支援の提供が継続されることが必要と考えており、そのような人的な支援の継続と、その要員が不足する場合の外部からの支援については、今後の課題として検討してまいります。 ・なお、各地域の地域防災計画等においては、UPZ の学校・保育所等や在宅の避難行動要支援者に対する防護措置（保護者への引き渡しや屋内退避・一時移転等）を実施する体制が用意されているものと承知しています。 ・今回の改正は、屋内退避の運用に関する検討結果を原子力災害対策指針に反映させるとともに、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度を見直すために所要の改正を行うものであり、他の御意見は原子力災害対策全般に関連する御意見として、今後の参考にさせていただきます。
--------------	--	--

	2. 屋内退避を継続する避難計画は、介護福祉分野の人手不足が加速させる原子力災害時、業務を継続しなければならない民間事業者が増えれば増えるほど、家族に迎えに来てもらえない要配慮者、そして迎えに来てもらえない乳幼児、児童、生徒が増えていく。本改正案では「住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものである。」(p. 19)としているが、国の制度である介護保険や障害福祉サービスに拠って事業を進めている事業者にとっては「被ばくしてでも業務を継続することを許可したのだから中断することは許さない。やれ。」と言われているも同然。 介護福祉サービスを提供する事業所は慢性的な人手不足であるため、臨時職員、パート職員の割合が高くなっている事業所が少なくない。正職員は 1/3、規模の小さな事業所ではほんの数名しかいない場合もあります。屋内退避下での介護福祉サービスの提供を強要すれば、ますますなり手がなくなる。 介護や福祉施設の職員はスキルや知識があるがゆえに、家庭でも介護が必要な家族のケアを担っている場合が多い。原子力災害では、家庭と仕事とで引き裂かれる。子育てや介護などの家庭の事情によりフルタイムで働かないことを選んだ職員が、原子力災害時に自分の子どもや親を優先するのは、当然である。 以上、本改正案について述べてきたが、原発を動かすために避難計画を作りこめば作りこむほど、PAZ/UPZ の介護福祉分野の人手不足は加速する。避難しようがしまいが、圧倒的な人手不足に陥る。日常的に介護が必要な人、環境の変化に適応できない人、そして、命を助けたいと奔走する人たちに多くの犠牲者を出してしまうことになる。 3. 原発の再稼働はあきらめるべき 東京電力から提供された資料によれば、冷却機能を失うと、稼働中の原発では 18 分後に核燃料の損傷が始まり 32 時間でベントつまり、減圧のために放射性物質を放出することになるとされていた。PAZ が 32 時間で避難を完了することは不可能である。 一方、十分冷えた停止中の原発ではベントまで 50 日間の猶予がある。50 日あれば、犠牲者を出さずに UPZ も避難できる。そもそも事故を進展させない対策もとれるであろう。原発の再稼働はあきらめ、原発が止まっている状態でのトラブルや事故時の避難計画に絞り込んでいくべきである。	
1-7-8	そもそも屋内退避などというものに無理がある。「住民の生活を支える民間事業者等の活動」とは、「原発事故で被曝しながらでも働け」の言い換えに過ぎず、ただ避難でき	

ず被曝の被害を受ける、受けさせることにお墨付きを与えているだけだ。次の原発事故でも、また電力会社が責任を回避し、廃炉も賠償も税金となる。許し難い事だ。安全に避難できるルートが無いならば、その原発は廃炉にするべきだ。	
--	--

1-8. 複合災害時における屋内退避に関する提出意見		
整理番号	提出意見	考え方
		1-8 の提出意見に対する共通の考え方 ・原子力災害対策指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際に行う科学的・客観的な判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるものです。 ・その中では、複合災害についても、原子力災害に対する防護措置の実施に当たっては、被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑えるという基本的な考え方が既に示されています。 ・なお、御意見を踏まえ、複合災害時に自宅で屋内退避ができない場合の考え方については、追って作成する原子力災害対策指針の関連資料に記載する予定です。
1-8-1	能登半島地震は、複合災害では、住民の避難や屋内退避ができないことを明らかに示しました。 ところが、改正案は、PAZ で避難できない場合は屋内退避する、UPZ では屋内退避の継続を基本とする、としています。いずれも放射線被ばくは大きな問題ではなく、屋内退避しておれば良いとの考えに基づいているかのようです。 現行の指針が避難することを原則にしていることから、根本的な変更、改悪をするものです。 一方、十分な収容人数の被ばく防護施設は備えられておらず、また能登半島地震で損傷し機能を果たせない施設が多くありましたが、それらのことは踏まえられていません。 改正案では、複合災害時に放射線被ばくによる深刻な被害を避けることはできません。屋内退避の継続により放射線被ばくの継続を強要するような指針改正案は撤回すべきです。	(1-8-1 の提出意見に対する追加的な考え方) ・避難と屋内退避の考え方については、1-1 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。
1-8-2	原子力災害対策指針等の改正案（屋内退避の運用）について意見を述べさせてもらう。	(1-8-2 の提出意見に対する追加的な考え方)

指針改定案 17 ページから 19 ページ 今回の原子力災害対策指針の改定では、全面緊急事態に該当する事象が起こった場合、PAZ の避難困難地域や UPZ では原則屋内退避となるようだが、これには反対である。 原発立地地域やその周辺域では海沿い、山間部が多く、普段は自然の恵みを生かした漁業や農業、林業などに関連した生活をされている方も多い。それは翻って自然環境の影響を受けやすい地域ということである。 昨年 1 月の能登半島地震で最も大きな被害が出た珠洲市や輪島市などの様子を見るにつけ、自然の力の大きさは人間の想像には遠く及ばないものと感じる。昨今、地球温暖化の影響等で、世界各地で夏の酷暑、冬期の豪雪、台風やハリケーンの巨大化、線状降水帯の頻発等、自然の驚異を目の当たりにすることが多くなっている。しかしながら、今回の指針改定での「屋内退避」は、原子力災害とこれらの自然災害との複合災害がまったく盛り込まれていない。 春や秋の比較的過ごしやすい季節ならまだしも、酷暑が続く夏や暖房が必要な冬に、放射性物質の取り込みを防ぐために換気できない状態で、何日続くか分からない屋内退避を続けることなど、全く現実的ではない。 能登半島地震では珠洲市では約 6 割、輪島市でも約半数の家屋が全半壊だった。また、建付けが歪んで戸の開閉ができない、屋根瓦がずれてブルーシートでも雨漏りが防げない等の一部損壊家屋も多数あった。このような家屋では屋内退避はできず、たとえ屋内退避ができたとしても放射性物質を屋内に取り込まないようににはできない。 昨今はオール電化の家も多いが、電気が復旧していなければエアコンも使えず、冷蔵庫、電磁調理器も使えない。換気ができないので屋内で卓上ガスコンロやガスストーブや石油ストーブを使うこともできない。 また、携帯基地局が倒壊等で使えなくなれば、外部と連絡もできず、原発の状況や放射性プルーム等についての情報も入って来ないため、完全に孤立状態になる可能性もある。 屋内退避が長期に及ぶ場合は買い物や病院等に行くなど、一時的な外出は可能とするそうだが、道路が寸断されていたり、商店や病院にも被害が出ていたり、物資が入って来なかったりする可能性もある。そして、その外出の度に住民に被ばくを強い、屋内に放射性物質を持ち込むことになる。	・屋内退避から避難への切替えの考え方については、1-5 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・屋内退避中の一時的な外出等の考え方については、1-7 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度の見直しについては、1-2 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。
--	---

能登半島地震による断水の復旧率は、1 か月後の 2 月初めでも珠洲市はわずか 3.1%、輪島市でも 41.8%だった。珠洲市大谷地区の復旧は今年の 8 月下旬である。この間、住民は給水所まで水を汲みに行かなければならず、原子力災害と重なった場合、その度に住民に被ばくを強いることになり、水源が汚染されれば復旧はできない。

日本家屋の気密性に欠ける家では放射性プルームを十分に遮断することはできない上、上記のような健康にも精神衛生にも良くない状況で屋内退避が長期に及べば、間違いなく体調を崩す人が続出すると考える。

さらに、放射性物質が大気や土壌など身の回りにあることは間違いないので、UPZ でも安定ヨウ素剤を事前配布し、放射性ヨウ素を取り込む可能性のある外出や避難する必要が出た時に服用できるようにすべきだ。

最近は自主防災として 3 日から 1 週間程度の備蓄が推進されており、それなりの備蓄をしている家庭も多いかと思う。しかし、それはあくまでも自然災害に対する防災であり、家から出られない、窓も開けられない、という原子力災害を前提にしたものでは決していない。しかも屋内退避は備蓄品に被害が無いという前提になっている。

このような内容の改定を行うならば、原子力規制委員会の委員のみなさんで、酷暑の夏期と厳寒の冬期に、通常の備蓄量の物資で、インフラ無し、原則外出せず換気もしないという状況で数日間の屋内退避実験を行い、これを遂行するにはどういった準備が必要か、どういったことに気を付ければ無用な被ばくを防ぐことができるかを研究してからにしていきたいと考える。そして、損壊した家屋の住民が全員避難できる放射線防護設備のある施設を準備するとともに、屋内退避をする一般家庭に、防護服等不足するものがあれば、少なくとも PAZ と UPZ の各家庭に配備し、いつ何時屋内退避が必要になっても対応できるようにすべきと考える。

今回の改定内容を読むと、住民の広域避難が非常に困難であることから、いかに簡単に済ませるかを考えたようにしか思えない。机上の空論でしかない内容の改定で、住民の健康や安全、生活を守れるつもりになってもらっては困る。

もう 1 点、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度について意見を述べさせてもらう。

	今年、NHK が 2？3 月に行った 24 道府県にある「原子力災害拠点病院」と「原子力災害医療協力機関」の全 293 か所（全回答数は 122 か所）へのアンケート調査で、多くの拠点病院等で原子力災害対応の BCP が整備できていない状況が浮かび上がったそうである。（BCP の整備が求められているのは 293 か所中 216 か所。その内 95 か所から回答） 回答のあった 95 か所中、BCP が整備できているのは 16 か所（17%）だけだったそう。そして、いったいどれだけの医療機関が BCP を整備できているのかを、原子力規制庁は把握していないそうである。 アンケートの回答では「人員や時間などの余裕がない」「専門的知識がない」「原子力災害が起こった際の影響は大きい」「一方で自然災害への対応も急務で、どこまで対応するかが課題だ」「原子力災害への対策をする人件費に対価がない」「施設任せではなく、国が対応や備えの参考例を提示してほしい」「大きな災害の場合は、ほかの地域からのサポートが必須だと思われる。原発などの立地県のみではなく、全国規模で考えるべきではないか」といった意見も寄せられたそう。 さらに医療機関への取材では、日頃から人手不足で整備する余裕がなく、実際に災害が起きれば被ばくした患者を受け入れるスタッフを確保できるかどうかわからない、などの現状も見えてきたそう。自治体から配備される放射線の測定器や防護服などの資機材が不足していることも、整備できない理由とした医療機関もあったそう。 医療機関等での人手不足が課題になって久しい。日々の医療業務に手一杯で、国から言われたからと言ってすぐに BCP 整備に着手できる余裕はどここの医療施設にもないのが現状ではないだろうか。ましてや、原子力災害は特殊な機材が必要になったり、特別な対応を迫られたりする。自然災害との複合災害であれば、患者数も多くなり、避難してきた患者の受け入れも必要になるため、それらをすべて想定して BCP を整備することは非常に難しいと考える。 今回、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度を 3 年毎から 5 年毎にするのであれば、少しでも余裕でこれら医療機関の BCP 整備の支援をしてはどうかと考える。	
1-8-3	指針改正案 17 ページ 能登半島地震では孤立集落が生じ、家屋が倒壊する恐れがあり、避難もできず屋内退避もできない状況になりました。指針はこうした場合でも、十分な被ばく防護措置が取れるように計画を立てるべきなのにしていないので、指針改正案を撤回してください。	

1-8-4	原子力災害対策指針の改正案は、複合災害に対する対策を示していないため、撤回すべきです。 能登半島地震では、道路が寸断され集落は孤立し、避難できない状況でした。放射線防護対策を施した避難所で設備が壊れ機能しない状況も、複数の箇所で見られました。自然災害と原発事故が重なったとき、避難することができない現実が明らかになりました。PAZ（原発からおよそ 5km 圏内）は、100mSv を超える被ばく量となり、確定的影響も出てきます。 複合災害時、住民を被ばくから防護するために必要な具体的な対策の指針を示すことが求められています。 ところが、「改正案」17 頁では、「屋内退避の実施」について、「PAZ においては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施する」と記載されています。「避難が困難な場合」は、屋内退避を実施するとしていますが、これは、住民の被ばくを許容するものであり、重篤な確定的影響を住民に強いるものです。 住民を被ばくから防護するための指針にはなっておらず、住民に被ばくの受忍を強要する指針となっています。被ばくを防げないなら、原発の稼働を認めるべきではありません。原発の稼働を認めるために、住民に被ばくを強要するような指針は規制と言えます。指針の改正案は撤回すべきです。	（1-8-4 の提出意見に対する追加的な考え方） ・ PAZ の屋内退避の考え方については、1-3 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。
1-8-5	原子力災害対策指針の改正案は、複合災害に対する対策を示していないため、撤回すべき。 能登半島地震では、道路が寸断され集落は孤立し、避難できない状況でした。自然災害と原発事故が重なったとき、避難することができない現実が明らかになりました。 PAZ（原発からおよそ 5km 圏内）は、100mSv を超える被ばく量となり、確定的影響も出てきます。PAZ のすべての住民に対して、徒歩で移動できる範囲に、放射線防護対策を施した避難所を保証する必要がある。十分な 1 人当たりのスペースを確保する必要がある。能登半島地震で見られたような、防護設備の損傷が起こらないよう十分な耐震基準を設ける必要がある。食料と水を十分に貯蔵できるよう基準を設けるべきである。衣料、衛生用品などを備蓄ないし、短期間で届けられる明確な体制を整えることが必要である。	（1-8-5 の提出意見に対する追加的な考え方） ・ PAZ の屋内退避の考え方については、1-3 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。

	今回の「改正案」には、こうした最低限必要な具体的な対策が全く欠如している。撤回すべきである。	
1-8-6	改定案は、改定前に比べて少しも進歩していない、むしろ改悪であると思います。能登半島地震の教訓を活かすことがない内容に唖然とします。 屋内退避というけれども、建物倒壊や道路寸断について十分な議論がなされていないのはなぜか？ 原発事故は地震や悪天候などの複合災害によって誘発される可能性が高いものであるにもかかわらず。 住民の被ばくは後回しにして、事故を矮小化させることに重点を置いた指針になっている。 屋内退避をさせるのであれば、当然ヨウ素剤配布や服装（マスク着用など）への呼びかけも必要はなはずである。 民間事業者は業務を行えるので、お店も開けて物資は入手可能としている点も問題だ。通常の暮らしができることにしてしまうことが、恐怖である。 国民の意見を取り入れるような仕組みを作り、改定案を再度検討しなおすべきである。	(1-8-6 の提出意見に対する追加的な考え方) ・屋内退避中の一時的な外出等の考え方については、1-7 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。
1-8-7	能登半島地震で起こったような家屋と道路の破壊が起これば、屋内退避も避難もできないが、そのよう場合〔注：原文ママ〕どうするのかを具体的に書く必要がある。	
1-8-8	1. 自然災害と原発事故の同時発災にどう取り組むのか指針に盛り込むことを求めます。 能登半島地震の被害は甚大で、道路は寸断され、集落は孤立し、沿岸部は約5メートルの隆起によって船での避難もできませんでした。避難所に入れない住民は、車中泊やビニールハウスでの避難生活を余儀なくされ、放射線防護対策を施した複数の避難所も機能できませんでした。 地震調査研究推進本部地震調査委員会によれば、「2024年1月1日の石川県能登地方のM7.6の地震は、地震発生前に存在が指摘されていた能登半島北岸沖とその周辺に分布する海域活断層が、約150kmの範囲にわたって活動した」と評価されています。今年6月27日には日本海中南部海域の区域（西部・東部）ごとに、区域内の海域活断層のいずれかを震源として今後30年以内にM7.0以上の地震の発生する確率がまとめられ、「西部区域の確率値の95%信頼区間（中央値）は、4-6%（5%）程度、東部区域は12-14%（13%）	

	程度、全域は 16-18% (17%) 程度」と公表されました。新潟県上越地方沖の評価は今後とりまとめが予定されています。これら地域には大飯原発、高浜原発、美浜原発、志賀原発、柏崎刈羽原発など多数の原発が立地しています。地震・津波による原発事故は「想定外」などということはできません。 能登半島地震を契機とした地震調査委員会の評価見直しは今後も進められていくことでしょう。他の地域の原発も含めて、実施可能な避難計画・被ばく防護対策を策定することができない原発は運転を認めるべきではありません。 2. UPZ 住民は、避難から切り離された屋内退避で被ばくを強要、PAZ でも避難が困難ならば屋内退避を優先するという指針を撤回してください。 原発事故が起きて全面緊急事態に至っても避難の必要が無い、屋内退避で現地にとどめおく、そのために必要な日常活動は外出も OK という住民の被ばくを前提とした計画は認められません。能登半島地震で避難が困難だったからこそ、避難を前提として住民の被ばく防護を最優先した指針を策定してください。 福島原発事故の汚染地域をみれば UPZ の 30km を越えて広範囲に汚染が広がり、いまだに居住できない地域もあります。5km、30km という限定の範囲でも実施可能な避難計画・被ばく防護対策を策定することができない原発は運転を認めるべきではありません。	
1-8-9	以下に述べる理由で、「原子力災害対策指針等の改正案」（以下、「本指針案」）は到底認めることができない。原子力規制委員会（以下「規制委」）は、全国の PAZ 及び UPZ の住民から代表者を募り、その参加の下で、彼らの意見を取り入れて、本指針案を全面改訂すべきである。 全国の原発立地の地理的条件から、純粋なヒューマンエラー等により自然災害を伴わず発電所だけが事故に至るような特殊な場合を除き、原子力発電所の過酷事故は、典型的な場合、大きな自然災害を引き金とし、複合災害として発生することが予想される。 本指針案はこの現実を見据えていない。あたかも「自然災害」と「原子力発電所の事故」を区別して考えられるかのごときレトリックを弄し、過酷事故が発生する場面では、現実には機能しないであろう「対策」を並べ立て、人々を被曝から守る責任を放棄している。	(1-8-9 の提出意見に対する追加的な考え方) ・避難と屋内退避の考え方については、1-1 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。

例えば、本指針案 16？17 頁〔注：原文ママ〕において、従来の条文では「避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、」、「避難、又は一時移転を実施すべきであるが、」といった文言が削られ、「UPZ は屋内退避」「PAZ でも避難や一時移転が困難な場合は屋内退避」と、屋内退避一辺倒の対策が強調されている。

これは、能登半島地震で大規模な道路寸断と家屋の倒壊及び破損が起きたこと、また、それにより、もし志賀原発が稼働中で過酷事故が起きていたら周辺の住民は避難も屋内退避もできない状況に陥っていたという現実を無視している。
ヘリの派遣など、「道路寸断の状況で何とか住民を避難させるための手段」について、それを講じるためにどうすべきか、どのような手順で何をするかについては、全く記載していない。

つまりは、現実には過酷事故が起こった場合には、住民は家屋が倒壊・破損して事実上「退避」できる「屋内」が無くなった状況の中に捨て置かれることを意味している。

また、従来に勝る「屋内退避」頼みの改訂は、かつて内閣府が、日数が経過すれば外気中の放射性物質が取り込まれ、屋内の方が放射線量が高くなるという、内閣府の評価も無視している。

そもそも、今回の改訂項目ではないが、本改正案 4 頁の「（公衆の）重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため」とは何事か。「重篤」でなければ確定的影響があってもよいのか。「最小化」とは、どれだけ小さくすることか。原子力災害対策指針では、いつから、たかが発電事業のために、万一の場合、周辺住民の放射線被ばくによる確定的影響を完全には防がなくて良いということになっていたのか。「重篤な」と「または最小化する」の部分は削るべきではないのか。

本指針案及び、これまでの指針の改訂案策定の際、全国の PAZ 及び UPZ の住民が意見を述べる機会は設けられたのか。住民どころか、石川県など 6 自治体の、「複合災害を考慮すべき」という意見も反映されなかったことが報道されている。

	発電事業によって利益を得る事業者と、原子力発電を推進する国の立場のみ尊重し、住民の利益および生存権は削られ続けているのが、3.11後の策定以来繰り返された原子力災害対策指針の改訂の歴史ではないのか。 原子力発電所が、過酷事故の際、津波や地震、土砂災害などに同時に見舞われかねない土地に次々に配置されてきたのは国策の結果である。原子力規制委員会はその国の機関であり、しかも（たとえ「原子力の使用」を前提としたものであるとしても）仮にも「原子力の規制」を目的とした機関である。 その「規制」は「過酷事故の防止」と、それでも万一過酷事故が起きてしまった場合の住民の安全を目的とすべきはずである。現在の法体系の中に、労働者でない「住民」の被曝に責任を負う機関は存在していないように見えるが、本来、原子力規制委員会こそが、万一の場合、住民が被曝しないよう、現実には即した対策を行うべき責任を負っているのではないか。 これまでの指針改定は、できそうにないと判明した対策についての記述を次々に削除し、または曖昧にする、責任放棄のプロセスとなっている。もし「原子力を活用」というなら、それによって原発周辺の住民にゆめゆめ健康上の不利益が生じないよう、是非とも指針の在り方の方向転換が必要である。 複合災害のもとで住民の被曝を防ぐことができないなら、原子力発電所の稼働の方を放棄すべきである。	
1-8-10	原子力災害対策指針の改正案は、複合災害時の屋内退避の対応に関する具体的な記述はなく、住民の安全性が担保されず、認められない。	
1-8-11	今回の改正案はあまりにも能登半島の教訓から学んでいない改訂案だと思います。一番重要なのは複合災害だと思います。そのなかで一番重要なのは大きな地震による原発事故です。今回の改正案は屋内退避を中心としていますが、地震で家が壊れたら屋内退避は出来ません。その時はどうしたら良いか、具体的な計画は示されていません。または、家に残ることができても、地震により窓が壊れていたり、家に隙間ができていたりして、	

	通常の木造よりさらに被ばくするはずで、それにどう対応するかはこの案には具体的にとられる、実行性がある対策が明記されていません。 屋内退避を計画の中心にしながら、複合災害（特に地震により原発の大きな事故が起こること）に対して対策が取れていない改訂案です。その為、この改訂案はやり直さうすべきだと思います〔注：原文ママ〕。これでは国民を守れません。 絶対に複合災害、そしてそれに対しての対策を含めた改正案に作り直すべきです。 今のままの案ではまったく賛成できません。	
1-8-12	全体に対しての意見になります。 そもそも屋内退避ができる前提での計画というのに意味があるのかがわかりません。この件に関する検討が始まってから新聞報道を読んでいた時から感じていたことです。能登の地震をきっかけに見直しが始まったといいながら、家屋倒壊時の退避については議論をしない、というのは現実にあっていない。実際に対応にあたる自治体からも屋内退避できない場合の避難のあり方について具体的に検討してほしい、と意見・要望がでたにも関わらず、とりいれられていません。 複合災害の場合については今後の検討とするということですが、今回の内容で指針改定とすることをやめ、屋内退避ができない場合な具体的・現実的な、被曝を防ぐのに有効な避難計画を検討すべきです。	
1-8-13	災害対策は「最悪の事態」を想定し、それにどう対処するかを検討し、具体的な対処方を明らかにすることが基本中の基本です。「心配し過ぎ」が必要で、原子力発電所関連となればさらにこのことが求められます。 しかし、現在の改正案では、実際に国内で発生しているにもかかわらず（東日本等）、「大規模な複合災害」が考慮されておりません。大変難しい問題とは思いますが、そのためどこまでいっても県民、市民の理解が得られず、不安が払しょくされない状態が続いています。 ローマ帝国のカエサルは「人間は全てが見えるわけではない。見たい事実だけが見えるのだ」と言ったと伝えられていますが、それと同じ状態が 21 世紀の日本でも続いています。	

	原発を稼働させたい国、東京電力の気持ちは分かりますし、その必要性も理解しますが、その前提に立ってもまだまだ不十分な改正案です。恐らく国の担当職員の皆様もこのことは内心、分かっておられると思います。 今一度、このことをお考えいただき、最悪の事態である「大規模な複合災害時の対応」について検討され、改正案に付け加えていただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。	
1-8-14	全体に対して 今回の改正案では、主に屋内退避の運用見直しがされていますが、2024 年 1 月の能登半島地震による道路寸断、家屋倒壊などの被害から、地震をはじめ自然災害発生時に、避難も屋内避難もできないケースがあることが明らかになった現状、自然災害と原発事故が同時に起きる可能性があり、季節や発生時刻の状況ごとのシミュレーション結果や周辺住民の要望を指針に反映させるべきだと思います。 8?9 ページ〔注：原文ママ〕 協力機関等の確認の期間が 3 年から 5 年に延長されていますが、国の医療費削減政策により赤字の国公立病院や倒産・閉院する病院も増えてきている現状、確認期間は短縮、できれば毎年にするべきと考えます。 19 ページ 原子力発電所の設備損傷・外部電力の喪失などにより、核燃料の安全停止や冷却が不可能になり、放射線が発電所から外部に漏れることも、東京電力福島第一原子力発電所事故で判明し、風向きによっては、事前想定範囲外に放射性プルームが飛散しました。放射性プルーム飛散については、事前周知を複数回行うので聞き洩らさないようにということですが、屋内退避した人が生活維持に必要な外出中で、近隣に屋内退避できる建物がない場合の具体策や安定ヨウ素剤配布の範囲の拡大と服用のタイミングも指針に盛り込んで下さい。	(1-8-14 の提出意見に対する追加的な考え方) ・原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度の見直しについては、1-2 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。
1-8-15	2 ページには「事故の教訓を踏まえ」との文言がある。事故の教訓が生かされているのか、これで原子力災害に対応できるのか非常に不安がある。この指針を作る際にどのくらい現地取材がおこなわれたのだろうか。もし 3. 11 で起こったこととまったく同じ事故が起こったらどのこの指針でどの程度まじな対応ができるのだろうか。机上の空論ではなく誰が、何を、どうするのかを明確にして実際に役に立つ指針にするべきである。	(1-8-15 の提出意見に対する追加的な考え方) ・緊急時モニタリングについては、原子力災害対策指針第 2 (6) 等を御参照ください。

	以下詳細。 教訓 1. 放射能は同心円的には広がらず風向きと天候条件で汚染地帯は変化する。 この教訓は指針のどこに生かされているのか。原発は北西 40 キロから 50 キロに位置する飯館村の 6000 人の村民と、海岸部からわざわざ汚染地の飯館村に避難した 1300 人が被ばくしてしまった。風向きによる汚染の変動にどう対応するのか。 5 ページ「国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。」 能登地震では、モニタリンポストが損傷した。緊急時モニタリングとは何か。どのような方法で迅速に行うのか。本当に可能なのか。明確に書いてほしい。 教訓 2・現場は混乱し、意思決定に時間がかかり、指示命令が伝わらない。 双葉町では、事前に指示系統が準備されていたのにも関わらず、伝わらず役場がテレビで避難を知ったとのこと。また同じことが起こらないかを危惧する。電気が止まったときの通信手段の確保はどうするのか具体的に書いてほしい。 3 ページ「緊急事態にいたるまでの時間的間隔がない場合がある得ることに留意すべきである。」 どのように留意するのか書かなければ何の意味もない。「直ちに通報しなければならない」などとあるが通信手段の確保をどうするのか。 4 ページ「地帯なく、地方公共団体、公衆などにたいする情報提供をおこなわなければならない」 通信手段の確保をどうするか、指示命令系統の整理、本当に早い情報提供ができるのかの検証が必要である。 15 ページ「規制委員会はその必要性を判断し、国の原子力対策本部が郵送手段、経路、避難所の確保などの要素を考慮した指示を、地方公共団体を通じて住民に混乱がないように適切、かつ明確に伝えなければならない。」 緊急時には会議などしている暇はない。この連絡系統がどのぐらいの時間でできるのか、被災した地方公共団体が機能していない場合もある。きれいごとではない実際に可能なのか。あらゆる例を想定したマニュアルの作成が必要ではないか。	・災害時の判断主体や関係機関の役割等については、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルで示されています。 ・屋内退避から避難への切替えの考え方については、1-5 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・屋内退避中の一時的な外出等の考え方については、1-7 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。
--	---	--

教訓 3. 後からは助けに行けない。

17 ページ

「屋内退避は、？中略？〔注：原文ママ〕PAS や UPZ の一部の区域において、一時移転の実施が困難な場合の措置としておこなわれることもある。？中略？〔注：原文ママ〕病院や会議施設においては健康状態などにより避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合の措置として屋内退避を実施する」

3. 11 の原発事故の時、5 キロ圏内の 3 つの病院の避難では、双葉病院では 40 人近くの患者さんが亡くなりました。電気、ガス、水道が止まったためにケアができずに亡くなった方もいます。屋内退避のためには、放射能を防ぐことに加え残ったケアをする方もあとから安全に避難できること、医薬品、食料、外部からの通信手段の確保が必要である。

過酷事故が起こった場合、時間の経過とともにそれが更に困難になることが予想される。

双葉病院では患者が取り残され、全員の避難までに 5 日を要したとのこと。迅速な避難か、屋内退避か、その判断はだれがするのか。責任の所在を含めもっと明確にする必要があると思う。

教訓 4 自然災害では、家屋倒壊や避難路の寸断、インフラの停止が起こる。

17 ページ

「PAZ においては、自然災害等により避難が困難な場合、または健康状態などにより屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施する」

能登地震の例を見れば、避難が困難になるほどの自然災害で、水、食べ物もない中放射能を遮蔽できる家屋があるとも思えず、そもそもあったとしてもそこまで行けないのではないか。もし実施するならどのようにするか明記してほしい。

その他 屋内退避について

18 ページ「屋内退避継続の判断は、3 日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする。？中略？〔注：原文ママ〕国が地方公共団体と緊密な連携を行いながら避難への切り替えを判断し、指示することになる。」

具体的にはだれがどう行うのだろうか。汚染の実体はどう把握できるのか。

19 ページ「避難している住民等の放射線被防護について留意する必要がある。」

「屋内退避中の一時外出や住民を支える民間事業者等の活動は、屋内退避中にも実施できる。」 留意ではなく何をするのか、もっと具体的に書くべきである。

	住民の内部被曝をどう測るのか。マスクや防護服、線量計を準備するのか。 屋内退避の指示、解除は、だれがどのように行うのか。 国か規制庁か自治体か、もっと明確にすべきである。	
1-8-16	6/18 日付の原発事故時の屋内退避に関する資料を読んだ。 原発事故と地震等の複合災害に関しては課題が残ったままである。 私は能登半島地震の教訓を基に、屋内退避と並行して陸と海の２ルートを利用する避難計画を考えておくべきと思う。 原発の事故時には風向等を考慮した放射能拡散計算（一例として 2012 年に NRA が公開している放射能拡散シミュレーション）での風向頻度等を基にした避難区域優先順位を決めた避難計画を立てておく。 風向頻度が高い地域の市町村は率先して避難し、それ以外は屋内退避とする。 でも同時に地震が起きた場合等は道路が使えないこともあるし、避難する時に車の渋滞も予想される。そのため、陸路だけでなく海路も利用する。 海路としてゴムボート、漁船、水陸両用車、水上バス、水難救助艇、津波救命艇等を利用する。 PR 館を改造して PR 館兼避難船として使えんと要支援者等の避難に活用できる。 これらは通常時の場合にも使えるフェーズフリーの考えで水陸両用車等を導入しておくことやゴムボート等を海岸沿いの施設で準備しておく。 こうして多様性・柔軟性のある避難計画によって、原発事故時等の複合災害にも備えることができるのではないか。	(1-8-16 の提出意見に対する追加的な考え方) ・原子力災害発生時において、シミュレーション等を用いてプルームの放出時期を事前に予測することは不可能であり、事前に推定した放出源情報による場合であれ、単位量放出を仮定した場合であれ、そこから得られた拡散計算の結果に信頼性はなく、原子力災害時に予測に基づいて特定のプルームの方向を示すことは、かえって避難行動を混乱させ、被ばくの危険性を増大させることとなるため、放射性物質の放出前の避難については、同心円的に事前に決められた方法で計画を立てるべきと考えています。（「原子力災害発生時の防護措置の考え方」（平成 28 年 3 月 16 日原子力規制委員会）） ・なお、各地域の地域防災計画等においては、地形によっては海路や空路も含む複数の避難ルートが設定されているものと承知しています。
1-8-17	原発事故が地震とか他の災害と複合して起きた場合、電気が通じないとか水がこないとか、屋内退避が不可能な場合はどうしたらいいのですか。3 日間の屋内退避ができるというのはかなりの準備や備蓄などが必要です。そういうサポートはだれが責任をもってしてもらえるのですか。原子力事業者ですか？自治体ですか？国ですか？	(1-8-17 の提出意見に対する追加的な考え方) ・防災基本計画では、原子力災害を含む災害への備えとして、国・地方公共団体等は最低 3 日間、推奨 1 週間分の食料や飲料水、生活必需品等の備蓄について普及啓発を図るものとされています。 ・また、各地域の地域防災計画等においては、原子力災害対策として、国や地方自治体による物資の供給、地方自治体による物資の備蓄、民間企業との協定に基づく物資の供給等の体制が構築されていると承知しており、3 日間を超える屋内退避の継続に必要な追加的な物資の供給体制は用意されていると承知していま

		すが、民間事業者の協力も含め、更なる具体化・充実化に向けて引き続き取り組む必要があると考えています。
1-8-18	17 ページ 屋内退避は、UPZ において、全面緊急事態に至った時点で、放射線被ばくのリスクを低減するために実施するものである。とあるが能登半島地震でも明らかになったように原発震災の場合に於いては家屋が倒壊する可能性が大きく、その場合、屋内退避は不可能である。また、倒壊しなくても地震により窓などが壊れることは十分に考えられるため屋内と屋外と同じ線量になる。幸いにして家の損傷がない場合に於いても、日本家屋の多くでは屋内の線量は 24 時間以内に屋外と殆ど同じになることは知られている。従って屋内退避は命を脅かす可能性が大きいため、避難を優先すべきである。 19 ページ 屋内退避の実施 UPZ においては、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施する。について UPZ では家屋の倒壊は予想していないのか。この地震大国で信じられない方針である。福島原発事故で明らかなように、重大事故が起きれば、30km 圏内でも確定的影響が出る被ばく線量になる可能性がある。いずれにしても避難を優先させるべきである。安全に避難させることができないならば原発は動かすべきではない。	(1-8-18 の提出意見に対する追加的な考え方) ・避難と屋内退避の考え方については、1-1 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。
1-8-19	防災を考える場合、最悪シナリオを想定した上で、最善の対策を考える事が重要だと思います。 しかし、今回の改正案には、能登半島地震の教訓が全く生かされておらず、原子力防災の目的である被ばく軽減の実効性を示す根拠が薄いと考えます。 6 月 18 日原子力規制庁資料 2 によると、「屋内退避の運用に関する改正」とされています。 特に、UPZ 住民の防災対策として「屋内退避を実施することが主要な防護措置であることを明確にする」とされており、その実効性について大きな疑問があります。 改正案 17 ページについて 屋内退避を主要な防護対策とするためには、複合災害などで家屋の損壊がないことが前提となっています。けれども、能登半島地震の現状や昨今の甚大な自然災害の状況を	(1-8-19 の提出意見に対する追加的な考え方) ・PAZ の屋内退避の考え方については、1-3 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・屋内退避中の一時的な外出等の考え方については、1-7 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 ・なお、今回の改正は、屋内退避の運用に関する検討結果を原子力災害対策指針に反映させるとともに、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度を見直すために所要の改正を行うものであり、他の御意見は原子力災害対策全般に関連する御意見として、今後の参考にさせていただきます。

考えると、このような屋内退避を主な対策として記載することは、大変危険だと考えます。

家屋の損壊がある中で、屋内退避をすることは次の地震や津波で被害を受ける可能性が高くなります。安易に屋内退避を推奨することは危険だと考えます。また、家屋に損壊がある中では、被ばくを避ける効果がどの程度なのか、根拠が示されたデータがなく、原子力防災としての意味があるのか、疑問です。

家屋に損壊がある場合は、別のコンクリート建物への避難を記載している自治体の防災計画もありますが、その建物までの移動が可能か、収容人数は十分なのか、その建物の窓などの損壊状況を考慮しているのかなど次々と疑問がわいてきます。このような場合、規制庁では状況によって判断するという言葉が出てくることが多いですが、現場の当事者にとって、最初の行動が重要であり、誤った判断を与えるような指針は有害と言っても過言ではありません。

本来、原子力災害のような放射線被害が想定される場合、その中心からできるだけ遠くに離れることが基本だと考えます。被ばく低減の効果が無い場所で屋内退避をするより、できるだけはやく避難することが重要であるはずで、被ばくを避けるという基本対策を示してほしいと思います。

UPZ の住民に対して、改正案では「避難」ではなく「屋内退避」を強調していますが、安定ヨウ素剤の服用についての記載がありません。規制庁の文書「原子力災害時の屋内退避の運用に関する Q&A」（令和 7 年 4 月 2 日）41 ページによると、「屋内退避から避難に切り替える場合にも、安定ヨウ素剤を服用する必要はありません。」とされています。

安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素の内部被ばくを避けるための唯一の薬剤であり、特に 40 歳以下の若い方、乳幼児や子どもたちの甲状腺がんを防ぐために必要だとされています。

今回の改正案全般に言えることですが、被ばくの感受性が高い子どもたちや妊産婦への配慮が全く感じられない点も問題です。

PAZ の住民に対しても、避難が困難な場合は屋内退避を求めています。しかし、PAZ の場合は家屋や施設が損壊していれば、100 ミリシーベルトを超える場合もあり、問題です。

	また、要支援者の介護や看護をする人々も共に残ることになり、彼らに同様の被ばくリスクを与えることとなります。これはリスクが高い労働環境で働くことを求めるものであり、許されることではありません。 また、福島第一原発事故後の調査から、PAZ の要支援者にとって、人的支援や医療品などが不足する可能性が高い施設内で屋内退避をするより、早く避難した方が生存率が高いという結果を示す論文もあります。 このように、PAZ の住民に対して、安易に屋内退避を認めることは大変リスクが高く、指針としては不適当と考えます。 改正案 19 ページについて 改正案では、UPZ の住民に対して屋内退避を主要な防護対策としながら、「一時的な外出」を認める内容となっています。 「屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書」16？17 ページ〔注：原文ママ〕によると、国や自治体・民間事業者は屋内退避地域への物資の供給、人的支援、ライフラインの管理等の活動、一方住民は物資の調達。緊急性の高い医療を受ける、除雪等が、屋内退避の支持に反しない一時的な外出例としています。 この外出可能な環境の条件は、不明確であり、線量基準を示すべきだと考えます。ただ、その基準が 0IL1 や 2 の線量基準以下であれば良いというものであるなら、許されません。通常の空間線量の数十倍から数百倍になるような環境で外出してよいとするなら、大きな問題です。そのような環境下で働かざるを得ない労働者にとっても有害です。 外出可とする条件もわからないまま、この項目を記載することは、もはや原子力防災の指針とは言えないと考えます。 原子力災害対策指針とするのであれば、一般住民の被ばく限度となる実効線量をぜひ示していただきたいと考えます。その線量限度があつてこそその対策であるはずです。 私は原子力事業者に課せられた一般住民に対する基準である実効線量年間 1 ミリシーベルトこそが、防護対策の線量限度だと考えます。周囲の環境がそれ以上になる場合はできるだけ早く避難するという防護対策しかありません。そして、それが不可能であるなら、原発稼働は困難と言わざるを得ません。	
1-8-20	本件改正案 p. 17「屋内退避の実施」で「・PAZ においては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等に	

	より避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施する。」とされているが、地震や津波等の自然災害等では、避難が困難だけでなく、屋内退避も困難な事態は生じる。2024 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震の現実を踏まえて、自然災害等により避難も屋内退避も困難な場合を想定するよう強く求める。	
1-8-21	本件改正案 p.17「屋内退避の実施」で「・UPZにおいては、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施する。」とされているが、地震や津波等の自然災害等と原子力災害が起きる複合災害では、屋内退避が困難な場合がある。2024 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震の現実を踏まえて、自然災害等により避難も屋内退避も困難な場合を想定するよう強く求める。	
1-8-22	原子力規制委員会の改正案は、屋内退避を基本としているが、能登半島地震の実態を考慮すると、屋内退避は成り立たないとする。 能登半島地震のような地震が起こった場合、その影響で原子力発電所も事故を起こす危険性が高い。すなわち、地震による人への直接的被害と原発事故を通じた放射能被害が同時に発生する場合を想定すべきである。 地震によって家屋が被害を受けると、壊れない場合でも余震の心配をする必要があり、屋内退避は成り立たない。少し離れた共同家屋に避難しようとしても、能登半島では道路がいたるところで通行不能に陥ったため、それも成り立たないと考えべきである。地震でこのような状態になるのは避けがたいことである。問題は、そこに原発事故による放射能が降りかかることである。これを避けるためには、原発を止めておくしかない。すなわち、地震の発生による放射能被害を防ぐためには、原発を停止しておくことが不可欠である。 それとも何かほかに有効な方法があるだろうか。もしあるなら具体的に示すべきであるが、案では何も示されていない。	
1-8-23	＜該当箇所＞第 2 の(2)の②の(i)イ 及び (5)の② 及び 第 3 の 12 ＜内容＞ ＜意見及び理由＞ 今回の案は、昨年 1/1 能登半島地震によって明らかになった自然災害との複合災害時に避難や屋内退避が困難になるという大きな問題に対して対応策を示していないので、立地周辺自治体からも出された疑問や問題点に答えていない。そのため防災計画策定に役立つものとは言えないので、複合災害時の対策を入れたものに直すべきである。	(1-8-23 の提出意見に対する追加的な考え方) ・御意見を踏まえ、屋内退避の解除や一時的な外出等の具体的な考え方については、追って作成する原子力災害対策指針の関連資料に記載する予定です。

	近年続発している地震の他津波、火山噴火、豪雨、豪雪・・・〔注：原文ママ〕気候変動の影響もあり自然災害は予測を超えてどこでも起きている。 当然、自然災害時には原発の無傷ではない可能性、事故対策がうまくいって想定通りに収められるとは限らない。しかしこの指針が複合災害時について想定されていず、「これから他省庁と連携して行く」という姿勢では原発立地自治体の「防災計画」に取り入れる必要性を各自治体は持たないとしか思えず改訂の意味がない。 そもそも東電福島第一原発事故も自然災害との複合災害に他ならず、あの事故を規制庁は教訓化できていないということで、今まで何をやってきたのかも見直すべきで、複合災害時の対策をいつまでに立てるかスケジュールを決めて検討に取りかかるべきである。 また、屋内退避中の住民の状態についても、早期解除前提（＝対策がうまくいっている）にしか取れないような「一時外出可」「民間事業者が入ってくる」を想定しているが、複合災害時にはもちろん困難になる決だし〔注：原文ママ〕、「長期の屋内退避」や「避難や一時転移」について、誰がどのような判断で決めて知らせられるかなどへの検討がされていない。事故対策がうまくいかない場合の想定、対策も検討はしなければ対策にはならない。「全面緊急事態」でOIL1になったり、屋内退避中の周辺環境などモニタリングを基に判断することになっているが、モニタリング測定結果が取れなかった場合はどうするのか、又屋内退避中の住民の被ばく管理はしないのか（一時外出を認めているのに）なども検討されるべき。	
1-8-24	今回の改正案は能登地震の教訓を顧みない改正案と思います。屋内退避を基本とすることが明記されていますが、地震等による建築物の影響を考慮すれば殆ど不可能である事が能登の地震でよく分かったはずです。また、これまでの計画でもそうですが、市民の被曝線量限度が明記されていません。目標の数値が無ければ、避難計画も曖昧な架空の計画になってしまうので、明記されたい。	
1-8-25	【屋内退避は実効性はありません】 まず前段ですが、そもそも何故住民が避難しなければいけないのですか。何故避難しなければいけないものを認可するのですか。 避難しなければいけないものなら作らせなければいいのです。原発は許可しないでください。フクイチ事故の場合、津波で家屋は流されてしまいました。 能登半島地震では、家屋が崩壊してしまいました。このような状況でどうして屋内退避ができるのでしょうか。また、豪雪地帯では交通止めにあい避難することができません。	

	原子力災害対策指針には屋内退避の項目は削除してください。また、避難しなければならない〔注：原文ママ〕ような施設は認可しないでください。	
1-8-26	・屋内退避をする中で一時的に出掛けることができるのは外出するときの防御について何も触れておらず、放射性物質を浴びることになる。命を守ることにはなりません。 ・能登半島のように家屋の倒壊、道路の崩壊となると屋内退避はできません。一時避難所に行くことすらできません。また一時避難所も倒壊していることも考えられます。たとえ一時避難所が避難できる状況でも収容人数は限られていて多くの人が避難することはできません。住民に被ばくを許容することにしかありません。 ・屋内退避を続けることは屋内での放射線量が徐々に上がり、そのうち屋外より高くなっていきます。屋内退避ありきでは被ばくは避けられません。 ・原子力災害対策指針の改正案では住民の生命を守ることにはできません。反対します。	(1-8-26 の提出意見に対する追加的な考え方) ・屋内退避中の一時的な外出等の考え方については、1-7 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。
1-8-27	今回の改正では、屋内退避については新たな運用が示されているが、複合災害への対応に関する運用は示されていない。 防護措置の実効性を高めるため、複合災害を想定した避難や屋内退避の運用について、内閣府と連携して検討し、指針等に適切に反映いただきたい。	
1-8-28	1. 改正案が提出された経緯について 6月19日、原子力規制委員会は原子力災害対策指針の改正案（以下「改正案」）を発表し、7月18日までパブリックコメントにかけている。本会は勿論それに応募するつもりだったが、改正案提出に至る経過を鑑みるに、改めて改正案がいかに無意味で馬鹿々々しいものであるかを述べておきたい。 改正案は、2024年1月1日能登半島地震を受けたはずのものである。事実、同年1月10日の定例記者会見で原子力規制委員会中山委員長は、フリーランス記者まさのあつこ氏の「原子力災害対策指針の抜本的な見直しが必要ではないか」という質問に対し、「木造家屋が多いようなところで屋内退避ができないような状況というのが発生したというのは事実でございますので、その点の知見をきちっと整理した上で、もし災害対策指針を見直す必要がありましたら、そこはきちっと見直していきたい」と答えている。 chrome-extension://efaidnbmninnibpcapjpcglclefindmkaj/https://jpn01.safelinks.protectio.oulook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww.nra.go.jp%2Fdata%2F000465434.pdf&data=05%7C02%7Choushasenbougokikaku_ka_dwc%40nra.go.jp%7C5eebb75e7603426411b	(1-8-28 の提出意見に対する追加的な考え方) ・令和6年1月17日令和5年度第59回原子力規制委員会における委員間討議において、原子力災害対策指針は複合災害にも対応できる基本的な考え方を示しており、複合災害への対応に関して同指針の考え方を変更する必要はないという結論に至っており、原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームでは、その結論を前提に議論を進めました。 ・なお、御意見を踏まえ、複合災害時に自宅で屋内退避ができない場合の考え方については、追って作成する原子力災害対策指針の関連資料に記載する予定です。 ・屋内退避中の一時的な外出等の考え方については1-7の提出意見に対する共通の考え方を、屋内退避から避難への切替えの考え方については1-5の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。

608ddc5fb2e28%7Cfac539a40f8741298afa3c8d9dd5d641%7C0%7C0%7C638884404921006197%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJFbXB0eU1hcGkiOnRydWUsIlYiOiIwLjAuMDAwMCIsIlAiOiJXaW4zMjIsIkFOIjoiTWFpbCIsIlIdUIjoyfQ%3D%3D%7C0%7C%7C%7C&sdata=IaiG29%2F0sRpGC8h7DzjJ%2FLE%2FqxzShTNEsQ3AIdp9unI%3D&reserved=0 また、1月17日の定例会合で石渡明委員は、自然災害によって避難に支障が出る事態について「現在の指針は少し足りない」と述べたそうである。しかし、その後の定例記者会見で山中委員長は、「家屋倒壊、孤立集落などがあって複合災害は重要だと認識している」とする一方、「自然災害に対する備えということに関して言いますと、もうこれまでの原災指針あるいは、防災計画と防災基本計画の中で対応ができることだろうと思って」といって、抜本的見直しには消極的な姿勢を示した。また、その前に行われた1月13日の女川原子力発電所の地元の自治体との意見交換に触れ、「原子力防災、特に屋内退避の考え方についての御意見、あるいは御質問が非常に多くございました」と述べている（この点は後述）。 https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww.da.nra.go.jp%2Fview%2FNRA015011007%3Fcontents%3DNRA015011007-001-001%23pdf%3DNRA015011007-001-001&data=05%7C02%7Choushasenbougokikaku_ka_dwc%40nra.go.jp%7C5eebb75e7603426411b608ddc5fb2e28%7Cfac539a40f8741298afa3c8d9dd5d641%7C0%7C0%7C638884404921024924%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJFbXB0eU1hcGkiOnRydWUsIlYiOiIwLjAuMDAwMCIsIlAiOiJXaW4zMjIsIkFOIjoiTWFpbCIsIlIdUIjoyfQ%3D%3D%7C0%7C%7C%7C&sdata=FAfn9CYwuCl4NSztwAioSF%2FdRvEpBUjPgX2p9L3Znv0%3D&reserved=0 更に3月19日、同委員長は「指針を見直すことは考えていない」と述べ、「自然災害で生じる状況に対し、住民の避難場所や避難経路の確保のため、どう備えて対応するかは、自治体が策定する地域防災計画の中で各地域の実情に応じ、具体化される」と言って、再び自治体に丸投げした。https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww3.nhk.or.jp%2Fnews%2Fhtml%2F20240319%2Fk10014396561000.html&data=05%7C02%7Choushasenbougokikaku_ka_dwc%40nra.go.jp%7C5eebb75e7603426411b608ddc5fb2e28%7Cfac539a40f8741298afa3c8d9dd5d641%7C0%7C0%7C638884404921042827%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJFbXB0eU1hcGkiOnRydWUsIlYiOiIwLjAuMDAwMCIsIlAiOiJXaW4zMjIsIkFOIjoiTWFpbCIsIlIdUIjoyfQ%3D%3D%7C0%7C%7C%7C&sdata=N4Gy1PE1TKos802Xg%2FihkkValMJ1JAnZ6pDVUSxs8uQ%3D&reserved=0	・PAZ、UPZ という原子力災害対策重点区域は、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うために、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講ずる区域であり、原子力災害対策指針ではUPZ外の防護措置についても定められています。
--	--

つまり、日を経るに従って「抜本的見直し」に後ろ向きになっていったわけである。その後専門家によるチームが設けられたが、それは屋内退避に関する検討チームであった。「抜本的見直し」がいつの間にか上述 1 月 13 日の女川地区地元自治体との意見交換会で、屋内退避の期間や解除要件についての課題が規制委員会に提起されたという形にすり替わってしまったのである（「女川原子力発電所に関する地元関係者及び事業者との意見交換」、また、「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書」2025 年 4 月 28 日 https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww.da.nra.go.jp%2Fdetail%2FNRA100009904&data=05%7C02%7Choushasenbougo%7Ckikaku_ka_dwc%40nra.go.jp%7C5eebb75e7603426411b608ddc5fb2e28%7Cfac539a40f8741298afa3c8d9dd5d641%7C0%7C0%7C638884404921062518%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJFbXB0eU1hcGkiOnRydWUsIlYiOiIwLjAuMDAwMCIsIlAiOiJXaW4zMlIsIkFOIjoiTWfPbCIIsIldUIjoyfQ%3D%3D%7C0%7C%7C%7C&sdata=31mjvLfDRzVf2lkYA4HnZrCy8j1bbyoUgs4PypjXCBA%3D&reserved=0 同「原子力災害時の屋内退避の運用に関する Q&A」など）。

屋内退避のありようについては、当然ながら原発を抱える自治体などからも再三の見直しを求める声が強く、結局 2024 年 4 月 2 日の原子力規制委員会定例会合で、「原子力災害対策指針」を見直す方針を決めたというわけである（4 月 2 日『中日新聞』ほか）。
https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww.chunichi.co.jp%2Farticle%2F1047531&data=05%7C02%7Choushasenbougo%7Ckikaku_ka_dwc%40nra.go.jp%7C5eebb75e7603426411b608ddc5fb2e28%7Cfac539a40f8741298afa3c8d9dd5d641%7C0%7C0%7C638884404921080155%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJFbXB0eU1hcGkiOnRydWUsIlYiOiIwLjAuMDAwMCIsIlAiOiJXaW4zMlIsIkFOIjoiTWfPbCIIsIldUIjoyfQ%3D%3D%7C0%7C%7C%7C&sdata=V5MnQ4rc33HR9KgwsH5NKS1KqNM48%2FJHUV9Z%2FTEzIcI%3D&reserved=0

しかしながら、上述したように、「原子力災害対策指針」の見直しの原点は（以前から大地震の度に指摘されていたことではあるが、改めて国民的知見になったという意味では 2024 年 1 月能登半島地震が示した惨状によって）、複合災害時には屋内退避そのものがほぼ不可能になる可能性があり、それを踏まえた「原子力災害対策指針の抜本的な見直しが必要ではないか」（まさの氏）という認識であった。事実、中山委員長も同様の認識を共有していた。ところが、改正案の要諦は屋内退避の期間や解除要件にすり替えられ、「抜本的見直し」どころか、屋内退避が不可能であるという事態に対しては全くそれを見直さないのである。この欺瞞的な規制委員会の態度と改正案の換骨奪胎を馬鹿々々しいと言わずに何というべきか。

上述報告書などによると、検討チームの中では、東日本大震災や福島第一原発を経験した自治体や研究者からは「複合災害」に関する色々な質問や意見が出たようであるが、結果として改正案には「避難が不可能な事態」に触れるところは全くない。

2. 改正案の具体的問題について

さて、この度提示された改正案の肝要は、第3緊急事態応急対策(5)防護措置及びその他の必要な措置 2.屋内退避、に関する次の三点に絞られよう。第一、屋内退避は、原子力施設の状態が安定し、大気中に放射性物質(プルーム)が存在しないことが確認できた場合に解除する。第二、屋内退避の期間中も生活の維持に最低限必要な一時的な外出は、屋内退避という防護措置の一部をなすものとして、可能とする。第三、屋内退避を継続するかどうかの判断は実施後3日目を目安とし、それ以降は日々行うものとする、などである。

だが、これらの改正案は相変わらず実効性に乏しく、かつ矛盾に満ちている（「『原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム』報告書の概要」2025年4月30日等参照）

chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww.pref.niigata.lg.jp%2Fuploaded%2Fattachment%2F453161.pdf&data=05%7C02%7Choushasenbougokikaku_ka_dwc%40nra.go.jp%7C5eebb75e7603426411b608ddc5fb2e28%7Cfac539a40f8741298afa3c8d9dd5d641%7C0%7C0%7C638884404921099222%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJFbXB0eU1hcGkiOnRydWUsIlYiOiIwLjAuMDAwMCIsIlAiOiJXaW4zMlIsIkF0IjoiTWFpbCIsIlIdUjoyfQ%3D%3D%7C0%7C%7C%7C&sdata=5u0IRQNEOPYx%2BLwB101%2BYuWGIKW03z346pEZeIQjDZI%3D&reserved=0)。

第一に、今そこで大量の放射性物質が放出されていて、しかも屋内退避も地域孤立状態で脱出が不可能な状態である場合に（例えば能登半島地震で発生したような崩壊状態に）、自治体や住民はどうするのか、どうしたらいいのかという疑問に全く答えていない。例えば、「地震等の影響で自宅での屋内退避が困難な場合は、近隣の指定避難所等で屋内退避を行うことが基本」「指定避難所等での屋内退避もできない場合は、実動組織（自衛隊、警察、消防、海保）の協力も得ながら UPZ の外に避難する」となっているだけである。「食料や飲料水等の物資の供給状況や人的支援の実施状況」「ライフライン

ン（電気・ガス・上下水道・通信等）の被害状況」をみて「避難への切り替え」というが、奥能登では集落が孤立し避難所そのものが設置されなかったではないか。

第二に、仮に屋内退避が可能な状態であっても、「生活の維持に最低限必要な一時的な外出」を「屋内退避という防護措置の一部」とみなすというのは全くの矛盾である。いかに「最低限必要」であっても、それは住民の被ばくを意味する。「屋外での緊急事態への応急対策に従事する者は、放射線に対する防護対策を行った上で活動する」ということであるが、線量が高ければ絵に描いた餅である。要するに、鷲を鳥と言いくるめる類である。また、「屋内退避中の暖房器具使用時や感染症流行下での換気」については適度適宜換気が必要である、と無茶苦茶である。外気遮断のための屋内退避と換気はそもそも両立しない。

第三に、PAZ や UPZ などの区分そのものの非科学性である。放射性物質は同心円状に広がるわけではなく、その濃度が均一なわけでもない。また、UPZ 外の防護対策においても、国際的な防護対策の考え方も、我が国の防護対策の考え方も妥当である旨を強調しているが（2015 年 3 月 4 日原子力規制庁「UPZ 外の防護対策について」）、福島第一原発事故のために高線量に覆われて全村避難地区となった飯舘村はその殆んどが UPZ 外である。また、原子力委員会委員長（当時）近藤駿介氏は福島第一原発の『最悪のシナリオ』に、「強制移転区域は半径 170 キロ以上、希望者の移転を認める区域が東京都を含む半径 250 キロに及ぶ可能性」を指摘している（菅直人公式サイト）。

https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fn-kan.jp%2Ffukushima110311%2Fsaiakunoscenar%2F&data=05%7C02%7Choushasenbougekikaku_kadwc%40nra.go.jp%7C5eebb75e7603426411b608ddc5fb2e28%7Cfac539a40f8741298afa3c8d9dd5d641%7C0%7C0%7C638884404921116156%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJFbXB0eU1hcGkiOnRydWUsIlYiOiIwLjAuMDAwMCIsIlAiOiJXaW4zMlIsIkFOIjoiTWFpbCIslldUIjoyfQ%3D%3D%7C0%7C%7C%7C&sdata=KxW08L20c22FAe0b7DdcGqLyz9Uh%2FH2EdSI0%2B3ELpwI%3D&reserved=0

日本海側に林立する原発の 1 基が仮に苛酷事故を発災した場合、その東側、つまり日本の国土は広く放射性物質に汚染され、多くの人々が被ばくすることが想定されるが、その場合、PAZ や UPZ の区分など意味がない。改正案はあまりにも楽観的である。

	第四に、従って UPZ 居住者に、プルームが通り過ぎるまで大人しく屋内退避しているということ自体が極めて偽善的であり、また非人道的なことである。放射性物質が頭の上を通り過ぎるまで、被ばくの恐怖におびえながら待機させることの非道さを感じないのだろうか。仮に、プルームが通過しても危険な放射性セシウム 137 や 134 などが残留する（半減期はセシウム 137 が約 30 年、134 が約 2 年）。もし、UPZ 居住者が「許可」が出る前に UPZ 外に逃れた場合、国は「自主避難者」とみなして面倒をみないのであるか。 繰り返すが、提示された改正案は非科学的で欺瞞と矛盾に満ちて実効性がなく、いわば机上の空論である。「さらにブラッシュアップして」（規制委員会伴信彦委員）など当に噴飯ものである。則ち、「原子力災害対策指針を抜本的に見直すこと」は不可能であり、それに基づいた実効性ある避難計画策定など到底不可能である。従って、もし住民の命と暮らしを守ることを第一に優先するならば、総ての原発は直ちに廃炉にすることが必要であり、その廃炉工程を策定することが求められる。以上	
1-8-29	原子力災害対策指針改定へのパブコメ 最大の問題点は、今回の改定案に「複合災害時の避難指針」が盛り込まれなかったことです。 2023 年 1 月 1 日に起きた能登半島地震では多くの家屋が倒壊、そして倒壊家屋により道路が通行不可能になったことから、地震と原子力災害が同時に起きた場合には（1）屋内退避しようにも退避できる家屋が倒壊し屋内避難できない、（2）車で避難しようとしても〔注：原文ママ〕道路が車通行できない状況になっていることで避難できない、ということが明らかになりました。その結果、これまで自治体が準備してきた避難計画は「絵にかいた餅」で実効性がないことが明らかになったのです。 2024 年 2 月 15 日（木）付け東京新聞朝刊一面で「家屋倒壊時の退避議論せず」の見出しで掲載されたし、再稼動が計画されている新潟県柏崎刈羽原発周辺自治体の長岡市はじめ全国 6 自治体（北海道、青森県、石川県、鳥取県、宮城県美里町）から「複合災害時の避難指針の見直し」を求める要請が規制委員会に出されているにも関わらず、今	

	回の見直し案の中にこの点が欠落していることは最大の問題点です。時間が掛かろうがこの複合災害時の防災指針を加えることを求めます。 具体的な改定案ページを指摘するならば、P16, 17 に「避難困難な場合は屋内退避を」との趣旨の改定案があるが、家屋倒壊していれば当然屋内退避は不可能となることから、この場合の防災行動指針を具体的に示すことが一番規制委員会に求められていることです。 最後に、規制委員会が市民、住民を原子力災害から守る立場に立つとするならば、複合災害対策指針が出来上がるまでは原発の再稼働は行うべきではない、という表米が規制委員会からあってしかるべきだと考えます。	
1-8-30	本改正案には反対する。改正案は 2011 年の東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故とその後の地震、特に能登半島地震をまったく踏まえていない改悪案である。改正案各条項は規制を緩くしており、原発事故による国民の犠牲はしかたのないものであるを〔注：原文ママ〕大前提としている。この大前提は原子力規制庁・原子力規制委員会の責任逃れ・責任放棄である。したがって国民の安全・安心とは真逆の改正案である。	
1-8-31	能登半島で起きた地震では、道路寸断や港湾施設の損壊などにより、同時に原子力災害が起こっても、住民避難は困難であることが私たちに突き付けられました。能登半島地震を受けて、今次の指針は屋内退避をますます強調する内容になっていますが、そもそも屋内退避では被ばくを十分に避けることはできないので、そもそも大きな自然災害と原発事故が同時に起こった時には、何も対策など取りようがないのです。屋内退避に重点を置いた対策など、根底的に意味がない、すなわち原発の稼働を止めるしかないと考えます。 しかし残念ながら国内では少なからぬ原発が再稼働してしまっている現状なので、今次の指針についての意見を提出します。 「人命最優先の観点から自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対応する」との方針は間違っています。自然災害も、原子力災害も、どちらも人の命・健康を脅かすものです。自然災害への対応を優先する対策指針は見直されるべきと考えます。	(1-8-31 の提出意見に対する追加的な考え方) ・御指摘のとおり、自然災害の状況により屋内にとどまり続けることのほうが危険な場合もあることから、原子力災害対策指針では、原子力災害に対する防護措置の実施に当たっては、被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑えるという考え方が示されています。 ・屋内退避中の一時的な外出等の考え方については、1-7 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。

	複合災害が起こりうることを前提に、同時にどう対策を取るのかを真剣に検討して頂きたいです。 一口に自然災害と言っても、屋内に退避した方が安全な自然災害と、屋外に退避した方が安全な自然災害とがあります。なのに、すべての自然災害が屋内にいた方が安全かのような前提で対策指針が書かれていることはおかしいです。津波など、屋外に退避した方が安全な場合の被ばく防護はどう考えるのかが示されるべきです。 今回新たに、「住民の一時的な外出や、住民の生活を支える民間事業者等の活動は実施できる」との方針が示されましたが、本来避難を促すことこそが住民の命・健康を守るために行政が行うべきことなはずなのに〔注：原文ママ〕、能登半島地震を受けて、まったく逆方向の指針が打ち出されたことに、大変ショックを受けました。「あなたたちは被ばくしてもしょうがないから、そこで今まで通り暮らして下さい。」という棄民政策に他なりません。このような新たな対策指針は撤回して頂きたいです。	
--	---	--

1-9. その他の提出意見		
整理番号	提出意見	考え方
1-9-1	原子力災害対策指針の改正案 25 ページ 警戒事態を判断する EAL 「原子力規制委員会委員長（以下「委員長」という。）又は委員長の代行者（以下「委員長代行者」という。）が警戒本部の設置が必要と判断した場合。」としているが「原子力規制委員会が警戒本部の設置が必要と判断した場合。」とすべき。 その理由として、原子力規制委員会設置法第 10 条（会議）同第 4 項「特に緊急を要するため委員会を招集するいとまがないと認めるとき又は委員会の会議若しくは議事の定足数を欠いているときは、委員長は、委員会を臨時に代理する」旨が規定されていること及び「警戒本部の設置判断」は同第 4 項各号に掲げる例外事項に該当しないことから「原子力規制委員会」とするよう意見を提出します。	・原子力災害対策指針は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 6 条の 2 第 1 項に基づき、原子力規制委員会が定めるものであり、その内容は原子力規制委員会が決定したものであるため、原案のとおりとします。
1-9-2	（案 12 ページ、緊急事態応急対策（2）10 行目？） 案では警戒事態としか記載がないため、震度 6 弱以上の地震発生など、原子力施設に重要な故障が無い警戒事態でも、PAZ で施設敷地緊急事態に備えた防護措置の準備等の応急対策を講じなければなりません。 これは、原子力施設の重要な故障があった場合に PAZ の施設敷地用避難者の避難準備等を要請するとした原子力災害対策初動対応マニュアル（R6. 12. 23 一部改正）と整合していないと感じます。 原災指針で、上記マニュアルのような運用は認められないことを示す意図なら問題ないと考えますが、そうでないなら警戒事態の区分（通称 AL1 や AL2 と呼ばれているもの）を定義して対応を書き分けるなどの修正が必要ではないでしょうか。	・御意見を踏まえて以下下線部のとおり修正します。 第 2 原子力災害事前対策 （2）緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 ② 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方 （i）緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL） （イ）基本的な考え方 警戒事態： 警戒事態は、・・・施設敷地緊急事態要避難者（注）を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（<u>警戒事態を判断する EAL のうち、原子力施設において異常事象が発生した場合に限る。</u>）を開始する必要がある段階である。
1-9-3	PAZ を PAZ 内に変える理由はまったく見当たらない。「内」を付けることにより、対策をその範囲内に押しとどめてしまう効果がある。むしろ PAZ 内だけ避難したりする必要があるということになってしまい、本来ならばもっと広範囲な UPZ を含む場所において緊急時避難をすることが必要であるはずなのに、それを矮小化していることは由々しき問題である。	・改正前には同じ意味で「PAZ」と「PAZ 内」、「UPZ」と「UPZ 内」という記載が混在していたため、改正案では範囲を表す場合には「内」を付けない記載に統一しましたが、改正箇所の意味を変えるものではありません。

1-9-4	UPZ にも「内」という「内」をつけることは指針にふさわしくない。30 キロ圏内に食物制限等を含む対策が限定されてしまうからである。よって PAZ とも「内」を改正案に付け加えることには反対である。 続いて「住民等への情報提供等を行うとともに、」p12 が削除されてしまっていることは大変な問題である。自治体や国への情報提供をしている間に住民に対しても事業者は積極的に情報提供等を行うべきである。この文言を削除することは、先に自治体等への伝達を優先するように読め、そうすると住民への即情報伝達につながらない可能性がある。誤情報の拡散を防止したいのであろうが、多くの場合測定して判断するようなことをしているよりも、予防措置的に避難した方が余程放射線に対する曝露を防ぐことができる。それがたとえ誤情報や過剰な措置であったとしても、安全の視点に立てばそのような事前の速やかな行動を住民各自がとれるようにすることが重要である。速やかな情報拡散を防ぐかのような改正が、万が一の事業者の事故隠し及び事故影響の過小評価をもたらす可能性があるということである。すなわち、事故が知れ渡ることの遅延が致命的な影響を及ぼすことにもつながり、まったく賛同できない。	・改正前には同じ意味で「PAZ」と「PAZ 内」、「UPZ」と「UPZ 内」という記載が混在していたため、改正案では範囲を表す場合には「内」を付けない記載に統一しましたが、改正箇所の意味を変えるものではありません。 ・原子力災害対策指針第 3 (2) の「情報提供等」については、記載順を入れ替えており、削除したものではありません。なお、原子力災害時における情報提供の重要性は理解しており、同指針においても、第 3 (4) において緊急時における住民等への情報提供について示されています。
1-9-5	P. 6 の、「甲状腺の被ばく線量を推定するために行う測定（以下「甲状腺被ばく線量モニタリング」という。）をその対象とする者（第 3…に定める者）に対して実施しなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講ずる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。」モニタリングは実施しただけでは不十分であり、「モニタリング」という。）をその対象とする者に対して実施し、データとその意味を伝えなければならない。さらに、…」と、データとその意味を伝えることでそれ以降の本人の摂取制限行動にまで繋がるようにするべきです。 P. 11 の、 ・（略）「なお、EAL の設定内容に応じて PAZ と同様に予防的 な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、地方公共団体が安定ヨウ素剤の事前配布を必要と判断する場合は、前述の PAZ 内の住民に事前配布する手順を採用して、行うことができる。」	・今回の改正は、屋内退避の運用に関する検討結果を原子力災害対策指針に反映させるとともに、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度を見直すために所要の改正を行うものであり、甲状腺被ばく線量モニタリング等に関する御意見は、原子力災害対策全般に関連する御意見として、今後の参考にさせていただきます。 ・新旧対照表 p. 18 の御指摘の部分については、PAZ や UPZ の範囲だけではなく「避難又は一時移転の実施が困難な場合の措置として」屋内退避が行われることを示す文章であるため、UPZ 外を含めることは不適当であり、原案のとおりとします。 ・「南海トラフ地震臨時情報」については、「原子力規制庁初動対応マニュアル～情報収集事態及び警戒事態に至らない大規模自然災害等における原子力規制庁の対応～」(令和 7 年 5 月 2 日改定)等において記載しているため、原案のとおりとします。

地方公共団体が自主的に判断を下すことは難しく実効性に欠くことから、以下のように自動的に「行うものとする」ように変えるべき。

「…避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等（特に南海トラフ巨大地震など広域の震災・津波災害との複合災害を想定した場合）においては、前述の PAZ の住民に事前配布する手順を採用して、行うものとする。」

P. 17 の、

2 屋内退避 の解説がおかしい。

「屋内退避は、UPZ において、全面緊急事態に至った時点で、放射線被ばくのリスクを低減するために実施するものである。また、PAZ や UPZ の一部の区域において、避難又は一時移転の実施が困難な場合の措置として行われることもある。」を「屋内退避は、UPZ 内外において…」と変えるべき。

なぜなら、後段において、

「・UPZ 外においては、事態の進展等に応じて、UPZ と同様に、屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。」とあるため

P. 25、P. 27、P. 29、P. 31 の、「（14に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子 炉の運転等のための施設に限る。）」「14 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。」

浜岡原発を特筆している項目は改正前の文言を残すべき。

東海地震関連の警報が現在は無効ではないとしても、改定された南海トラフ巨大地震の注意報および半割れ時を警戒する警報は無効であるためそのように文言の一部修正をした上で残すべき。

	また同じ趣旨から、加圧水型の中で、同様の南海トラフ巨大地震の震源域にある伊方原発も、同様の文言を記述を〔注：原文ママ〕追加すべき。	
1-9-6	意見／理由 ＜該当箇所＞（一頁一行目） ＜内容＞ 原子力規制庁が作成した説明用資料（「屋内退避の運用について（報告書の概要）（R7.4.30）」、「運用に関するQ&A(R7.4.2)」）については、パブリックコメントの結果を踏まえ、修正願います。特に、屋内退避中の民間事業者等の活動や、一時的な外出を含めた住民がとるべき行動について、放射性物質の放出前、放出中、放出後（プルーム通過後）に区分するなどわかりやすく説明願います。 ＜該当箇所＞（一頁一行目） ＜内容＞ 今後、原子力規制庁が作成する『屋内退避の具体的な運用の考え方』については、指針の改正時に合わせて作成・公表願います。特に、自治体の対応について分かりやすく説明願います。また、並行して住民啓発用パンフレットの作成をお願いします。 ＜該当箇所＞（11 頁 14 行目） ＜内容＞ 改正後の欄：「PAZ 内」→「PAZ」に修正 （＊「PAZ 内」を「PAZ」に修正した理由をご教示願います。） ＜該当箇所＞（13 頁 9 行目） ＜内容＞ 改正後の欄：UPZ において「屋内退避等の防護措置を実施」とあるが、この場合「等」は具体的に何を指すのかご教示願います。 ＜該当箇所＞（17 頁 5 行目/19 頁 4 行目/22 頁 9 行目） ＜内容＞ 改正後の欄：「区域」→「地域」に修正	・屋内退避に関する説明用資料（「屋内退避の運用について－「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」報告書の概要－」（令和 7 年 9 月 5 日原子力規制庁））や「原子力災害時の屋内退避の運用に関するQ&A」（令和 7 年 4 月 2 日原子力規制庁）の内容については、本パブリックコメント後も地方公共団体等の意見等を踏まえ必要な改訂を加えていく予定です。 ・「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書」（令和 7 年 3 月 28 日原子力規制委員会原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム）に記載されているような、屋内退避の具体的な運用の考え方を記載した資料については、原子力災害対策指針の内容に関連するものであることから、同指針の改正を決定した後に、自治体の意見も踏まえて作成・公表を行う予定です。なお、上記の説明用資料については規制庁ウェブサイトで公表しており、住民説明や普及啓発資料として活用いただけるものと考えております。 ・改正前には同じ意味で「PAZ」と「PAZ 内」、「UPZ」と「UPZ 内」という記載が混在していたため、改正案では範囲を表す場合には「内」を付けない記載に統一しましたが、改正箇所の意味を変えるものではありません。 ・UPZ であっても、地域の実情に応じて屋内退避以外の防護措置、例えば PAZ に準じて避難を行う場合があることから「屋内退避等」と記載したものです。 ・改正前には同じ意味で、OIL を超える「区域」と OIL を超える「地域」という記載が混在していたため、今

(*「区域」→「地域」に修正した理由をご教示願います) ＜該当箇所＞(17 頁 6 行目) ＜内容＞ 改正後の欄：「一時転移の実施が困難な場合の措置として」とあるが、屋内退避は一時転移の準備が整うまでの一時的な対応であることから、「一時転移の実施が困難な場合の一時的な措置として」と修正すべきではないか。 ＜該当箇所＞(17 頁 15 行目) ＜内容＞ 改正後の欄：PAZ は全面緊急事態で避難を行う地域であることから、「屋内退避が優先される場合の措置として、一時的に屋内退避を実施する。」と修正すべきではないか。 ＜該当箇所＞(17 頁 16 行目) ＜内容＞ 改正後の欄：PAZ の避難と同様に、UPZ においても「自然災害等により屋内退避が困難な場合」の対応を記載すべきではないか。 例えば、「自然災害等により自宅での屋内退避ができない場合は、屋内退避可能な近隣の避難所へ移動する。近隣の避難所も使用できない場合は UPZ 外の避難所を活用する。」など。 ＜該当箇所＞(18 頁 9 行目) ＜内容＞ 改正後の欄：「屋内退避実施後 3 日目を目安」に屋内退避の継続を判断しているが、屋内退避の開始時点をどのように判断するのか。複合災害の場合でも「全面緊急事態に至った時点から 3 日目」とするのか。 ＜該当箇所＞(18 頁 12 行目) ＜内容＞	回の改正で OIL を超える「地域」と記載を統一しましたが、改正箇所の意味を変えるものではありません。 - 改正案は、PAZ 又は UPZ の一部の区域において避難や一時移転が困難である場合又は PAZ において避難が困難である場合には、無理な避難や一時移転ではなく屋内退避を実施する旨を記載したものであり、屋内退避後の対応について一律に定めるものではないため、原案のとおりとします。なお、御意見を踏まえ、屋内退避後の具体的な考え方については、追って作成する原子力災害対策指針の関連資料に記載する予定です。 - 複合災害への対応については、1-8 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。 - 複合災害時には、屋内退避を開始する時点で備蓄物資が消費され始めている又は消費されている可能性も考慮して屋内退避の継続可否を判断することを想定しています。なお、御意見を踏まえ、複合災害時の屋内退避の目安期間の考え方については、追って作成する原子力災害対策指針の関連資料に記載する予定です。 - 避難への切替えについて、原子力災害対策指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるものであるため、具体的な屋外大気の流れ状況の確認手法について記載するものではないと考えており、追って作成する原子力災害対策指針の関連資料への記載を検討しています。 - また、原子力災害時には、例えば自然災害の影響等により避難に切り替える場合も想定されるものと考えられるため、避難に切り替える要素を限定しな
--	--

	改正後の欄：「屋内退避への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等」とあるが、「被ばく低減効果が失われた懸念」をどのように判断するのか記載すべきではないか。また、「～場合等」の等は具体的に何を指すのかご教示願います。 また、5 行目に「屋内にとどまること等による肉体的・精神的影響の観点から」とあるが、この点についても、屋内退避の継続の判断にあたって考慮すべきではないか。 ＜該当箇所＞（18 頁 18 行目） ＜内容＞ 改正後の欄：「避難への切替えを判断するに当たっては、生活の維持が困難であること等の判断は慎重に」とあるが、この場合の「等」は具体的に何を指すのかご教示願います。（OIL1 による避難は「他の防護措置へ切り替え」であり、この「等」に含まれないと解してよいか） また、屋内退避から避難へ切替えた場合、安定ヨウ素剤の服用は要しないと解してよいか。 ＜該当箇所＞（19 頁 3 行目） ＜内容＞ 改正後の欄：「また、避難すべき区域（地域？）でやむを得ず屋内退避を実施している住民等の放射線防護について留意する必要がある」とあるが、留意すべき放射線防護とは具体的に何かご教示願います。また、このような避難すべき地域は屋内退避を継続するのではなく、避難準備が整いしだい、速やかに避難すべきではないか。 ＜該当箇所＞（19 頁 8 行目） ＜内容＞ 改正後の欄：「一時的な外出」については、主に放射性物質放射前を想定しているようですが、放射性物質の放出前、放出中、放出後（プルーム通過後）に分けて、住民の取るべき行動や室内の換気などについて具体的に示すべきではないか。 ＜該当箇所＞（19 頁 8 行目） ＜内容＞	いために「等」を記載しています（OIL1 に基づく避難は、原子力災害対策指針第 3（5）①に記載されているとおり、緊急時モニタリング結果に基づき別の防護措置として避難を実施するものであり、屋内退避から避難への切替えには含まれません。）。なお、屋内退避中の肉体的・精神的影響も、避難への切替えを判断するに当たって考慮することが考えられますが、屋内退避中又は避難に伴う肉体的・精神的影響を定量的に把握し、比較することは困難であることから、「地方公共団体と緊密な連携」を行うことで、必要な場合にはそれらの要素を考慮することを想定しています。 ・屋内退避から避難に切り替える場合にも、一律に安定ヨウ素剤を服用する必要はなく、原子力災害対策指針で示されているとおり必要性が判断された場合に限り服用することとなります。 ・避難すべき区域で屋内退避を実施している住民については、避難準備が整い、避難できる状況であれば順次避難を行うことが基本となりますが、避難すべき区域で屋内退避が継続されている場合には、例えば放射線防護対策施設の稼働や安全に避難するための準備、屋内退避を継続するための物資供給等について留意する必要があると考えています。 ・屋内退避中の一時的な外出については、無用な被ばくを避けるために主に放射性物質の放出前を想定していますが、それ以外の屋内退避中の行動は、放射性物質の放出前後で変わらないものと考えています。なお、原子力災害時においては、プルームの通過後や屋内退避の解除後の対応について、換気や飲食物の摂取制限等、必要に応じて国から情報提供や指示を行うことを想定しています。
--	---	---

	改正後の欄：「住民等の生活を支える民間事業者等の活動」とあるが、福島第一原発事故の際、屋内退避中の地域は、物流が途絶え、国から自主避難の呼びかけがなされていたと記憶しています。どのように必要となる民間事業者の活動を確保するのか、具体的にご教示願います。 該当箇所＞（19 頁 15 行目） 改正後の欄：「(iii)屋内退避の解除」については、放射性物質の放出に至らなかった場合は、原子力規制庁の資料のとおり、速やかに「日常生活に移行」できると考えますが、放射性物質が放出された場合は、屋内退避が解除されても、すぐにもとの『日常生活に移行』できるわけではないのではないか。屋内退避が解除された地域での日常生活の注意点や社会活動の再開の留意点などを示すべきではないか。 また、環境中に放射性物質が放出された場合、中長期対策として、対策地域の設定・見直し、線量評価や除染などの必要な対策をどのような基準で実施し、日常生活へ移行していくのか早急に検討していただきたい。 ・下線の資料：屋内退避の運用について(報告書の概要)(R7. 4, 30)」p. 13～15 参照 ＜該当箇所＞＜19 頁 22 行目＞ ＜内容＞ 改正後の欄：「なお、その際、緊急時モニタリングの結果に応じて」とあるが、0IL1 は数時間内を目途に地域を特定し避難を実施、また、0IL2 は 1 日以内を目途に地域を特定(0IL2 の基準値を超えたときから起算しておおむね 1 日が経過した時点の空間放射線量率(1 時間値)が 0IL2 の基準を超えた場合)し、1 週間程度内に一時転移を実施する必要があります。このため、少なくとも 0IL1 に基づく避難については、屋内退避解除前に判断する必要があるのではないか。また、放射性プルームの滞留がなくなるなど条件が整って屋内退避が解除されれば、安定ヨウ素剤の服用や甲状腺被ばく線量モニタリングは不要ではないか。 ＜該当箇所＞（20 頁 12 行目） ＜内容＞	・屋内退避を継続するための物資の備蓄・供給体制については、各地域の地域防災計画等でも構築されていると承知していますが、民間事業者の協力も含め、更なる具体化・充実化に向けて引き続き取り組む必要があると考えており、追って作成する原子力災害対策指針の関連資料にどのような記載が可能であるかを検討してまいります。 ・屋内退避の解除後にも、元の日常生活に戻るまでには、その移行段階において飲食物の摂取制限等、屋内退避とは別の防護措置や生活上の注意が必要となる場合が考えられますが、その詳細については、実際の原子力災害の状況に応じて国から情報提供や指示を行うことを想定しています。なお、原子力災害中長期対策については、課題も含めて原子力災害対策指針第 4 に示されています。 ・0IL1 に基づく避難については屋内退避解除前に判断することも想定されますが、実際の原子力災害時の状況とそれぞれの判断要件に応じて、0IL に基づく避難や一時移転、屋内退避の解除について、国から必要な指示を行います。また、屋内退避解除後の防護措置については、実際の原子力災害時において国から必要な指示を行います。 ・「避難に切り替わった際の避難先及び経路の確保等」については、既存の避難計画を活用することも含めて検討する必要があるという趣旨であり、新たな避難先の設定を求めるものではありません。なお、原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書に記載した内容については、追って作成する原子力災害対策指針の関連資料に記載する予定です。 ・複合災害に対する考え方については、1-8 の提出意見に対する共通の考え方を御参照ください。
--	--	--

改正後の欄：「避難に切り替わった際の避難先及び経路の確保等について検討し」とあるが、原子力規制委員会の検討チーム会合報告書にあるとおり「OIL による避難や一時転移について定めた既存の UPZ の避難計画を検討し」とすべきではないか。
（＊新たに避難先等を検討する必要があるとの誤解を与える恐れがある）

＜該当箇所＞（21 頁 10 行目）安定ヨウ素剤の配布及び服用

・PAZ における安定ヨウ素剤の事前配布は不測の放出に備えるためと解しますが、UPZ においては屋内退避中は安定ヨウ素剤を服用せず、「避難又は一時転移と併せて安定ヨウ素剤の配布及び服用について原子力規制委員会が必要性を判断し」とあるが、規制委の判断基準が示されておられません。屋内退避と同様に UPZ における安定ヨウ素剤の服用に係る具体的な基準や運用について検討すべきではないか。

＜安定ヨウ素剤の服用に関して＞

＊放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料(R6 年度版)には、ヨウ素剤に関して「原子力発電所事故等で放射性ヨウ素が放出された場合、日常的にヨウ素を摂取している集団では、放射性ヨウ素の甲状腺への蓄積が低く抑えられます。」と記載されています。

＊緊急被ばく医療に関する検討チーム(第 2 回会合 H24. 12. 3 開催)では、「ある意味では、安定ヨウ素剤という薬、あるいは錠剤を飲むことによって、一過性の不安がなくなるということも見逃せない事実」との精神的な効果を重視する発言がなされています。

＊原子力規制庁が作成した「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」には、「40 歳以上の者は安定ヨウ素剤を服用する必要性は低いが、40 歳以上であっても妊婦及び授乳婦は、胎児及び乳児に対する放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばく健康影響が大きいことから、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者である。なお、高齢者については、安定ヨウ素剤の誤嚥のリスクに配慮するまでもなく、医学的に安定ヨウ素剤の服用の必要がないことは明らかである。」と記載されています。

＜該当箇所＞（一頁一行目）

＜内容＞

原子力規制委員会委員長定例会見(R7. 6. 18)において「複合災害ということがまずベースになると言うことは、これまでも原災指針の考え方の中に盛り込まれていたことで

- ・今回の改正は、屋内退避の運用に関する検討結果を原子力災害対策指針に反映させるとともに、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度を見直すために所要の改正を行うものであり、安定ヨウ素剤等に関する御意見は、原子力災害対策全般に関連する御意見として、今後の参考にさせていただきます。
- ・なお、原子力災害対策指針は、格納容器が破損し、大量の放射性物質が放出される事態、すなわち重大事故等対策が奏功しない事態にも対応できる防護措置の考え方を示しています。

はございます」との発言がありますが、この発言の根拠をご教示願います。(原子力災害対策指針には、複合災害時の対応に関する具体的な記述がありませんので、複合災害時の対応について明記すべきと考えます。)

なお、指針には「住民などの被ばく線量を合理的に達成できる限り低くすると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響を抑える」との記述がありますが、これは放射線に対する不安や避難行動及び生活環境の変化に伴う肉体的・精神的影響などのことであり、複合災害の観点(自然災害による被害)は含まないと思料します。

○また、原子力災害対策に関する関係者の理解を促すため、『原子力災害対策指針は、「事前対策めやす線量」を実効線量で 100mSv と定め、その線量を上回る被ばくの発生がないように防護戦略を策定している』旨の記載が必要ではないか。

<該当箇所> (一頁一行目)

<内容>

原子力規制委員会委員長定例会見(R7.6.18)において「1F(東電福島第一原発)相当の大きな」事故が起きた場合でも、原災指針の考え方というのは基本的に有効だ」との発言がありますが、この発言の根拠をご教示願います。

また、原子力災害対策指針に沿って避難計画を作成すれば、東電福島第一原発相当の事故を想定した避難計画になるという理解でよいか。

<該当箇所> (一頁一行目)

<内容>

原子力災害対策指針では、「実際の個人の被ばく線量の推計を行い、それらの結果に基づいて、適切な防護措置と除染措置を実施しなければならない」としているが、具体的な手法は示されていないことから、原子力施設の事故に伴う放射線の被ばくによる健康影響を適切に把握するため、住民等の被ばく線量(甲状腺被ばく線量も含む)評価方法を早急に検討していただきたい。

(原子力災害対策指針(P.31) : (3) 発災後の復旧に向けた個人線量推計)

<該当箇所> (一頁一行目)

<内容>

	原子力災害時に住民が屋内退避等の防護措置を混乱なく適切に実施するため、原子力災害対策指針で「今後、原子力規制委員会で検討を行う課題」とされている「住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定」について、早急に検討していただきたい。	
--	---	--

原子力災害対策に関する意見及び考え方（案）

年 月 日

整理番号	原子力災害対策に関連する意見	考え方
		以下の意見に対する考え方 ・ 今回の改正は、屋内退避の運用に関する検討結果を原子力災害対策指針に反映させるとともに、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度を見直すために所要の改正を行うものです。 ・ 御意見は、原子力災害対策全般に関連する御意見として、今後の参考にさせていただきます。
2-1	今回の原子力災害対策指針の改正案、特に屋内退避の運用見直しに賛同します。しかし、屋内退避が長期化した場合の物資支援に関して、より具体的で実効性のある対策が不可欠だと思います。現状の課題を踏まえ、以下の強化をお願いします。 提案内容 1、長期屋内退避を想定した備蓄基準の明確化と強化： ・ 改正指針に「最低〇日間（例：7？14日間）」〔注：原文ママ〕の屋内退避を想定した必要物資の品目と量を明記し、国・地方自治体・事業者に対し、その備蓄義務と適切な管理（ローテーション）を課す。 ・ 住民への自助（自宅備蓄）に関する具体的な情報提供と啓発を強化する。 2、非常時の物資輸送手段の多様化と訓練の実施： ・ 人が立ち入れない高線量区域や被災地への物資輸送のため、ロボットやドローン、無人搬送車（UGV）などの先端技術の導入を加速する。 ・ これらの新たな輸送手段を用いた物資輸送訓練を原子力防災訓練に組み込み、実効性を検証する。代替輸送ルートの確保と安全性確保も重要。 3、個別ニーズ対応のための情報共有と連携体制の構築： ・ 要配慮者リストや個別ニーズ（アレルギー、常用薬など）を把握するため、セキュアな情報共有システムを構築し、関係機関で連携する。 ・ 特殊ミルクや介護用品、医薬品など、個別ニーズに対応する物資の供給確保のため、関連企業との事前協定を締結する。 4、住民への情報提供の強化： ・ 屋内退避中の物資供給に関する Q&A ガイドラインを整備し、供給方法や相談窓口などを平時から住民に明確に周知する。AI が探しやすい方式で情報を開示しておく。	

2-2	意見 このような指針あるいは指針の改正で地方公共団体等に原子力災害対策を強要するのはやめてください。 理由 どのような指針にしようと原子力災害では放射線の被ばくを避けることはできません。避難や屋内退避では被ばく以外の被害を生じます。原子力災害の危険性を減らすには、まず原子力施設を稼働させず、放射能の管理を徹底させてください。	
2-3	・屋内退避は防護措置ではなく、被ばくの放置である。 ・屋内退避は避難計画とはいえず、国と自治体の責任放棄である。 ・屋内退避の前後で、検出器により被災者の汚染の線量測定を行い、結果を被災者に渡すこと。 福島第一原発事故での放射線被ばくによる健康被害について日本政府は、一切補償をしておらず、汚染地に留まることによって、身体に甚大な被害を被っても、日本政府による謝罪、補償は一切ないであろうことが容易に推測できる。 放射線から身を守るためには、事故発生現場から遠ざかるのみの原則すら妨げるという、重大な人権侵害でしかない。	
2-4	フクシマの事故は地震による津波被害ではなく防災に対する備えが杜撰だったことが原因だということはもう明らかになっています ですから災害対策が疎かだったことに対して会社として誠意を持って対応することが求められそれも不十分に思えます 現在進行形のそういった経験体験を基に原子力発電所という固有の危機管理は基準を満たせば良いと考えるのでは無く徹底して想定される危機に対応できる準備を行ってください	
2-5	屋内退避が幻想であることは能登地震で明らかになったはず。優秀な官僚のみなさんな〔注：原文ママ〕そのことに気が付かないわけがないではないですか。自分事として考えた時に、本当にこんなごまかしの案を認めるべきだと思いますか？勇気を持って行動してほしいです。 また、パブコメは内容を考慮し数は考慮しないというのはおかしいです。	

	推進側から規制緩和すべきとの多くの声を受けて規制を緩和してきたのがこれまでの原子力行政ではなかったのではないのでしょうか？同一人物の連投はともかく、多くの国民から同様の声が寄せられれば、当然に考慮すべきではないですか？ そんなに数を考慮しないというなら、一通一通の多様な意見に耳を傾け、内容の優れたものがあれば、唯一の意見であっても躊躇せず採用してもらいたいものです。結論ありきで内容も数もどちらも無視してきたのがこれまでの実態なのですから。	
2-6	規正委員会の皆さんは国民の命をどう考えているのでしょうか？福島や能登の例でも、原子力災害は自然災害と複合して起こります。放射能の問題だけでなく、土砂災害や交通災害も発生します。その際、UPZ は屋内退避と言われても、その責任は規正委員会は取りませんよね。避難計画も自治体任せ、一時外出についても、その責任は住民に押し付けるのでしょうか？そして情報伝達の方法にも規正委員会は責任を放棄していると言わざるを得ません。『安全』とは何でしょうか？そもそも、地震国日本で安全な原発はありません。そして電力会社は営利企業です。電力会社は儲けのためには最低限の『安全』しか確保しません。規正委員会は、最新の科学的知見に基づき最大限の『安全』を電力会社に求めもりたいと思います。	
2-7	原子力災害時において、住民の健康被害を避ける上で最も大切にすべきことは、乳幼児や年少者などの放射線によって細胞や DNA が傷つきやすさの度合いの高い人らを優先して避難させることではないのか。屋内退避をしても、換気によって或いは建物のすきまから気体状の放射性物質が室内に入り、呼吸によって体内に取り込まれる可能性を一切排除することは不可能であるのだから、乳幼児や年少者については屋内退避の措置を取るべきではない。PAZ や UPZ さらに放射線物質が風向きによって運ばれていく方向にある地域では、屋内退避をするのではなくて、より遠くへ避難を始めることによって、希ガス状の放射性物質を体内に取り込まないようにすることが推奨されなければならない。避難者のスクリーニングにおいても、乳幼児や年少者については、放射線の影響度合いが高いのであるから、ホールボディカウンターによる検査を即時に行うべきである。数千人から場合によっては数万人の乳幼児や年少者に対するホールボディカウンターによる体内にとりこまれた放射線の検査体制が整うまでは、原子力災害対策は実効性を持ったとは言えず、この体制が完備されなければ原子力発電所の稼働や核燃料の貯蔵を行ってはならない。	
2-8	福島県では、原発事故当時 18 歳以下の若者が約 400 人も甲状腺がんにかかっています。7 月 4 日の「県民健康調査」検討委員会評価部会では、未だに事故との因果関係を認めていません。多発は過剰診断と評価されていますが、既に手術をした 300 人は適正な手術で診	

	断は過剰とは言えません。また、がんと診断された人の多くが、前回の検査では A1 判定を受けています。過剰診断なら、前回の判定が A1 はあり得ません。たった 3 年で拡大するほど進行が速く放置できないがんということです。放射線以外の理由がありません。 改正案では、UPZ は避難ではなく屋内退避を主要な防護措置とするとしています。さらに〔規制庁の Q&A〕41 頁には「屋内退避から避難に切り替える場合にも、安定ヨウ素剤を服用する必要はありません。」と書いてあり、UPZ は甲状腺がんに対し、全く無防備です。屋内退避で、7 割の内部被ばくを低減という評価もありますが、目張りをして換気扇・エアコンなしでも内部被ばくが完全に防げるわけではありません。 規制庁は「副作用による健康影響へのリスクよりも、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくのリスクの方が大きいため、特に妊婦、授乳婦及び子どもは、服用の指示に従い、安定ヨウ素剤を服用する必要があります。（規制庁「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の 17 頁 Q&A）」と言っているのですから、少なくとも UPZ には安定ヨウ素剤の事前配布をするべきです。 住民を無防備なまま放置するのは行政の怠慢です。少なくとも UPZ には事前配布を行うよう指針を改定すべきです。	
2-9	参院選に向けて、各党アンケート結果がまとまりました。 https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww.ccne.jp/n.com%2F%3Fp%3D16347%23note5&data=05%7C02%7Choushasenbougekikaku_ka_dwc%40nra.go.jp%7Cc140679ec3164c9d884008ddc20d5db5%7Cfac539a40f8741298afa3c8d9dd5d641%7C0%7C0%7C638880084838419101%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJFbXB0eU1hcGkiOnRydWUsIlYiOiIwLjAuMDAwMCIsIlAiOiJXaW4zMlIsIkFOIjoITWFpbCIIdUIjoyfQ%3D%3D%7C0%7C%7C%7C&sdata=ZAu1Z6KHJ3k3KWMgeUedc11y1exb6Ebx1JnJ7DSE5a0%3D&reserved=0 これを見ると、「避難計画」については現状では有効でない、実効性のある避難計画が求められており、これがない限りは再稼働も認めないという党が多いことがわかります。 これは避難計画・防災指針について、国民的合意が得られていない証左です。 実効性が認められない点として、 1 モニタリングによる空間線量しか測らず、屋内で待機するか避難するかの判断ができる、個人の被ばくについて何の対策もないこと。 2 プルールの流れる前に避難すべきところ、それがいつなのかがわからない。	

	3 安定ヨウ素剤についても、事前に自宅配布されていないので、高線量の中、受け取りに行かなくてはならない。 4 屋内で待機するにしても、たとえば雪の中で、避難を始めるとしても、線量の高い状態で待機、移動、作業することが前提になるが、マスクや防護服の準備もない。 5 バスなど公共交通機関で避難などの計画でも、実際にはバスの運転手は被ばく覚悟で運転する責任などなく、実際になり手がいない現実。 6 各原発の周辺地域は、避難者を受け入れる計画だが、実際に受け入れ計画ができていない自治体が多い。 などなど挙げられます。 全体に、実施可能な範囲の想定で楽観的な対策でしかないためではないでしょうか。 主な政党が見直しを提言しているように、実現可能で実効性のある計画を練り直して欲しいと思います。	
2-10	去年の能登地震において、避難も屋内退避もできない事態が発生しました。 災害と原発事故が同時に起こったらどうするのか、全国の原発立地を見たとき、その不安が顕在化した事態でした。放射能漏れを想定した時、まず逃げることができるような準備をしておくことが必要ですが、逃げられる可能性はあまり多くないでしょう。 そして、逃げることができないようなら屋内にとどまらざるを得ませんが、被ばくが避けられません。実際のところ、どのようなシナリオを描いてみても、被ばくは避けられません。 家が潰れたらどうなるのか、近くに放射能防護施設が完備されていれば別ですが、結局のところ原発事故が起こったら命の危機にさらされるほかありません。能登地震が明らかにしたことは、確実な避難計画が描けない場合、「原発稼働か、命と健康か」の2択しかないということ。勿論、原発稼働はバツです。	
2-11	4 ページ 12 行目 「よる影響をもたらす・・・、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び」について、確定的影響はそのものが重篤であるので「重篤な」はつける必要はない。「又は最小化するため」の「最小化」は具体性がなく、どこまで最小化するのか明記がないため最小化の判断ができない。 よって、「重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び」の部分を消去する。	

2-12	原子力災害対策指針等の改正案（屋内退避の運用、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度）に対する意見 2025 年 7 月 14 日 計 6 件の意見を送ります。 【1】 多くのページ 「屋内退避」、「避難」 天を恐れよ 能登半島地震が教える「屋内退避不可能!」、「避難不可能!」 福島第一原発事故では、大地震にも拘らず家屋の倒壊があまり無かったようだ。ところが 2024 年元日の能登半島地震では、地震により住宅被害は 7 万 6000 棟余り、あちこちで家屋が倒壊し、その為に死傷者も多数に及んだ。これでは、PAZ にいても UPZ にいても放射能被ばく被害は免れない。 また、福島第一原発事故では、大地震にも拘らず道路の寸断はあまり無かったようだが、避難する車が集中して避難が大幅に遅れた。ところが 2024 年元日の能登半島地震では、地震により地割れやがけ崩れが頻発し、あちこちで道路が寸断された。PAZ からでも UPZ からでも避難が不可能であった。 すなわち、原子力規制委員会が策定・改訂した「原子力災害対策指針」が全く絵に描いた餅であることを、能登半島地震が証明した。すべての原発を直ちに止めるべきだ。 【2】 PAZ, UPZ について 拡散シミュレーションによる UPZ30km は「科学的・技術的」でなく政治的押付け 原子力規制委員長は「科学的・技術的」判断をし、政治的判断をしないと何度も言っていたが、規制委は実は非「科学的・技術的」でかつ政治的な提言を出して、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全…」を脅かしている。その一つが緊急時防護措置準備区域 UPZ30km である。 東電福島第一原発事故の折、40km も離れた飯館村への高濃度汚染、3. 11 直後に米国政府が 80km 圏外避難を指示、近藤駿一前原子力委員長の「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」で 250km に及ぶとしこれを福井地裁が採用、各地からの風船飛ばしの結果等を見れば、UPZ30km があまりに狭すぎることは明らか。 30km とする為に規制庁が使ったのが拡散シミュレーション。2012 年秋の規制委発足後間もない時期に間違ったシミュレーション結果を何度も発表したことはご記憶でしょう。何度も間違った結果を出して何度も報道させて 30km を民衆に刷り込んだのかも知れない。が、この拡散シミュレーションが曲者。	
------	--	--

シミュレーションは、現在のシミュレーション技術やコンピュータ能力からいくつもの前提条件を定めるが、今回使われた拡散シミュレーションモデルは、定常で、地形を考慮しない2次元モデルで、年平均評価である。すなわち、ガウスプルームモデルで、「定常で一様な風向・風速のもとで、拡散方程式を解いて濃度を求めるもの」を「年間を通じた気象条件」を参照して計算している。事故が起こった時にどれだけ離れた距離にまで放射性物質が到達するかを評価するのに、定常モデルで分かる訳が無い。当然飯館村への高濃度汚染は再現できなかったであろう。おまけに、毎時の風向・風速データを使うのに、基準時刻の風向は基準方向にしたまま風速データのみを各時間の値を使って評価している（規制庁防災課談）。実際には起こっていない風を使って計算している訳だ。また、米国で開発された MACCS2 コードを使っているが、起伏の激しい山国日本で地形を全く考慮していないことも欠陥だ。更に、評価基準の実効線量 100mSv も高すぎる。規制委は、沢山の現実性のない前提をおいて、もっともらしい濃度分布図を見せて、30km を我々に押付けた。非「科学的・技術的」で政治的だ。 以上

【3】 P. 19 屋内退避について

避難せず屋内退避を押付けるための「試算」

原子力規制委員会は非「科学的・技術的」でかつ政治的な提言をいくつも出している。2014年5月28日に新たに加わった政治的提言が「緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算」だ。

原発の各関係自治体では避難について未解決問題が山積している中で、田中元委員長が指示して規制庁が数か月間苦心の計算を重ねてつくりだしたものがこの「試算」。

「100 テラベクレルのセシウム 137 が環境中に放出されるような仮想的な事故を想定」し、「予防的防護措置」として木造家屋屋内退避とコンクリート構造物屋内退避をならべ、屋内退避で被爆線量が低減するグラフを見せて、「UPZ では、放射性物質の放出前に、予防的に屋内退避を中心に行うことが合理的」と結論。

「本試算ではこれ以上の規模の事故が起こらないことを意味しているものではない」とわざわざ書き添えてあるとおり、これは多くの前提条件の上での試算結果。放出量はイチエフの百分の一、放出は炉停止 12 時間後に 5 時間、放出高さは 50m、大気中拡散計算は OSCAAR で、気象条件は年間からサンプリング、などなど非現実的で信用できないし、被ばく量の絶対値に意味を持たない。にもかかわらず、被ばく量結果を IAEA 判断基準（実効線量 100mSv/週、ヨウ素 50mSv/週）と比較して、効果ありを演出している（非科学的！）。

何よりも怪しげなのが、「屋内退避」の「遮へい効果」と「密閉効果」。例えば、木造家屋の放射性プルームからのγ線の低減は IAEA でも 10%なのに、防護措置低減を 25%と計算している。木造家屋が多い原発立地地域で重要な仮定だ。

また、イチエフ事故においてこのように 2 日間の自宅待機を住民に強いた場合にどうなったかを示さないのもおかしい。

さすがに、後ろめたさを感じたのか、定例会議での各委員の発言も言い訳がましい（速記録参照）。

それでも、この試算結果を独り歩きさせて屋内退避推奨に使われるであろう。先の 5 月 29 日の院内交渉集会で規制庁防災課担当が「屋内退避」を何度も強調していた。

規制委は、沢山の現実性がない前提をおいてもっともらしいグラフを見せて、5km?30km 圏〔注：原文ママ〕の住民に屋内退避を押し付けている。非「科学的・技術的」で政治的だ。

（参考）

原子力規制委員会定例会議 https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=http%3A%2F%2Fwww.nsr.go.jp%2Fcommittee%2Fkisei%2F&data=05%7C02%7Choushasenbougokikaku_ka_dwc%40nra.go.jp%7C7f794b25cc614da0c71c08ddc2eb7e98%7Cfac539a40f8741298afa3c8d9dd5d641%7C0%7C0%7C638881039154112944%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJFbXB0eU1hcGkiOnRydWUsIlYiOiIwLjAuMDAwMCIsIlAiOiJXaW4zMjIsIkFOIjoiTWFpbCIsIlIdUIjoyfQ%3D%3D%7C0%7C%7C%7C&sdata=guaTxYcYsypvED9AIGUYGHhxjkxHVXfwV49xCZH7vHo%3D&reserved=0

同資料 2 https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=http%3A%2F%2Fwww.nsr.go.jp%2Fcommittee%2Fkisei%2Fh26fy%2Fdata%2F0009_03.pdf&data=05%7C02%7Choushasenbougokikaku_ka_dwc%40nra.go.jp%7C7f794b25cc614da0c71c08ddc2eb7e98%7Cfac539a40f8741298afa3c8d9dd5d641%7C0%7C0%7C638881039154125991%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJFbXB0eU1hcGkiOnRydWUsIlYiOiIwLjAuMDAwMCIsIlAiOiJXaW4zMjIsIkFOIjoiTWFpbCIsIlIdUIjoyfQ%3D%3D%7C0%7C%7C%7C&sdata=xFMZnYhyg8subSXnW9MC5Pf2vBnILY0p1ZC70CjzY%2F8%3D&reserved=0

【4】 P.17 ほか「避難」

避難ができないのは内閣府の非なん？規制委の非なん？

？IAEA でさえ要求する深層防護第5層が守られない、「御地元」は稼働拒否すべき？

「避難のできない原発やめろ！」これは、原子力規制委員会前でも多くの人がいつも言うコールだ。「避難できても原発やめろ」と茶々を入れたくなるが、確かに「避難ができない」のでは周辺住民の命は守れない、直ちに原発を止めるべきだ。

2020年10月14日の更田前委員長記者会見で次のやりとりがあった。

< https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww.nsr.go.jp%2Ffra%2Fkaiken%2Findex.html&data=05%7C02%7Cchoushasenbougokikaku_ka_dwc%40nsr.go.jp%7C7f794b25cc614da0c71c08ddc2eb7e98%7Cfac539a40f8741298afa3c8d9dd5d641%7C0%7C0%7C638881039154138615%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJFbXB0eU1hcGkiOnRydWUsIlYiOiIwLjAuMDAwMCIsIlAiOiJXaW4zMtIsIkFOIjoiTWFpbCIsIlIdUIjoyfQ%3D%3D%7C0%7C%7C%7C&sdata=c4U9LrCXpk8UI0g6P6IuB7V3aMoJDil2sRrOpnG0xy0%3D&reserved=0

読売記者：平成30年の7月に東海第二の審査のときの記者会見において、その規制委と内閣府でプラントの安全性と、それとあと避難計画の策定を分けていることについて、……確認をまずさせてください。

更田委員長：プラントの安全対策と防災上の準備といいますか、防災対策とを分けた方がいい部分と、それから分けた方がいいけれども、その間の連携が十分必要だというのは、同時に成立させなければいけない。…。

深層防護の考え方というのは前段に期待しないということであって、プラントがどれだけの安全対策を備えたとしても、事故は起きるものとして考えて防災対策を考える。

読売記者：不備が見つかったりもなかなか修正されていないという現状が、既に再稼働された川内とか、…例えば志賀とかでも散見されておりまして、やはり規制委員会のような、衆人環視のもとでしっかり審査していくところの組織が一括して見ていった方が、地元にとってもリーズナブルなのではないかなという気がするのですが、…いかがでしょうか。

更田委員長：一括させた方が良いかどうかは、私は疑問もあるし、大きな議論のあるところだろうと思います。

読売記者：今の内閣府原子力防災担当の審議官も参事官も、保安院から規制委員会に来られた方々ですよ。佐藤暁さんにしてもそうですし、坂内さんにしてもそうですし。だからもう一緒に仕事すればいいのではないかという、素朴な疑問はあるのですよね。

>

更に共同通信記者の追加質問に答えて、更田委員長は安定ヨウ素剤を飲むタイミングやベントの問題に言及しシビアアクシデント対策を考えるのとの関連で防災上の対策と

	というのはどうあるべきかというのは、次のフェーズを迎えているような印象を持っています>と課題があることを認めている。 「避難ができない」ことは3. 11 事故を振り返れば明らかだ。「UPZ（30km 内）住民は屋内退避」何ていざという時に守れるはずが無い。 国際原子力「推進」機関 IAEA でさえ要求する「深層防護」では、第 5 層が「住民避難等による放射線防護対策、その事前準備としての避難計画の策定、充実・強化」であり、5 つの防護層が独立に達成できないといけない。発足後いち早く「原子力災害対策指針」改訂をしながら、原子力防災を内閣府任せにして、原子力規制委員会が深層防護第 5 層の判断を全くしないのは本当におかしい。日本中どここの原発現地でも実現性がある原子力防災ができないからだろう。 「御地元」（ゴジモト、更田前委員長が常用する気色悪い呼称）は原発稼働を拒否すべきだ。県議会も県知事も、地元議会も地元の長も、この状態で原発稼働を認めては住民の安全を守れない、無責任だ。	
2-13	【5】 多くのページ 全般 IAEA 深層防護第 5 層から逃げる原子力規制委員会と内閣府 ？実効性がない避難計画で原発動かすな！ 規制委の基準を改訂せよ？ 2021 年 12 月 20 日の「原発の避難計画の実効性を問う院内集会＆政府交渉」でも、多くの原発立地から策定中の避難計画の実効性の無さを追求された。ところが、内閣府の担当は避難計画の数は足りていると机上の空論を回答するのみ。これでは、東電福島第一原発事故と同様の事故が起こったら、まともに避難できる訳がなく同じ過ちを繰り返すことになる。なぜ IAEA でさえ求めている深層防護第 5 層（避難計画等）が確認されないまま、原発が稼働されこれからも稼働しようとしているのか？ 2021 年 3 月 18 日の東海第二原発の水戸地裁判決「安全性に欠けるところがある」と認めたのは当然で、最低限の国民感情を反映した判決だ。 ところが避難計画について経産省・原子力規制委員会・内閣府が次の様に無責任に逃げている。【経産省】避難計画策定が再稼働要件ではないが、避難計画無しでは再稼働しない【原子力規制委員会】原子力災害対策指針を策定。IAEA も深層第五層を規制当局が確認しろとは言っていない。【内閣府】「地域原子力防災協議会」設置、地域原子力防災協議会において確認、「原子力防災会議」において了承するが、国が避難計画を法的に審査することはしておりません。	

要するに避難計画の審査を誰もしていないのだ。IAEA でさえ要求する深層防護を満たさないで原発を再稼働することは、あらゆる分野で劣化がみられる日本でも、「国民」の安全を考えれば絶対に許されない。

このことは、去る 2021 年 7 月 13 日に再稼働阻止全国ネットワークが開催した院内ヒアリング集会＜IAEA「深層防護第 5 層」の実効性を問う？規制委・内閣府は 3.18 水戸地裁判決をどう受けとめたか？＞での、各省庁の次に示す事前回答からも明らかだ。

【経産省】避難計画策定は再稼働要件ではないが、避難計画無しでは再稼働しない

1. 避難計画の策定は、原子力発電の稼働や再稼働の法令上の要件とはなっていないが、地元の安全・安心の観点から、避難計画がない中での、原子力発電の稼働や再稼働が実態として進むことはない、ということが現在の政府の考え方です。

2. なお、過去一貫して、再稼働した原子力発電所には避難計画が策定されています。

【原子力規制委員会】・IAEA は第 5 層の達成を規制当局がすべきとは言っていない（2 年前の回答）・原子炉等規制法では、同法に基づく発電用原子炉の設置（変更）許可の申請があった場合においては、その申請が同法第四十三条の三の六第一項のいずれにも適合していると認めるときでなければ許可をしてはならないと規定されています。

（許可の基準）（以下の一？五は私の要約）

- 一 平和目的
 - 二 技術的能力と経理的基礎
 - 三 重大事故防止と運転遂行の技術的能力
 - 四 原子力規制委員会規則で定める基準に適合
 - 五 品質管理体制
- …＞

【内閣府】

国際原子力機関（IAEA）の安全基準である「原子力発電所の安全：設計」における第 5 の防護レベルに関する事項に関して、政府としては、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法を始めとする関係法令等に基づき、地域防災計画・避難計画の策定や、訓練を通じた検証等を行っています。

内閣府は、原発の所在地域ごとに「地域原子力防災協議会」を設置し、財政支援を含め関係自治体と一体となって地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めています。原子力規制委員会において、原子力災害対策の円滑な実施を確保するための技術的・専門的な事項を規定した原子力災害対策指針を定めており、地域防災計画・避難計画は原子力災害対策指針等に基づき作成されます。

その上で、避難計画を含む各地域の「緊急時対応」について、原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であることを、原子力規制庁を含む関係省庁や関係自治体等が参加する地域原子力防災協議会において確認するとともに、総理を議長、原子力規制委員長を副議長とし、全閣僚が構成員となっている「原子力防災会議」において了承しています。また、地域防災計画・避難計画や「緊急時対応」については、一度取りまとめた後も改善に取り組むこととしており、訓練等を踏まえて継続的に修正・改定を行っています。

なお、地域防災計画・避難計画は、初期段階から国がきめ細かく関与し、地域の実情を熟知している自治体と一体となって策定しております。このため、国が避難計画を法的に審査することはしておりません。

御質問いただいた原発の所在地域についても、運転期間に関わらず、こうした考え方に基き原子力防災の充実・強化に取り組んでおります。

以上から、炉規法第四十三条の三の六第一項の四にある「原子力規制委員会規則で定める基準」に「実効性がある避難計画」を加えることが必要であることが分かる。

「原子力規制委員会規則で定める基準」または炉規法の改訂を強く求める。

以上

【6】 多くのページ 全般

天を恐れよ 能登半島地震が教える「活断層評価を見直せ！」

？「想定外」を繰り返すな、変動地形学を尊重せよ？

能登半島地震が私たちに教える地震の怖さに原子力規制委員会は目をつむっている。これでは私たちの命と健康と環境を守れるはずがない。そのことを、小野有五さん（地理学、北海道大学名誉教授）と鈴木康弘さん（日本活断層学会会長、名古屋大学減災連携研究センター教授）が警告している。ところが、原子力規制委員会は技術情報検討会を経てから

と、原発を止めようとも地震審査を見直そうともしない。「天を恐れよ」の警告を無視している。

沿岸の活断層が地震性隆起を起こす・変動地形学を尊重せよ

小野有五さんが、能登半島地震が「沿岸の活断層が地震性隆起を起こすことが実証された」、「海底活断層の認定について、従来の音波探査だけでは不十分で、変動地形学的手法によらなければ〔注：原文ママ〕わからないことが明らかになった」と語った。

繰り返される「想定外」

以下は雑誌「世界3月号」の「能登半島地震と活断層」（鈴木康弘）から。

能登半島地震は「想定外」ではない。政府の地震調査研究推進本部の地震調査委員会において、海域の活断層の地震発生予測が遅れ、津波の原因としては考慮されながら10年以上も放置されていた。

沿岸活断層が見過ごされた科学的理由は、活断層が5km以内に近接する場合には一連で活動すると予測されているのに審査では必ずしもこの考えが採用されなかった、沿岸海域の調査の主流が音波探査であった、沿岸部では最近数十万年間の新しい地層が削られ薄くなっていて判断が難しい、沿岸海域の詳細な地形学的調査がされているのは3%に過ぎない。

沿岸活断層が見過ごされた社会的理由は、地震対策費が高額になることを恐れて海底活断層のデータは沖合いには長い断層が数多く認定されているのに沿岸の活断層はいずれも短い、大津波の危険性をできるだけ考慮しなくてすむようにしようという関連業界・学会の動き、従来の調査手法や判断のあり方に問題。

長大活断層の活動頻度が過少に見積もられていた、大規模な地震が起きると、ひとつの断層だけが活動するのではなく、遠く離れた活断層も同時にずれる。

これからどうすべきか？

（1）沿岸海域の活断層が盲点。沿岸活断層をこれまでとは異なる手法で調査して、陸上と同様に国土地理院の活断層図を示すべき。

（2）海岸地形を見直し、海成段丘が標高の高い場所にあるのにその原因が明らかになっていない地域をリストアップし、沿岸に海底活断層がある可能性を見極め、調査戦略を熟慮する必要がある。

（3）活断層評価をまとめる地震本部の体制を見直し、組織そのものの位置づけと体制を見直すことが必要かもしれない。

	この様に、能登半島地震が、変動地形学の重要性を明らかにし、沿岸活断層が見過ごされてきたことを専門家が指摘している。にも拘らず、原子力規制委員会は原発を止める気も、耐震再評価をする意欲も全くない。まさに再稼働推進委員会だ。 以上	
2-14	放出されるのは水溶性のセシウムがほとんどで体の特定な場所にたまらず、短時間で排出されるから危険ではない。放射性のヨウ素だけを気をつければ問題ない。8日で半減するし、影響を受けるのは子どもが主だ。屋内に居れば風に乗って屋外を流れる。本当は屋内避難も必要は低い、特に避難要領を定めるまでもない。自己責任で十分である。参考程度で屋内避難が有効であることを述べるだけでよし。	
2-15	UPZ 住民全員に安定ヨウ素剤の事前配布が必要です 安定ヨウ素剤の事前配布については、現在、基本的に PAZ 住民と一部の UPZ 住民に限られています。屋内退避中にも被ばくするため、UPZ 住民全員に事前配布すべきです。 また、規制庁の Q&A（「原子力災害時の屋内退避の運用に関する Q&A」令和 7 年 4 月 2 日）の 41 頁では「屋内退避から避難に切り替える場合にも、安定ヨウ素剤を服用する必要はありません。」と書かれています。これはどういうことでしょうか。避難に切り替わっても服用する必要がないとまで回答することは、どうてい許されません。 現在 UPZ 住民は、避難するときに配布・服用することになっています。これ自身が遅い対応ですが、これさえ必要がないというのは、どのような考え・知見に基づくものか、明らかにしてください。 Q&A の内容を含むことを想定している指針の案は撤回すべきです。	
2-16	原子力災害対策指針等の改正案（屋内退避の運用、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度）に対する意見 表記に対する意見を以下に述べる。なお、意見を述べるにあたっては、改正案の変更箇所逐一意見を述べるのはボリュームが多くなりすぎ、意見の焦点が絞れなくなることから、6 月 7 日に新潟県長岡市で開催された規制庁の「屋内退避の運用について」とその QA についての資料と説明について意見を述べる。 1 意見の主意 屋内退避の考え方及びその運用方針が住民の被曝を避けることを最優先にしておらず、一定程度の被曝を許容しながら、被曝の最大限度も示していないものであり、住民が放射	

性物質に暴露されるとともに、浮遊放射性物質を呼吸等によって体内に取り入れる内部被ばくによって健康に重大な影響を与えることに十分な防護措置を施すための最低限の対策も示されていないために、これを改正指針とすることは住民の生存権自体を脅かすものであり、住民の立場として受け入れることはできない。原子力災害対策指針は、現時点において住民の被曝防護を最優先とする指針となっていないため、その目的及び対策の方向として住民の被曝防護を最優先とする指針に全面改定するべきである。

2 屋内退避の考え方

説明資料 3 ページの 2 番目の説明で「被曝を減らすことは重要ですが、避難は心身に様々な負担を伴うことから、遠方のため比較的被曝量が小さくなる UPZ では、双方のリスクのバランスを取って、避難ではなく屋内退避をするものです。」とあります。

しかし、原子力災害では、放射性物質放出により 5km 圏以遠でも風速や風向によって放射性物質が高濃度に降下、沈着することが福島事故で明らかになっており、5km 圏外だからと言って被曝量が少なくなるといえず、屋内退避しているよりも避難した方が被曝を低減できることがある。そういったことを検討せずに、一律に 5km 圏外は屋内退避に限定することは、住民の被曝防護という観点から大変問題のある考え方である。

3 屋内退避の目的

説明資料 5 ページで屋内退避の目的と効果が記載してありますが、建築基準法では一般住宅は 2 時間で全換気するための設備が義務付けられており、屋内退避した場合浮遊放射性物質は 2 時間で外部と同じになり、内部被ばく、外部被ばく双方の被曝低減効果はゼロになります。したがって、放射性物質が通貨及び通過後に屋内退避をしても外部と同様に内部被ばく、外部被ばくをしてしまい、屋内退避をすることでの被曝低減効果はないものと言えます。したがって被曝防護のために屋内退避を対策とすること自体が効果をなさないものであり、屋内退避を被曝防護の対策とすることから削除するべきである。

4 複合災害時の対応

能登半島地震の際に近隣の指定避難所もかなりの割合で被災して、避難できる場所でなくなったとともに実働部隊が派遣されたにもかかわらず、道路復旧ができずに 1 週間以上孤立した地域も多数あった。このような災害時に原子力災害が発生したら、住民はなすすべもなく被曝し、重篤な事態に置かれたまま生命の危険にさらされることになる。避難も屋内退避もできない場合に実働部隊が協力すると書いてあるが、それによって住民を救う実効性が全く担保されていない。このように文字を書いただけの対策は全く無意味であり、指針の意味をなさない。

	5 一時的な外出 説明資料 8, 9 ページに住民と民間事業者が屋内退避継続中に一時的な外出ができると書いてある。6 月 7 日の説明会では原発事故が発生してから 3 日間は放射性物質が発生しないので、一時的な外出はしていいと説明があった。しかし、原発事故が発生してから 3 日間放射性物質が放出されない保証はあるのか？また、一例として放射性物質通過中あるいは通過後に雪が降り続けていたら、住民は屋根の雪下ろしや、家の前の雪片づけを継続して行わなければならない。放射性物質通過中に屋外で除雪作業を行えば、確実に被曝せざるを得ない。また、通過後に扱う雪には放射性物質が沈着しているため、雪からの被曝も受けてしまう。屋内退避中に最低限の生活を継続するために除雪を行うことが必須であるが、そのことに伴う被曝のことが全く考慮されていない。これは一例であるが、他にも様々に被曝防護のことが考慮されていない。このような運用の考え方は住民の被曝を防護するために何の用もなさないものであるとともに、住民に被曝を強いる間違ったものである。 6 結論 上記 2, 3, 4, 5 以外に住民の被曝防護という観点から様々な問題がこの指針の内容そのものである。したがって 1 で示しているように、指針の目的及び対策の方向に住民の被曝防護を最優先とするものに全面改定するべきである。	
2-17	PAZ と UPZ をことさら区別しても、放射能が同心円状に広がるわけではないことは、福島で明らかだ。またそれぞれの区域の人々が、行政の指示する通りの行動を取るとは限らない。放射能の恐ろしさを知っている人はより遠くに少しでも早く逃げようとするだろう。大渋滞が起こり得る。また積雪の多い地域であれば、車庫から車を出すための雪かきに半日かかることもあるという。以上のことより、例え改訂がされたとしても、指針通りの安全で整然とした避難などできるわけがない。こんなに避難計画を立てなければならない産業が他にあるだろうか？原子力発電は、この 1 点だけを取っても、やめていかねばならないと思う。	
2-18	避難と屋内退避が必要ない発電所でなければならない。憲法は苦役を国が課すことを禁じている。避難と屋内退避は苦役である。元々は発電所敷地外は安全という国の説明で原発は誘致された。特に豪雪が予想される場合など、運転停止して安全性を高める方法があるのに、危険を承知で稼働させる国の方針は、安全より企業利益優先で間違いである。もし、原発事故で立ち入り禁止地域が生じれば、移動の自由を妨げるため憲法違反である。国は憲法違反の計画を立ててはならない。	

2-19	屋内退避しろとのことだが、能登の震災でも明らかになったが、その時に家屋などが無事である保証が無い。また、日本の原発の耐震性は非常に低く、最新の住宅と比べてもあまりにも低すぎる。このような状況下で原発を運転するのは危険極まりない行為であり、速やかに運転を停止し、廃炉へ方針転換すべきである。現行の避難計画は絵に描いた餅に過ぎず、全く無意味・無価値である。	
2-20	屋内退避中心の改正案に変更されたことに強い不安を持ちます。 我が家も含めて、木造の隙間だらけの自宅に、放射性物質等が入り込む危険性は大きいです。まして地震などがあれば、自宅の損壊なども十分にありえます。 安定ヨウ素剤がその時にみなさんに配布できる可能性すら難しい。 どんな事態になるかの想像はつきかねますが、国の責任・行政の責任が担いやすくなる、逃れやすくなる改正案と思うので、見直しを求めます。	
2-21	原発事故が起こった際、その原因が例えば地震、津波などの自然災害の複合被災である場合、避難路の確保が困難で、きちんとした救済も行われなせん。その状態を、外に出るのは危険だから屋内退避を勧め、被爆しても仕方がない、雪かきで外に出るのは自己責任、というように住民に強いるのは、本末転倒であると思います。危険性、リスクがあるものを作っておいて、事故後の人命を置き去りにしているとしか思えません。想定済みの被害であるなら、責任者を明確にしてください。福島の子の舞になる、またはもっと悪い結果が起こるかもしれない原発に関して、再度細心の見直しが必要です。	
2-22	屋内避難は核燃料工場の事故の様に、 ・事故が発生したり発生しそうな時を限定できる ・規模が小さく、従って被害範囲が狭い ・収束（日常生活を取り戻せる）までの時間が短い ・「条件を満たした」屋内であれば被曝被害を防げる 場合にのみ有効な手段である。 一方原発事故では ・事故発生時期が特定できない ・規模が大きく、影響範囲が広く、予測が事実上不可能である ・収束（同上）までに数年から数百年を要する ので適用できない。	

	原発が事故を起こせば、即時避難でも屋内避難後の避難であっても住民の被曝は避けられないし、遠く離れた地域にも影響が及ぶ。住民の生活どころか人生に大きな打撃を与える。従って屋内避難について検討するのではなく原発を廃止すべきである。仮に安全な原発があるとすれば送電損失が少ない大都市に建設すべきである。	
2-23	1 現行の原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」および関連文書においては、防災業務関係者（消防、警察、自衛隊、自治体職員、医療関係者等）については、被ばく線量の測定・記録・管理に関する責務が明確に規定されている。一方で、「居住者等（住民）」の被ばく線量の測定については、明示的に「責務」として位置づけた記述は存在しない。 災害対策基本法の理念に照らせば、原子力災害時における住民の被ばく線量の測定は、主として地方自治体（都道府県・市町村）にその責務が課せられていると解釈することができる。しかし、「原子力災害対策指針」にその責任の所在が記載されていないことに加え、地方自治体の人員不足や線量評価に関する能力の不足が重なり、最も保護されるべき住民に対する制度的な保護が長年にわたり欠如したまま放置されているのが実情である。 このような状況は、住民の安心を担保するどころか、かえって不信や不安を助長するものである。原子力規制委員会・規制庁は、ICRP（国際放射線防護委員会）の勧告をより実質的に反映し、住民の被ばく線量測定の重要性と、その支援責任の所在を明確に記した「原子力災害対策指針」への内容改訂を行うべきである。 2 今回の指針改訂案への失望と問題提起 今回示された「原子力災害対策指針改訂（案）」では、長年放置されてきた住民被ばくの制度的矛盾には手が付けられないまま、能登半島地震後に浮かび上がった「屋内退避の有効性」や「屋内退避の解除・運用」に関する議論のみに対処する内容となっており、極めて不十分である。 2-1 屋内退避の過信とその実効性の乏しさ 屋内退避は事故初期における放射性プルームからの外部被ばく低減策として位置付けられているが、実際の被ばくシミュレーションの結果からは、十分な効果は期待できない。特に室内には、放射性希ガス、放射性ヨウ素ガス、放射性エアロゾル（塵）等が侵入し、呼吸を介して体内に取り込まれる内部被ばくに対する低減効果は限定的である。	

その一因として、国や自治体が作成し住民に配布している広報資料（イラスト）の問題がある。多くのイラストでは、マスクも着用せず、危機感も示されないままテレビを見て情報収集する住民の姿が描かれており、「屋内退避＝安全」と誤解させかねない表現となっている。本来であれば、防塵マスクを常時着用し、缶詰・ペットボトル飲料・密封食料などを備蓄した上で屋内退避を行う住民の姿を描くべきである。

2-2 安定ヨウ素剤の配布計画と実効性の欠如

屋内退避が長時間に及ぶ可能性が高いことを踏まえれば、甲状腺への内部被ばくを抑制するため、安定ヨウ素剤を平時から各家庭に常備するような指導体制が必要である。

現在の計画では、屋内退避が指示された際、自治体職員が各家庭にヨウ素剤を配布することになっているが、UPZ 内の住民数に対して職員数が圧倒的に不足しており、現実的に実施困難である。そのため、OIL（運用上の介入レベル）を超えた際に住民がスクリーニングポイントでヨウ素剤を服用する方式が採られている。

しかし、OIL は地表の沈着放射能に基づく空間線量率を基準としており、事故初期に大気中を漂う放射性ヨウ素ガスの吸入による被ばくとは直結しない。屋内退避中の住民は、すでにヨウ素を体内に取り込んでいる可能性が高く、スクリーニング時の服用では手遅れになるおそれがある。

実際、原子力施設周辺における放射性ヨウ素の観測体制は不十分であり、リアルタイムの拡散状況を追跡することは困難である。この現状を正直に認めた上で、事前服用を前提とした「各家庭での常備体制」を制度的に整えることが、最も合理的な被ばく防護策である。

2-3 屋内退避中の外部被ばく線量管理の住民委託

1 の議論とも関連するが、屋内退避中における住民の外部被ばく線量の管理を、ある程度住民自身に委ねる体制の構築も検討すべきである。たとえば、空間線量率をリアルタイムで計測する線量計や、屋内退避から避難所への移動に伴う累積線量を把握する個人用積算線量計などの選択肢を提示し、コミュニティ単位（町内会等）、可能であれば各家庭への線量計貸与を進めるべきである。

これは単に「安心感の提供」だけでなく、国や自治体が住民の被ばくからの保護を重視しているという姿勢を明確に示すことにつながり、地域の原子力防災意識の向上にも資する施策であると確信する。

	原子力災害における住民の被ばく管理は、現行制度上で見過ごされ続けてきた重大な課題である。今回の指針改訂案には、その根本的な見直しが含まれておらず、極めて遺憾である。原子力規制委員会・規制庁には、住民保護の実効性を伴う指針改訂を強く求めたい。	
2-24	今回の改定案の策定の原因ともなった能登半島地震による被災状況を見て、今回のような自然災害との複合災害の場合、現状での避難がいかに困難か見せつけられた。また、多くの家屋も倒壊し、屋内非難も不可能であることがわかった。また、近年、日本国内や海外でも多くの過去の地震規模を上回る地震発生が起こっている。また、気象変動による歴史的豪雨や超大型の台風も起こっている。本来地震大国の日本において原発を建設、稼働させることに無理がある。福島原発事故を受けて規制委員会も原発の重大事故発生は、無止めざるを得なくなった。従って、大災害、原発事故発生を前提として、避難可能な道路の建設や耐震強化した屋内非難施設（民間家屋でも今日、5000 ガルを基準とするものが一般的になってきている。）いわゆるシェルターの建設が前提である。有効な避難計画（災害時の避難経路の確保、大型バスや運転手の確保など）が、確定されていない原発は稼働すべきではない。改定するならば、大規模な複合災害が起こっても、原発事故による被害者を生み出さないものにしなければならない。今回の改定案は、住民の安全を確保するものとはなっていない。よって、真に実効性のあるものへと開廷すべきである。	
2-25	「原子力災害対策指針の改正案」は、 （１）放射線防護の科学的原則（ALARA）に則していない。（２）制度的には住民保護を装っているが、その実現可能性がない。 （３）自治体や住民に責任を転嫁する構造だ。（４）膨大なコストとリスクをで〔注：原文ママ〕社会に押しつけている。が、見えないようにしていて、一層欺瞞的だ。 このような体制は、制度としても倫理としても持続可能性がない。 原発が抱える「制御不能性」「防災不可能性」は、原子力の正当性を否定している。 大規模な原子力災害から住民を守るには、原発ゼロの方針こそが、社会的合理性・経済的持続可能性の両面からの唯一の結論だ。 特に地震多発期に入った日本列島に起こりうる複合災害に対しては、原子力依存からの脱却を前提とした政策転換の一環として考える視点こそ必須だ。 ゆえに、本指針案は、抜本的見直しを求め、廃案にすることを求める。	
2-26	原子力災害対策指針に対するパブコメ	

放射線防護原則の逸脱と非現実的防災体制の限界を指摘する

はじめに

2025 年 6 月 19 日から開始された「原子力災害対策指針の改正案」のパブコメに対し、放射線防護・災害リスク管理の見地から、重大な論理的・科学的・制度的問題があることを指摘し、指針が依拠する想定と対応の枠組みそのものが根本的に機能不全であることを明らかにしたうえ、その問題点を指摘する。

1. 放射線防護原則（ALARA、最適化）の根本的欠如
2. 国民への防護基準の非開示性と周知体制の不在
3. 自治体の体制的脆弱性と人材・資源不足
4. 規制当局の不作为と責任構造の空洞化
5. 防災コストの実質的な過小評価と国家財政への影響

1. 放射線防護原則からの根本的逸脱

（良い悪いは別にして）改正案では、ICRP が提唱する放射線防護三原則「正当化、線量限度、最適化」のうち、「最適化」の実装が著しく不十分である。いわゆる「ALARA の原則」と呼ばれる「As Low As Reasonably Achievable」は、被ばく線量を社会的・経済的要因を考慮しつつ「合理的に達成可能な限り低く」することを要請するが、改正案ではこれに代えて「できる限り低減する観点から」などという曖昧で実効性を欠く表現に終始している。

市民的感觉では、被ばくはゼロとすべきであるが、原子力を推進する国や事業者は、それでは成り立たないから、ALARA の考え方を強制してきた。であるならば、それを強制してきた立場からも、規制当局はこれを厳格に適用し、通常ならぬ事故時であるからこそ、それからの逸脱を認めず、厳格に適用する立場を守らなければおよそ行政の信頼性など望むべくもない。福島第一原発事故で信頼失墜を経験したはずの放射線防護行政を、失墜してしまった地点まで引き下げるかのような、このたびの改訂は認めることが出来ない。

放射線防護の基本的考え方を勝手に変えているものであり、それを認めていたら基本的考え方がずれたまま、強行することになるのである。

さらに、避難・屋内退避・摂取制限等における具体的な「線量制約値の設定根拠」や、対策間の比較評価（コスト・効果分析等）も示されておらず、ALARA の考え方である「合理性に基づく選択」を実施不可能にしている。これでは、住民の被ばく低減を制度的に担保することはできず、福島第一原発事故と同様に「場当たりの・恣意的対応」に陥ることが懸念される。

2 防護基準の周知体制と住民理解の欠如

指針案は、住民が被ばく防護に必要な情報、たとえば緊急時に避けるべき線量、屋内退避の効果、食品・水道水摂取のリスク評価を事前に理解し、自律的に判断できるような「情報提供体制の整備」に一切言及していない。

特に、運用上介入レベル（OIL）や緊急活動レベル（EAL）などの指標は、住民には理解困難な専門用語でありながら、実際には避難や摂取制限を強制する根拠として使われる。これらの「定量的意味と影響の説明」が一切行われていないことは、被ばく低減の「主体」を行政が独占する構造を温存しており、放射線防護の民主化という視点を著しく欠いている。

また、福島事故後の教訓「専門用語が一方的に使われ、住民は何に基づいて判断されたか分からなかった」という批判に一切応答していない点でも、極めて問題である。

3 自治体の防災能力の欠如と非現実性

指針案は、実質的に避難判断・実施の初動を自治体に委ねているが、多くの地方自治体にはそのような能力も人材も資源も存在していない。

防災人員の絶対数の不足：原子力災害を想定した自治体職員・専門家はほとんど配置されていない。

シナリオ訓練の欠如：広域避難・放射線評価を組み込んだ実働型訓練は極めて稀で、住民や関係機関との合意形成も不十分である。

情報通信の脆弱性：事故発生時の情報伝達手段が限定されており、地震・津波等の複合災害時には確実に破綻する。

結果として、指針が想定する「数時間以内の判断」「OILに基づく即時対応」は、制度的には示されているが、物理的・人的には実現不可能である。これは、防護体制を有しているかのように見せかける「擬制的な制度設計」である。

とりわけ、地震や津波、火山噴火等自然災害や紛争、武力攻撃等の事態が複合した際の防災体制は無に等しい。これら災害に第一義的に対応する自治体は、これだけでもはや手に余る状態になり、その後の原子力災害が重畳しても対応不能である。

第一、自治体職員も同時に被災者となる災害時に、外部からの支援も放射線の影響で不可能になることから、取り残され、避難不能になる地域への対策をどうするのか、能登半島地震の経験でも課題は明らかであるのに、自然災害との重畳を判断することを規制当局は放棄してさえいるのである。

4 国・規制当局の不作为と責任構造の回避

原子力規制庁や内閣府は、「避難判断は自治体の責務」「放射線防護措置の最終判断は現地の判断」とすることで、実質的に国家の責任を回避する構造を温存している。

福島事故後、政府の情報伝達の混乱、SPEEDIの非公開など、「国家による不作为」が被ばくリスクを拡大させたことは明白である。しかし、本指針案では、これら過去の過失の反省が制度として組み込まれておらず、再び「責任の所在が曖昧なまま」大規模災害が進行する可能性が高い。

5 防災体制の構築コストと財政的限界

真に有効な原子力防災体制すなわち、即時放射線モニタリングシステム、リアルタイムシミュレーション能力、数十万人規模の避難輸送体制、代替水源と食料供給線、除染資材・医療体制を現実に整備するには、莫大な資金・人員・技術的支出が必要である。

ところが、こうした原子力防災体制の整備・維持費用は、原子力発電の「外部コスト」として一切電力単価に反映されていない。そのため、原子力は「安価で安定」とされるが、これは費用構造を意図的に歪めた虚偽の経済性評価である。

しかも、福島第一原発事故は、想定されうる最大規模の原子力災害ではない。たとえば、複数原発の同時過酷事故、核燃料再処理施設の災害、大都市直近での炉心損傷が生じた場合、その人的・経済的損失は「国家財政の破綻を招く規模」となりうる。

6 結語

以上のように、「原子力災害対策指針の改正案」は、

- (1) 放射線防護の科学的原則（ALARA）から逸脱しており、
- (2) 制度的には住民保護を装いながら、その実現可能性を欠き、
- (3) 自治体や住民に責任を転嫁する構造のまま、

	(4) 膨大なコストとリスクを「見えない形」で社会に押しつけている。このような体制は、制度としても倫理としても持続可能性を有していない。 原発が抱えるこのような「制御不能性」「防災不可能性」は、原子力の正当性そのものを否定するに等しい。 従って、大規模な原子力災害から住民を守るには、原発ゼロの方針こそが、社会的合理性・経済的持続可能性の両面から導かれる唯一の結論である。 よって、本指針案は、抜本的見直しとともに、原子力依存からの脱却を前提とした政策転換の一環として考える視点から、廃案とすべきである。	
2-27	複合災害に対応して指針の改正が行われたということですが、福島原発事故後の住民の避難について広く検証されたのでしょうか。 事故から 10 年過ぎ、当時子どもたちは、自身が甲状腺がんになったのはなぜなのか、福島原発事故との因果関係はなかったのか、と裁判に訴えました。原告である彼らの当時の話を聞くと全く放射線への防護がなされなかった事実が明らかになってきています。ヨウ素剤配布についても一旦は配布の決定がなされながら実行されなかったことも明らかになってきています。様々な検証が置き去りにされたまま。原発の再稼働のために避難の改正案が出されることに住民として不安を抱かざるを得ません。真摯な検討をお願いします。 改正案 P17 について 意見 原発立地地域やその周辺の地域では、放射線遮蔽率の高いコンクリートの建物は少なく木造建築物が多いことを考えると、屋内退避をして放射線から身を守ることは困難です。ブルームが行き過ぎるまで屋内退避を強要することは、止まって被曝をせよとの強要につながるので屋内退避原則は撤回すべきです。 改正案 P18・19 について 意見 福島原発事故後に住民は国や自治体からの情報もなく「事故が起きた、逃げないと」とどこへ行くのが正しい選択になるのかもわからずにとりあえず逃げたということは何人もの方から聞いています。 複合災害ということになれば、まず情報が遮断される可能性は高まります。	

	3. 11 の地震と津波の後の福島事故の爆発の中、福島住民は情報も遮断され報道を見聞きすることができない状況に置かれました。 放射能汚染を怖がって物流関係の業者も福島に入ることを拒否し、物資も入ってこない状況もありました。 「屋内避難中に生活の維持に必要な外出」は可能とされていますが、住民が正しく放射線影響を受けないという情報をどのように把握できるのでしょうか。 事前に安定ヨウ素剤の配布・服用などの防護措置も検討もされていない状況下で被曝管理もできないとしたら屋内退避などを強要するのは間違っています。	
2-28	屋内退避による被ばくを国が認めるのはぜったに〔注：原文ママ〕国民として認めることはできません。はっきりと屋内退避では被ばく覚悟です、と明記すべきです。それは基準値以内だとかではなく、被ばく線量を正確に、一人ひとりの国民がわかるようなシステムを構築してからこのような対策指針は出すべきです。 複合災害があれば、私達国民は被ばくを覚悟せねばならないなら、原因である原発をまず止めるべきです。もし、屋内退避による、または退避中に被ばくの可能域があるのであれば、国民みんながその被ばく量を確認できるシステムを整えるべきです。それが出来ないなら、原因である原発をとめるのは当然です。 国は、国民の健康と命を一番に考えるべきでしょう。国民に害を与えない方法で電気を作る方法に予算を費やすべきです。	
2-29	原子力災害は単独事故が起きる確率は低く、主に複合災害で起きます。 能登地震や熊本地震では、家屋の半壊、全壊が多く起きました。 この場合、放射性物質からの防護措置として政府や原子力規制委員会が掲げている屋内退避は極めて困難だと思います。 倒壊、半壊した家屋内でどうやって防護できるのでしょうか。机上の空論を掲げるのではなく、もっと現実的な防護対策を議論し、掲げてください。 もし放射性物質が放出した際、まず防げる甲状腺ガン防護のための、安定ヨウ素剤をせめてUPZの住民のも事前配布するべきだと思います。 放射性物質が風向きや上空の風でどこに飛散するかわからないものです。本来ならば、全国民に配布すべきだと思います。 住民の命を守るための対策をお願いします。	

2-30	＜対象＞第3 緊急事態応急対策（P12?22）、〔注：原文ママ〕 図1 防護措置等の実施フローの例（P24）、 表3 OILと防護措置について（P32） ＜意見＞ 緊急防護措置は、『その基準 OIL1（地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準）の初期設定値が毎時 500 マイクロシーベルトで、数時間内を目途に地域を特定し、避難等を実施する』と規定されている。 しかし、毎時 500 マイクロシーベルトでは、わずか 2 時間程で一般人の年間許容被爆線量 1 ミリシーベルトに達してしまい、防護の実効性がない。 従って、避難可能時間を前提とし、例えば、避難可能時間 30 時間に対応する $33.3 \div$ 毎時 30 マイクロシーベルトを初期設定値とすべきである。 ＜理由＞ 一般的に、過酷事故後 20 分で炉心溶融（メルトダウン）、90 分でメルトスルーの可能性はある。このような短時間の間に避難出来る人は殆どいない。一例では、30km 圏外に出るのに最短でも 15 時間、最長で 29 時間となっている。依って、避難は被爆を前提としてせざるを得ない。 しかも、現状の防護措置基準では、5 キロ以遠では屋内退避を原則としており、毎時 500 マイクロシーベルトという高レベルの放射能が観測されてはじめて避難を開始するというものである。わずか 2 時間で一般人の年間許容被爆線量 1 ミリシーベルトに達してしまう。つまり、2 時間以内に安全な場所まで避難しなければならない。こんなことは全く不可能である。 毎時 500 マイクロシーベルトという数値は、単純に乗ずれば 1 年間では 4 シーベルトという（経過時の減衰勘案でも年 2 シーベルト位か）東海村 JCO 臨界事故が起きた時、生死を分けた数値であり、こんな空恐ろしい超高数値を住民避難の基準にすると、将に「人格権の侵害」である。ちなみに、福島原発が爆発した時、保安院の職員が慌てて郡山に逃げ出したのは、室内が毎時 12 マイクロシーベルトに上昇した時であった。国際放射線防護委員会（ICRP）の設定している一般人の許容被爆線量は年 1 ミリシーベルト（毎時 0.23 マイクロシーベルト）であり、日本も適用しているのは周知の通りである。	
------	--	--

	依って、改正案の「緊急防護措置」は被爆を前提に作成されているものであり、又、最近の熊本地震や能登地震の経験でも屋内退避など非現実的なことは明らかである。このような実効性のない非人道的な「緊急防護措置」（＝原発再稼働）は許されない。	
2-31	被爆するからやめて、地域住民の命をまもれ！原発は危ない！	
2-32	改訂案は、福島第一原発事故および能登半島地震に代表される複合災害の実態を顧みず、住民の被ばく低減に関して根本的な無策、あるいは「防護措置のかたちを整えること」に終始しており、住民の命と尊厳を制度的に放棄するものに他ならない。 1 自然災害が重なった場合における原子力災害への対処方針について 2024 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震では、近代社会では、これまでに経験したことのない大規模な地殻変動と共に、山崩れ、交通遮断が発生した。 それと同時に、震源から約 80Km ほどの距離にあった志賀原発の災害対策用に設置されていた避難所の多くが倒壊したり被災したりして、使用不可能になった。 加えて道路遮断の影響で、多くの住民が避難行動を取ることも出来ない状況に置かれていたことも明らかになった。 2011 年 3 月の東日本太平洋沖地震と、それにより発生した津波で福島第一原発事故が起きた際も、周囲の住民が津波災害に襲われていたとき、消防団など防災関係者による救助活動が、原発事故の放射性物質拡散の影響で中断を余儀なくされ、結果的に救出することが出来ず置き去りになった人がいた。 原子力規制庁や内閣府が示している「原子力災害対策指針」（以下、原災指針）では、自然災害が同時に発生した場合には、「まず自然災害への対応＝人命救助の確保」を優先するとしている（令和 7 年 4 月「検討結果」参照）。 「原子力災害時には自然災害に対する安全の確保を優先するという基本的な考え方の下で、自宅での屋内退避ができない場合は近隣の指定避難所等での屋内退避を行い、指定避難所も困難なら UPZ 外へ避難」と規定されている。 では、放射性物質の拡散による危険が迫ってくる際、誰が人命優先で救助活動を行うことを指示するのか。そうした体制を、誰が準備するのか。 地域防災も原子力防災も、基礎的自治体の責務とされているが、それを担う専門家は存在しないし、消防、警察などの組織も、高線量下で救助活動をするを前提として組織されていない。 こうした矛盾を、どのように考えているのか。	

	2 最大の問題は救助命令と実動体制が存在しないこと いった誰〔注：原文ママ〕が人命優先の行動を指示するのか。 現在の制度では、災害対策基本法や原災法に基づき、「市町村長」が現場の指揮官とされている。しかし、実際の原子力災害時には、モニタリングポストの損壊、通信網の寸断等により、情報把握すら困難になることは能登半島地震でも実証されており、被害情報の共有が数日単位で遅れた。 つまり、「誰が判断するか」が制度上規定されていても、その判断に必要な情報、人材、通信、命令系統が実際には機能しない。 そのうえ、誰が救助活動を実行するのか不明だ。 消防、警察、自衛隊は自然災害への救助能力は有しているが、放射線防護装備のないまま高線量地域へ進入することは不可能だ。 また、原子力災害に備えた専門的装備や訓練を有する「実動機関」は現実的には存在しておらず、高線量下の救助活動は制度的、実務的に未整備である。 原災指針では、自衛隊や実動機関による支援の可能性に言及されているものの、その投入基準、条件、防護体制について具体的なオペレーション・マニュアルやシミュレーションは一切公表されていない。 3 能登半島地震で露呈した構造的欠陥はそのまま放置されている 能登半島地震では、志賀原発周辺の指定避難所の多数が使用不能になり、さらに道路遮断で屋内退避も移動避難も不可能となる地域が発生した。これは、まさに「複合災害」が屋内退避の前提そのものを破壊することを示すものであり、同様の事態は全国の沿岸原発立地地域でも起こり得ることを意味している。 このような状況下では、「安全な屋内退避先」が存在しない、移動手段が失われている、人命救助も不能、情報も遮断されているという、完全な防災不能状態が発生することは避けられない。 4 現行指針の根本的矛盾は屋内退避の空理空論化である 原災指針では、「屋内退避」は、比較的簡易で安全な初動措置とされ、被ばくリスクを低減する基本的措置と位置づけられている。しかし現実には、地震等で家屋が損壊すれば屋内退避の防護機能は失われ、避難所の多くが耐震不足、無線不備、備蓄なしである。また、屋内退避からの転換基準もあいまいであり、避難するにも道路が遮断されていれば移動不可になることは経験則上当たり前起きる。	
--	--	--

つまり、「自然災害との同時発生」を考慮した原子力防災は、制度上はあるが実際には成立していないのである。そして、原子力災害が発生する規模の自然災害が起きている段階では、すでに複合災害になっているのが普通であり、過去の例からも、最も起こりやすい災害の累計なのである。

5 地方自治体に丸投げされる責務と限界

災害対策基本法上、原子力防災計画の策定と実行は市町村等の地方自治体に課されているが、実態は次のように重大な問題が解決されないままになっている。

1. 職員数、放射線知識、防護資材、通信手段が圧倒的に不足していること
2. 高線量地域での指揮や移動について経験のある人材はなく、不可能であること
3. 原子力防災と自然災害の複合災害を前提とした実践的な避難訓練や説明も未徹底であること

4. 自治体の防災期間が実際の原発災害発生時に機能する保証は皆無であること

これは、市町村に「できるはずのないこと」を押し付けているに等しく、災害対策における政府の責任放棄とも言える深刻な構造的問題である。

現行の原子力防災指針は複合災害に対応できる設計になっていないことについて、どのように考え、これからどのように対応していくつもりなのか、審査書案には一切記載がないから、このような視点に立った問題意識は存在しないといわざるを得ない。

これを踏まえ、自然災害と原子力災害が同時進行するような事態において、現行の防災指針では人命救助も被ばく防護も成立しないことは明白であり、言い換えれば「屋内退避で住民の安全を守る」「自然災害が優先だから原子力災害には後で対応」などという前提そのものが、現場レベルでは成立不可能な空理空論であることは論を待たない。

6 国が責任を負って対策を考えなければ再び重大な災害を引き起こす

まず第一に、国の責任として、放射線下での人命救助に対応できる国家的な「原子力救助部隊」のような組織を創設することが不可欠である。

今回のような原子力防災指針の改訂で屋内退避を基本とするというのならば、少なくともその前提となる避難所、住居の耐震、防護性能を法的に保障する必要がある。

また、放射性物質拡散時の救助判断指針と命令系統の明確化が必要であり、屋内退避が不可能な場合を前提とした「早期広域避難」計画の義務化を行うことを指示しなければならない。

原子力防災体制を市町村ではなく国が主導して被ばく時の人命救助マニュアルと訓練体系を整備し、それを実行する組織を整備し、原発立地地域に常駐させなければならない。

	このように、複合災害の実態を踏まえるならば、現在の原子力災害対策指針そのものの構造を再設計する必要がある。さもなければ、次の原子力災害時には、またしても「誰も助けに来ない」「逃げられない」「誰も責任を取らない」という未来が繰り返されることになる。	
2-33	原子力災害対策指針の根幹的問題について 「原発事故の規模をどこまで想定すべきか」という防災設計の前提と、その前提が現実の災害に即しているか否かが問われる。 以下、具体的に問題の所在と、どのように解決されるべきかについて詳しく述べる。 1 現行の想定は「重大事故対策が奏功すること」が前提である 現在の原災指針改定案およびその背景となる『検討結果』（令和7年4月）では、被ばく線量評価の前提として、「重大事故対策が奏功し、放射性物質の放出が限定的に抑えられた場合」を基礎シナリオとしている。 さらに、「極端な場合を想定することは、放射線対策に偏重した緊急時計画の策定につながる」として、「大規模な放出事故シナリオは排除」されている。これは事実上、「福島第一原発事故レベル、またはそれ以上」の事故は想定しないという姿勢である。 2 福島第一原発事故は「最大でも平均でもなかった」 この想定最大の問題は、福島第一原発事故を「最悪の事態」と見なすことで、将来のリスクを過小評価している点にある。 東電福島第一では格納容器の水素爆発やメルトダウンが起きたにも関わらず、爆発力は比較的小規模にとどまった。 放出された放射性物質のうち、ヨウ素 131 とセシウム 137 の割合はチェルノブイリ事故に比べて小さく、プルトニウムはほとんど拡散しなかった。 つまり、仮に MOX 燃料使用炉が爆発し、大気中に Pu や Am などの α 核種が大量に放出されれば、福島事故をはるかに超える災害が現実になりうる。 福島第一原発事故の原因は地震＋津波という複合災害であり、しかも一部の電源喪失と冷却停止が重なったに過ぎない。電源全喪失が全炉で起これば、全炉同時に重大事故に進展する可能性があり、リスクの規模は指数関数的に増大する。 3 「重大事故対策が奏功する」という前提の危うさを考察する 新規制基準に適合したとしても、その設計思想自体が「確率の低い事象」は除外する構造的限界を抱えている。能登半島地震をはじめとする近年の地震活動の激化は、以下のリスクを突きつけている。	

1. 未発見断層や地盤変状の影響を過小評価している可能性があること 2. 非常用電源や冷却設備の耐震性は「想定地震動」でしか評価されていないこと 3. 複数炉同時事故や、地震＋土砂災害＋津波＋火災といった多重災害への評価が実効性を欠いていること したがって、「奏功する」ことを前提に議論を進めるのは過信、安全神話の再来であり、規制の名に値しない。 4 深層防護第5層（避難）の誤認と軽視 深層防護の第5層（住民防護措置）は、他のすべての防護層が破綻したときの最後の砦であり、本来は「極端な事態」を想定したものであるべきだ。 しかし現在の原災指針では、第5層に入った時点でも、「奏功する事故」を想定した軽微な放出しか考慮していない。それによって、避難計画、物資支援、医療体制の備えが「軽く」設計されてしまっているのである。 その結果、実際により大きな事故が起きた場合には、避難先が足りず、屋内退避も成立せず、広域にわたって「救われるはずだった命」が失われる事態となってしまう。 これは、福島事故後に「避難弱者が見殺しにされた」という痛恨の教訓を完全に無視した設計思想である。 5 解決に必要な制度的対応 まず、現実的な最大想定事故を拡張することが必要だ。 福島事故レベルを「中規模事故」と位置づけ、それ以上の事故（複数炉同時事故、MOX燃料事故、大地震時の全電源喪失、再処理工場の重大事故や高レベル放射性廃棄物拡散事故等）を想定事故とすべきである。 原災指針には、「最悪のケースではこうなる」という最大シナリオを明示し、その場合の対応策（避難範囲、放出物質、支援体制）を記載するべきである。 6 「放射線対策偏重の弊害」という認識の誤りを是正すべきである 実際には、避難計画が不十分であることこそが最も大きな弊害である。 それによって「避難できずに被ばく」「屋内退避が機能しない」「避難弱者の死亡」といった人災が拡大する。 「備えすぎると過剰防護になる」という考え方は、生命を守る行政の基本責務に逆行する姿勢であり、到底認められるものではない。	
---	--

	7 想定事故に対応するだけの防災体制構築の必要性を国費で明確化 必要な物資、人員、医療施設、交通、通信、避難先、自治体支援等を定量化し、国家予算で整備しなければならないことを明記する必要がある、これらは当然ながら原子力により利益を得るものに対して、その対価を要求するべきである。 それが不可能である、もしくは国が対応不能とするならば、当該原発や原子力施設の運転を認めるべきではない。 8 現在の想定事故の規模設定は「無責任な希望的観測」にすぎない 「極端な場合を想定しない」というのは、放射線防護を軽視し、結果として住民の生命と健康を犠牲にする誤った方針である。災害は常に想定を超えてくる。福島事故後 14 年を経て、再び安全神話を構築しようとする姿勢は許されない。 最悪の事態を想定し、その上で社会全体で議論し、責任ある防災体制を構築することこそが、原子力防災指針に求められる最小限の責任だ。 よって、今回の原災指針改定案は根本的な想定 of 甘さゆえに、認められるものではない。	
2-34	そもそも、この指針は、水蒸気爆発や核反応暴走、原子炉の脆性破壊等の巨大大事故が想定されておらず、まったく絵に描いた餅の指針である。全面的に改正すべきである。	
2-35	該当箇所 2 頁 (2) 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方 意見 この「初期」の時間的長さはどのように指定できるのかが、理解できません。どのような時間を「初期」と判断するのか、説明が不足しています。説明してください。 また、「放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。」とありますが、開始前の時間は、どのくらい前迄が、措置の効果を得るために必要な時間になるのか。不明です。何故、明記されてないのか、疑問です。その理由の記載が必要と考えます。	
2-36	(ア) 屋内退避の運用に関する改正 ○屋内退避の位置付け ・UPZ においては、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施することが主要な防護措置であることを明確にする。	

	そもそも放射性物質の拡散を同心円上の距離を前提にすることは、誤りである。天候風向きによって 30 キロを超えることはフクシマ原発事故で証明されている。更に日本海側原発からの放出は、ほぼ 100% 近く内陸部に流れることが予想される。 木造建築における「屋内退避」では 25% の放射性物質削減と言われるが、「複合災害」時の損傷により、その機能は期待出来ない。 よって、以下の全ての項目は机上の空論に過ぎないばかりか、住民の「被曝」を前提とする地方に住む住民に対する差別と棄民政策である。 これを公然と提出された委員会のメンバーに対しては、強く抗議する。	
2-37	原子力災害時の「屋内退避」や「避難」が地域社会にもたらす経済的、社会的影響と、その補償体制が極めて曖昧であることに関する指摘。 1 被害が「発生していなくても」損失が生じる点について 原子力災害は、地震や津波のような物理的被害がなくても、放射線リスクにより予防的に広範囲な移動制限や経済活動停止が起こることが特徴である。 特に次に挙げるような損失が、被ばく防護を優先するがゆえに発生する。 1. UPZ（概ね 5？30km 圏）〔注：原文ママ〕における事業所の閉鎖、営業停止が発生する 2. 通勤、通学の中断が発生する 3. 物流、公共交通の停止が生じる 4. 農業、漁業、観光業等に風評被害を含む二次的損失が発生する 5. 学校閉鎖による児童、生徒の学習機会喪失や心理的影響が生ずる 6. 育児、介護を担う家庭への影響が生ずる これらは物的損害ではないが、社会的損失としては非常に深刻である。 2 現行制度が不備であるため補償対象が「直接損害」に限定されている 原子力災害に伴う損害賠償制度の根拠法は「原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）」だが、この法律には以下の限界がある。 1. 「損害が現実が発生し、かつその原因が明確な場合」にのみ補償対象となること 2. 予防的避難や屋内退避による営業損失、社会活動の制限による損害は間接損害として除外される可能性があること 3. 賠償請求手続きは煩雑で長期化しやすく、地域住民の生活再建を支えるには不十分であること	

	すなわち、「事故が起きる前に避難したがために失われたもの」への補償体制が存在していないか、あるいは制度上極めて不十分なのである。 3 屋内退避は政府の命令による行為である以上、補償の法的・制度的整備が不可欠 「屋内退避」も「予防的避難」も、住民が自発的に選ぶものではなく、公的判断に基づいて強いられる行為であり、これは国または自治体による事実上の行動制限命令だ。 このため、以下の視点で補償制度が整備されていなければ、法的にも倫理的にも正当性を欠くことになる。 1. 国または原発立地自治体が、UPZ 住民、事業者に対して予防的行動の結果発生した損失を補償する法的枠組みを持つこと 2. 特に「事前避難指示区域」として避難、屋内退避を命じた場合、その区域に関わる経済補償、教育補償、雇用補償等の明確化が必要であること 4 子どもの学習機会の損失とその補償問題 原子力災害下では、次のような子どもをめぐり損失が発生する 1. 学校閉鎖、登校中断による学習機会損失が生ずる 2. オンライン学習等代替学習環境が未整備であること 3. 避難先での転校や教育水準の低下による損失が生じる 4. 心的ストレスによる学力低下や PTSD 的影響が生じる このような「教育の機会損失」は、物理的損害ではないため補償体制の確立は非常に不明確であるが、長期的に見れば最も重大な損失の一つであるにもかかわらず、現行制度では正面から捉えられていない。 5 民間事業者にとっての重大なリスクの発生 特に中小企業や自営業者にとっては、屋内退避指示が出されることにより以下のような経済損失が生じる。 1. 店舗閉鎖による売上の減少 2. 顧客が避難等で離れることによる損失 3. 取引先との契約履行不能による損害賠償請求の発生 4. 被災地としての風評被害により経済的損失が生じる といった多様な損失が回復不可能な規模で生じる。	
--	--	--

	しかしながら、『原災指針』も『検討結果』も、こうした民間事業者の補償問題に対して具体的な対応方針を一切示していない。 6 少なくとも次のような制度的な対応策が必要 次のような対策が制度的に不可欠だと考えられる。 1. 原賠法の改正と適用範囲の拡大 「予防的措置による損害」も補償対象に明記し、「避難、屋内退避、経済活動制限に基づく非物的損失」を明確に補償対象に加えること 2. 地域ごとの補償モデル設計とシミュレーションの作成公表 各原子力施設ごとに、避難対象となる UPZ 住民と事業者に対して、被害想定と補償計算モデルを事前に公表し、想定避難日数、避難先費用、営業損失、生活補助の概算見積もりを提示することで信頼性のある避難指示を担保出来るかどうか判断することが可能になること 3. 国費による補償財源の明確化 補償原資は、すべて原子力委事業者に拠出させることを前提としつつ、短期的には国家予算（危機管理予算）について確保し、必要に応じて原子力損害賠償支援機構から拠出できる体制にすること。 屋内退避や予防的避難は、その後の生活と生計が守られるという確信がなければ、住民にとっては単なる強制移住政策に過ぎなくなる。補償の不明確さは「避難しない」「屋内退避を守らない」などの行動につながり、被ばく防護効果すら損なう可能性がある。 原子力災害の特異性としては、見えない、感じない、すぐに結果が出ない被害に対して、社会的損失も見えにくくなってしまいうことを制度的に克服しない限り防災体制は成立しない。 よって、屋内退避、予防的避難を制度として有効に機能させるには、明確な損害補償制度が事前に構築され、住民や事業者の信頼を得られることが絶対条件だ。その整備なくして原災指針改定を認めることはできない。	
2-38	福島原発事故の教訓が、具体的には全く生かされていないので同意できません。 あの時は情報が自治体にも住民にも届かず、無用な被ばくをされた悲劇を引き起こしました。	

	大きな天災でも、どうやって情報を届けるのかという教訓が全くありません。これではまたもや「情報は送りました。でも受け手が受けられませんでした。」で済みです。しかも誰も責任を取りません。 「緊急モニタリング」をするとありますが、大きな天災の状況ではできるとは断言できませんでしょう。できたとしても、それを自治体や住民に伝えられなかった福島原発事故の教訓は？何も生かされていません。 そもそもモニタリングでは、現在の線量、つまりもし「今高線量だ」とわかったら、もう被ばくしているということです。被ばくを避けるという点では遅すぎです。予測のできるスピーディを活用すべきです。予測して避難こそ、被ばくを避ける有効な方法の１つです。 また多くの人が指摘していますが、屋内退避ができない、家屋が倒壊した住民はどうすれば？頑丈な避難場所はどこに？何人収容？道が寸断されていたらどうやって行くのか？行くとしても、その間に被ばくするのは避けられない！可能性を無視ですか？ できないのなら、困難だとはっきりするべきです。絵に描いたような避難計画で住民を苦しめるのは、もう福島原発事故の後では日本はもちろん世界からも非難されることです。責任逃れは許されません。	
2-39	本改正案に絶対に反対です！！ これで本当に日本国民を守る、と言えるのでしょうか？ 屋内避難とは強制被ばくになります。福島原発事故をどのようにとらえているのでしょうか？ この国は日本人の国です。日本人を守って下さい。 まったく日本国民をバカにした改悪案でしかありません！ 絶対に反対！！	
2-40	地震大国の日本には向かない発電方法です。 100%安全だとしたら、反対はしませんが、現実には福島のような事故を起こりました。 それでも原子力発電を継続するのは合理的とは思えません。	
2-41	改正案の「改正後」「改正前」の差分が下線で示されている箇所を拾い読みしていただくだけでも明らかに、原子力災害発生時における原子力事業者、国、地方自治体の住民に対する責任範囲を縮小する方向にむかって「原子力災害対策指針」がずるずると後退していることは、否定できない事実だと思う。この改正案そのものが証拠である。	

	原子力百科事典 ATOMICA によれば、原子力災害対策特別措置法は「原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした法律で、1999 年の JCO 臨界事故を受けて制定された。2011 年の東京電力福島第一原子力発電所の未曾有の事故に対応できなかったことを受けて、2012 年に改訂され(以下省略)」とある。「2011 年の東京電力福島第一原子力発電所の未曾有の事故」に対して、「同じあやまちを再び繰り返さない」という最低限の誠意ある反省の立場からみた場合、「災害対策指針」の後退が意味するのは、いまだに収束の目途もつかない苛酷事故の現実を矮小化し「同じあやまち」を犯すことも厭わない傲岸不遜な姿勢の表れである。今回の改正案を廃棄し、本来の意味での改正案の検討を望む。	
2-42	まず、お詫び申しげたい事〔注：原文ママ〕は、全てを確認していないのに、確認欄をクリックして、こちらのコメントを書かせて頂きたいということ事です。 素人ながら、大変恐縮ですが、SNS で拝見する限りにおいて、どうみても、もう一度、原発事故が起きた場合に住民の方々が、本当に納得するまで、オープンに対話して頂きたいです。 徹底的にオープンに対話して、慈しみを発露して頂きたいのです。何卒、宜しくお願い申し上げます。	
2-43	屋内退避の正当性 現行の「原子力災害対策指針」における UPZ（半径約 5？30km）〔注：原文ママ〕の範囲設定は、一見して科学的な合理性があるように見えるものの、実際には福島第一原発事故の教訓に反する形で、危険を過小評価していると言わざるを得ない。 1 屋内退避の範囲が固定的、同心円的に設定されている問題 現行の指針では、屋内退避を行う地域を原発から概ね 5？30km〔注：原文ママ〕の範囲（UPZ）に限定しており、それ以遠については「事故の状況に応じて」対策を講じるとされている。 しかし、これは以下のような現実と乖離している。 1. 放射性プルーム（放射性雲）の拡散は地形・気象条件によって非対称 福島第一原発事故では、北西方向（飯舘村方面）に狭く濃いプルームが伸び、30km をはるかに超える地域で年間 20mSv 超の線量が観測された。 一方で、同心円状に同等の被ばくが発生したわけではない。距離ではなく、風向、風速、地形の影響が支配的である。	

	2 30km 圏外に計画的避難区域を設定してきた歴史的な事実 福島事故後、30km 圏外である南相馬市、飯館村、川俣町の一部等に計画的避難区域が設けられたことは周知の事実です。（飯館村の全域、川俣町の山木屋地区、南相馬市の原町区の一部、葛尾村、浪江町（30km 圏内と圏外の両方） これは「同心円の防護範囲の限界」を明示した経験であり、その後の防災計画に反映されるべきものである。 3 原子力規制委員会の姿勢と「事後対応主義」の限界 規制委員会は、指針の中で「事故の状況に応じて 30km 圏外にも必要に応じて防護措置を講じる」としているが、被ばくが起きてから初めて防護措置をとるという「後手」の対応であり、次のようなリスクが生じることになる。 1. 情報伝達の遅延の発生・事故発生後にプラント状況、放出量を把握し、外部拡散状況を予測するには時間がかかる 2. 判断の遅延の発生・実際の被ばくリスクが高まっても、行政判断や避難命令が出るまでに数時間から数日の遅れが発生する 3. 避難の混乱の発生・道路の混雑、交通遮断、情報不足により、既に危険地域にいる住民が避難できない事態が生ずる。 これは福島事故でも起こったことであり、「状況が分かってから判断する」体制は、放射線防護の原則「ALARA（合理的に達成可能な限り低く）」に反する対応である。 4 ALARA の原則からみた防災設計の必要性 ALARA 原則に基づけば、放射線リスクは「想定できる最大限の範囲」に対して、合理的に備えるべきである。 よって、「実際に 30km を超えて影響が及んだ事例」が一度でもあれば、原則的に「30km 以遠」も防災対策区域として想定すべきである。 5 地理的条件に基づく可変的、地形適合的な防護区域を設定すべき 1. 固定された同心円モデルの見直し すべての原発について、風向、気候、地形、人口分布、交通条件などを踏まえて、放射性物質拡散シミュレーションをあらかじめ実施し、その結果をもとに実効的な防災区域（非対称、可変的）を設定するべきである。	
--	---	--

	30km という一律的数字ではなく、個別の地理的リスクに応じた「予防的防護エリア」を設定すべきである。 2. 「先読み型の屋内退避指示体制」の構築を 予測シミュレーション結果に基づき、放出予測線量が一定閾値を超える地域に対して、事前に屋内退避指示や準備指示を出せる制度設計が必要である。 「実際に事故が起きてから」ではなく、予測段階で住民を守る判断基準を明確化すべきである。 3. 住民への情報提供と自治体の備えの強化 非同心円状の防災区域に基づく「地域別防災パンフレット」や「避難ルートのカスタマイズ」等の住民向け説明を義務化すべきである。 地域ごとのハザードマップは「距離」ではなく「線量リスクの高い風下領域」を中心に作成すべきである。 6 30km 圏の画一的防災範囲は科学的にも実務的にも不適切である 30km という数値は、国際原子力機関（IAEA）の古い基準を下敷きにしたものであり、日本の地理条件や過去の事故実績に即していない。現行の UPZ 設定は、政策的便宜のために科学的現実を歪めているとすら言える。 したがって、「30km 圏までで足りる」という前提を捨て、科学的根拠と過去の経験に基づき、地域ごとに柔軟かつ拡張的な防災計画を策定することが不可欠である。 原子力災害においては、「距離ではなく、放射線リスク」が防護措置の根拠であるべきであり、そのための制度改革と住民理解の促進を図ることが必要である。なお、原子力施設は廃止した後も相当量の放射性物質が長期間残り続ける。従って、運転終了後であっても、必要な防災体制を構築すべきである。	
2-44	原子力災害対策指針等の改正案（屋内退避の運用、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度）に対する意見募集について 大規模な原子力災害から住民を守るには、原発ゼロの方針こそが、社会的合理性・経済的持続可能性の両面から導かれる唯一の結論です。改正案は、抜本的見直しとともに、原子力依存からの脱却を前提とした政策転換の一環として考える視点から、廃案とすべきです。 放射線防護の科学的原則（ALARA）から逸脱している	

改正案は、ICRP(国際放射線防護委員会)が提唱する放射線防護三原則「正当化、線量限度、最適化」のうち、「最適化」の実装が著しく不十分です。

いわゆる「ALARAの原則」は、被ばく線量を社会的・経済的要因を考慮しつつ「合理的に達成可能な限り低く」することを求めるものです。改正案は「できる限り低減する観点から」などという曖昧で実効性を欠くごまかし表現に終始しています。

本来、被ばくはゼロとすべきです。しかし原子力を推進する国や事業者は、ALARAの原則を強制してきました。ならば規制当局はこれを厳格に適用すべきです。事故時であればあるほど、原則からの逸脱を認めず、厳格に適用する立場を守るべきです。

改正案は放射線防護の基本的考え方を勝手に変えるもので、「規制」に対する信頼もヘチマありません。

また、避難・屋内退避・摂取制限等における具体的な「線量制約値の設定根拠」や、対策間の比較評価(コスト・効果分析等)も示されていません。ALARAの原則である「合理性に基づく選択」は実施不可能です。住民の被ばく低減を制度的に担保することはできず、福島第一原発事故と同様に「場当たりの・恣意的対応」に陥ります。

制度的には住民保護を装いながら、その実現可能性を欠いている

改正案は、住民が被ばく防護に必要な情報、たとえば緊急時に避けるべき線量、屋内退避の効果、食品・水道水摂取のリスク評価を事前に理解し、自律的に判断できるような「情報提供体制の整備」に一切言及していません。

住民には理解困難な専門用語でありながら、実際には避難や摂取制限を強制する根拠として使われる指標に、運用上介入レベル(OIL)や緊急活動レベル(EAL)などがあります。これらの「定量的意味と影響の説明」がまったく行われていないことは、被ばく低減の「主体」を行政が独占する構造が温存されており、放射線防護の民主化という視点はありません。東京電力福島第一原発事故の教訓「専門用語が一方的に使われ、住民は何に基づいて判断されたか分からなかった」という反省に対応しようとししない態度は大問題です。

改正案は、実質的に避難判断・実施の初動を自治体に委ねていますが、多くの自治体にそのような能力も人材も資源もありません。改正案が想定する「数時間以内の判断」「OILに基づく即時対応」は、制度的には示されていても、物理的・人的には実現不可能です。防護体制を有しているかのように見せかける「擬制的な制度設計」と言わざるを得ません。更に、自然災害や紛争、武力攻撃等の事態が複合した際の防災体制はまったくありません。自治体はこれら災害に第一義的に対応しなければならず、これだけでも手に余る状態に、原子力災害が重なれば対応不能です。第一義的に対応する自治体職員も同時に被災者とな

	る災害時に、外部からの支援も放射線の影響で不可能になることから、取り残され、避難不能になる地域への対策をどうするのでしょうか。能登半島地震の経験でも課題は明らかですが、規制当局は自然災害との重なりを判断することを放棄しています。 過去の反省もなく自治体や住民に責任を転嫁する構造のまま 福島第一原発事故では、政府の情報伝達の混乱、SPEEDI の非公開など、「国家による不作為」が被ばくリスクを拡大させました。それなのに改正案では、過去の過失の反省を制度として組み込もうとはされていません。原子力規制庁や内閣府は、「避難判断は自治体の責務」「放射線防護措置の最終判断は現地の判断」とすることで、実質的に国の責任を回避する意図が透けて見えます。 膨大なコストとリスクを「見えない形」で社会に押しつけている 本来有効で絶対に必要な原子力防災体制とは、即時放射線モニタリングシステム、リアルタイムシミュレーション能力、数十万人規模の避難輸送体制、代替水源と食料供給線、除染資材・医療体制の準備と整備です。莫大な資金・人員・技術的支出が必要です。 こうした原子力防災体制の整備・維持費用は、原子力発電の「外部コスト」として一切電力単価に反映しておらず、原子力は「安価で安定」と虚偽の経済性評価を広め続けています。今後、想定されうる最大規模の原子力災害は「国家財政の破綻を招く規模」となりうることを意図的に避けています。	
2-45	本件意見募集の資料 2 の p. 40 からの「はじめに」の大部分を削除したのはなぜか？これまでの経緯の明文化は重要と考えるので、削除しないよう求める。	
2-46	該当箇所 3 頁から 4 頁 施設敷地緊急事態 意見と理由 「原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階である。」の「周辺において」とは、どのような範囲を言うのか明記してありません。具体的に列挙してください。 また、「国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。」とありますが、遅滞なく、と言うのは、どのような時間的範囲を示すのかを明記する必要があると考えます。具体的に、何時間以内とかというように明記したいです。遅滞した場合の罰則等が無いのであれば、指針の効力として有効性を高めるためにも、必要と考えます。	

	意見 4 頁 6 行目の「主に PAZ において、基本的に全ての住民等を対象とした」とあるのは、例外が生じるということを認めているのだと受けとめました。例外はどのような事を考えているのか不明です。そして、何よりも、例外にされない「全ての住民等を対象」にして、一人も避難等の予防的防護措置の準備と実施から逃さないでください。 該当箇所 4 頁 全面緊急事態 意見 「重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため」とありますが、この「重篤な」や、「最小化」という表現は、重篤以外の、最大以外の、すべての被曝を前提としているのだと受け止めました。とても受け入れられません。これらの文言を削除してください。 理由 確定的影響とか、確率的影響とかいっても、いずれも、通常より高濃度で、自然界に存在していない物を含む放射性物質の被曝を受けるということです。そのような、人々の健やかに安心して暮す権利を奪う可能性のある、危険な事態を受け入れることは出来ません。 自分達が使用するわけでもない電力を作るために、危険を承知でいなさいと住民等が命令されているように受け止めました。「指針」という、責任の所在の不明確な事にこのような人権無視の対処が記載されている事は遺憾です。	
2-47	能登半島地震が何を教えてくれたのか、それをほとんど考慮しようとしていない今回の改正案にも、改正前の規則にも反対する。教えてくれたものとは、原子力建屋だけでも PAZ 内だけでなく UPZ 内に活断層がないことが最低限保証され、万が一の事態でも陸、海、空、すべてのアクセスが不可能にならないことが保証されること、そうであった初めて避難が可能になるということではなかったのか。そのような内容とは程遠い提案がされている改正案に反対を表明し、その上で以下のことも付け加えたい。 そもそも何か（事故等が）あった場合、様々な事態一つ一つに対する責任の所在が明確にされていない規則が、なぜ法律としての効力が備わっているとできるのか不思議である。本当に日本は法治国家なのか。原発事故があったとして、それに対し国も事業者も責任が問われず、あげくは賠償責任の所在を国民に押し付けて済む仕組み（つまり税金と電気料金で支払わせられる）なのに、なぜ国は原発の稼働を許可できるのか。不思議でしかたがない。その議論もまともになされていない状況で原発の稼働が認められていいのであろうか。	

	恐らくそれを可能にする規則を作っているから大丈夫と答えるのでしょうか、それで本当の意味の法治国家といえるのでしょうか。いずれしっかりと問われる時が必ず来る。国民や住民が放置された放置国家だったといわれないうにしっかりとやってください。そのために今後もいくらかでも叱咤したいと思っている。	
2-48	該当箇所 6 頁から 7 頁 意見 「放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線量率が計測された地域においては、（後略）」の、継続的に高くなくても、一時的に高い空間放射線量率が計測された地域や、モニタリングポストが災害により損壊等で計測不能になっている場合を想定していません。モニタリングポスト損壊による計測不能の場合の計画を明示してください。 意見 7 頁の「その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。」とありますが、代替食料は、誰がどのように対処するのか、不明です。災害時の飲食物の確保は重要な課題です。その点迄も配慮した災害対策の指針でないと受け止めました。具体的に明示してください。誰がどのように対処するのか明示して責任を明確にしてください。生命にかかわる事です。 意見と理由 「空間線量率に基づいて飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を特定することが困難となる場合がある。この場合、UPZ 全域において」とあるこの全域は、同心円的に捉えた範囲の中でのことだと受けとめました。そもそも、同心円で放射性物質の拡散が起きるという前提が、非現実的です。風向も風力も常に変動します。殊に災害時などはそのような気象が異常な事も考慮する必要があると考えます。 机上の空論に終わるような指針では意義がありません。実効性のある災害対策指針になっていません。もっと生活の実情を把握して、検討することが必要と考えます。	
2-49	避難することが命に関わる人は少ないと思いますので、具体的人数を示すべきです。被ばくする前に避難するのが原則です。完全に考え方が間違っています。子供や妊婦など放射能により弱い人を優先的に避難させることを考えるべきです。 国民をより被ばくさせたいのでしょうか。 誰のための規制委員会なのか、何のための規制委員会なのか考えてください。	
2-50	そもそも被災条件によっては予測を超えるレベルの被爆を住民に強いる事になる室内避難という方針自体容認できるものではないが、能登半島地震でも起こったように大地震に	

	よる複合震災では考慮すべき広域の道路寸断、集落の長期間の孤立、避難すべき建物の倒壊による被曝量を低減できるような室内避難が不可能となる状況への評価が全く不十分で、予測不能な量の被曝を前提としたありえない「避難計画」であり、認めることが出来るものではない。根本的に検討をやり直すべき。	
2-51	○原発事故時の避難に関する件 原発大事故の場合原発から 5K 圏内はすぐ避難とあるが、まず事故が起きた場合被爆をさけるために避難しなければならないような発電所はやめるべきです。 日本は特に地震、津波、火山なども多く避難しようとしても出来ない場合も想定される。なによりも福島第一原発の大事故を忘れないようにして下さい。 5K～30K 圏内の住民は屋内退避としているが地震などで倒壊した場合不可能となる。 海岸に 50 数基もの原発をたて国を守れますか。 原発が一番の標的にされたらどうするの？ 一日も早い原発・再処理からの撤退を強く要求します。	
2-52	原子力災害対策指針の改正について意見/理由 ＜該当箇所＞18 ページ 9 行目 「屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後 3 日後を目安として行い、それ以降は日々行うものとする。」について、 「福島原発事故時、2011 年 3 月 13 日 9 時 20 分、3 号機ベント。11 時 2 号機ベント。13 時福島原発から約 200km にいた原子力空母レーガンに放射性物質がふりそそぎ、金属のような味、体の痛みや下痢、出血など体調異変が続出。」とアメリカ軍・政府当局の記録やレーガン兵士らの証言があります。その後、レーガンの乗客員は 9 人死亡、約 400 人以上の人たちが癌などの病気で苦しみ、提訴。しかし、被曝線量は 0.08 ミリシーベルトとされ、被曝による健康影響は認められず、救済もされていません。ビキニ水爆実験の被害者も、被曝線量 0.92 ミリシーベルト未満として被曝による健康被害を認められず、救済もされていません。 線量計で測れるのは、透過力があるガンマ線等です。放射線は飛んだ先で分子の電子をふきとばす。飛距離が長いガンマ線は、体への影響は比較的少ないのです。 政府は、ガンマ線を測って 100 ミリシーベルト以下は、健康被害は認められないとしていますが、体に入った放射性物質から出る飛距離が短いアルファ線やベータ線が近くの DNA（体の設計図）を損傷し、癌などの病気や発達障がい等を発生させます。 また、放射線は、体内で活性酸素を作り、それも様々な病気の原因になります。	

	玄海原発過酷事故時、200km 圏内でも、数時間後に偏西風の影響で放射性物質を浴び続け苦しみ続ける状況になりかねません。玄海 3 号機だけで、セシウム 137 で比べると、約 4 年で、広島原爆約 4000 発分の人工の放射性物質が生みだされます。（使用済みウラン 1 トンにつきセシウム 137 は 3700 ベクレル、広島原爆セシウム 137 は 89 ベクレルで、その約 42 発分。約 4 年で、89 トンの燃料すべてが使用済みとなる。） 原発を止め、放射性物質の流失を止め、落下物破壊防止対策をすすめてください。過酷事故時には、ただちに避難命令を出し、渋滞緩和をしながら、250km より南に避難できるよう対策をすすめてください。（玄海原発過酷事故時には、西日本一帯放射能汚染地域になる可能性大です。）	
2-53	意見 早期避難を中心にすすめるべきだ。 理由 ①プルームがどんどん放射性物質を堆積して条件が悪くなる ②災害により屋内退避が不可能になっている恐れが強い。 ③物質の供給は期待しがたい。 ④止まる恐怖に耐えられるか疑問。	

○原子力規制委員会告示第 号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針（令和六年十月原子力規制委員会告示第八号）の一部を次のように改正し、令和 年 月 日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目 次	目 次
第2 原子力災害事前対策 (1) (略) (2) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 ① (略) ② 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方 前記①のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、次のように、初期対応段階において、施設の状態に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築する。 (i) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL) (i) 基本的な考え方 緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状態や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、次のとおり、原子力施設の状態に応じて、緊急事態を、警	第2 原子力災害事前対策 (1) (略) (2) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 ① (略) ② 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方 前記①のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、次のように、初期対応段階において、施設の状態に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築する。 (i) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL) (i) 基本的な考え方 緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状態や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、次のとおり、原子力施設の状態に応じて、緊急事態を、警

戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の三つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、表 1－1 から 1－3 までの前段にまとめる。また、図 1 に全面緊急事態に至った場合の対応の流れを記載する。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

警戒事態：

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（注）を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（警戒事態を判断する EAL のうち、原子力施設において異常事象が発生した場合に限る。）を開始する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する

戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の三つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、表 1－1 から 1－3 までの前段にまとめる。また、図 1 に全面緊急事態に至った場合の対応の流れを記載する。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

警戒事態：

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（注）を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。また、原子力事業者は、これらの経過

事象の発生及び施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。また、原子力事業者は、これらの経過について、連絡しなければならない。国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、原子力施設の近傍の P A Z ((3)②(i)(i)で述べる P A Z をいう。以下同じ。)において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、P A Z 内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ～ハ (略)

施設敷地緊急事態：

施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及

について、連絡しなければならない。国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、原子力施設の近傍の P A Z ((3)②(i)(i)で述べる P A Z をいう。以下同じ。)内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、P A Z 内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ～ハ (略)

施設敷地緊急事態：

施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及

び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主に P A Z において、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置を実施しなければならない。

全面緊急事態：

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要

び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主に P A Z 内 において、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置を実施しなければならない。

全面緊急事態：

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要

な応急措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、P A Zにおいて、基本的に全ての住民等を対象に避難等の予防的防護措置を講じなければならない。また、U P Z（(3)②(i)(ロ)で述べるU P Zをいう。以下同じ。）においては、屋内退避を実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、P A Zと同様、避難等の予防的防護措置を講ずることが必要となる場合がある。

(ロ)・(ハ) （略）

(ii) 運用上の介入レベル（O I L）

(イ) 基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には前記(i)の施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講ずることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置の実施を判断する基準に照らして、必要な措置の判断を行

な応急措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、P A Z内において、基本的に全ての住民等を対象に避難等の予防的防護措置を講じなければならない。また、U P Z（(3)②(i)(ロ)で述べるU P Zをいう。以下同じ。）内においては、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、P A Z内と同様、避難等の予防的防護措置を講ずることも必要である。

(ロ)・(ハ) （略）

(ii) 運用上の介入レベル（O I L）

(イ) 基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には前記(i)の施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講ずることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、

い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、図1及び表1－1から1－3までの後段にまとめる。

放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講ずる場合には、国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）を行い、その結果を踏まえ除染（簡易な方法による除染（以下「簡易除染」という。）を含む。以下同じ。）を行うとともに、甲状腺の被ばく線量を推定するために行う測定（以下「甲状腺被ばく線量モニタリング」という。）をその対象とする者（第3(5)⑥(i)に定める者）に対して実施しなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講ずる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければなら

これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、図1及び表1－1から1－3までの後段にまとめる。

放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講ずる場合には、国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）を行い、その結果を踏まえ除染（簡易な方法による除染（以下「簡易除染」という。）を含む。以下同じ。）を行うとともに、甲状腺の被ばく線量を推定するために行う測定（以下「甲状腺被ばく線量モニタリング」という。）をその対象とする者（第3(5)⑥(i)に定める者）に対して実施しなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講ずる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければなら

い。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

なお、核燃料施設においては、事故の状況によっては主としてアルファ核種が放出され、空間放射線量率に基づいて飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を特定することが困難となる場合がある。この場合、U P Z 全域において飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

(四)・(ハ) (略)

(三) (略)

(3)～(6) (略)

(7) 原子力災害時における医療体制等の整備

原子力災害時における医療対応（以下「原子力災害医療」という。）には、通常の救急医療、災害医療に加えて被ばく医療の考え方が必要となる。すなわち、被ばく線量、被ばくの影響が及ぶ範囲、汚染の可能性等を考慮して、被災者等に必要な医療を迅速、的確に提供することが必要となる。そのためには、各地域の状況を勘案して、各医療機関等が各々の役割（トリア

い。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

なお、核燃料施設においては、事故の状況によっては主としてアルファ核種が放出され、空間放射線量率に基づいて飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を特定することが困難となる場合がある。この場合、U P Z 内全域において飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

(四)・(ハ) (略)

(三) (略)

(3)～(6) (略)

(7) 原子力災害時における医療体制等の整備

原子力災害時における医療対応（以下「原子力災害医療」という。）には、通常の救急医療、災害医療に加えて被ばく医療の考え方が必要となる。すなわち、被ばく線量、被ばくの影響が及ぶ範囲、汚染の可能性等を考慮して、被災者等に必要な医療を迅速、的確に提供することが必要となる。そのためには、各地域の状況を勘案して、各医療機関等が各々の役割（トリア

ージ、救急処置、避難退域時検査、除染、甲状腺被ばく線量モニタリング、防護指導、健康相談、救護所・避難所等への医療従事者の派遣、隣接地方公共団体の救急・災害医療機関との連携等）を担うことが必要であり、平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認しておくことが重要である。

さらに、原子力災害対策重点区域内の道府県（以下「立地道府県等」という。）の医療機関が、原子力災害時には広域で連携して対応できるようにしておくことが重要である。

また、原子力災害医療の特殊性の一つとして、その実践には、基本的な放射線医学に関する知識と技術が必要であり、そのための教育・研修・訓練等を実施することが必要である。

なお、長期の健康管理に備え、内部被ばく線量等の測定結果を蓄積し、管理できる体制を整備しておくことも重要である。

① 原子力災害医療の実施体制

国及び立地道府県等は、前記の役割を担う医療機関等を組み込んだ原子力災害医療体制を整備する必要がある。

(i) 国

- ・ （略）
- ・ 国は、全国規模での活動体制を有する協力機関、原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センターについて、指定要件に基づき指定をすること。なお

ージ、救急処置、避難退域時検査、除染、甲状腺被ばく線量モニタリング、防護指導、健康相談、救護所・避難所等への医療従事者の派遣、隣接地方公共団体の救急・災害医療機関との連携等）を担うことが必要であり、平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認しておくことが重要である。

さらに、原子力災害対策重点区域内の道府県（以下「立地道府県等」という。）の医療機関が、原子力災害時には広域で連携して対応できるようにしておくことが重要である。

また、原子力災害医療の特殊性の一つとして、その実践には、基本的な放射線医学に関する知識と技術が必要であり、そのための教育・研修・訓練等を実施することが必要である。

なお、長期の健康管理に備え、内部被ばく線量等の測定結果を蓄積し、管理できる体制を整備しておくことも重要である。

① 原子力災害医療の実施体制

国及び立地道府県等は、前記の役割を担う医療機関等を組み込んだ原子力災害医療体制を整備する必要がある。

(i) 国

- ・ （略）
- ・ 国は、全国規模での活動体制を有する協力機関、原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センターについて、指定要件に基づき指定をすること。なお

、複数の機関を高度被ばく医療支援センターとして指定する場合には、そのうちの機関を基幹高度被ばく医療支援センターとして指定をすること。また、おおむね5年ごとに、指定された協力機関、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）が指定要件に合致していることを確認すること。さらに、他の医療機関等が指定要件を満たす場合には、協力機関についてはその機関等の担う役割等、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターについては全国的な配備状況等も勘案しつつ、新規に指定することも検討すること。

(ii) 立地道府県等

- ・立地道府県等は、拠点病院及び協力機関について、国が示す指定要件に基づき整備し、あらかじめ指定又は登録を行っておくこと。また、おおむね5年ごとに、拠点病院及び協力機関が指定要件に合致していることを確認すること。
- ・（略）
- ・（略）
- ・（略）
- ・（略）

、複数の機関を高度被ばく医療支援センターとして指定する場合には、そのうちの機関を基幹高度被ばく医療支援センターとして指定をすること。また、おおむね3年ごとに、指定された協力機関、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）が指定要件に合致していることを確認すること。さらに、他の医療機関等が指定要件を満たす場合には、協力機関についてはその機関等の担う役割等、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターについては全国的な配備状況等も勘案しつつ、新規に指定することも検討すること。

(ii) 立地道府県等

- ・立地道府県等は、拠点病院及び協力機関について、国が示す指定要件に基づき整備し、あらかじめ指定又は登録を行っておくこと。また、おおむね3年ごとに、拠点病院及び協力機関が指定要件に合致していることを確認すること。
- ・（略）
- ・（略）
- ・（略）
- ・（略）

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

(iii) (略)

② (略)

③ 安定ヨウ素剤の配布及び服用の体制

(i) (略)

(ii) 事前配布の方法

原子力災害対策重点区域のうちPAZにおいては、全面緊急事態に至った場合、避難を即時に実施するなど予防的防護措置を実施することが必要となる。この避難に際して、安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができるよう、次の点に留意し、平時から地方公共団体が事前に住民に対し安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備する必要がある。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

(iii) (略)

② (略)

③ 安定ヨウ素剤の配布及び服用の体制

(i) (略)

(ii) 事前配布の方法

原子力災害対策重点区域のうちPAZ内においては、全面緊急事態に至った場合、避難を即時に実施するなど予防的防護措置を実施することが必要となる。この避難に際して、安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができるよう、次の点に留意し、平時から地方公共団体が事前に住民に対し安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備する必要がある。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

(iii) 事前配布以外の配布方法

UPZにおいては、全面緊急事態に至った場合、屋内退避を実施するが、プラント状況や空間放射線量率等に応じて、避難等の防護措置を講ずる場合がある。そのため、次の点に留意して、避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができる体制を整備する必要がある。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

なお、EALの設定内容に応じてPAZと同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、地方公共団体が安定ヨウ素剤の事前配布を必要と判断する場合は、前述のPAZ内の住民に事前配布する手順を採用して、行うことができる。

(8)～(12) (略)

(13) 緊急事態応急対策に従事する者等に対する教育及び訓練
原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、緊急事

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

(iii) 事前配布以外の配布方法

UPZ内においては、全面緊急事態に至った場合、プラント状況や空間放射線量率等に応じて、避難等の防護措置を講ずることとなる。そのため、次の点に留意して、避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができる体制を整備する必要がある。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

なお、EALの設定内容に応じてPAZ内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、地方公共団体が安定ヨウ素剤の事前配布を必要と判断する場合は、前述のPAZ内の住民に事前配布する手順を採用して、行うことができる。

(8)～(12) (略)

(13) 緊急事態応急対策に従事する者等に対する教育及び訓練
原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、緊急事

態応急対策に従事する者は、常時、各種の緊急対応の発生を想定しつつ自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する教育及び訓練を受けることが重要である。また、教育及び訓練を通じて、組織の風土として「安全文化」を醸成し、これを維持・向上していく必要がある。

その際、原子力事業者においてはその経営陣から現場の職員及び関係者までが、規制機関を中心とする国においてはその職員が、安全を最優先することを再認識し、組織の「安全文化」への理解とその維持・向上に努力する姿勢を育成すべきである。

①・② （略）

第3 緊急事態応急対策

(1) （略）

(2) 異常事態の把握及び緊急事態応急対策

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、まず、原子力事業者が当該施設の状況等に基づき該当する緊急事態区分を判断し、国、地方公共団体等に対して緊急事態の通報を行わなければならない。この通報の際、原子力事業者は、緊急事態区分に応じた防護措置の提案を行うことが望ましい。原子力事業者からの緊急事態の通報等を踏まえ、国、地方公共団体等は、表1－1から1－3まで及び図1で示すように次の流れに沿って、緊急事態

態応急対策に従事する者は、常時、各種の緊急対応の発生を想定しつつ自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する教育及び訓練を受けることが重要である。また、教育及び訓練を通じて、組織の風土として「安全文化」を醸成し、これを維持・向上していく必要がある。

その際、原子力事業者においてはその経営陣から現場の職員及び関係者までが、規制機関を中心とする国においてはその職員が、安全を最優先することを再認識し、組織の「安全文化」への理解とその維持・向上に努力する姿勢を育成すべきである。

①・② （略）

第3 緊急事態応急対策

(1) （略）

(2) 異常事態の把握及び緊急事態応急対策

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、まず、原子力事業者が施設の状況等に基づき該当する緊急事態区分を判断し、国、地方公共団体等に対して緊急事態の通報を行わなければならない。この通報の際、原子力事業者は、緊急事態区分に応じた防護措置の提案を行うことが望ましい。原子力事業者からの緊急事態の通報等を踏まえ、国、地方公共団体等は、表1－1から1－3まで及び図1で示すように次の流れに沿って、緊急事態応急対策

応急対策を講じなければならない。

- ・原子力事業者から警戒事態に至った旨の通報を受けた場合には、住民等への情報提供等を行うとともに、P A Zにおいて施設敷地緊急事態に備えた防護措置の準備を行う。
- ・原子力事業者から施設敷地緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、全面緊急事態に備えた防護措置の準備を行うとともに、P A Zにおいて施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置を実施する。
- ・原子力事業者から全面緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、原則として、P A Zにおいては住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を、U P Zにおいては住民等を対象とした屋内退避等の防護措置を実施する。なお、プラントの状況に応じてU P Zの一部の範囲において、住民等を対象に避難等の予防的防護措置を講ずることが必要となる場合がある。
- ・原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてU P Z外においても屋内退避を実施する。
- ・その後、緊急時モニタリングの結果等を踏まえて、O I Lに照らして必要な場合には、U P Z又はU P Z外においても、O I Lに基づく防護措置として、避難や一時移転、飲食物摂

を講じなければならない。

- ・原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、全面緊急事態に備えた防護措置の準備や住民等への情報提供等を開始する。
- ・原子力事業者から全面緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、原則としてP A Zと、プラントの状況に応じてU P Zの一部の範囲において、住民等に対して避難等の予防的防護措置を行う。
- ・原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて予防的防護措置を実施した範囲以外においても屋内退避を実施する。
- ・その後、緊急時モニタリングの結果等を踏まえて、予防的防護措置を実施した範囲以外においても、避難や一時移転、飲食物摂取制限等の防護措置を行う。

取制限等の防護措置を行う。

前記の異常事態の把握においては、原子力事業者は、施設の状況や放射性物質の放出状況（量、組成、継続時間等）に関する詳しい情報が得られない場合でも、得られた範囲の情報を基に速やかに該当する緊急事態区分や施設の異常事態を判断し通報すべきである。指定公共機関である国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構その他の関係機関や他の原子力事業者等は、その専門家・要員及び保有する原子力防災資機材等を動員して、必要な場合には原子力災害対策に積極的に協力すべきである。

(3)・(4) (略)

(5) 防護措置及びその他の必要な措置

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、次の防護措置を実施しなければならない。

① 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難

前記の異常事態の把握においては、原子力事業者は、施設の状況や放射性物質の放出状況（量、組成、継続時間等）に関する詳しい情報が得られない場合でも、得られた範囲の情報を基に速やかに該当する緊急事態区分や施設の異常事態を判断し通報すべきである。指定公共機関である国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構その他の関係機関や他の原子力事業者等は、その専門家・要員及び保有する原子力防災資機材等を動員して、必要な場合には原子力災害対策に積極的に協力すべきである。

(3)・(4) (略)

(5) 防護措置及びその他の必要な措置

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、次の防護措置を実施しなければならない。

① 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難

が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。

具体的な避難及び一時移転の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、次のとおり講ずべきである。

- ・ P A Zにおいては、原則として、施設敷地緊急事態に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者を対象として、また、全面緊急事態に至った時点で全ての住民等を対象として、避難を即時に実施しなければならない。
- ・ U P Zにおいては、原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を行うことも必要である。また、緊急時モニタリングを行い、放射性物質の放出後については、数時間以内を目途にO I L 1を超える地域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にO I L 2を超える地域を特定し一時移転を実施する。
- ・ U P Z外においては、放射性物質の放出後についてはU P Zにおける対応と同様、O I L 1 又は O I L 2を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施する。

前記の避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手

が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。

具体的な避難及び一時移転の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、次のとおり講ずるべきである。

- ・ P A Zにおいては、原則として、施設敷地緊急事態に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者に対して、また、全面緊急事態に至った時点で全ての住民等に対して、避難を即時に実施しなければならない。
- ・ U P Zにおいては、原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を行うことも必要である。また、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にO I L 1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にO I L 2を超える区域を特定し一時移転を実施しなければならない。
- ・ U P Z外においては、放射性物質の放出後についてはU P Zにおける対応と同様、O I L 1 及び O I L 2を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施しなければならない。

前記の避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手

段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。このためには、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画の立案が必要である。

また、避難等により避難行動や生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等、とりわけ自力避難が困難な要配慮者に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮しなければならない。特に、施設敷地緊急事態要避難者のうち、直ちにUPZ外の避難所等への避難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで、近隣の、放射線防護対策を講じた施設、放射線の遮蔽効果や気密性の高い建物等に一時的に屋内退避させるなどの措置が必要である。さらに、施設敷地緊急事態要避難者に対する避難等の防護措置の実施に際しては、これを支援する者が付き添う場合についても考慮しなければならない。また、避難所の再移転が不可欠な場合も想定し、可能な限り少ない移転となるよう、避難所の事前調整が必要である。さらに、避難が遅れた住民等や病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等が一時的に屋内退避できる施設となるよう、病院、介護施設、学校、公民館等の避難所として活用可能な施設等に、気密性の向上等

段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。このためには、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画の立案が必要である。

また、避難等には肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等、とりわけ自力避難が困難な要配慮者に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮しなければならない。特に、施設敷地緊急事態要避難者のうち、直ちにUPZ外の避難所等への避難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで、近隣の、放射線防護対策を講じた施設、放射線の遮蔽効果や気密性の高い建物等に一時的に屋内退避させるなどの措置が必要である。さらに、施設敷地緊急事態要避難者に対する避難等の防護措置の実施に際しては、これを支援する者が付き添う場合についても考慮しなければならない。また、避難所の再移転が不可欠な場合も想定し、可能な限り少ない移転となるよう、避難所の事前調整が必要である。さらに、避難が遅れた住民等や病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等が一時的に屋内退避できる施設となるよう、病院、介護施設、学校、公民館等の避難所として活用可能な施設等に、気密性の向上等の放射線防護対策を講じておくことも必要

の放射線防護対策を講じておくことも必要である。

② 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮蔽することにより、主にブルームからの被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、UPZにおいて、全面緊急事態に至った時点で、放射線被ばくのリスクを低減するために実施するものである。また、PAZやUPZの一部の区域において、避難又は一時移転の実施が困難な場合の措置として行われることもある。特に、病院や介護施設においては健康状態等により避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

(i) 屋内退避の実施

- ・ PAZにおいては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施する。
- ・ UPZにおいては、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施する。

である。

② 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽することにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

具体的な屋内退避の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、次のとおり講ずるべきである。

- ・ PAZにおいては、原則として、施設敷地緊急事態に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者に対して、また、全面緊急事態に至った時点で全ての住民等に対して、避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。
- ・ UPZにおいては、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。

・UPZ外においては、事態の進展等に応じて、UPZと同様に、屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

(ii) 屋内退避実施後の運用

前記の屋内退避は、物的な面や人的支援の面での生活の維持や、屋内にとどまること等による肉体的・精神的影響の観点から、長期にわたって継続することは難しいと考えられ、屋内退避の実施状況を踏まえて、その継続の可否を判断することが必要となる。

屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、プルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国が地方公共団体と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示することになる。なお、屋内退避から避難への切替えにより避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避を継続することを基本とし、避難への切替えを判断するに当たっては、生活の維持が困難であること等の判断は慎重に行

・UPZ外においては、UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

前記の屋内退避の実施に当たっては、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。

なお、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成に当たっては、気密性等の条件を満たす建屋の準備、避難に切り替わった際の避難先及び経路の確保等について検討し、平時において住民等へ情報提供しておく必要がある。

うこととする。また、屋内退避の継続のためには、医療品等も含めた支援物資の供給及び医療等の人的支援の提供が重要となることに留意する必要がある。

屋内退避を実施している住民等に対しては、原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず積極的に提供するものとする。また、避難すべき区域でやむを得ず屋内退避を実施している住民等の放射線防護について留意する必要がある。

なお、屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものである。国は、原子力施設の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うこととする。

(iii) 屋内退避の解除

屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置である。このため、原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していな

いことが確認できれば、屋内退避の必要がなくなることから、屋内退避の解除を行う。

なお、その際、緊急時モニタリングの結果に応じて、O I L 1 又はO I L 2 を超える地域があれば、避難や一時移転等の防護措置を講ずることとなる。

(iv) 発電用原子炉施設以外の原子力施設に係る屋内退避に関する考慮事項

発電用原子炉施設以外の原子力施設に係る屋内退避の実施に当たっては、一時的な外出や避難への切替え等の運用について、原子力災害対策重点区域の範囲や放射性物質又は放射線の放出形態に応じて、発電用原子炉施設とは異なる対応を行うことが想定される。

(v) 地域防災計画（原子力災害対策編）の作成時の考慮事項
地域防災計画（原子力災害対策編）の作成に当たっては、気密性等の条件を満たす建屋の準備、避難に切り替わった際の避難先及び経路の確保等について検討し、平時において住民等へ情報提供しておく必要がある。

③ 安定ヨウ素剤の配布及び服用

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をするため、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に基づいて、安定ヨウ素剤を服用させる必要がある。原子力規制委

③ 安定ヨウ素剤の配布及び服用

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をするため、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に基づいて、安定ヨウ素剤を服用させる必要がある。原子力規制委

員会の判断及び原子力災害対策本部の指示は、安定ヨウ素剤を備蓄している地方公共団体に速やかに伝達されることが必要である。

安定ヨウ素剤の服用に当たっては、次の点に留意すべきである。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

また、安定ヨウ素剤の配布及び服用の方法は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて次のとおりとすべきである。

- ・ P A Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ヨウ素剤の服用について原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用する。ただし、施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の服用の必要性がない段階である施設敷地緊急事態において、優先的に避難する。
- ・ P A Z 以外においては、全面緊急事態に至った後に、原子

員会の判断及び原子力災害対策本部の指示は、安定ヨウ素剤を備蓄している地方公共団体に速やかに伝達されることが必要である。

安定ヨウ素剤の服用に当たっては、次の点に留意すべきである。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

また、安定ヨウ素剤の配布及び服用の方法は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて次のとおりとするべきである。

- ・ P A Z 内においては、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ヨウ素剤の服用について原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用する。ただし、施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の服用の必要性がない段階である施設敷地緊急事態において、優先的に避難する。
- ・ P A Z 外においては、全面緊急事態に至った後に、原子力

力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難又は一時移転と併せて安定ヨウ素剤の配布及び服用について、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従う。

④～⑥ （略）

⑦ 飲食物の摂取制限

飲食物の摂取制限は、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置である。また、飲食物の摂取制限を講ずる際は、必要に応じて摂取制限が措置されている区域の外から代替となる飲食物を提供することも重要である。

具体的な飲食物の摂取制限の措置は、空間放射線量率等に基づき次のとおり講ずべきである。

- ・ （略）
- ・ （略）

前記の飲食物の摂取制限の実施に当たっては、緊急時モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会は、まず飲食物中の放射性核種濃度の測定を行うべき地域について、次に、当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達

施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難又は一時移転と併せて安定ヨウ素剤の配布及び服用について、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従う。

④～⑥ （略）

⑦ 飲食物の摂取制限

飲食物の摂取制限は、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置である。また、飲食物の摂取制限を講ずる際は、必要に応じて摂取制限が措置されている区域の外から代替となる飲食物を提供することも重要である。

具体的な飲食物の摂取制限の措置は、空間放射線量率等に基づき次のとおり講ずるべきである。

- ・ （略）
- ・ （略）

前記の飲食物の摂取制限の実施に当たっては、緊急時モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会は、まず飲食物中の放射性核種濃度の測定を行うべき地域について、次に、当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達

し、これらの地方公共団体が住民等へ周知しなければならない。

⑧・⑨ (略)

(6) (略)

第4～第7 (略)

表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2) (略)

表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)
(発電用原子炉(第2(3)条(1)ただし書の場合を除く。))

注1 表1-1は発電用原子炉の稼働状況と関係する事項を示す。各事項については、関係の事業者に対しては関係事業者が定める事項を示す。2023年。

		原子力事業者(第2(3)条(1)ただし書の場合を除く。)				国(第2(3)条(1)ただし書の場合を除く。)				地方公共団体(第2(3)条(1)ただし書の場合を除く。)			
		事業者	国	地方公共団体	事業者	国	地方公共団体	事業者	国	地方公共団体	事業者	国	地方公共団体
原子力事業者	原子力事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国	国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体	地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業者	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1-1 事業者は、原子力事業者(第2(3)条(1)ただし書の場合を除く。)

表1-2・表1-3 (略)

し、これらの地方公共団体が住民等へ周知しなければならない。

⑧・⑨ (略)

(6) (略)

第4～第7 (略)

表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2) (略)

表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)
(発電用原子炉(第2(3)条(1)ただし書の場合を除く。))

注1 表1-1は発電用原子炉の稼働状況と関係する事項を示す。各事項については、関係の事業者に対しては関係事業者が定める事項を示す。2023年。

		原子力事業者(第2(3)条(1)ただし書の場合を除く。)				国(第2(3)条(1)ただし書の場合を除く。)				地方公共団体(第2(3)条(1)ただし書の場合を除く。)			
		事業者	国	地方公共団体	事業者	国	地方公共団体	事業者	国	地方公共団体	事業者	国	地方公共団体
原子力事業者	原子力事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国	国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体	地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業者	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1-1 事業者は、原子力事業者(第2(3)条(1)ただし書の場合を除く。)

表1-2・表1-3 (略)

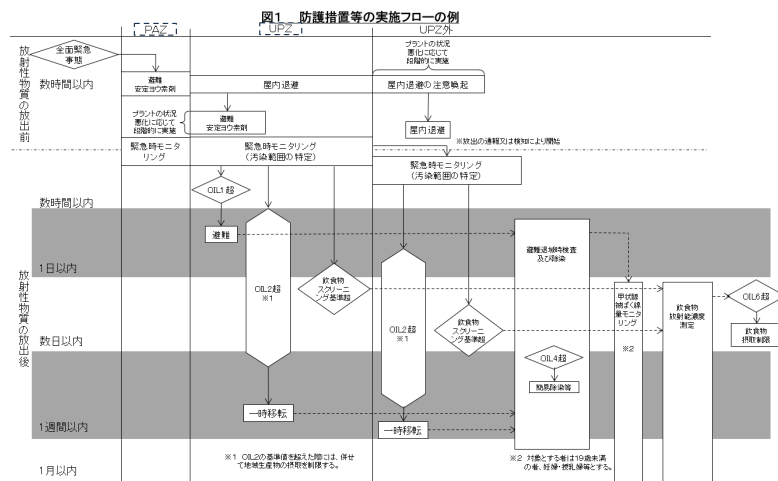


表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

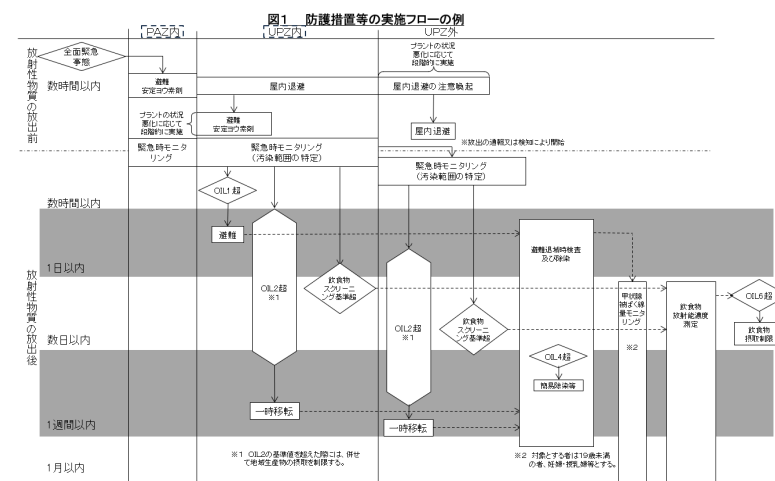


表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

<u>警戒事態を判断するEAL</u>	緊急事態区分における措置の概要
①～⑬ (略) (削る) ⑭・⑮ (略) ⑯ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長（以下「委員長」という。）又は委員長の代行者（以下「委員長代行」という。）が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	(略)

<u>警戒事態を判断するEAL</u>	緊急事態区分における措置の概要
(⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。) ①～⑬ (略) ⑭ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑮・⑯ (略) ⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	(略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

2. ～ 4. (略)

5. 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

2. ～ 4. (略)

5. 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第

43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しないものに限る。) で
あつて、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する
施設であつて照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された
ものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽
内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

<u>警戒事態を判断する E A L</u>	緊 急 事 態 区 分 に お け る 措 置 の 概 要
①～③ (略) (削る) ④ (略) ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が<u>原子 炉施設</u>に影響を及ぼすおそれがあることを認知 した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本 部の設置が必要と判断した場合。	(略)

43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しないものに限る。) で
あつて、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する
施設であつて照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された
ものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽
内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

<u>警戒事態を判断する E A L</u>	緊 急 事 態 区 分 に お け る 措 置 の 概 要
(④に掲げるものについては、中部電力株式会社 <u>浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子 炉の運転等のための施設に限る。)</u>	
①～③ (略) ④ <u>東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発 表された場合。</u> ⑤ (略) ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が<u>原子 力施設</u>に影響を及ぼすおそれがあることを認知 した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本 部の設置が必要と判断した場合。	(略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

6. (略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

6. (略)

7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

<u>警戒事態を判断する E A L</u>	緊急事態区分における措置の概要
①～⑦ （略） （削る）	（略）
⑧～⑩ （略）	

7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

<u>警戒事態を判断する E A L</u>	緊急事態区分における措置の概要
<u>（⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社 浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子 炉の運転等のための施設に限る。）</u>	（略）
①～⑦ （略）	
⑧ <u>東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</u>	
⑨～⑪ （略）	

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態を判断するEAL (沸騰水型軽水炉については、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

8. (略)

9. 原子炉の運転等のための施設(1. から8. までに掲げるものを除く。)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態を判断するEAL (沸騰水型軽水炉については、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

8. (略)

9. 原子炉の運転等のための施設(1. から8. までに掲げるものを除く。)

<u>警戒事態を判断するEAL</u>	緊急事態区分における措置の概要
①・② (略) (削る)	(略)
③・④ (略)	

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

<u>警戒事態を判断するEAL</u> (③に掲げるものについては、中部電力株式会社 浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子 炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
①・② (略)	(略)
③ <u>東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発 表された場合。</u>	
④・⑤ (略)	

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

表3 OILと防護措置について

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要																			
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 $500 \mu\text{Sv/h}$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目的に地域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																			
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準 β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。																			
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 $20 \mu\text{Sv/h}$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目的に地域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。																			
飲食物摂取制限 ^{※6}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 $0.5 \mu\text{Sv/h}$ ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数日内を目的に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき地域を特定。																			
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 <table border="1"> <tr> <th>核種^{※7}</th><th>飲料水</th><th>野菜類、穀類、肉、牛乳・乳製品</th><th>卵、魚、その他</th></tr> <tr> <td>放射性ヨウ素</td><td>300Bq/kg</td><td>2,000Bq/kg^{※8}</td><td></td></tr> <tr> <td>放射性セシウム</td><td>200Bq/kg</td><td>500Bq/kg</td><td></td></tr> <tr> <td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td><td>1Bq/kg</td><td>10Bq/kg</td><td></td></tr> <tr> <td>ウラン</td><td>20Bq/kg</td><td>100Bq/kg</td><td></td></tr> </table>	核種 ^{※7}	飲料水	野菜類、穀類、肉、牛乳・乳製品	卵、魚、その他	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	
核種 ^{※7}	飲料水	野菜類、穀類、肉、牛乳・乳製品	卵、魚、その他																			
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}																				
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg																				
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg																				
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg																				

表3 OILと防護措置について

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要																			
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 $500 \mu\text{Sv/h}$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目的に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																			
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準 β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。																			
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 $20 \mu\text{Sv/h}$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。																			
飲食物摂取制限 ^{※6}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 $0.5 \mu\text{Sv/h}$ ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数日内を目的に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。																			
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 <table border="1"> <tr> <th>核種^{※7}</th><th>飲料水</th><th>野菜類、穀類、肉、牛乳・乳製品</th><th>卵、魚、その他</th></tr> <tr> <td>放射性ヨウ素</td><td>300Bq/kg</td><td>2,000Bq/kg^{※8}</td><td></td></tr> <tr> <td>放射性セシウム</td><td>200Bq/kg</td><td>500Bq/kg</td><td></td></tr> <tr> <td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td><td>1Bq/kg</td><td>10Bq/kg</td><td></td></tr> <tr> <td>ウラン</td><td>20Bq/kg</td><td>100Bq/kg</td><td></td></tr> </table>	核種 ^{※7}	飲料水	野菜類、穀類、肉、牛乳・乳製品	卵、魚、その他	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	
核種 ^{※7}	飲料水	野菜類、穀類、肉、牛乳・乳製品	卵、魚、その他																			
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}																				
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg																				
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg																				
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg																				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。 ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。 ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。 ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様異なる場合には、計数率の換算が必要である。 ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。 ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。 ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E AのG S G—2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。 ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。 ※9 I A E Aでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき<u>地域</u>を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。	※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。 ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。 ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。 ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様異なる場合には、計数率の換算が必要である。 ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。 ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。 ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E AのG S G—2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。 ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。 ※9 I A E Aでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき<u>地域</u>を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。
--	--

(案)

改正 令和 年 月 日 原規放発第 号 原子力規制庁長官決定

原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制庁長官 金子 修一

原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件の一部を改正する規程

原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件（原規放発第2409115号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表 原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件 令和 年 月 日 原子力規制庁 目次 はじめに.....1 第一章 原子力災害拠点病院等に求められる役割.....<u>2</u> 1 原子力災害拠点病院.....<u>2</u> 2 原子力災害医療協力機関.....<u>2</u> 3 原子力災害医療・総合支援センター.....<u>2</u> 4 高度被ばく医療支援センター.....<u>3</u> 5 基幹高度被ばく医療支援センター.....<u>3</u> 第二章 原子力災害拠点病院等の指定等の考え方.....<u>4</u> 1 指定・登録.....<u>4</u> (1) 立地道府県等の役割及び立地道府県等が指定・登録を行う機 関.....<u>4</u>	原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件 令和6年9月11日 原子力規制庁 目次 はじめに.....1 第一章 原子力災害拠点病院等に求められる役割.....<u>3</u> 1 原子力災害拠点病院.....<u>3</u> 2 原子力災害医療協力機関.....<u>3</u> 3 原子力災害医療・総合支援センター.....<u>3</u> 4 高度被ばく医療支援センター.....<u>4</u> 5 基幹高度被ばく医療支援センター.....<u>4</u> 第二章 原子力災害拠点病院等の指定等の考え方.....<u>5</u> 1 指定・登録.....<u>5</u> (1) 立地道府県等の役割及び立地道府県等が指定・登録を行う機 関.....<u>5</u>

(2) 国の役割及び国が指定を行う機関.....	4
2 住民等への周知.....	5
3 指定・登録の取消し.....	5
4 指定要件の見直し.....	5
第三章 原子力災害拠点病院等の指定要件.....	6
1 原子力災害拠点病院.....	6
(1) 基本的な要件.....	6
(2) 医療体制等.....	6
(3) 施設、設備等.....	7
(4) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等.....	8
(5) 原子力災害医療派遣チームの配置等.....	9
(6) その他.....	9
2 原子力災害医療協力機関.....	10
(1) 基本的な要件.....	10
(2) 医療体制等.....	10
(3) 施設、設備等.....	10
(4) 研修、訓練の実施.....	10
(5) 関係機関等への連携体制等.....	11
(6) 他の立地道府県等への派遣体制.....	11
(7) その他.....	11
3 原子力災害医療・総合支援センター.....	12
(1) 医療体制等.....	12

(2) 国の役割及び国が指定を行う機関.....	5
2 住民等への周知.....	6
3 指定・登録の取消し.....	6
4 指定要件の見直し.....	6
第三章 原子力災害拠点病院等の指定要件.....	7
1 原子力災害拠点病院.....	7
(1) 基本的な要件.....	7
(2) 医療体制等.....	7
(3) 施設、設備等.....	8
(4) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等.....	9
(5) 原子力災害医療派遣チームの配置等.....	10
(6) その他.....	10
2 原子力災害医療協力機関.....	11
(1) 基本的な要件.....	11
(2) 医療体制等.....	11
(3) 施設、設備等.....	11
(4) 研修、訓練の実施.....	11
(5) 関係機関等への連携体制等.....	12
(6) 他の立地道府県等への派遣体制.....	12
(7) その他.....	12
3 原子力災害医療・総合支援センター.....	13
(1) 医療体制等.....	13

（２）施設、設備等.....	<u>12</u>
（３）教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等.....	<u>12</u>
（４）原子力災害医療派遣チームの配置等.....	<u>13</u>
（５）原子力災害医療派遣チームの派遣調整.....	<u>13</u>
（６）その他.....	<u>14</u>
４ 高度被ばく医療支援センター.....	<u>15</u>
（１）医療体制等.....	<u>15</u>
（２）施設、設備等.....	<u>16</u>
（３）教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等.....	<u>16</u>
（４）その他.....	<u>17</u>
５ 基幹高度被ばく医療支援センター.....	<u>18</u>
（１）基本的な要件.....	<u>18</u>
（２）医療体制等.....	<u>18</u>
（３）施設、設備等.....	<u>18</u>
（４）教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等.....	<u>18</u>
（５）その他.....	<u>19</u>

はじめに

我が国では、平成１１年９月３０日に株式会社ジェー・シー・オー（JCO）ウラン加工工場において発生した臨界事故を踏まえ、原子力安全委員会が策定した「緊急被ばく医療の在り方について」（平成１３年

（２）施設、設備等.....	<u>13</u>
（３）教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等.....	<u>13</u>
（４）原子力災害医療派遣チームの配置等.....	<u>14</u>
（５）原子力災害医療派遣チームの派遣調整.....	<u>14</u>
（６）その他.....	<u>15</u>
４ 高度被ばく医療支援センター.....	<u>16</u>
（１）医療体制等.....	<u>16</u>
（２）施設、設備等.....	<u>17</u>
（３）教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等.....	<u>17</u>
（４）その他.....	<u>18</u>
５ 基幹高度被ばく医療支援センター.....	<u>19</u>
（１）基本的な要件.....	<u>19</u>
（２）医療体制等.....	<u>19</u>
（３）施設、設備等.....	<u>19</u>
（４）教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等.....	<u>19</u>
（５）その他.....	<u>20</u>

はじめに

我が国では、平成１１年９月３０日に株式会社ジェー・シー・オー（JCO）ウラン加工工場において発生した臨界事故を踏まえ、原子力安全委員会が策定した「緊急被ばく医療の在り方について」（平成１３年

6月、平成20年10月一部改訂)を我が国の緊急被ばく医療体制構築に向けた具体的な指針として位置付け、緊急被ばく医療体制を構築してきた。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に端を発する東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、多くの問題点が明らかとなった。同事故の教訓を踏まえ、従来の緊急被ばく医療体制を十分に活用しつつ、救急医療及び災害医療体制が原子力災害時にも有効に機能するような原子力災害医療体制を構築することが必要となった。

原子力災害対策指針(令和6年10月原子力規制委員会告示第8号)では、原子力災害医療体制の整備の一環として、原子力災害拠点病院(以下「拠点病院」という。)等の指定等を行う必要があることが明記されており、本文書はその役割及び指定要件を定めるものである。

なお、原子力規制委員会を含め、国は、原子力災害時の医療体制が効果的に機能するよう引き続き支援を行っていくこととしている。

6月、平成20年10月一部改訂)を我が国の緊急被ばく医療体制構築に向けた具体的な指針として位置付け、緊急被ばく医療体制を構築してきた。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に端を発する東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故は、緊急作業において被ばくした作業員の対応のみならず、地震及び津波という自然災害と原子力災害が重なった複合災害となり、多数の傷病者への対応として関係機関の連携が必要となった。

このことに鑑み、平成24年9月19日に発足した原子力規制委員会では、「原子力災害時の医療体制の在り方に関する検討チーム」を設置し、従来の緊急被ばく医療体制を十分に活用しつつ、救急医療及び災害医療体制が原子力災害時にも有効に機能するよう検討を重ね、「原子力災害拠点病院等の施設要件」(以下「拠点病院等の施設要件」という。)を定めた。拠点病院等の施設要件の根拠となる原子力災害対策指針(平成27年原子力規制委員会告示第11号)が改正された平成27年8月26日以降、拠点病院等の施設要件に基づいて、「原子力災害拠点病院」(以下「拠点病院」という。)、「原子力災害医療協力機関」(以下「協力機関」という。)、「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」が国又は原子力災害対策重点区域内の道府県(以下「立地道府県等」という。)により指定又は登録され、新たな原子力災害時の医療体制に移行した。

また、拠点病院等の施設要件に基づいて、国及び立地道府県等は、高

度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、拠点病院及び協力機関が施設要件を満たしているかについておおむね3年ごとに確認を行うとともに、国は、おおむね3年ごとに施設要件の見直しを検討することとした。

原子力規制委員会は、拠点病院等の指定から3年目となる平成30年度に向けて、原子力規制委員会委員による現地調査や関係機関との意見交換を行い、拠点病院等の施設要件の課題を抽出し、見直すべき内容について検討した結果、平成30年度には「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」の役割の明確化を行うとともに、「高度被ばく医療支援センター」のうち、中心的・先導的な役割を担う「基幹高度被ばく医療支援センター」を新たな機能として追加することとした。

続く令和3年度の見直しでは、前回と同様の調査検討に加え、「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム」の取りまとめの結果等を踏まえた見直しを行うこととした。具体的には、「基幹高度被ばく医療支援センター」の役割の強化を行うとともに、甲状腺被ばく線量モニタリングの実施に係る機能について明確に規定し、また業務継続計画（Business Continuity Planning：BCPをいう。以下同じ。）の整備を追加することとした。さらに、拠点病院等の施設要件の名称を「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」と改め、それぞれの施設に求められる役割等を別立てにし、要件の位置付けを整理した。

令和5年5月に制定した甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュ

第一章 原子力災害拠点病院等に求められる役割

1 原子力災害拠点病院

拠点病院は、原子力災害時において被災地域の原子力災害医療の中心となる医療機関であり、汚染の有無にかかわらず傷病者を受け入れ、適切な医療を提供する。また、被ばくや汚染を伴う傷病者及びそれらの疑いのある者（以下「被ばく傷病者等」という。）に対しては適切な診療等を行う。

さらに、原子力災害が発生した原子力災害対策重点区域内の道府県（以下「立地道府県等」という。）において救急医療等を行うため、災害医療の知識、技能のほか、被ばく医療に係る専門的知見を有する医師、看護師、診療放射線技師等から構成する「原子力災害医療派遣チーム」を編成¹する。

上記の診療等に加え、避難退域時検査²において簡易除染の結果、基準値を超える避難住民等に対して必要な処置を行うことや、甲状腺

アルを踏まえた実施体制等を整備するためには、原子力災害医療に携わる者の確保を進める必要がある。このため、全国規模で活動体制を有する機関を国が協力機関として指定する枠組みを新たに追加することとした。

原子力規制委員会を含め、国は、原子力災害時の医療体制が効果的に機能するよう引き続き支援を行っていくこととしている。

第一章 原子力災害拠点病院等に求められる役割

1 原子力災害拠点病院

拠点病院は、原子力災害時において被災地域の原子力災害医療の中心となる医療機関であり、汚染の有無にかかわらず傷病者を受け入れ、適切な医療を提供する。また、被ばくや汚染を伴う傷病者及びそれらの疑いのある者（以下「被ばく傷病者等」という。）に対しては適切な診療等を行う。

さらに、原子力災害が発生した立地道府県等において救急医療等を行うため、災害医療の知識、技能のほか、被ばく医療に係る専門的知見を有する医師、看護師、診療放射線技師等から構成する「原子力災害医療派遣チーム」を編成¹する。

上記の診療等に加え、避難退域時検査²において簡易除染の結果、基準値を超える避難住民等に対して必要な処置を行うことや、甲状腺被ばく線量モニタリングにおいて甲状腺のスクリーニングレベル

腺被ばく線量モニタリングにおいて甲状腺のスクリーニングレベルを超えた避難住民等に対して甲状腺の詳細測定を行うなど、立地道府県等が実施する原子力災害対策に協力する。

また、管轄内の協力機関の職員等に対する教育研修を定期的に実施、又は立地道府県等が実施する教育研修に協力する。

- 1 原子力災害医療派遣チームは、被災道府県の原子力災害医療調整官の要請に基づき、原子力災害医療・総合支援センターによる派遣調整を踏まえ、被災道府県内の拠点病院での活動を基本として救急医療等を行う。なお、活動内容等の詳細については、「原子力災害医療派遣チーム活動要領」(令和7年3月31日原子力規制庁放射線防護企画課)に記載している。

2 (略)

2 原子力災害医療協力機関

原子力災害医療協力機関(以下「協力機関」という。)は、原子力災害時において立地道府県等や拠点病院が行う原子力災害対策に協力する機関であり、被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療の提供や、立地道府県等が行う住民等の被ばくや汚染に対する検査(避難退域時検査や甲状腺被ばく線量モニタリング等)に協力する。

3～5 (略)

を超えた避難住民等に対して甲状腺の詳細測定を行うなど、立地道府県等が実施する原子力災害対策に協力する。

また、管轄内の協力機関の職員等に対する教育研修を定期的に実施、又は立地道府県等が実施する教育研修に協力する。

- 1 原子力災害医療派遣チームは、被災道府県の原子力災害医療調整官の要請に基づき、原子力災害医療・総合支援センターによる派遣調整を踏まえ、被災道府県内の拠点病院での活動を基本として救急医療等を行う。なお、活動内容等の詳細については、「原子力災害医療派遣チーム活動要領」(平成29年3月29日原子力規制庁放射線防護企画課)に記載している。

2 (略)

2 原子力災害医療協力機関

協力機関は、原子力災害時において立地道府県等や拠点病院が行う原子力災害対策に協力する機関であり、被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療の提供や、立地道府県等が行う住民等の被ばくや汚染に対する検査(避難退域時検査や甲状腺被ばく線量モニタリング等)に協力する。

3～5 (略)

第二章 原子力災害拠点病院等の指定等の考え方

1 指定・登録

- (1) 立地道府県等の役割及び立地道府県等が指定・登録を行う機関
- 立地道府県等は、拠点病院及び協力機関について、これら施設の役割や原子力災害時における対応体制等を踏まえて立地道府県等が策定する地域防災計画に位置付けるとともに、平時から拠点病院、協力機関等との情報交換、研修、訓練等を通じて、原子力災害時に適時適切に対応できるように努める。あわせて、拠点病院等の協力を得て、関係者に対して原子力災害に関する知識等の普及と理解の増進に努める。

【原子力災害拠点病院】

立地道府県等は、次章に定める原子力災害拠点病院等の指定要件（以下「指定要件」という。）に基づき、第三者によって構成される検討会等の意見も参考にして、拠点病院を指定するものとする。その際、地域の実情に応じて1から3か所程度の医療機関を指定する。

なお、複数の医療機関が連携して拠点病院の機能を担う場合には、地域の実情に応じてグループとして指定することも可能である。その場合は、グループとして指定された拠点病院のうち、立地道府県等が定める基準に従い、中心的な業務

第二章 原子力災害拠点病院等の考え方

1 指定・登録

- (1) 立地道府県等の役割及び立地道府県等が指定・登録を行う機関
- 立地道府県等は、拠点病院及び協力機関について、これら施設の役割や原子力災害時における対応体制等を踏まえて立地道府県等が策定する地域防災計画に位置付けるとともに、平時から拠点病院、協力機関等との情報交換、研修、訓練等を通じて、原子力災害時に適時適切に対応できるように努める。あわせて、拠点病院等の協力を得て、関係者に対して原子力災害に関する知識等の普及と理解の増進に努める。

【原子力災害拠点病院】

立地道府県等は、次章に規定する「原子力災害拠点病院等の指定要件（以下「指定要件」という。）」に基づき、第三者によって構成される検討会等の意見も参考にして、拠点病院を指定するものとする。その際、地域の実情に応じて1から3か所程度の医療機関を指定する。

なお、複数の医療機関が連携して拠点病院の機能を担う場合には、地域の実情に応じてグループとして指定することも可能である。その場合は、グループとして指定された拠点病院のうち、立地道府県等が定める基準に従い、中心的な業務

を実施するものとして「基幹原子力災害拠点病院」を指定する。

【原子力災害医療協力機関】

(略)

(2) 国の役割及び国が指定を行う機関

国（原子力規制委員会）は、平時から国が指定する協力機関、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）との情報交換等を行うとともに、立地道府県等や拠点病院等への支援はこれらの機関を通じて行う。

また、原子力災害時には適時適切にこれらの機関が対応できるように支援する。

【原子力災害医療協力機関】

国（原子力規制委員会）は、第一章 2 に定める協力機関の役割を全国規模で担う協力機関について募集を行い、指定を希望する申請があった場合には、指定要件を満たしていることを確認の上、指定する。

【原子力災害医療・総合支援センター】

を実施するものとして「基幹原子力災害拠点病院」を指定する。

【原子力災害医療協力機関】

(略)

(2) 国の役割及び国が指定を行う機関

国（原子力規制委員会）は、平時から国が指定する協力機関、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）との情報交換等を行うとともに、立地道府県等や拠点病院等への支援はこれらの機関を通じて行う。

また、原子力災害時には適時適切にこれらの機関が対応できるように支援する。

【原子力災害医療協力機関】

国（原子力規制委員会）は、第一章 2 に規定する協力機関の役割を全国規模で担う協力機関について募集を行い、指定を希望する申請があった場合には、指定要件を満たしていることを確認の上、指定する。

【原子力災害医療・総合支援センター】

(略)

【高度被ばく医療支援センター】

(略)

2 (略)

3 指定・登録の取消し

立地道府県等は、指定又は登録を行った拠点病院及び協力機関が指定要件に定める機能を果たせるように適宜指導することとし、おおむね5年ごとに要件を満たしているか確認した上で、指定要件を欠くに至ったと認める場合には、その指定又は登録を取り消すものとする。

国（原子力規制委員会）は、指定を受けた協力機関、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）が指定要件に定める機能を果たせるように適宜指導するものとし、おおむね5年ごとに指定要件を満たしているか確認した上で、指定要件を欠くに至ったと認める場合には、その指定を取り消すものとする。

4 指定要件の見直し

国（原子力規制委員会）は、おおむね5年ごとに指定要件の見直し

(略)

【高度被ばく医療支援センター】

(略)

2 (略)

3 指定・登録の取消し

立地道府県等は、指定又は登録を行った拠点病院及び協力機関が指定要件に定める機能を果たせるように適宜指導することとし、おおむね3年ごとに要件を満たしているか確認した上で、指定要件を欠くに至ったと認める場合には、その指定又は登録を取り消すものとする。

国（原子力規制委員会）は、指定を受けた協力機関、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）が指定要件に定める機能を果たせるように適宜指導するものとし、おおむね3年ごとに指定要件を満たしているか確認した上で、指定要件を欠くに至ったと認める場合には、その指定を取り消す。

4 指定要件の見直し

国（原子力規制委員会）は、おおむね3年ごとに指定要件の見直し

を検討する。

を検討する。

原子力災害対策指針等の改正案（屋内退避の運用、原子力災害拠点病院等の要件確認の頻度）及び意見公募の実施

令和 7 年 6 月 18 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、原子力災害対策指針（以下「指針」という。）に屋内退避の運用に関する検討結果を反映させるとともに、原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件（以下「指定要件」という。）に定める要件確認の頻度等を見直すため、指針及び指定要件の改正案並びに意見公募の実施の了承について諮るものである。

2. 経緯

屋内退避の運用については、原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームにおいて約 1 年にわたって検討が行われ、令和 7 年 3 月 28 日に「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書」が取りまとめられた。令和 7 年度第 1 回原子力規制委員会（令和 7 年 4 月 2 日）において、同報告書を報告するとともに、指針に反映することが了承された。

また、指定要件については、おおむね 3 年ごとに、要件の見直しを検討するとともに、原子力災害拠点病院等の指定又は登録を受けた医療機関等が要件に該当することを確認することとされている。しかし、指定要件については、これまでに 4 回の改正を行った結果、見直しを行う事項も減少してきており、実務も定着して要件を満たさない医療機関も存在せず、現在の頻度で見直す必要性は低くなっている。

3. 指針の改正案（委員会了承事項）

以下を内容とする別紙 1 に示す指針の改正案を了承いただきたい。

（ア）屋内退避の運用に関する改正

- 屋内退避の位置付け（既存の記載事項の適正化）
 - ・ U P Z においては、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施することが主要な防護措置であることを明確にする。
- 屋内退避の継続可否を判断するタイミングの目安（新規事項）
 - ・ 屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後 3 日目を目安としてそれ以降日々行うこととする。
- 屋内退避から避難への切替えの考え方（既存の記載事項の適正化）

- ・物資の不足等により屋内退避中の生活の維持が困難と判断される場合等には、地方公共団体と連携して避難への切替えを判断することを明確にする。

○屋内退避中の一時的な外出（新規事項）

- ・屋内退避中においても、生活を維持する上で最低限必要な範囲で、住民等の一時的な外出や、住民の生活を支える民間事業者等の活動は実施できることを明記する。

○屋内退避の解除要件（新規事項）

- ・新たなプルームが到来する可能性がなく、かつ、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避を解除することを明記する。

○発電用原子炉施設以外の原子力施設に対する屋内退避（新規事項）

- ・発電用原子炉施設以外の原子力施設に係る屋内退避については、避難への切替えや一時的な外出等の運用に関し、UPZの範囲や放射性物質等の放出形態に応じて発電用原子炉施設とは異なる対応をすることが想定されることを明記する。

（イ）指定要件に関する改正

○要件に合致していることの確認の頻度（新規事項）

- ・現行では、「おおむね3年ごと」の頻度で指定要件に合致していることを確認するとしているところ、「おおむね5年ごと」に改める。

（ウ）その他記載の適正化

○記載の適正化を行う主な事項としては、次のとおり。

- ・指針全体の「PAZ」、「PAZ内」、「UPZ」及び「UPZ内」に係る記載の整理を行う。
- ・表2「各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」における「東海地震予知情報」及び「東海地震注意情報」に係る記載を削除する。

4. 指定要件の改正案（委員会了承事項）

以下を内容とする別紙2に示す指定要件の改正案を了承いただきたい。

○冒頭部分「はじめに」の記載内容の簡略化

○要件を満たしているかの確認の頻度の変更

- ・現行では、原子力災害拠点病院等が「おおむね3年ごと」の頻度で指定要件に定める要件を満たしているか確認するとしているところ、「おおむね5年ごと」に改める。

○指定要件を見直す頻度の変更

- ・現行では、「おおむね3年ごと」の頻度で指定要件の見直しを検討しているところ、「おおむね5年ごと」に改める。

5. 意見公募の実施（委員会了承事項）

別紙1に示す指針の改正案について、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募を以下のとおり実施することを了承いただきたい。

あわせて、別紙2に示す指定要件の改正案について、対外的な効力を有する要件確認の頻度の部分が指針の改正内容と同じであるため、任意の意見公募は実施しないことを了承いただきたい。

- 実施期間：令和7年6月19日から7月18日まで（30日間）
- 意見提出の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

6. 今後の予定

意見公募を実施した後、意見公募の結果について、原子力規制委員会に報告を行い、提出意見への回答について了承いただくとともに、指針の改正案及び指定要件の改正案について決定をいただきたい。

なお、指針の改正案について決定が行われた後、検討チーム報告書に記載されているような、屋内退避の具体的な運用の考え方を記載した原子力規制庁名の関連資料案を作成し、原子力規制委員会に諮る予定である。

<別紙>

別紙1 原子力災害対策指針の改正案

別紙2 原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件の改正案